# 機械設備積算基準 (案) (対比表)

平成21年度版

国土交通省 総合政策局 建設施工企画課

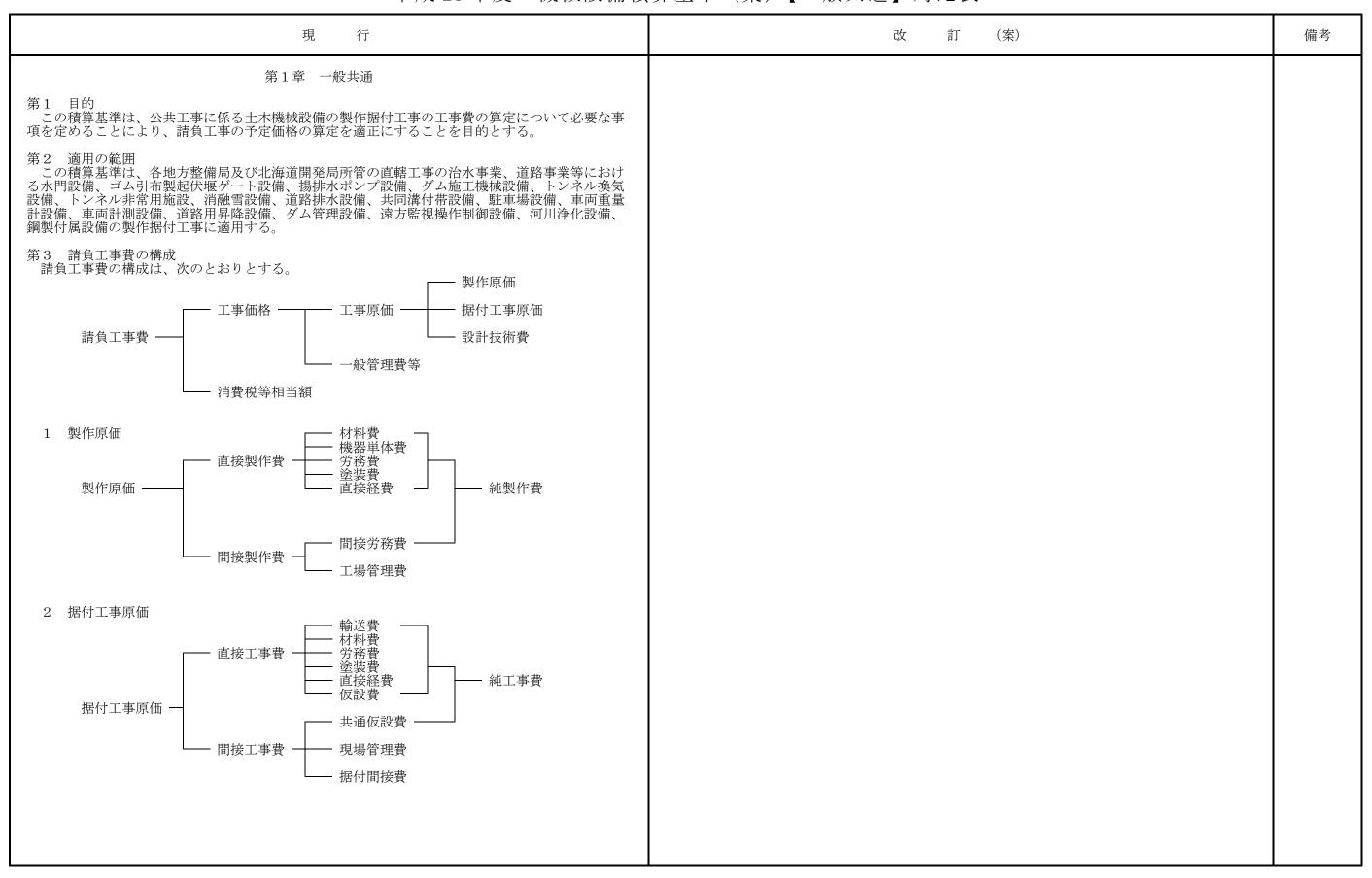
## 機械設備積算基準 (案)

## (改訂一覧)

| 第I編  | 機械設備工事積算基準                               |        | 第Ⅱ編 梯 | 幾械設備点検・整備積算基準                                |       |
|------|--|--------|-------|--|-------|
| 第1章  | 一般共通                                     | (改訂)   | 第1章   | 一般共通   | (改訂なし |
| 第2章  | 1 水門設備                                   |        | 第2章   | 水門設備   | (改訂)  |
| 第1   | 河川用水門設備                                  | (改訂)   | 第3章   | 揚排水ポンプ設備                                     |       |
| 第 2  | ダム用水門設備                                  | (改訂)   | 第 1   | 揚排水ポンプ設備···································· |       |
| 第3章  | ゴム引布製起伏堰ゲート設備                            | (改訂)   | 第 2   | コラム形水中ポンプ設備                                  | (改訂)  |
| 第4章  | ・ 揚排水ポンプ設備                               |        | 第4章   | トンネル換気設備・非常用施設                               | (改訂なし |
| 第1   | - 场班水ホンノ設備<br>- 揚排水ポンプ設備                 | (改訂)   | 第5章   | 道路排水設備                                       | (改訂なし |
| 第 2  | コラム形水中ポンプ設備                              | (改訂)   |       |  |       |
| 第3   | 除塵設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (改訂なし) | 第Ⅲ編 梯 | 幾械設備設計業務委託積算基準                               |       |
| 第5章  | テム施工機械設備                                 | (改訂)   | 第1章   | 一般共通   | (改訂なし |
| 第6章  | こ トンネル換気設備                               |        | 第2章   | 水門設備   | (改訂なし |
| 第1   |  | (改訂)   | 第3章   | 揚排水ポンプ設備                                     |       |
| 第 2  | 送風機設備                                    | (改訂なし) | 第4章   | ダム施工機械設備                                     | (改訂なし |
| 第7章  | ・トンネル非常用施設                               | (改訂なし) | 第5章   | トンネル換気設備・非常用施設                               | (改訂なし |
| 第8章  | 計融雪設備                                    | (改訂)   | 第6章   | 消融雪設備  | (改訂なし |
| 第9章  | 道路排水設備                                   | (改訂なし) | 第7章   | 道路排水設備                                       | (改訂なし |
| 第10章 | 共同溝付帯設備                                  | (改訂なし) | 第8章   | 共同溝付帯設備                                      | (改訂なし |
| 第11章 | f 駐車場設備                                  |        | 第9章   | 遠方監視操作制御設備                                   | (改訂なし |
| 第1   | 自走式駐車場設備                                 | (改訂なし) |       |  |       |
| 第 2  | 機械式駐車場設備                                 | (改訂なし) |       |  |       |
| 第12章 | 車両重量計設備                                  | (改訂なし) |       |  |       |
| 第13章 | 車両計測設備                                   | (改訂なし) |       |  |       |
| 第14章 |  | (改訂なし) |       |  |       |
| 第15章 |  | (改訂なし) |       |  |       |
| 第16章 | 這 遠方監視操作制御設備                             | (改訂)   |       |  |       |
| 第17章 | · 河川浄化設備······                           | (改訂なし) |       |  |       |
| 第18章 | · 鋼製付属設備                                 | (改訂なし) |       |  |       |
| 第19章 |  |        |       |  |       |
|      |  |        |       |  |       |

第 I 編 機械設備工事積算基準

## 第1章 一般共通



| 第4 請負工事費の費目 工事費の費目 1 製作原価    製作原価の費目は、次のとおりとする。 1-1 直接製作費    (1) 材料費    製作に当たって、直接及び補助的に使用される材料の費用である。    (イ) 直接を対料費   |  |
|--|--|
| 政師の帯成要素である製品の製作に関して直接消費され原則としてその製品の基本的実体となって再発える対象との影響の表現を表である製品の製作に関して、補助的に消費され、製作過程において最近の破別を表である製品の製作に関して、補助的に消費され、製作過程に対して製作の製品では他の構成要素となるものの費用である。 (3) 多格費 設備の構成要素となるものの費用である。 (3) 多格費 設備の構成要素となるものの費用である。 (4) 多格費 設備の構成要素となるものの費用である。 (5) 直接注費 (6) では、一般では、一般では、一般に対してすり製品の会製に直接性事する作業者に対して支払れる作為であり、基準内が手、通知主人の製作に必要な小型費、が運転費、特別経費に要する費用である。 (4) 水化費・ 対応の変更なのある製品の製作に必要な小型費、液運転費、特別経費に要する費用にある。 (4) 水化費・ 対応の変更なのあると認められる機型実験乗、特許使用料等に要する費用。 (5) に要する要のあると認められる機型実験乗、特許使用料等に要する費用。 (6) 特別経費・ 特に必要をあると認められる機型実験乗、特許使用料等に要する費用。 (7) 特別経費・ 対応要素を関わると認められる機型実験乗、特許使用料等に要する費用。 (6) は無数が含量、対応型は力に重要が多からいるといまする費用及び製作品の製造設計(2) は無数が含量、対策がよる機能の発力に対すします。 (5) は無数で、大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大 |  |

| 現 行   | 改訂(案) | 備考 |
|---|-------|----|
| (二) 修練推特費 独助、規模、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等 法制 規模、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等 (本) 通信章、公通費及び旅費 会談に要する費用 (大) 公業費 果 ※等の応対に要する費用 (大) 公務費 果 ※等の応対に要する費用 (力) 指別原生費 (工) (力) (本) (工) (工) (工) (工) (工) (工) (工) (工) (工) (工 |       |    |

| 現 行  2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。  2-1 直接工事費 (1) 輸送費 製作工場の所在地から据付現場までの製品の輸送に要する費用である。 (2) 材料費  |
|--|
| 据付工事原価の費目は次のとおりとする。  2-1 直接工事費 (1) 輸送費 製作工場の所在地から据付現場までの製品の輸送に要する費用である。 (2) 材料費  |
| 工事を修正するに当ちり、直接及び種類的に使用される材料の費用である。 (イ) に解析等。 (イ) に解析等。 (イ) に解析等をは、原則として設備の基本的実体となって再現する材料及び節品の費用 (担) に指析的に消費され取付指鑑し近いする代は消滅し、原則として改備の版本的実体と なって再見されな同様の費用  (名) 近く (本) 近く (本) 近に (本) であり、基庫 大事を処工するに当たり直接使多する作業者に対して支払われる資金であり、基庫 大事を処工するに当たり、直接必要な特許使用料、未追先熱電力料、機械凝費、試 運転性数では可能を受ける場合作である。 (本) 近接経験 「正学を処工するに当たり、直接必要な特許使用料、未追先熱電力料、機械凝費、試 運転性数を対象が動態を受いまする作用である。 (イ) 特許が日料 を使用する特許の使用等 「工事を拠工するからに必要とする電域、地質使用料及び用水使用料 (セ) 大温を製造する (本) 経域を要 「工事を拠工するからに必要とする電域器具の配性で、機械資料、運転経費等の合 (研 (本) 機械管理 「工事を拠工するために必要とする環域器具の配性で、機械資料、運転経費等の合 (研 (本) 機械管理 「工事を拠工するために必要とする機械器具の配性で、機械資料、運転経費等の合 (本) (本) 機械管理 「共産を対するために必要とする機械器具の配性で、機械資料、運転経費等の合 (本) (本) 機械管理 「対象が表すると認められる総合設備をに要する要用 特別を要があると認められる利用 (本) |

|   | <u> </u>   |               |
|---|--|---------------|
| 現  行  | 改 訂 (案)  | 備考            |
| d 完成図書等の作成に要する費用 e aから d にまで掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用 (ト) 営繕費 a 現場事務所, 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用 b 労働者宿舎の営繕に要する費用または、労働者の宿泊に要する費用 c 労働者の輸送に要する費用 d 営繕費に係る敷地の借上げ費用 (2) 現場管理費 | d 完成図書 <u>、設備管理台帳</u> 等の作成 <u>及び電子納品等</u> に要する費用 | 土木と表現を合わせ、追記。 |
| 工事を施工するに当たり、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用であ   |  |               |

| (ロ) 事務用息費 (担付工事部門等の事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費 (必) 交通通信費 (四) 工事部門等の企業員の通信表、交通費及び原費 (担) 工事部門等の企業に要する費用 (担) 工事部門等の企業に要する費用 (本) 大型解析 (本) 大型解析 (本) 工事部門等の企業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生 年金保養料の近定の事業主負担額 (ト) 福利収主券 (市) 工事部門等の企業員に保わる慰安娯楽、貸与被服、医療、産中見舞い等福利 (更生文化局勢に関する費用 (手) 動力用水光熱費 (現) 財産日本等間等の電気料、水道料、ガス料、重油等燃料費等に要する費用 (別) 印刷製本費 (別) 印刷製本費 (別) 印刷製本等に要する費用 (別) 印刷製本等に要する費用 (別) 理修工事部門等の電気料、水道料、ガス料、重油等燃料費等に要する費用 (別) 理修工事部門等の世務、機械、自動車等の情事保家科に要する費用 (別) 理修工事部門等の土地、建物等の併集保家科に要する費用 (別) 理修工事部門等の建物、機械、自動車等の指常保険料、火災保険に要する費用 (別) 理校企業 (別) 選問工事部門等の建物、機械、自動車等の指常保険料、火災保険に要する費用 (別) 理校企業 (別) 選問工事部門等の建物、機械、自動車等の指常保険料、火災保険に要する費用 (別) 理校企業 (別) 選問工事部門等の建物、機械、自動車等の租港保険料、火災保険に要する費用 (別) 理校企業 (別) 選問工事部門等の建物、機械、自動車等の租港保険料、火災保険に要する費用 (別) 工事に要求された組役公課と応じ、(力) およれた組役公課と応じ、(力) から (ワ) までに属さない。許費用 |
|---|
| (イ) システム設計に係る従業員並びに間接工の給料手当等。 製作品・機器の製造設計以外のシステム設計等に直接企業した従業員並びに間接工の基準内給与、通動手当、選手当、賞与、退職金及び退職給与引当金祿人額システム設計等に関して設計部門を管理運営するために要する備品、消耗品、事務用品賣、維持修繕費、通信交通費、会證費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製水費、教育訓練費、維費等の費用である。  4 一般管理費等一般管理費等の項目及び内容は、次のとおりとする。 (1) 一般管理費等施工にあたる企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。 (イ) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬 (ロ) 旅籍役及び監査役に対する報酬 (ロ) 旅籍役及び監査役に対する給料、諸手当及び賞与、退職給与引当金線人額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職会 (三) 事務用品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新期、参考図書等の購入費、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等  |

| 現 行   | 改 訂 (案) | 備考 |
|---|---------|----|
| (ト) 交際費 本店及び支店などへの來客等の応対に要する費用 (チ) 法定補利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び原生年金額保験料の法定の事業主責担額 (リ 福利呼及が支店の従業員に保る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶市見舞等、福利厚生等支化活動等に乗り、事成が研究を当る費用 (ス ) カー・用水光流費 第一年 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 |         |    |

| 現 行                   | 改 訂 (案) | 備考 |
|-----------------------|---------|----|
| <ul> <li>第5</li></ul> |         |    |

| TD   | 7/. 57 (//2) | /+tt-y |
|--|--------------|--------|
| 現 行  | 改 訂 (案)      | 備考     |
| (2) 機器単体費 (1) 機器単体費 (1) 機器単体費の検算は(所要量)×(単価)とする。 (3) 分務費の積算は(工数)×(資金)とする。 (3) 分務費の積算は(工数)×(資金)とする。 (4) 免決費の積算は(工数)×(資金)とする。 (5) 機械診論製作上の1日あたりの標準資金は、建設施工企画課長が別に定めるものとする。 (4) 免決費の模算は(定装画額)×(1㎡当りの単価)とする。 ただし、実績等により塗装両の明らかなものはこれによってもよいものとする。 を装金の発力が定は、限し行によるものとする。 (5) 直接後代費 (1) 関本資務費の利益は(間接労務費対象額)×(間接労務費率)とする。 (1) 関本資務費の検算は(間接労務費対象額)×(間接労務費率)とする。 (2) 工場管理費の検算は(間接労務費対象額)×(工場管理費率)とする。 (3) 開金が務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。 (4) 工場管理費の複算は(工場管理費率)から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。 (2) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単作費」を除いた額とする。 (3) 純軟作性に「直接実事費」「間接労務費」の合計額である。 (4) 工場管理費率は表ー1・4によるものとする。 (5) 純菓作用は、本ー1・5による。なお、これによりがたい場合は別途積み上げる。 (4) 工場管理費を非は表ー1・4によるものとする。 (5) 純業費を時の租赁組は、次のとおりとする。 (6) 純業費を助の租赁組は、大のとおりとする。 (7) 輸送費を附積算は、大のとおりとする。 (8) 非常行工事所の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、輸送能離が最も近い党性所企理とする。 (1) 輸送費を助の租赁組は、法したによるものもの輸送起点は、前回契約または元業的と同一とする。 (1) 直接対料費 (1) 直接対料費(所要量)×(単価)とする。 (1) 直接対料費の検算は(所要量)×(単価)とする。 (1) 直接対料費の検算は(所要量)×(単価)とする。 (2) 所要量の算定は対量上げによるものとする。ただし、ボルト、ナット、リベット等で実施率により標準数をの明らかなものはそれによるものとする。 (1) 所要量の得定は対量上げによるものとする。 (1) 所要者の特別が表しのはそれによるものとする。 (1) 所要者の特別が表しのはそれによるものとする。 (1) 所述者の機能を対する。 |              |        |
|  |              |        |

| 現 行  | 改 訂 (案) | 備考 |
|--|---------|----|
| 2) 補助材料費(イ) 補助材料費の積算は(補助材料費対象額)×(補助材料費率)とする。(相助材料費の利益) 接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、くぎ等 第務費 1) 労務費の積算は(工数)×(賃金)とする。 2) 工数は各章で定めた値によるものとする。 2) 工数は各章で定めた値によるものとする。 3) 機械設備据付工の1日あたりの標準賃金は建設施工企画課長が別に定めるものとする。機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」による。 6 後賃金は次の各項の補正を行うものとする。 (イ) 積雪寒冷地(豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1)に定められた地域)における冬期屋外施工については、据付歩掛等の補正として、労務単価を補正する。 (4) 塗装費 1) 塗装費の積算は(塗装面積)×(1㎡当りの単価)とする。ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。ただし、実績等により塗装費の明らかなものはその値でも良い。 (5) 直接経費 1) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金などの資料により決定するものとする。なお、機械経費は「請負工事機械経費積算要領」または「建設機械等賃料積算基準」等によるものとする。2) 機械経費として計上するトラッククレーン、空気圧縮機、発動発電機の経費は、「建設機械等賃料積算基準」によることを標準とする。 (6) 仮設費 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。なお、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特記仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。 |         |    |
| 2-2 間接工事費 (1) 共通仮設費 (イ) 共通仮設費の積算は(共通仮設費対象額)×(共通仮設費率)+(積上げによる費用)とする。 (ロ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。 (ハ) 直接工事費とは、据付工事原価中の「輸送費」「材料費」「労務費」「塗装費」「直接経費」「仮設費」の合計額とする。 (ニ) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。 (ホ) 共通仮設費率は、表-1・6によるものとする。 (ヘ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。 なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大なる工種区分をいう。  1) 運搬費 (イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。 a 建設機械の自走による運搬費は、次のとおりとする。 a 建設機械の自走による運搬費は、次のとおりとする。  |         |    |

| 現  行  | 改 訂 (案) | 備考      |
|---|---------|---------|
| d トラッククレーン油圧式60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用 e 建設機械等の日々回送に要する費用 f 建設機械 機材等(足場材等)の現場内小運搬 (1) 籍上げ海による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積 上げるものとする。 a 質量20 t以上の建設機械の質物自動車等による運搬(トラッククレーン油圧式 6 0 t以下を除く) b 仮設材等(原工板等)の選機 c 老の他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用 準備等の影性流測室や工事着手師の準備費用 b 完成対等がありま物流測室や工事着手師の準備費用 (1) 提付工数なに含まれて必備債は、次のとおりとする。 施工期期中に設ける準値、250年機構と、次のとおりとする。 施工期期中に設ける準値、350年間では、次のとおりとする。 施工期期中に設ける準値、350年間では、次のとおりとする。 (2) 事業損失防止施設費 また関示に提出で発生するとよう。 表に関小性はが値算するものとする。 a 上事施工に伴って業生する疑定、振動、地盤次下、地下水の脈絶等に起因する事業損失を不然に助止することにより必要額を適正に記土げるものとする。 a 上事施工に伴って業生する疑定、振動、地盤次下、地下水の脈絶等に起因する事業損失を不然に助止することの影響、変生費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用 b 手業損失を未然に助止するために必要な調査等に要する費用 4) 安全費 (イ) 共通成費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。 a 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 c 安全用品等の費用 d 安全委員と対しまりまります。 |         | DHI (7) |
|   |         |         |

| (4) 法称を主要 (4) おおいまたで、                           | 現 行  | 改 訂 (案)            | 備考            |
|---|--|--------------------|---------------|
| (2) 検上げ発展による技術で発展ではなのとおりとし、必要報を適正に検上げるものと する。 ( | (イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。 a 据付において施工管理に必要な試験に要する費用 b 据付における出来形管理のための測量、計測、図面作成に要する費用 c 据付における品質管理のための資料の作成に要する費用 d 据付における工程、出来形、品質管理の確認等に必要な写真管理に要する費用 e 据付における工程管理のための資料の作成等に要する費用 f 現場据付試運転報告書等の作成に要する費用 g 据付における完成図書等の作成に要する費用 h 据付における塗装膜厚施工管理に要する費用   | i 品質証明に係る夢田(品質証明費) | 十木レ素祖を        |
|   | (ロ) 積上げ積算による技術管理費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。a マイクロフイルムの作成に要する費用 b コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 c 施工管理項目以外の試験等等別な品質理に要する費用 d その他、現場条件等により積上げを要する費用 e 上記以外に特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用 5 営縛費(の設費率に含まれる営締者は、次のとおりとする。a 現場事務所等の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 c 倉庫及び材料保管場の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 c 倉庫及び材料保管場の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 c 倉庫及び材料保管場の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 c 倉庫及び材料保管場の営繕(設置、市去、維持・補修)に要する費用 c 倉庫及び材料保管場の営繕(設置、市去、維持・補修)に要する費用 c 倉庫及び材料保管場の営繕(設置、市去、維持・補修)に要する費用 c 労働者の輸送に要する費用 c 労働者の輸送に要する費用 c 労働者の輸送に要する費用 c 現場管理方の費用 c 現場等方所、監督員話所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用 c 現場等理費の積算は(現場管理費対象額)×(現場管理費率)とする。2) 現場管理費の積算は(現場管理費対象額)×(現場管理費率)とする。3) 純工事費とは、「直接工事費」「無値貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。4 無質貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。5) 現場管理費率は表土1・7によるものとする。6) 複数工種を一括発すする場合の現場管理費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。なお、主たる工種区分とは、現場管理費対象額が大なる工種区分をいう。 | 、一品質証明に係る費用(品質証明費) | 土木と表現を合わせ、追記。 |

| 現 行   | 改 訂 (案)  | 備考            |
|---|--|---------------|
| なお、機械設備据付工労務費は積雪寒冷地補正、夜間割増等を含んだ価格とする。 3) 据付間接費率は表-1・8によるものとする。 4) 複数工種を一括発注する場合の据付間接費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。  なお、主たる工種区分とは、据付間接費対象額が大なる工種区分をいう。 また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。   |  |               |
| 3 設計技術費 (1) 設計技術費の積算は(設計技術費対象額)×(設計技術費率)とする。 (2) 設計技術費対象額は、「製作原価」「据付工事原価」の合計額とする。 (3) 設計技術費率は表-1・9によるものとする。 (4) 複数工種を一括発注する場合の設計技術費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。 なお、主たる工種区分とは、設計技術費対象額が大なる工種区分をいう。また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。                                     |  |               |
| 4 一般管理費等 (1) 一般管理費等の積算は(工事原価)×(一般管理費等率)とする。 (2) 一般管理費等率は次式により算定した値とする。 一般管理費等率=(標準一般管理費等率)×(前払金支出割合補正係数) ×(機器単体費補正係数)  1) 標準一般管理費等率は表-1・10によるものとする。 2) 前払金支出割合補正係数は表-1・11による。 3) 機器単体費補正係数は表-1・12による。 4) 契約保証にかかる費用は、別途積算する。  |  |               |
| 5 消費税等相当額<br>消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。   |  |               |
| 6 材料等の価格等の取扱い 工事価格にかかる各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。 7 支給品の取扱い (1) 支給品とは設備の製作、据付に際して別途契約により取得した材料、電力、機器単体品、製作品等を請負者に支給するものをいう。 (2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは次のとおりとする。 1)直接材料、電力(ダム関係を除く)は全額を現場管理費算定の対象とする。 2)機器単体品費及び製作品等は現場管理費算定の対象としない。 (3) 支給品は一般管理費等の算定の対象としない。 | (4)「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費 等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は表のとおりとする。  1) 処分費、再資源化施設の受入費を含む。 3) 有利道路利用料  区分 | 土木と表現を合わせ、明文化 |

|                                   |             | 1 /4/2                                 |                                 |    |
|-----------------------------------|-------------|--|---------------------------------|----|
|                                   | 現           | 行                                      | 改訂(案)                           | 備考 |
|                                   |             |  |                                 |    |
| 8 間接製作費の項目別対象表                    |             | 1                                      |                                 |    |
| 項目                                | 間接労務費       | 工場管理費                                  |                                 |    |
| 材料費                               |             | ×                                      |                                 |    |
| 機器単体費                             |             | ×                                      |                                 |    |
| 労 務 費                             |             | 0                                      |                                 |    |
| 塗 装 費                             |             | 0                                      |                                 |    |
| 直接経費                              |             | 0                                      |                                 |    |
| 間接間接労務費                           |             | 0                                      |                                 |    |
| 製作費工場管理費                          |             | _                                      |                                 |    |
| 直接材料                              |             | ×                                      |                                 |    |
| 支給     電     力       品費     機器単体品 |             | ×                                      |                                 |    |
| 製作品                               |             | ×                                      |                                 |    |
| ○:対象とする                           | <b>L</b>    |  |                                 |    |
|                                   | 、 ×:対象とし    | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ |                                 |    |
| 9 間接工事費の項目別対象表                    |             |  |                                 |    |
| 項目                                | 共通仮設費       | 現場管理費                                  |                                 |    |
| 輸送費                               |             | 0                                      |                                 |    |
| 材料費                               |             | 0                                      |                                 |    |
| 労 務 費                             | 0           | 0                                      |                                 |    |
| 塗 装 費                             | 0           | 0                                      |                                 |    |
| 直 接 経 費                           | 0           | $\circ$                                |                                 |    |
| 仮 設 費                             | 0           | 0                                      |                                 |    |
| 共 通 仮 設 費                         | _           | 0                                      |                                 |    |
| 間接(事業損失防止施設費)                     | 0           | ( )                                    |                                 |    |
| 工事費 据 付 間 接 費                     | _           | ×                                      |                                 |    |
| 現場管理費                             | _           | _                                      |                                 |    |
| 直接材料                              |             | 0                                      |                                 |    |
| 支給電力                              |             | 0*1                                    |                                 |    |
| 品費機器単体品                           |             | X                                      |                                 |    |
| 製作品                               |             | ×                                      |                                 |    |
| 32 11 111                         |             | , ,                                    |                                 |    |
| ○ . 牡缶 トナッ                        | ✓ . ₩毎 1. 1 | +31.) J. 1                             | が <i>1</i> 目 <i>板 1</i> 1 1 1 1 |    |
| ○:対象とする                           | 、 ×:対象とし    | //よい * 1 : /                           | > 4 )   対 (                     |    |
|                                   |             |  |                                 |    |
|                                   |             |  |                                 |    |
|                                   |             |  |                                 |    |

|      |           |                  |           | 現 行     |        |
|------|-----------|------------------|-----------|---------|--------|
| 設:   | 計技術費      | 、一般管理費等 <i>0</i> | )項目別:     |         |        |
| P/ 1 | <u> 項</u> |                  | , X H 317 | 設計技術費   | 一般管理費等 |
| #ul  | 材         | 料                | 費         | 0       | 0      |
| 製    | 機         | 器 単 体            | 費         | 0       | O* 2   |
| 作    | 労         | 務                | 費         | 0       | 0      |
| 臣    | 塗         | 装                | 費         | 0       | 0      |
| 原    | 直         | 接経               | 費         | 0       | 0      |
| 価    | 間接        | 間接労              | 務費        | 0       | 0      |
|      | 製作費       | 工場管              | 理費        | 0       | 0      |
| 据    | 輸         | 送                | 費         | 0       | 0      |
| 1/12 | 材         | 料                | 費         | 0       | 0      |
| 付    | 労         | 務                | 費         | 0       | 0      |
| 工    | 塗         | 装                | 費         | 0       | 0      |
|      | 直         | 接経               | 費         | 0       | 0      |
| 事    | 仮         | 設                | 費         | 0       | 0      |
| 原    | 間接        |                  | 設 費       | 0       | 0      |
|      | 工事費       | 据付間              |           | 0       | 0      |
| 価    |           | 現場管:             | 理費        | 0       | 0      |
|      |           | 貸付機械等評           |           | X       | ×      |
| 設    | 1         |                  | 費         | _       | 0      |
| 支    | 直         | 接材               | 料         | 0       | ×      |
| 支給品費 | 電         |                  | 力         | X       | ×      |
| 費    |           | 器 単 体            |           | ×       | ×      |
|      | 製         | 作                | 品         | ×       | ×      |
|      |           | ○:対象とす           | トる ×      | :対象としない | * 2:補〕 |
|      |           |                  |           |         |        |
|      |           |                  |           |         |        |
|      |           |                  |           |         |        |

|  | 現 行        | ÷                             | 改 訂 (案)  | 備考                      |
|--|------------|-------------------------------|--|-------------------------|
| 表-1・1  | 材 料 割      | 増率                            |  |                         |
| 材料名  | 割 増 率      | 備    考                        |  |                         |
| 鋼板・ステンレスクラッド鋼板                               | 1 2        |                               |  |                         |
| ステンレス鋼板                                      | 1 2        |                               |  |                         |
| 銅板   | 2 5        |                               |  |                         |
| 形鋼・平鋼<br>ステンレス平鋼、ステンレス形鋼                     | 1 0        |                               |  |                         |
| 棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼                           | 2 0        | 鉄筋・PC鋼線は含まない                  |  |                         |
| 鋼管、銅管などの管材                                   | 1 0        |                               |  |                         |
| 炭素鋼  | 1 5        | ポンプ主軸に適用                      |  |                         |
| 鋳鉄   | 2 0        |                               |  |                         |
| II   | 1 0        | ポンプケーシング吸吐出管に適用               |  |                         |
| 鋳鋼   | 3 0        |                               |  |                         |
| 11   | 2 0        | ポンプ羽根車に適用                     |  |                         |
| ステンレス鋳鋼                                      | 2 0        | ポンプ羽根車に適用                     |  |                         |
| 銅合金鋳物  | 4 0        |                               |  |                         |
| 11   | 2 0        | ポンプ羽根車に適用                     |  |                         |
| 鍛鋼   | 3 0        |                               |  |                         |
| アルミニウム合金鋳物                                   | 2 0        | 換気設備のファンロータに適用                |  |                         |
| アルミニウム合金 板材                                  | 1 2        |                               |  |                         |
| アルミニウム合金 形材・管材                               | 1 0        |                               |  |                         |
| (注) ステンレス鋼板で中形及び大型機械加工を伴う場合の材料割増築表 1・2 ス ク ラ | 率は、25 %と   | する。                           | 表-1・2 ス ク ラ ッ プ の 該 当 品 目                                    |                         |
| 材料名  |            | ラップの該当品目                      | 材料 名 スクラップの該当品目  |                         |
| 鋼板・ステンレスクラッド鋼板                               | 特級A        |                               | 鋼板・ステンレスクラッド鋼板 <u>ヘビーH1</u>                                  | スクラッフ<br>目の名称変<br>に伴い、修 |
| ステンレス鋼板・銅板<br>ステンレス平鋼、ステンレス形鋼                | ステンレス<br>銅 | 鋼板:ステンレス屑<br>板:銅屑(並)          | ステンレス鋼板・銅板<br>ステンレス平鋼、ステンレス形鋼 ステンレス形鋼                        | に伴い、修                   |
| 形鋼・平鋼  | 特級A        |                               | 形鋼・平鋼  |                         |
| 棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼                           | 普通棒銀ステンレス  | 풱 ・ 丸 鋼:鋼ダライA<br>鋼棒・丸鋼:ステンレス屑 | 棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸 普 通 棒 鋼 ・ 丸 鋼: 鋼グライ粉 A ステンレス鋼棒・丸鋼: ステンレス新断 |                         |
| 鋼管、銅管などの管材                                   | 錙          | 管:特級A<br>管:銅屑(並)              | 鋼管、銅管などの管材<br>鋼  |                         |
| 鋳鉄   | 銑ダライ       |                               |  |                         |
| 鋳鋼   | 鋼ダライA      |                               |  |                         |
| 銅合金鋳物  | 黄、青銅鋳      | 物屑(並)                         | 銅合金鋳物  |                         |
| 河山口 不论生心                                     |            |                               |  | 1                       |
| 鍛鋼   | 鋼ダライA      |                               | 一 鍛鋼   <u>鋼ダライ粉み</u>   |                         |

|                           |          |                       | 世界本中(采) | 備        |
|---------------------------|----------|-----------------------|---------|----------|
|                           |          |                       | 以 司 (余) | <u> </u> |
|                           | 間接労務     |                       |         |          |
| 工種区分                      | 間接労務費率(% |                       |         |          |
| 水門設備、除塵設備ダム施工機械設備         | 7 5      | 水門設備のうち河川用小形水門は除く     |         |          |
| 河川用小形水門設備、消融雪設備<br>鋼製付属設備 | 6 0      |                       |         |          |
| 易排水ポンプ設備<br>トンネル換気設備      | 9 0      |                       |         |          |
| 表-1・4                     | 工場管理     | 費率                    |         |          |
| 工種区分                      | 工場管理費率(% | ) 備 考                 |         |          |
| 水門設備、除塵設備<br>ダム施工機械設備     | 3 0      | 水門設備のうち河川用小形水<br>門は除く |         |          |
| 河川用小形水門設備、消融雪設備<br>鋼製付属設備 | 2 5      |                       |         |          |
| 揚排水ポンプ設備<br>トンネル換気設備      | 3 5      |                       |         |          |
|                           |          |                       |         |          |
|                           |          |                       |         |          |
|                           |          |                       |         |          |
|                           |          |                       |         |          |
|                           |          |                       |         |          |
|                           |          |                       |         |          |
|                           |          |                       |         |          |
|                           |          |                       |         |          |
|                           |          |                       |         |          |
|                           |          |                       |         |          |
|                           |          |                       |         |          |
|                           |          |                       |         |          |
|                           |          |                       |         |          |
|                           |          |                       |         |          |

|                  |      |                      | 現 行  |                                 |
|------------------|------|----------------------|--|---------------------------------|
|                  |      | 表-1・5                | 新設工事輸送費(沖縄・離島を除く)  | 1                               |
|                  | 区    |                      | 輸送費[円]   | 「x」の定義                          |
| 7<br>7<br>7<br>1 | 小形水  | プレートガーダ構<br>造ローラーゲート | $(x \times D < 1,500 $ の場合)<br>y = (58.8x + 155) × D + 51,000  |                                 |
|                  | 肖    | プレートガーダ構<br>造スライドゲート | $(x \times D \ge 1,500 $ の場合)<br>y = (26.5x + 70) × D + 116,000  |                                 |
| en mal.          | 中    | プレートガーダ構<br>造ローラゲート  | (x × D < 1,500 の場合)<br>y = (44.9x + 337)×D + 51,000  |                                 |
| 河川用水<br>門設備      | ・大形畓 | プレートガーダ構 造角落し        | $(x \times D \ge 1,500 $ の場合)<br>$y = (20.2x + 152) \times D + 116,000$  | 扉体面積[㎡/門]<br>※門数                |
|                  |      | シェル構造ローラゲート          | (x × D < 1,500 の場合)<br>y = (135x - 1,594) × D + 51,000<br>(x × D ≥ 1,500 の場合)<br>y = (60.9x - 717) × D + 116,000 |                                 |
|                  | 起伏堰  | 起伏ゲート                | 「小形水門 10(㎡/門)未満」及び「中・大<br>形水門、堰10(㎡/門)以上」に準ずる。   |                                 |
|                  | 放流   | 三方水密ラジアル<br>ゲート      | $y = (30.7x - 242) \times D + 1,226,000$   |                                 |
|                  | 藩    | 四方水密ラジアル             | $y = (252x - 643) \times D + 1,226,000$  |                                 |
|                  | 制水   | 四方水密ローラ              | $y = (105x + 694) \times D + 1,226,000$  | - 扉体面積[㎡/門]<br>※門数              |
|                  | 制水設備 | 四方水密スライド             | $y = (55.8x + 797) \times D + 1,226,000$   |                                 |
| ダム用水<br>門設備      |      | 大容量放流管               | $y = (12.4x - 811) \times D + 1,226,000$   | 放流管体積[m³]<br>×条数                |
| 1 3 15% (11)     | 放流管  | 大容量放流管<br>(整流板のみ)    | $y = (6.17x - 170) \times D + 1,226,000$   | 面積[m²]×面数                       |
|                  |      | 小容量放流管               | $y = (7.42x + 28) \times D + 1,226,000$  | 放流管体積[m³]<br>×条数                |
|                  | 取水   | 直線多段ゲート              | $y = (55.5x + 922) \times D + 1,226,000$   | 扉体面積[㎡/門]<br>×門数                |
|                  | 騺    | 円形多段ゲート              | $y = (112x - 132) \times D + 1,226,000$  | 体積[m³]×門数                       |
|                  | 小名・ノ | 容量放流設備ゲート<br>バルブ     | $y = (1.54x - 980) \times D + 63,000$  | 口径[mm]×門数<br>(適用範囲:<br>x ≥ 700) |
| ゴム引布類            | 製起状  |                      | (x × D < 1,500 の場合)<br>y = (17.4x + 12) × D + 51,000<br>(x × D ≥ 1,500 の場合)<br>y = (7.80x + 5) × D + 116,000     | 扉体面積[㎡/門]<br>※門数                |
|                  |      | 固定機場                 | $y = (7.70x + 805) \times D + 104,000$   | ポンプ叶出島                          |
| 揚排水ポン<br>設備      | ンプ   | 水中ポンプ<br>( φ 400 以上) | $y = (11.0x + 264) \times D + 104,000$   | ポンプ吐出量<br>「m min」×台<br>数        |
|                  |      | 水中ポンプ<br>( φ 400 未満) | 「道路排水設備」に準ずる。  |                                 |
|                  |      | 除塵設備                 | $y = 52.0x \times D + 145,000$   | 対象設備質量[t]                       |
| ダム施工権            | 機械記  | <b></b> 投備           | $y = 26.6x \times D + 1,226,000$   | 対象設備質量[t]                       |

|   |  | 現 行  |  |
|---|--|--|--|
|   | E /\   | # W # [m]  | 「」の学業  |
| トンネル換気設備  | 区 分<br>ジェットファン・<br>ブースタファン   | 輸送費[円] $y = (0.16x - 132) \times D + 124,000$  | 「x」の定義  ファンロ径[mm] ※台数 (適用範囲: x ≧ 1000)       |
| トンネル非常<br>用施設   | 消火設備   | $y = 73.9x \times D + 170,000$   | 対象設備質量[t]                                    |
|   | 消雪設備<br>(散・送水管)  | y = 71.5x + 25,000   | 散・送水管の延長<br>[m]                              |
| 消融雪設備   | 消雪設備<br>(ケーシング管・ス<br>トレーナ・揚水管)   | y = 348x + 73,000  | ケーシング <sup>*</sup> 管+ストレーナ<br>+揚水管の延長<br>[m] |
|   | 融雪設備   | y = 337x + 24,000  | 融雪面積[m²]                                     |
| 道路排水設備<br>(φ 400 未満の  | )揚排水ポンプ含)  | $y = (0.85x + 44) \times D + 103,000$  | ポンプロ径<br>[mm]×台数                             |
| 共同溝付帯設備   | 前  | $y = 215x \times D + 69,000$   | 対象設備質量[ t ]                                  |
| 註車場設備   |  | $y = 30.6x \times D + 180,000$   | 対象設備質量[ t ]                                  |
| 車両重量計   | 重量計  | (x × D < 1,500 の場合)<br>y = 83.9x × D + 51,000<br>(x × D ≥ 1,500 の場合)<br>y = 37.8x × D + 116,000  | 対象設備質量[t]                                    |
| 設備  | 軸重計  | $y = 75.1x \times D + 140,000$   | 対象設備質量[ t ]                                  |
| 路用昇降設值  | 前  | $y = 88.2x \times D + 130,000$   | 対象設備質量[ t ]                                  |
| ×   | 昇降設備<br>(エレベータ)  | 「道路用昇降設備」に準ずる。   |  |
| ダム管理設備  | 流木止設備  | $y = 52.9x \times D + 199,000$   | 対象設備質量[t]                                    |
| 遠方監視操作制   | 御設備  | $y = 89.9x \times D + 98,000$  | 対象設備質量[ t ]                                  |
| 鋼製付属設備  |  | $y = 33.6x \times D + 46,000$  | 対象設備質量[ t ]                                  |
| H<br>  A<br>  A<br>  A<br>  A<br>  A<br>  A<br>  A<br>  A<br>  A<br>  A | は 1,000 円未満を切り<br>式は、各章で定める<br>ポンプ設備には救急<br>設備には、プレキャ<br>ナ属設備」の算定式が<br>用するものとし、他 | おいて、「x」は「xの定義」によるも象設備質量」は輸送品の質量とする。<br>1捨てるものとする。<br>構成機器全ての輸送費である。<br>排水ポンプ設備は含まれないことから、<br>スト製品の輸送には適用しないものと<br>は、鋼製付属設備単独の工事及び水門等の設備の算定式には付随する鋼製付属<br>据付架台等)を含んでいる。 | 別途積上げにし、別途積上げ                                |

|   |          |                               |               |               |         | ette la |
|---|----------|-------------------------------|---------------|---------------|---------|---------|
|   |          | 見 行                           |               |               | 改 訂 (案) | 備考      |
|   | 表-1・6 共  | 通仮設                           | 費 率           |               |         |         |
| 対象額   | 300 万円以下 | 300 万円を越え                     | 25億円以下        | 5億円を越え<br>るもの |         |         |
| 適用区分工種区分  | 下記の率とする。 | (1)の算定式よ<br>率とする。た7<br>下記による。 | り算出されただし、変数値は | 下記の率とする。      |         |         |
| 工程区分  |          | A                             | b             |               |         |         |
| 水門設備、ゴム引布製起伏堰ゲート設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備  | 19.81    | 240.90                        | -0.1675       | 8.41          |         |         |
| 揚排水ポンプ設備、除塵設<br>備   | 17.80    | 212.61                        | -0.1663       | 7.60          |         |         |
| 対象額   | 300 万円以下 | 300 万円を越え                     | と2億円以下        | 2億円を越え<br>るもの |         |         |
| 適用区分工種区分  | 下記の率とする。 | (1)の算定式よ<br>率とする。た7<br>下記による。 | り算出されただし、変数値は | 下記の率とする。      |         |         |
| 工俚区方  |          | A                             | b             |               |         |         |
| 道路付帯設備<br>(トンネル換気設備・トン<br>ネル非常用施設・消融雪設<br>備・道路排水設備・共同溝<br>付帯設備・車両重量計設<br>備)       | 24.01    | 762.79                        | -0.2319       | 9.07          |         |         |
| (1) 算定式     Kr = A・P <sup>b</sup> ただし Kr : ま     P : 対     A・b: ②  (注) Krの値は、小数点以 | 共通仮設費率(% | 入して 2 位止め                     | とする。          |               |         |         |

|   |  | 玛   | 1 行  |                    |               |  |  | 改   | 訂 (案)   |    |   | 備考                   |
|---|--|---|--|--------------------|---------------|--|--|---|---|----|---|----------------------|
|   | 表  | -1・7 現  | 場管理  | 費率                 |               |  |  |   |   |    |   |                      |
|   | 対象額  | 300 万円以下  | 300 万円を越え  | え 5 億円以下           | 5億円を越え<br>るもの |  |  |   |   |    |   |                      |
| T 拍   | 適用区分   | 下記の率とする。  | (1)の算定式よ<br>率とする。た<br>下記による。                     | こり算出された<br>だし、変数値は |               |  |  |   |   |    |   |                      |
| 上.相   | 重区分  |   | A  | b                  |               |  |  |   |   |    |   |                      |
| 水門設備場がいる。   | 前、ゴム引布製起伏<br>対備、ダム施工機械<br>ブム管理設備   | 20.62   | 41.99  | -0.0477            | 16.15         |  |  |   |   |    |   |                      |
|   | ポンプ設備、除塵設  | 22.64   | 87.29  | -0.0905            | 14.25         |  |  |   |   |    |   |                      |
|   | 対象額  | 300 万円以下  | 300 万円を越え  | え2億円以下             | 2億円を越え<br>るもの |  |  |   |   |    |   |                      |
|   | 適用区分   | 下記の率とす<br>る。  | (1)の算定式よ<br>率とする。た<br>下記による。                     | こり算出された<br>だし、変数値は | -             |  |  |   |   |    |   |                      |
| 工租  | 重区分  | - 0   | A  | b                  |               |  |  |   |   |    |   |                      |
| 道路付売  | お設備<br>スル換気設備・トラ設<br>お用施設・消融電子<br>おおれ設備・基<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が<br>が | 20.56   | 49.41  | -0.0588            | 16.06         |  |  |   |   |    |   |                      |
| 付帯設備)   | 備・車両重量計設   |   |  |                    |               |  |  |   |   |    |   |                      |
| (1)第  | 上<br>京定式<br>「o=A・P <sup>b</sup>  | :現場管理費 <sup>達</sup> :対象額(円)   | 率(%)   |                    |               |  |  | 表-1・8   | 据付間接費   | 率  |   |                      |
| (1) 第   | <br> <br>  perion  | :対象額(円)<br><del></del>  | 率 (%)  | 備                  | 考             |  | 工種区  |   | 据 付 間 接 費 据付間接費率(%)                                     | 率備 | 考 |                      |
| (1) 第<br>J  | i定式<br>o=A・P <sup>b</sup><br>ただし Jo<br>P<br>工 種 区 分  | :対象額(円)<br><del></del>  | 間接費率(%)  | 備                  | 考             | 水門   | 水門等  | 分新設   | 据付間接費率(%)   |    | 考 | <br>  解析の結<br>  修繕工事 |
| (1) 第<br>J  | i定式<br>o=A・P <sup>b</sup><br>ただし Jo<br>P<br>工 種 区 分  | :対象額(円)<br><del></del>  |  | 備                  | 考             | 水門   | 水門等  | 分<br>新設<br>維持修繕                                 | 据付間接費率(%) 130 140                                       |    | 考 | 解析の結修着がたり            |
| (1)第<br>J<br>水 門  | i定式<br>o=A・P <sup>b</sup><br>ただし Jo<br>P<br>工 種 区 分  | : 対象額(円)  | 間接費率(%)  | 備                  | 考             | 水門設備   | 水門等  | 分<br>新設<br>維持修繕<br>新設                           | 据付間接費率(%) 130 140 80                                    |    | 考 | 解析の結修着工事を定。          |
| (1)第<br>水 門<br>水 備  | 京定式  | : 対象額(円) 据付   | 130  | 備                  | 考             | 設備   | 水門等<br>河川用小形<br>水門設備   | 分<br>新設<br>維持修繕<br>新設<br>維持修繕                   | 据付間接費率(%)<br>130<br>140<br>80<br>90                     |    | 考 | 解析の結修を新たり            |
| (1) 第<br>水 門<br>ボ 端   | 京定式  | : 対象額(円) 据付   | 130 80 90  | 備                  | 考             | 設備ゴム引  | 水門等<br>河川用小形<br>水門設備<br>別布製起伏堰ゲー   | 分<br>新設<br>維持修繕<br>新設<br>維持修繕                   | 据付間接費率(%)<br>130<br>140<br>80<br>90<br>90               |    | 考 | 解析の結婚を新たり            |
| (1)第<br>水 門<br>設 備<br>ゴム引<br>揚排水:   | 京定式  | : 対象額(円) 据付   | 計<br>130<br>80<br>90<br>140                      | 備                  | 考             | 設<br>ゴム引<br>揚排ス  | 水門等 河川用小形水門設備 川布製起伏堰ゲー kポンプ設備  | 分<br>新設<br>維持修繕<br>新設<br>維持修繕                   | 据付間接費率(%)<br>130<br>140<br>80<br>90<br>90<br>140        |    | 考 | 解析の結果を新たり            |
| (1)第<br>水 門<br>設 備<br>ゴム引<br>揚排水<br>除塵設   | 京定式  | : 対象額(円) 据付   | 計制接費率(%)<br>130<br>80<br>90<br>140<br>110        | 備                  | 考             | 設<br>ボ<br>ゴム引<br>揚排ス<br>除<br>摩<br>記  | 水門等 河川用小形水門設備 川布製起伏堰ゲー kポンプ設備 投備   | 分<br>新設<br>維持修繕<br>新設<br>維持修繕                   | 据付間接費率(%)<br>130<br>140<br>80<br>90<br>90<br>140<br>110 |    | 考 | 解析の結果を定。             |
| (1) 第<br>水 門<br>設 備<br>ゴ 揚排水<br>除塵設<br>ダム施  | 京定式  | : 対象額(円) 据付   | 計<br>130<br>80<br>90<br>140                      | 備                  | 考             | 設<br>ボ<br>ゴム引<br>揚排プ<br>除<br>塵<br>記<br>ダムが   | 水門等 河川用小形水門設備 川布製起伏堰ゲー ドポンプ設備 空備 を工機械設備  | 分<br>新設<br>維持修繕<br>新設<br>維持修繕<br>・ト設備           | 据付間接費率(%)<br>130<br>140<br>80<br>90<br>90<br>140        |    | 考 | 解析を定。                |
| (1) 第<br>水 門 備 ム オ 株 と が ト 用 を が よ か に か に か に か に か に か に か に か に か に か  | 京定式  | <ul><li>: 対象額(円)</li><li>据付</li><li>構</li><li>構</li><li>ご非常</li><li>雪設備</li></ul> | 計制接費率(%)<br>130<br>80<br>90<br>140<br>110        | 備                  | 考             | 設<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>が<br>ト<br>ル<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に | 水門等  河川用小形水門設備  川布製起伏堰ゲー  ドポンプ設備  とが、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が  | 分<br>新設<br>維持修繕<br>新設<br>維持修繕<br>ト設備            | 据付間接費率(%)<br>130<br>140<br>80<br>90<br>90<br>140<br>110 |    | 考 | 解析の結果を定。             |
| (1) 第<br>水 門<br>ボ 端<br>ボ 設 ボ<br>場 な<br>が よ<br>が よ と<br>が ま と<br>が よ と<br>が よ と<br>が ま と<br>が よ と<br>が ま と<br>が よ と<br>が よ と<br>が ま と<br>が よ と<br>が ま と<br>が ま と<br>が ま と<br>が よ と<br>が よ と<br>が ま と<br>が よ と<br>も と<br>が よ と<br>も と<br>が よ と<br>も と と<br>も   | 京定式  | <ul><li>: 対象額(円)</li><li>据付</li><li>構</li><li>構</li><li>ご非常</li><li>雪設備</li></ul> | 十間接費率(%)<br>130<br>80<br>90<br>140<br>110<br>110 | 備                  | 考             | 設<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>が<br>ト<br>ル<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に | 水門等 河川用小形水門設備 川布製起伏堰ゲー ドポンプ設備 空備 を工機械設備  | 分<br>新設<br>維持修繕<br>新設<br>維持修繕<br>ト設備            | 据付間接費率(%) 130 140 80 90 90 140 110                      |    | 考 | 解析の指表で               |
| (1) ゴ<br>水 設 ゴ<br>揚 塵 ム ン施<br>路<br>排 塵 ム ン施<br>路<br>排<br>上<br>に<br>よ<br>は<br>よ<br>は<br>よ<br>よ<br>よ<br>よ<br>よ<br>よ<br>に<br>よ<br>に<br>よ<br>に<br>よ<br>に<br>よ<br>に<br>よ<br>に<br>よ<br>に<br>よ<br>に<br>に<br>よ<br>に<br>よ<br>に<br>よ<br>に<br>よ<br>に<br>よ<br>に<br>よ<br>に<br>に<br>よ<br>に<br>に<br>よ<br>に<br>に<br>よ<br>に<br>に<br>に<br>よ<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に  | 京定式  | <ul><li>: 対象額(円)</li><li>据付</li><li>構</li><li>構</li><li>で書設備</li></ul>            | 130<br>80<br>90<br>140<br>110<br>110             | 備                  | 考             | 設<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ   | 水門等  河川用小形水門設備  川布製起伏堰ゲー  ドポンプ設備  とが、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が  | 分<br>新設<br>維持修繕<br>新設<br>維持修繕<br>- ト設備<br>- ト設備 | 据付間接費率(%) 130 140 80 90 90 140 110 110                  |    | 考 | 解析の工まりを定っている。        |
| (1) ず<br>(1) ず<br>(1) ず<br>(1) が<br>(1) が<br>(1) が<br>(1) が<br>(1) が<br>(1) が<br>(2) が<br>(2) が<br>(3) が<br>(4) が<br>(4) が<br>(5) が<br>(5) が<br>(6) が<br>(6) が<br>(7) | 京定式  | <ul><li>: 対象額(円)</li><li>据付</li><li>構</li><li>構</li><li>で書設備</li></ul>            | 130<br>80<br>90<br>140<br>110<br>110<br>90       | 備                  | 考             | 設<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ<br>ボ   | 水門等  河川用小形水門設備  が大型を でする では できます からまま できます できます からます からます からます からます からます かっとう かっとう かっとう かっとう かっとう かっとう かっとう かっとう | 分<br>新設<br>維持修繕<br>新設<br>維持修繕<br>- ト設備<br>- ト設備 | 据付間接費率(%) 130 140 80 90 90 140 110 110 90               |    | 考 | 解修を定。                |

|   | 現           | 行                             |                   |                     | 改訂(案) | 備考 |
|---|-------------|-------------------------------|-------------------|---------------------|-------|----|
| 表一  | 1・9 標 準     | 設計 技 後                        | <b>青</b> 率        |                     |       |    |
| 対象額   | 1000 万円以下   | 1000 万円を越                     | え 10 億円以下         | 10 億円を越<br>え<br>るもの |       |    |
| 適用区分<br>工種区分  | 下記の率とする。    | (1)の算定式よ<br>率とする。たた<br>下記による。 | り算出された<br>ごし、変数値は | 下記の率とする。            |       |    |
|   |             | A                             | b                 |                     |       |    |
| 水門 ボリス が が が が が が が が が が が が が が が が が が が                                    | 3.32        | 23.589                        | -0.1217           | 1.89                |       |    |
| ゴム引布製起伏堰  | 4.22        | 743.22                        | -0.3209           | 0.96                |       |    |
| 揚排水ポンプ設備  | 4.47        | 65.910                        | -0.1669           | 2.07                |       |    |
| ダム施工機械設備  | 4,28        | 13.580                        | -0.0717           | 3.07                |       |    |
| トンネル換気設備  | 2.77        | 47.925                        | -0.1769           | 1.23                |       |    |
| 対象額   | 500 万円以下    | 500 万円を越え                     | 2億円以下             | 2億円を越え<br>るもの       |       |    |
| 適用区分 工種区分   | 下記の率とする。    | (1)の算定式よ<br>率とする。たた<br>下記による。 | り算出された<br>ごし、変数値は | 下記の率とする。            |       |    |
| 工俚区分  |             | A                             | b                 |                     |       |    |
| 河川用小形水門設備   | 3.68        | 350.05                        | -0.2953           | 1.24                |       |    |
| 除塵設備  | 3.77        | 170.04                        | -0.2469           | 1.52                |       |    |
| ダム管理設備  | 3.62        | 70.164                        | -0.1922           | 1.78                |       |    |
| トンネル非常用施設   | 3.21        | 43.530                        | -0.1690           | 1.72                |       |    |
| 車両重量計   | 3.55        | 25.921                        | -0.1289           | 2.21                |       |    |
| 消融雪設備   | 2.80        | 351.05                        | -0.3131           | 0.88                |       |    |
| 道路排水設備・共同<br>溝付帯設備  | 4.34        | 40.425                        | -0.1447           | 2.54                |       |    |
| 鋼製付属設備<br>(単独工事に適用)   | 3.68        | 350.05                        | -0.2953           | 1.24                |       |    |
| 1) 算定式<br>Se=A・P <sup>b</sup><br>ただし Se : 設<br>P : 対<br>A・b:変<br>ら) Seの値は、小数点以下 | 象額(円)<br>数値 |                               | <b>こ</b> する。      |                     |       |    |

|                    | + 放 21 年 及 機 做 設 佣 惧 昇 基 华<br>  | (未) 【   |    |
|--------------------|---|---------|----|
|                    | 現 行   | 改 訂 (案) | 備考 |
|                    | ₹-1·10 標準一般管理費等率  |         |    |
| 対 象 額              | 標準一般管理費等率   |         |    |
| 500万円以下            | 16.03 %   |         |    |
| 500万円を超え<br>30億円以下 | G <sub>1</sub> =-1.5434Log(C <sub>1</sub> )+26.368<br>ただし、G <sub>1</sub> :標準一般管理費等率(%)<br>C <sub>1</sub> :対象額(単位:円) |         |    |
| 30億円を超えるもの         | 1 1. 7 4 %  |         |    |
| (注) Gュの値は、小        | 数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  |         |    |
| 表-                 | 1・11 前払金支出割合補正係数  |         |    |
| 前払金支出割合 C          | 1%から 5%を超え 15 % を超 25 % を超 35 % を超 え 25 %以下 2 5 %以下 3 5 %以下 4 0 %以下   |         |    |
| 補 正 係 数 1          | . 05 1. 04 1. 03 1. 01 1. 00  |         |    |
| (注) なお、各機関で        | 別途定めているところは各機関の定めによる。   |         |    |
| 表                  | ₹-1·12 機器単体費補正係数  |         |    |
|                    | 1 -     K       1 . 2 5       4体費補正係数(小数)       5価に占める機器単体費の比率(小数)  |         |    |
|                    | 第3位を四捨五入して2位止めとする。  |         |    |
|                    |   |         |    |
|                    |   |         |    |
|                    |   |         |    |
|                    |   |         |    |
|                    |   |         |    |
|                    |   |         |    |
|                    |   |         |    |
|                    |   |         |    |
|                    |   |         |    |
|                    |   |         |    |
|                    |   |         |    |
|                    |   |         |    |
|                    |   |         |    |

基準の解説

| 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一   |       | T  |
|---|-------|----|
| 現  行  | 改訂(案) | 備考 |
| 第1章 一般共通<br>[解] 1 製作原価<br>1-1 直接製作費<br>(1) 材料費  | 現行どおり |    |
| <ul> <li>1)ボルトナットは部品費として1式計上する。 なお、ボルトナットについて、部品費率に含まれている工種は、積上げ計上は不要である。</li> <li>2)直接材料について、ボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのロープ溝、ネジ溝等はグロス質量の積上げを標準とする。 なお、「主要部材」のみを積上げる工種については「主要部材」について適用する。</li> <li>3)直接材料費の単価は、物価資料、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。</li> </ul>            |       |    |
| (2) 労務費 機械設備製作工の定義は、下記のとおりとする。 工場において機械設備の製作に従事する者で機械設備の工場製作について相当程度 の技能を有志、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者 a.原寸図の作成 b.原材料への罫書き c.原材料の切断 d.部材の溶接 e.部材の窓み等の矯正 f.旋盤、フライス盤等による部材の機械加工 g.部材及び製造物等の仕上げ加工 h.個々の部材等の組立及び仮組立(各種調整を含む) i.電気部品の取付、配線 j.各製作工程における段取り k.各製作工程における殺取り |       |    |
| (3) 塗装費 溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。  1-2 間接製作費 (1) 間接労務費費・工場管理費  |       |    |
| <ul> <li>「解] 2 据付工事原価</li> <li>2-1 直接工事費</li> <li>(1) 輸送費(修繕)</li> <li>1)修繕の輸送費の積算は、表-1及び表-2による。なお、これによりがたい場合は別途積上げる。</li> <li>2)輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。</li> <li>3)継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。</li> </ul>             |       |    |

|  |  | 現 行   |  | 改 訂 (案) | 備考 |
|--|--|---|--|---------|----|
| 本歩掛の適用範  | 表-1<br>短囲は、100 < x × D   | 修繕工事輸送費(沖縄を除く)<br>とする。  |  | 現行どおり   |    |
|  | 区 分  | 輸 送 費 [円]   | 「x」の定義   |         |    |
| 小形水門     中・大形水門、堰     起伏堰     放流設備     制水設備     放 流 管     取水設備 | プ造 プ造 プ造 プ造 シゲ 起 3ゲ 4ゲ オト オー イケ オト ガゲ ガド ガゲ ガー ロー・ファー・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | (100 < x × D < 1,500 の場合) y = 83.9x × D + 51,000  (x × D ≥ 1,500 の場合) y = 37.8x × D + 116,000  投影面積 10[㎡/門]以上は「中・大形水門、堰」、10[㎡/門]未満は「小形水門」 に準ずる。 |  |         |    |
|  | L<br>容量放流設備ゲート<br>ベルブ  | _   |  |         |    |
| ゴム引布製起料  | 犬堰   | (100 < x × D < 1,500 の場合)<br>y = 83.9x × D + 51,000<br>(x × D ≥ 1,500 の場合)<br>y = 37.8x × D + 116,000   |  |         |    |
|  | 固定機場<br>水中ポンプ<br>( φ 400 以上)   | $y = 50.7x \times D + 104,000$  |  |         |    |
| 揚排水ポンプ<br>設備   | 水中ポンプ<br>( φ 400 未満)   | 「道路排水設備」に準ずる。   | <ul><li>対象設備質量[t]</li><li>(適用範囲:</li><li>100 &lt; x × D)</li></ul> |         |    |
|  | 除塵設備   | $y = 52.0x \times D + 145,000$  |  |         |    |
| ダム施工機械   | 设備<br>   | 「ダム用水門」、「放流設備」、「制水設備」、「放流管」、「取水設備」に準ずる。   |  |         |    |

| 現 行   |   |  |   | 改 訂 (案) | 備考 |
|---|---|--|---|---------|----|
|   |   |  | 5 - 4-26  | 現行どおり   |    |
| 区<br>2  |   | 輸送費[円]   | 「x」の定義  |         |    |
| トンネル換気 ジョ 設備 ブー   | エットファン・<br>ースタファン   | $y = 91.4x \times D + 124,000$   |   |         |    |
| トンネル非常 消火用施設  | 火設備   | $y = 73.9x \times D + 170,000$   |   |         |    |
| 消融雪設備 消気 (ケトル)  | 雪設備<br>散・送水管)<br>雪設備<br>アーシング管・ス<br>レーナ・揚水管)<br>雪設備   | _  |   |         |    |
| 道路排水設備<br>(φ 400 未満の揚掠  | 排水ポンプ含)   | $y = 84.6x \times D + 103,000$   |   |         |    |
| 共同溝付帯設備   |   | $y = 215x \times D + 69,000$   | 一対象設備質量[t]  |         |    |
| 駐車場設備   |   | _  | - (適用範囲:<br>100 < x × D)  |         |    |
| <b>土工で見りま</b>   | 量計  | _  |   |         |    |
| 車両重量計設 軸重   | 重計  | $y = 75.1x \times D + 140,000$   |   |         |    |
| 道路用昇降設備   |   | _  |   |         |    |
| 昇降 (コダム管理設備)  | 降設備<br>エレベータ)   | _  |   |         |    |
| 流木止設備<br>係船設備   | $y = 52.9x \times D + 199,000$  |  |   |         |    |
| 遠方監視操作制御記   | 設備  | $y = 22.8x \times D + 99,000$  |   |         |    |
| 鋼製付属設備  |   | $y = 33.6x \times D + 46,000$  |   |         |    |
| は1,000<br>2. 「Aの00<br>2. 「Aのの<br>3. 「Aの<br>4. 「<br>4. 「<br>4. 「<br>4. 「<br>4. 「<br>4. 「<br>4. 「<br>4. 「 | 円未満を切り捨て<br>三式は、「据付」を<br>までの<br>動まで<br>が属設備」の<br>が属で<br>ものと<br>でのと<br>でのと<br>でのと<br>でのと<br>でのと<br>でのと<br>でのと<br>で | おいて、「x」は「xの定義」によるもま設備質量」は輸送品の質量とする。なてるものとする。における現場までの輸送」、「整備を行う各々算出するものとする。合は表ー2により算出するものとする。合は表ー2により算出するものとする。まずは、鋼製付属設備単独の工事に適用工事の場合、撤去は表ー1を5新設工事が、設置においては別途積上げるものを対象注する場合は本歩掛を準用できる場所工機械設備、遠方監視操作制御設何 | り工場への輸送」、<br>するものとする。<br>多繕工事輸送費に<br>事輸送費にて算出<br>さする。<br>ものとする。ただ |         |    |

| 十八21十尺 域似以闸俱异名   | 玄字(杂)   | <u> </u> |
|--|---------|----------|
| 現 行  | 改 訂 (案) | 備考       |
| 表-2 修繕工事輸送費(沖縄を除く)<br>本歩掛の適用範囲は、0 < x × D ≦ 100 とする。   | 現行どおり   |          |
| 区 分 輸送費[円] 「x」の定義  |         |          |
| 全工種 $y = 693x \times D + 11,352$ 対象設備質量[t] (適用範囲: $0 < x \times D \le 100$ )   |         |          |
| (注) 1. 輸送費[円]の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D]は<br>想定輸送距離[km]、「対象設備質量」は輸送品の質量とする。なお、輸送費[円]<br>は1,000円未満を切り捨てるものとする。<br>2. 上記算定式は、「据付製品における現場までの輸送」、「整備を行う工場への<br>輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。<br>3. 修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は表-1及び表-2修繕工事輸送費に<br>て算出を行うものとするが、設置においては表-1・5新設工事輸送費にて算出<br>を行うものとする。 |         |          |
| (2) 材料費 1)直接材料費の単価は、物価資料、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。 2)据付材料費の算出対象労務費は、積雪寒冷地補正等は行わないものとする。 3)生コンクリート、電線、電線管等を土木工事あるいは、電気工事歩掛により積算する場合の材料割増及び補助材料費は当該工事歩掛による。 ただし、機械設備の据付工数に含まれる電気配線等については、据付直接材料費として計上し、雑材料は、当該設備の補助材料費率をもって算出する。 なお、機側操作盤以降の電気配線および配管について、各工種区分で率計上の場合は積上計上不要である。         |         |          |
| (3) 直接労務費<br>機械設備据付工の定義は、下記のとおりとする。<br>現場において機械設備の据付に従事する者で機械設備の現場据付について相当程度<br>の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労務者。<br>なお、現場代理人若しくは主任技術者(監理技術者)としての業務を行う労働者、<br>補助的作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は<br>除く。   |         |          |
| a. 据付基準線の芯出し罫書き<br>b. 据付用架台等の仮設物設置<br>c. 各機器の搬入及び吊り込み・固定<br>d. 部材の溶接<br>e. 溶接材の歪み等の矯正<br>f. 溶接部の仕上げ加工<br>g. ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定<br>h. 個々の機器等の接続及び各種調整<br>i. 機械設備における総合試運転調整<br>j. 各据付工程における段取り   |         |          |
| (4) 共通仮設費<br>1)鋼製付属設備を単独で発注する場合の共通仮設費率は原則として主体となる設備の<br>工種区分を適用するものとする。<br>2)塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。<br>3)河川浄化設備の共通仮設費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。  |         |          |
| <ul><li>(5) 現場管理費</li><li>1)鋼製付属設備を単独で発注する場合の現場管理費率は原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。</li><li>2)塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。</li><li>3)河川浄化設備の現場管理費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。</li></ul>   |         |          |

|   |         | 1  |
|---|---------|----|
|   | 改 訂 (案) | 備考 |
| (6) 据付間接費 1) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。<br>2) 河川浄化設備の据付間接費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。  | 現行どおり   |    |
| [解] 3 設計技術費<br>(1) 設計技術費(システム設計にかかる費用)と製作原価における、間接労務費及び工<br>場管理費で計上する製造(製作)設計にかかる費用の区分は表-3のとおりとする。  |         |    |
| 表-3 システム設計と製造設計の定義  |         |    |
| システム設計にかかる費用製造(製作)設計にかかる費用  |         |    |
| ・発注設計図書の確認・確定仕様に基づく製作品の設計及び検  |         |    |
| <ul> <li>・発注設計図書の確認 ・最適設計、細部計画等の立案 ・設計計算書の作成 (開閉荷重等) ・実施仕様書、全体取扱説明書の作成 ・設計に関する打合せ資料の作成 ・設計に関する打合せ資料の作成 ・機器単体品の注文仕様書の作成 ・他工事(土木・建築等)との取合確認 等の資料作成</li> <li>・確定仕様に基づく製作品の設計及び検 ・製作品の強度計算書等の作成 ・製作品の詳細数量表の作成 ・製作品に組込む材料・部品の注文仕様 書の作成 ・製作品に組込む材料・部品の注文仕様 書の作成 ・ 鉄鍛鋼部品の製作に必要な材料手配資料の作成</li> </ul>  |         |    |
| ・工事全体および構成機器の完成状態を<br>示す図面の作成(全体図、組立図等)<br>・フローシート<br>・システムシーケンス図の作成<br>・機器単体品の注文図面の作成<br>・機器単体品の注文図面の作成<br>・据付工事図面(基礎図、配管配線図等)<br>・他工事(土木・建築等)との取合確認<br>等に必要な図面の作成   |         |    |
| 設計技術費で計上間接労務費・工場管理費で計上  |         |    |
| (2) 塗装工事(現場塗替え工事)は設計技術費を計上しない。また、修繕工事で内容が設備の修繕の場合は設計技術費を計上し、塗装(塗替え)の修繕の場合は設計技術費を計上しない。<br>(3) 河川浄化施設の設計技術費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。  |         |    |
| [解] 4 材料費等の価格等の取扱い<br>工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税相当分を含まないもの   |         |    |
| とする。 (1) 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に105分の100を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。 (2) 材料費等 材料費の価格については、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入れに要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。 |         |    |
| なお、設計単価は、各地方整備局(以下「局」という。)設定単価(局統一単価、県別単価、地区単価をいう。)、局特別調査単価(定期調査)、局特別調査単価(臨時調査)、物価資料(「建設物価」、「積算資料」をいう。)掲載価格または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。標準歩掛のない労務工数については、材料費と同様に局特別調査単価(臨時調査)、見積りをもとに決定するものとする。また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記によりがたい場合は事前に本局担当課と協議のうえ別途決定する。  1) 局設定単価による場合  a. 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する単価である。               |         |    |

| 現 行  ② ) 物価管料による場合 a 1 の方法によりがたい場合は、準価の決定は、物価資料に掲載されている実勢 値格の平均値を採用する。 ただし、一方の受料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 ただし、公表価格として掲載されている資料価格は、メーカ等が一般に公表している販売希 違価権であり、実物価格と見なため、簡質に用いる単価としない。 ただし、公表価格で、割引率(第0 の表示がある資材は、その割引率(額) を乗 じた (減した) 価格を確認に用いる単価としても。 a 1 ) 及びこり、にもがたい場合は、単価の決定は局特別調査単価(定期調査)によ るも 1 ) 及びこり、にもがたい場合は、単価の決定は局特別調査単価(定期調査)によ るも 1 ) 及びこり、ともがたい場合は、単価の決定は局特別調査単価(定期調査)によ るも 2 時別調査単価(定期調査とし、権数の事務所が必要とする資材に何いて調査を行い、(局特別調査単価(定期調査)とは、本局担当課において、各本所が必要とする資材について調査を行い 決定するものである。 (局特別調査単価(企用調査)とは、本局担当課において、各本所が必要とする資材について調査を行い 決定するものである。 (場付別制理工程価(企用調査)とは、局特別調査単価(臨時調査)とし なお、日本開発工程価(企用調査と対し、の方法によりがたい場合は、局特別調査単価(臨時調査)として本局担当課にて調査を行いが料準価格を対するものとある。 なお、日本単において調達価格(材料目格と、見替りによって決定することも可能とする。 と、見報りを採用で易得のの手間は、次によるものとする。 イ)調達価格を材料価格とは関本の表の差には、見替りによって決定することも可能とする。 別理のを採用で易得の手間は、次によるものとする。 イ)調達価格を材料価格とは関本の表の差には関本しての方円、対策の表の手間は、次によるものとする。 イ) 調達価格を材料価格とは関本の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表 | (現行でおり、   |  |         |    |  |  |
|---|---|--|---------|----|--|--|
| a、1) の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢 価格の平均値を採用する。 ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 なお、適用時期は所見とする。 b、公表価格をとして掲載されている資材価格は、メーカ等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格を展れるため、預算に用いる単価としたい。 ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗 じた(歳じた)価格を積算に用いる単価としない。 ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗 じた(歳じた)価格を積算に用いる単価とする。 3 局特別調査単価(定期調査)はよる場合 a、1) 及び2)によりがたい場合は、単価の決定は局特別調査単価(定期調査)によ るものとする。 局特別調査単価(定期調査)とは、本局担当課において、参事務所が必要とする<br>資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い 決定するものである。 (局特別調査単価(定期調査)とは、本局担当課において、参事務所が必要とする<br>資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い 決定するものである。) 4 1 1、2)及び3)の方法によりがたい場合は、局特別調査単価(臨時調査)とし て本局担当無にて調査を行い材料単価を決定するものである。 なお、局特別調査単価(臨時調査)は、各事務所において資材価格割査が必要な資材 (1事務所例のみにおいて調達価格(相特価を使用する場合のである。 か。おは、1 1 事において調達価格(材料単価がと使用する場合の手順は、次によるものとする。 り、治教育が発料単価が10 10 円未満の場合、か つ1資材の材料単価が10 10 円未満の場合、か の2 積初を採用する場合の手順は、次によるものとする。 イ)調達価格(材料単価本を使用数量)が、10 0 万円以上であ るかの判断をするために発注担当課長から参考見積りなる別に依頼し、1 0 10 10 以上、 1  | a. 1) の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料に基礎されている実勢 (能参の平均値を持力) る。 たい、   | 現 行  | 改 訂 (案) | 備考 |  |  |
| なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。 また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積は不要とする。 ロ)見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。 なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。 ハ)正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。 5)価格変動が著しい場合 主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。  「解】5 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整については次のとおりとする。 (1)調整対象となる工事  「調整対象となる工事   | (1) 現工事の施工業者と随意契約方式で発注する工事とする。 ただし、上記に該当しない場合でも仮設物(指定仮設物及び当該現場で積算工法 上必然的に仮設せざるをえない仮設物)が共用出来る場合は、その部分のみについ て調整する。 (1) 繰越、国庫債務負担行為工事の取扱い 現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。 2) 調整の対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、 その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変 更は行わない額で調整するものとする。 なお、積算体系が異なる異種の工事は調整しない。(仮設物が共用できる場合はその部分のみ調整する。) | a. 1)の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢 価格の平均値を採用する。 ただし、一方の資料にしい掲載のないものについては、その価格とする。 ただし、一方の資料にしい掲載されている資材価格は、メーカ等が一般に公表している販売希 望価格であり、実勢価格と思なるため、経算に用いる単価としない。 ただし、公表価格として掲載されている資材価格は、メーカ等が一般に公表している販売希 望価格であり、実勢価格と異なるため、経算に用いる単価としない。 ただし、公表価格をで、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗 した(域にた)価格を提出なるため、単価の決定は局特別調査単価(定期調査)による場合 a. 1のとする。)によりがたい場合は、単価の決定は局特別調査単価(定期調査)による場合 「高特別調査単価(定期調査)とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材制であるがと認調査とし、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い、決定するものである。)  4) 1)、2)及び3)の方法によりがたい場合は、局特別調査単価(臨時調査)として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものである。 なお、局特別調査で低(臨時調査)として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものである。 なお、自時別調査で低(臨時調査)として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものについて行うものとする。 も、なお、1工事において必要などきも合わりについて行うものとする。 も、なお、1工事において必要などきも合わりについて行うものとする。 く対析材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。 イ)調達価格(材料価が10万円未満の場合について行うものとする。 イ)調達価格(材料価が10万円未満)又は特別調査単価(100万円以上、また、はで対の材料単価が10万円未満)又は特別調査単価(100万円以上、また、同一工事の1資材の材料単価が10万円未満)又は特別調査単価(100万円以上、また、地下事が再分を指定する。また、他工事の実養見積に不要とする。 こ)見積りを徴収する場合は、形状で対よ、出質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の変材単価の対りを徴収する場合は、形状で対し、現まの対し、現まの対し、現まで表し、事務所とから見積を確認を行う。 また、他工事の実養見積に不要とする。 こ)見積りを徴収する場合は、形状で表し、現まの理様を経済していては、その部分のみについては、表お、見積価格に集まが表となる工事。 (グ) 現しまの過光を表し、事が所となることとを確認する。 1)調整対象となる工事・通言数分のよれ、発達となる工事の設計を翻点は当該通加工事が発は、見報で積算工法上必然的に仮設せざるをえないが促設物となる現工事の設計を翻点を翻点を翻える。 2)調整対象は、国本に修うはで、物理を対象している時点の対しなの対しまが発きとなる工事 (グ) 現まの対しなの対しなが、対しなの対しまでは、対しなの対しなの対しなが、対しなの対しなの対しなの対しなの対しなの対しなの対しなの対しなの対しなの対しなの |         |    |  |  |

| 現 行  | 改 訂 (案)          | 備考 |
|--|------------------|----|
| 处 1∫   | 以 iJ (余 <i>)</i> | 1  |
| (2) 共通仮設費の調整計算について 1) 積上げ計算部分は、実態に合わせて調整する。 2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は,現工事と.当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種(それぞれ純工事費の大きい方の工種)の共通仮設費率を適用する。 3) 率計算部分の調整計算の方法 現工事と当該追加工事の共通仮設費を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。 (イ) 調整の一般式は次のとおりとする。  A≦(D×γ1) −B×γ2  A: 当該追加工事の共通仮設費  B: 現工事の対象額  ∇1: Dに相当する主たる工種の共通仮設費率  γ2: Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率  ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零円とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要量よりも大きい場合は当該所要額とする。 | 現行どおり            |    |
| (3) 現場管理費の調整計算の方法  1) 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。  2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種(それぞれ純工事費の大きい方の工種)の現場管理費率を適用する。  3) 調整の一般式は次のとおりとする。  A ≤ (D × β 1)・B × β 2  A : 当該追加工事の現場管理費  B : 現工事の純工事費  D : 合算工事の対象額  β 1: Dに相当する主たる工種の現場管理費率  β 2: Bに相当する現工事の工種の現場管理費率  ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。            |                  |    |
| <ul><li>(4)設計技術費の調整計算の方法<br/>設計技術費の積算にあたっても(3)現場管理費と同じ扱いとする。</li><li>(5) 一般管理費等の調整計算の方法</li></ul>  |                  |    |
| 現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。 A ≦ (D×α1×δ1) -B×α2×δ2+C×β A : 当該追加工事の一般管理費等 B : 現工事の工事原価(中止期間中の現場維持費等の費用を含む) C : 当該追加工事の調整後の工事原価 D : 合算工事の工事原価 α1: Dに相当する一般管理費等率 α2: Bに相当する現工事の一般管理費等率 β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正値 δ1: 前払い金支出割合による補正係数 現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合はBとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数 -般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数          |                  |    |

| 現 行   | 改 訂 (案)  | 備考 |
|---|--|----|
| [解] 6 連続発注工事における工数補正 同一形状・規格・同施工現場のものを連続(同一年度内)して同一業者に随意契約方式により別途工事を発注する場合は、製作工数について必要に応じ製作数による補正 (同一年度内の製作数を加えた補正)を行うものとする。 なお、据付工数については同時期・現場、同等規模・形式の場合のみ補正するものとする。 (1) 製作工数 追加工事の製作工数=Υ×(A+B)×α1-Υ×Α×α2   | 現行どおり  |    |
| Y :標準工数 (1門又は1台当り工数) A :前工事の数量 (門又は台数) B :追加工事の数量  α <sub>1</sub> :数量 (A+B) に対応する工数補正率  α <sub>2</sub> :数量Aに対応する工数補正  (2) 据付工数  製作工数と同様に補正する。   |  |    |
| [解] 7 土木工事に機械設備を含めて発注する場合<br>土木工事に機械設備を含めて発注する場合の機械設備工事の積算は単独に一般管理費<br>等まで積算し、単純に土木工事と合算する。<br>なお、機械設備の積算額は土木工事経費等の対象外とする。  |  |    |
| [解] 8 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 (1) 共通仮設費調整計算の一般式 A≦D×β₁-B×β₂ A: 当該追加工事の共通仮設費 B: 現工事の共通仮設費 B: 現工事の共通仮設費対象額 D: 合算工事の共通仮設費対象額 β₁: Dに相当する改正基準による共通仮設費率 β₂: Bに相当する改正基準による共通仮設費率 |  |    |
| (2) 現場管理費<br>現場管理費の積算にあたっても(1)共通仮設費と同じ扱いとする。<br>(3) 設計技術費<br>設計技術費の積算にあたっても(1)共通仮設費と同じ扱いとする。  |  |    |
| なお、現工事の設計技術費対象額は、改正基準による設計技術費対象費目により、<br>算出するものとする。<br>(4) 一般管理費等   |  |    |
| A ≦ D × α 1 × δ 1 − B × α 2 × δ 2 + C × β A: 当該追加工事の一般管理費等 B: 現工事の工事原価 C: 当該追加工事の調整後の工事原価 D: 合算工事の工事原価  |  |    |
| 旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。   | 「解」9 詳細設計を含めた発注方式による設計費の加算<br>機械設備工事にて詳細設計を含めた発注方式による場合は、必要に応じて当該設計費に相<br>当する費用を別途を計上するものとするが、当該設備における詳細設計業務委託費の20%<br>を当該設計費とみなして計上してもよい。なおこの場合は当該設計費を一括計上により計<br>上するものとする。 |    |

第 2 章 水 門 設 備 第 1 河川用水門設備

|  | T  |    |
|--|--|----|
| <u> </u>   | 改 訂 (案)  | 備考 |
| 第1 河川用水門設備 1 適 用 範 囲 この基準は、水門設備の製作、据付に適用する。 1-1 区分及び構成 水門設備の区分及び構成は表-2・1のとおりとする。   | 第1 河川用水門設備 1 適 用 範 囲 この基準は、 <u>河川用</u> 水門設備の製作、据付に適用する。 1-1 区分及び構成 水門設備の区分及び構成 水門設備の区分及び構成は表-2・1のとおりとする  |    |
| 表-2・1 区分及び構成 区 分 構 成  小形水門 扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備等 中・大形水門、堰 扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備等 中・大形水門、堰 扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備等 起伏堰 扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備等 を 操作橋、管理橋、階段、手摺等 (注)1. 小形水門とは、樋門・樋管、水路等に使用される、河川用水門のうち、扉体面積が10㎡未満のプレートガータ構造のローラゲート・スライドゲートをいう。 2. 中・大形水門とは、樋門・樋管、水門に使用されるプレートガーダ構造のローラゲート、水門・堰等に使用されるシェル構造のローラゲート、水門・堰等に使用されるシェル構造のローラゲート、地震の修理時に使用されるプレートガータ構造の角落レゲートのことをいう。 但し、津波対策を目的とした水門設備は対象としない。 3. 起伏堰とは、堰等に使用される鋼製の起伏ゲートをいい、トルク軸式のものを対象とする。 4. 河川用水門は構造用炭素鋼製、ステンレス鋼製を対象としており、全鋳鉄製・全アルミニウム製及びFRP製の設備には適用できないので、別途積算すること。 5. 水門設備に付随する、管理橋、階段、防護柵等の付属設備の製作据付は「第18章鋼製付属設備」によるものとする。 |  |    |
| 2 直接製作費 2-1 材料費 (1) 材料費の構成 材料費の構成は、次のとおりとする。 材料費 = 主要部材費 + 副部材費 + 部品費 + 補助材料費 (2) 主要部材費 1) 主要部材費の積算は、次式による。なお、各区分毎の主要部材の範囲は、表-2・4のとおりとする。 主要部材費 = 主要部材所要量 × 主要部材単価 2) 主要部材の所要量の算定及び主要部材単価は「第1章一般共通第⑤1-1(1)1)」 直接材料費に準ずる。   | (2) 主要部材費  1) 主要部材費の積算は、次式による。なお、各区分毎の主要部材の範囲は、表-2・4のとおりとする。 主要部材費(円/式)=主要部材所要量(kg/式)×主要部材単価(円/kg)  2) 主要部材の所要量の算定及び主要部材単価は「第1章一般共通第⑤1-1(1)1)」直接材料費に準ずる。  3) 寸法エキストラは、厚みエキストラ、幅エキストラとし、幅エキストラは必要に応じて計上するものとする。 |    |

|    |                               |     | 現  |   | 行  |   | 改 訂 (案) | 備考 |
|----|-------------------------------|-----|--|---|--|---|---------|----|
|    | 区分                            |     | 表一2.2  |   | が 昇 走 式<br> <br>  部材 単 価                                       | 適用                                      | 現行どおり   |    |
|    | プ゚レートカ゛ータ゛<br>構造スライト゛<br>ケ゛ート |     | X=10m2未満<br>y=224×X - 94<br>スキンプレート<br>桁等                        |   | スキンプ°レート=鋼板単価<br>桁等 =形鋼単価<br>支圧板ゴム押え板等<br>=SUS鋼板単価             | X:扉体面積(m2)<br>(純径間×有効高)<br>y:主要部材質量(kg) |         |    |
|    |                               | 戸当り |  |   | 底部敷金物 =形鋼単価<br>水密板, レールワレーム, ガイドプレート<br>=SUS鋼板単価               | L=戸当り総延長(m) y:主要部材質量(kg)                |         |    |
| 小形 |                               |     | 桁等<br>主ローラ   |   | スキンプ レート = 鋼板単価<br>桁等 = 形鋼単価<br>主ローラ = 鋳鋼品単価<br>ローラ軸 = SUS棒鋼単価 | X:扉体面積(m2)<br>(純怪間×有効高)<br>y:主要部材質量(kg) |         |    |
| 水門 |                               |     | 桁等<br>主ローラ   | $y \times 30\%$ $y \times 45\%$ $y \times 15\%$ $y \times 10\%$ |  |   |         |    |
|    |                               | 戸当り | 水密板、『一階板、ボイブ 『一<br>四方水密 L=25m未満<br>y=147×L - 655<br>底部敷金物、『ーラシー》 | $y \times 75\%$   | 底部敷金物, ローラルール<br>=形鋼単価<br>水密板, ローラ踏板, ガイドプレート<br>=SUS鋼板単価      | L=戸当り総延長(m) y:主要部材質量(kg)                |         |    |

|   | 現   | 行   | 改 訂 (案) | 備考 |
|---|---|---|---------|----|
|   |   |   |         |    |
|   | 分 主要部材所要量算定式                                | 部材単価 適 用  | 現行どおり   |    |
| プレートカ・ータ構造ローラケ・                                 |   | スキンプ°レート=鋼板単価   X:扉体面積(m2)                                    |         |    |
| (押) (押) (1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/ | $y=295\times X - 794$                       | スキンプ° レート = 鋼板単価   X: 扉体面積 (m2)  <br>  桁等 = 形鋼又鋼板単 (純智 X f )高 |         |    |
|   | $x + y = 0$ $y \times 35\%$                 | 価   |         |    |
|   |   | 主ローラ =鋳鋼品単価 y:主要部材質量(kg)                                      |         |    |
|   | 主n-ラ y×10%                                  | ローラ軸 =SUS棒鋼単価   |         |    |
|   | 主n-5軸 y× 5%                                 | シーフ゛=鋳鋼品単価  |         |    |
|   | 三方水密  |   |         |    |
|   | ワイヤローフ。ウインチ式                                |   |         |    |
|   | $X=15\sim350m2$                             |   |         |    |
|   | y=602×X - 7164                              |   |         |    |
|   | スキンプ° レート                                   |   |         |    |
|   | 桁等 y×65%                                    |   |         |    |
|   | 主ューラ y× 5%<br>主ューラ軸 y× 5%                   |   |         |    |
|   | シーフ y × 5% y × 5%                           |   |         |    |
| 中   | 四方水密 ラック式                                   |   |         |    |
|   | X=10~40m2                                   |   |         |    |
|   | $y=528 \times X - 2408$                     |   |         |    |
| .   | スキンフ° レート y × 25%                           |   |         |    |
|   | 桁等 y×60%                                    |   |         |    |
|   | 主p-7 y×10%                                  |   |         |    |
| 大   | 主p-ラ軸 y× 5%                                 |   |         |    |
|   | 四方水密  |   |         |    |
|   | ワイヤローフ。ウインチ式                                |   |         |    |
| 形   | X=10~150m2                                  |   |         |    |
|   | $y=556 \times X - 2746$                     |   |         |    |
| ا ماد   | スキンプ° レート                                   |   |         |    |
| 水   | 桁等 y×65%<br>主ローラ y×10%                      |   |         |    |
|   | 主ローフ軸 y × 5%                                |   |         |    |
| 門   | シープ y × 5% y × 5%                           |   |         |    |
|   |   |   |         |    |
|   | → + 1, da 1 + 5 = 5 \                       |   |         |    |
|   | 三方水密 L=15~70m<br>戸 v=474×L - 6081           | 序加部众结 , 51. 4.  |         |    |
|   | デ   | 底部敷金物、ローラレール  |         |    |
|   |   |   |         |    |
|   | у ∧ 30/0 y лик, г /ынк, м лг / г г у ∧ 30/0 | =SUS鋼板単価  |         |    |
|   | 四方水密 L=15~70m                               |   |         |    |
|   | y=212×L - 1671                              |   |         |    |
|   | 底部敷金物, ローラレール y × 50%                       |   |         |    |
|   | 水密板, ローラ踏板, ガイドプレート y × 50%                 |   |         |    |

| R  |   |                | 現                                       | 行  |            |                             |                | 改                                       | 言丁              | (案)             |              | 備考   |
|--|---|----------------|---|--|------------|-----------------------------|----------------|---|-----------------|-----------------|--------------|--|
| プレド・プロ   |   | <b>マ</b> ハ     | <b>计两如廿</b> 亚西县曾 <i>宁士</i>              | 如 + + 畄 /正                                 | ·          |                             | <b>マ</b> ハ     | 十一曲如井市西                                 |                 | 如牡光紅            | 海 田          |  |
| # 別様のであったのでは他は、  |   |                |   | 司》 4 平 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 週 用        |                             |                |   |                 | 前沙 华伽           | 週 用          |  |
| 大  |   |                |   | <br> ドラム =鋳鋼品単価                            | W:開閉荷重     |                             |                | · ·                                     |                 | <br> ドラム =鋳鋼品単価 | W: 開閉荷重      |  |
| セライ・アメン y 20%         単版 - 金牌橋品田館 y 2 % 36   |   |                |   |  |            |                             |                |   |                 |                 |              |  |
| 中         一般的 マン 以 を   |   | 置              | ト゛ラム y×35%                              | シープ =鋳鋼品単価                                 | y:主要部材     |                             | 置              | よ ト゛ラム                                  | $y \times 35\%$ | シープ =鋳鋼品単価      | y:主要部材       |  |
| 中  |   |                | * * ヤ、ピニオン y × 20%                      | 軸類 =鋳鋼品単価                                  | 質量(kg)     |                             |                | キ゛ヤ、ピニオン                                | $y \times 20\%$ | 軸類 =鋳鋼品単価       | 質量(kg)       |  |
| 中         リーム         y×355           1 M2 D (+7 7½+73)         財務管置 x-75~3500k         ナ1 M2 D (+7 7½+73)           財務管置 x-75~3500k         y×305         キイピコン y×305           ナビスコ y×305         キイピコン y×305         キャピコン y×305           カース y×305         カーム y×305         キャピコン y×305           メンロン(トアメデヤス)         財務 要するの。         カーム y×305           ルム y×105         カーム y×305         スペ2 ロ (トアメギャな)           財間 ma w 150~500kN         サ13 m + 1985         ドブル y×305           メンコン オンメ305         オイビコン y×305         メンス 105           メンス 105 m + 1985         ドブル y×305           メンス 105 m + 1985         ドブル y×305 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>フレーム =形鋼又鋼板単</td> <td></td> <td></td>  |   |                |   |  |            |                             |                |   | -               | フレーム =形鋼又鋼板単    |              |  |
| 中         1 M 2 D (ナ フィ マ オ マ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ  |   |                | •                                       | 価  |            |                             |                |   | •               | 価               |              |  |
| 開閉荷重 1-75~3500kN   |   |                |   |  |            |                             |                |   |                 |                 |              |  |
| ・         第18.8 第 - 864           ドラム マメ30%         ************************************   |   |                |   |  |            |                             |                |   |                 |                 |              |  |
| ・         ドラム y×30%<br>ぞれビニシ y×20%<br>シープ y×10%<br>フレーム<br>フレーム<br>フレーム<br>フレーム<br>フレース<br>フレース<br>フレース<br>フレース<br>フレース<br>フレース<br>フレース<br>フレース  |   |                |   |  |            |                             |                |   | 3500kN          |                 |              |  |
| 大  |   |                | *                                       |  |            |                             |                | *                                       | u ∨ 200/        |                 |              |  |
| 大         ゆフ*** y× 358 輪類 y× 108   |   |                | -                                       |  |            |                             |                |   |                 |                 |              |  |
| 大  |   |                |   |  |            |                             |                |   |                 |                 |              |  |
| ### 1  |   |                |   |  |            | <del> </del>   <del> </del> |                |   | •               |                 |              |  |
| A  |   |                | •                                       |  |            |                             |                |   | •               |                 |              |  |
| 中   1985   F   5A  |   |                | 2 M 2 D (オープ ンキ ヤ式)                     |  |            |                             |                | 2 M 2 D (オープ ンキ                         |                 |                 |              |  |
| 下ラル  | 形 |                | 開閉荷重 W=150~5500kN                       |  |            | 形                           |                | 開閉荷重 ₩=150~                             | 5500kN          |                 |              |  |
| 水  |   |                | y=13.7W + 1985                          |  |            |                             |                | y=13.7W + 1985                          |                 |                 |              |  |
| P    シープ・ y×10% 軸額 y× 5%   |   |                | •                                       |  |            |                             |                |   | $y \times 35\%$ |                 |              |  |
| 門  | 水 |                | _                                       |  |            | 水                           |                |   |                 |                 |              |  |
| 門  |   |                |   |  |            |                             |                |   | •               |                 |              |  |
| 1 M 1 D (ドラム直結式)   |   |                | •                                       |  |            |                             |                |   | •               |                 |              |  |
| 開閉荷重 W=350~650kN y=6.51W + 4154 ト*ラム y×40% シープ y× 5% 軸類 y×15% フレーム y×40% 1 M 2 D (ト*ラム直結式) 開閉荷重 W=75~650kN y=19.4W - 517 ト*ラム y×40% シープ y× 5% 軸類 y×15% フレーム y×40% シープ y× 40%   |   |                |   |  |            |                             |                |   | -               |                 |              |  |
| y=6.51W + 4154       *** ラム       y×40%         *** ラム       y×40%         シープ*       y×5%         軸類       y×15%         フレーム       y×40%         1 M 2 D (*** ラム直結式)         開閉荷重 W=75~650kN         y=19.4W - 517         *** ラム       y×40%         シープ*       y×40%         シープ*       y×40%         シープ*       y×5%         軸類       y×15%         フレーム       y×40%         フレーム       y×40%         (注) 1. 小型水門の算定式で算出される扉体及び戸当りの所要量は設計水位3~12mを    (注) 1. 小型水門の算定式で算出される扉体及び戸当りの所要量は設計水位3~12mを  |   |                |   |  |            |                             |                | ,,,,,,                                  |                 |                 |              |  |
| ト*ラム y×40% y×5%  |   |                |   |  |            |                             |                |   | POSUKIN         |                 |              |  |
| ジーブ       y× 5%         軸類       y×15%         プレーム       y× 40%         1 M 2 D (ドラム直結式)       開閉荷重 W=75~650kN         財別方面       W=75~650kN         y=19. 4W - 517       ト゚ラム       y× 40%         シープ       y× 40%         シープ       y× 40%         シープ       y× 5%         軸類       y× 15%         プレーム       y× 40%    (注) 1. 小型水門の算定式で算出される扉体及び戸当りの所要量は設計水位 3~1 2 mを   |   |                |   |  |            |                             |                | · ·                                     | $v \times 40\%$ |                 |              |  |
| 軸類 y×15% 7ルーム y×40% 1 M 2 D (ドラム直結式) 開閉荷重 W=75~650kN y=19.4W - 517 ドラム y×40% シープ y×5% 軸類 y×15% 7ルーム y×40% シープ y×5% 軸類 y×15% 7ルーム y×40%  (注) 1. 小型水門の算定式で算出される扉体及び戸当りの所要量は設計水位 3~1 2 mを  (注) 1. 小型水門の算定式で算出される扉体及び戸当りの所要量は設計水位 3~1 2 mを   |   |                |   |  |            |                             |                |   | •               |                 |              |  |
| TM2D(ドラム直結式)   開閉荷重 W=75~650kN   開閉荷重 W=75~650kN   開閉荷重 W=75~650kN   開閉荷重 W=75~650kN     開閉荷重 W=75~650kN   |   |                | , ,                                     |  |            |                             |                |   | •               |                 |              |  |
| 開閉荷重 W=75~650kN y=19.4W - 517  |   |                | フレーム y×40%                              |  |            |                             |                | フレーム                                    | $y \times 40\%$ |                 |              |  |
| (注) 1. 小型水門の算定式で算出される扉体及び戸当りの所要量は設計水位3~12mを  |   |                | 1 M 2 D (ドラム直結式)                        |  |            |                             |                | 1 M 2 D (ドラム直糸                          | 結式)             |                 |              |  |
| ドラム y×40%   y-7 y× 5%   h 類 y×15%   y×40%   y×15%   y×40%   y×15%   y×40%   y×15%   y×40%   y×15%   y×40%   y×40%  |   |                | 開閉荷重 W=75~650kN                         |  |            |                             |                | 開閉荷重 W=75~6                             | 550kN           |                 |              |  |
| シーブ y× 5%  |   |                |   |  |            |                             |                | -                                       |                 |                 |              |  |
| 軸類     y×15%       フレーム     y×40%       (注) 1. 小型水門の算定式で算出される扉体及び戸当りの所要量は設計水位3~12mを       (注) 1. 小型水門の算定式で算出される扉体及び戸当りの所要量は設計水位3~12mを       (注) 1. 小型水門の算定式で算出される扉体及び戸当りの所要量は設計水位3~12mを  |   |                | •                                       |  |            |                             |                |   |                 |                 |              |  |
| フルーム y×40%   フ |   |                |   |  |            |                             |                |   | •               |                 |              |  |
| (注) 1. 小型水門の算定式で算出される扉体及び戸当りの所要量は設計水位3~12mを (注) 1. 小型水門の算定式で算出される扉体及び戸当りの所要量は設計水位3~12mを  |   |                | * |  |            |                             |                |   | •               |                 |              |  |
|  |   | (分) 1 (1年11月4月 | •                                       | 16日本りの記典目は記された                             | 2 - 1 9 7- |                             | () 1 .1. 再(1.) | * |                 |                 | 19 a. 1 9 +- |  |
| I 標準としていた。その表演の最合に、表ーチェスにより細胞はたなのとなる。  |   |                |   |  |            |                             |                |   |                 |                 |              |  |
| 標準としている。3m未満の場合は、表-2.3により補正するものとする。 標準としている。3m未満の場合は、表-2.3により補正するものとする。  |   |                |   |  | C y ′√√₀   |                             |                |   |                 |                 | · ⊂ y ⊘₀     | 表現方法の統一                                    |
|  |   |                |   | -  | レス鋼材を使     |                             |                |   |                 | -               | レス鋼材を使       | 4X 7/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1 |

#### 現 行 改 訂 (案) 備 考

用する場合は、別途積み上げるものとする。

- 3. ワイヤロープウインチ式開閉機は、オープンギヤ式及びドラム直結式の場合に適用する。
  - その他の形式は、別途積み上げるものとする。
- 4. 代表単価は、各構成要素で使用質量比率が最も大きい部材の単価を適用する。

表-2.3 設計水深による補正係数

|      | 設計水深3m未満 |
|------|----------|
| 小形水門 | 0.95     |

#### (3) 副部材費

副部材費の積算は、次式による。なお、各区分毎の副部材の範囲は、表 $-2 \cdot 4$ のとおりとする。

なお、副部材費率は表 $-2 \cdot 5$ によるものとする。 副部材費 = 主要部材費  $\times$  副部材費率 (%)

表-2・4 主要部材・副部材の範囲

|       | F                          | Λ   |   | 主要・副部材  | の範囲   |
|-------|----------------------------|-----|---|---|---|
|       | 区                          | 分   |   | 主要部材  | 副部材(副部材費率に含まれる部材)   |
|       | プ゚レートガータ<br>゙構造ローラケ<br>゙ート | 扉   | 体 | スキンプ レート、主桁(F,W)、補助桁(F,W)、端<br>縦桁(F,W)、主ローラ部(主ローラ、主ロー<br>ラ軸)  | 扉体を構成する主要部材以外<br>部材   |
| 小形    |                            | 戸当  | ŋ | 底部戸当り金物(桁(F、W)、水密板)、側部戸当金物(主ローラレール(F、W)、膜板、取外し戸当り支持金物、主ローラ踏面、水密板)、上部戸当り金物(水密板・カーイトブレート)                         | 戸当りを構成する主要部材以<br>の部材  |
| 水門    | プレートガータ<br>゙構造スライト<br>゙ゲート | 扉   | 体 | スキンプレート、主桁(F、W)、補助桁(F、W)、端縦桁(F、W)、クサビ、支圧板、水密ゴム押え金物  | 扉体を構成する主要部材以外<br>部材   |
|       |                            | 戸当  | り | 底部戸当り金物(桁F、W)、水密板)、側部戸当金物(レールフレーム(F、W)、側部水密板、裏桁)、上部戸当り金物(水密板、ガイ・ブレート)   | 戸当りを構成する主要部材以<br>外の部材   |
| 中     | プ゚レートガータ<br>゙構造ローラケ<br>゙ート | 扉   | 体 | スキンプ レート、主桁(F,W)、補助桁(F,W)、タ<br>* イヤフラム (F,W)、端縦桁(F,W)、ロッカーヒ ーム<br>部(軸、本体、ローラ、ローラ軸)、主ローラ部<br>(主ローラ、軸)、シープ 部(シープ) | 扉体を構成する主要部材以外<br>の部材(扉体付点検用梯子,手<br>摺等を含む。)                                  |
| ・大形水門 |                            | 戸当り | ı | 敷金物(桁、水密板)、側部戸当金物<br>(主ローラレール(F、W)、膜板、取外し戸当り<br>支持金物、主ローラ踏面、水密版)、上部戸当り金物(水密板、ガイトプレート)                           | 戸当りを構成する主要部材以<br>外の部材   |
| 堰     |                            | 開閉装 | 置 | ト・ラム(シェル、フランシ・、ホ・ス)、各キ・ヤ、ヒ゜ニオン、シーフ・部(シーブ・、フ・ラケット、軸)、軸類(ト・ラム軸、・キ・ヤ軸、ヒ゜ニオン軸、トルク軸)、開閉装置フレーム(主析F、W)                 | 開閉装置を構成する主要部材<br>以外の部材(オル受け、ギャ等のカ<br>バー、大形開閉装置等に設ける<br>開閉装置付の点検用梯子を含<br>む。) |

#### (3) 副部材費

副部材費の積算は、次式による。なお、各区分毎の副部材の範囲は、表 $-2 \cdot 4$ のとおりとする。

単位を追記

なお、副部材費率は表-2・5によるものとする。

副部材費 (P/式) = 主要部材費 (P/式) × 副部材費率 (%) × 1/100

表-2・4 主要部材・副部材の範囲

| 1     |                             |      | 表-2・4 主要部材・副部材の範  | <u> </u>  |
|-------|-----------------------------|------|---|---|
|       | <b>⊢</b>                    | ^    | 主要・副部材  | の範囲   |
|       | 区                           | 分    | 主要部材  | 副1部本村(副部材費率に含まれる部材)   |
|       | プ゚レートカ゛ータ<br>゛構造ローラケ<br>゛ート | 扉 体  | スキンプ <sup>°</sup> レート、主桁(F、W)、補助桁(F、W)、端<br>縦桁(F、W)、主ローラ部(主ローラ、主ローラ軸)   | 扉体を構成する主要部材以外<br>部材   |
| 小形    |                             | 戸当り  | 底部戸当り金物(桁(F、W)、水密板)、側部戸当金物(主ローラレール(F、W)かイトブレート、膜板、主ローフ略面、側部水密板)、上部戸当り金物(水密板・ガイトブレート)  | 戸当りを構成する主要部材以<br>の部材  |
| 水門    | プ゚レートガータ<br>゙構造スライト<br>゙ゲート | 扉 体  | スキンプ゚レート、主桁(F、W)、補助桁(F、W)、端<br>縦桁(F、W)、クサビ、支圧板、水密ゴム押え<br>金物   | 扉体を構成する主要部材以外<br>部材   |
|       |                             | 戸当り  | 底部戸当り金物(桁F、W)、水密板)、側部戸当金物(レールフレーム(F、W)、側部水密板、裏桁)、上部戸当り金物(水密板、ガイトプレート)   | 戸当りを構成する主要部材以<br>外の部材                                       |
| 中     | プ゚レートガータ<br>゛構造ローラケ<br>゛ート  | 扉 体  | スキンプ <sup>°</sup> レート、主桁(F_W)、補助桁(F,W)、タ<br><sup>°</sup> イヤフラム (F,W)、端縦桁(F,W)、ロッカーと ーム<br>部(軸、本体、ローラ、ローラ軸)、主ローラ部<br>(主ローラ、軸)、シープ 部(シープ) | 扉体を構成する主要部材以外<br>の部材(扉体付点検用梯子,手<br>摺等を含む。)                  |
| ・大形水門 |                             | 戸当り  | 敷金物(桁、水密板)、側部戸当金物<br>(主ローラレール(F、W)、膜板、取外し戸当り<br>支持金物、主ローラ踏面、水密版)、上部戸当り金物(水密板、ガイトブレート)   | 戸当りを構成する主要部材以<br>外の部材                                       |
| 堰     |                             | 開閉装置 |   | 開閉装置を構成する主要部材以外の部材(オル受け、キャ等のカバー、大形開閉装置等に設ける開閉装置付の点検用梯子を含む。) |

|        |  |                                       | 7F   |   |        |                      |   |  |   | (H: +7.  |
|--------|--|---------------------------------------|--|---|--------|----------------------|---|--|---|--|
|        |  |                                       | 現行   |   |        |                      |   | 改訂(案)  |   | 備考   |
|        | F  | /\                                    | 主要・副部材   | の範囲   |        | F                    | ^   | 主要・副部林   | すの範囲  |  |
|        | 区  | 分<br>-                                | 主要部材   | 副I 部S 村 (副部村費率に含まれる部村)                                    |        | 区                    | 分<br>————                                 | 主要部材   | 副部材(副部材費率に含まれる部材)   |  |
| 中・大形水門 | シェル構造ローラケ゛ート   | 扉 体                                   | スキンプ レート、上面板、背面板、底面板、補助桁(F,W)、ダイヤフラム(F,W)、端縦桁(F,W)、シーブ、部(シーブ、)、主ローラ部(主ローラ、軸)   | 扉体を構成する主要部材以外<br>の部材(扉体付点用検梯子、手<br>摺等を含む。)                | 中・大形水門 | シェル構造ロラケート           | 一 扉 体                                     | スキンプ レート、上面板、背面板、底面板、補助桁(F、W)、ダイヤフラム(F、W)、端縦桁(F、W)、シーブ部(シーブ)、主ローラ部(主ローラ、軸)   | 扉体を構成する主要部材以外<br>の部材( <u>扉体付点検用梯子</u> 、手<br>摺等を含む。)                       | 誤記の修正  |
| 水門・堰   |  | 戸当り                                   | 敷金物(桁、水密板)、側部戸当金物(主<br>ローラレール(F、W)、主ローラ路面、取外し戸当<br>り支持金物、膜板)、上部戸当り金物:<br>四方水密の場合(水密盤・カーイト・アレート)                        | 戸当りを構成する主要部材以<br>外の部材                                     | 水門・堰   |                      | 戸当り                                       | 敷金物(桁、水密板)、側部戸当金物(主ローラレール(F、W)、主ローラ踏面、取外し戸当り支持金物、膜板)、上部戸当り金物:四方水密の場合(水密板・ガイトブレート)                                      | 三戸当りを構成する主要部材以<br>外の部材  | 誤記の修正  |
|        |  | 開閉装置                                  | ト・ラム(シェル、フランシ・、ホ・ス)、各キ・ヤ、ヒ。ニオン、シーブ・部(シーブ・、ブ・ラッケト、軸)、軸類(ト・ラム軸、キ・ヤ軸、ヒ。ニオン軸、トルク軸)、開閉装置フレーム(主桁 (F、W)                       | 開閉装置を構成する主要部材以外の部材は小受け、ギャ等のかが一大形開閉装置等に設ける開閉装置付の点検用梯子を含む。) |        |                      | 開閉装置                                      | ト、ラム(シェル、フランシ、、、、、、、、、、各キ、ヤ、ヒ。ニオン、シーフ、部(シーブ、、フ、ラッケト、軸)、軸類(ト、ラム軸、、ギ、ヤ軸、ヒ。ニオン軸、トルク軸)、開閉装置フレーム(主桁(F、W)                    | 開閉装置を構成する主要部材<br>以外の部材は小受け、キャ等のか<br>が一大形開閉装置等に設ける<br>開閉装置付の点検用梯子を含<br>む。) |  |
|        | プレートカブータ 満着造角落しケブート  | 扉 体                                   | スキンプ <sup>°</sup> レート、主桁(F、W)、補助桁(F、W)、端<br>縦桁(F、W)  | 扉体を構成する主要部材以外<br>の部材                                      |        | プレートカーで構造角落した。       | 扉 体                                       | スキンプ レート、主桁(F、W)、補助桁(F、W)、端<br>縦桁(F、W)   | 扉体を構成する主要部材以外<br>の部材  |  |
|        | しケート   | 戸当り                                   | 敷金物(桁(F、W)、水密板)、側部戸当り<br>金物(側部水密板)   | 戸当りを構成する主要部材以<br>外の部材                                     |        | しかート                 | 戸当り                                       | 敷金物(桁(F、W)、水密板)、側部戸当り<br>金物(側部水密板)   |   |  |
| 起伏堰    | 起伏ゲート  | 扉 体                                   | トルク軸、スキンプ。レート、背面坂(魚腹形の場合)、主桁(F,W)、補助桁(F,W)、ダ、イナフラム(F,W)、端縦桁(F,W)、トルクチューブ、 ヒンシ、部(軸)、中間軸受(軸受,基礎金物)                       |   | 起伏堰    | 起伏ゲート                | 扉 体                                       | トルク軸、スキンプ・レート、 <mark>背面板</mark> (魚腹形の場合)、主桁(F、W)、補助桁(F、W)、タ・イヤフラル<br>(F、W)、端縦桁(F、W)、トルクチューブ、ヒンジ・部<br>(軸)、中間軸受(軸受,基礎金物) |   | 誤記の修正  |
|        |  | 戸当り                                   |  | 戸当りを構成する主要部材以<br>外の部材                                     |        |                      | 戸当り                                       | 側部戸当金物(サイドプレート、軸受部)、下部戸当り金物(下部戸当り桁)  |   |  |
|        |  |                                       | 軸受架台、トルクアーム、テール金物、テール金物架台、ピン   | 開閉装置を構成する主要部材<br>以外の部材                                    |        |                      | 開閉装置                                      | 軸受架台、トルクアーム、テール金物、テール金物架台、ピン   |   |  |
|        | 2. ∃<br>3.剤<br>イ・4<br>4. /<br>5. □   | 主要部材の う<br>可川用水門設<br>ヤロープウィ<br>小形水門の関 | 」<br>はフランジ、「W」はウェブを示す。<br>うち、ゲートが三方水密構造の場合戸当<br>投備の起伏ゲートの開閉装置は油圧シリインチ式である。<br>開閉装置は、ラック式・スピンドル式開<br>ラック式・スピンドル式開閉機を使用す | リンダ式であり、他の水門はワ<br>開閉機の使用を標準としている。                         |        | 2.<br>3.<br>4.<br>5. | 主要部材の河川用水門 ヤロープウ 小形水門の油圧シリン               | はフランジ、「W」はウェブを示す。<br>うち、ゲートが三方水密構造の場合戸設備の起伏ゲートの開閉装置は油圧シインチ式である。<br>開閉装置は、ラック式・スピンドル式 <br>ダ式開閉装置の副部材費率には油圧配容            | リンダ式であり、他の水門はワ 開閉機の使用を標準としている。  | <ul><li>(注) 5. 削除</li><li>【理由:表-2・5</li><li>(注) 4. に記載されているため】</li></ul>                     |
| (      | 6.油圧シリンダ式開閉装置の副部材費率には油圧配管等は含まれないため所要量を<br>別途積み上げるものとする。<br>(4) 部品費<br>部品費の積算は次式による。なお、部品費率は表-2・5によるものとする。<br>部品費= 主要部材費 × 部品費率(%)<br>部品費率に含まれる部品の品目は、次のとおりとする。<br>・各種軸受(オイルレスベアリング、ピローユニット)、水密ゴム、オイルシール、 |                                       |  |   |        | 新品<br>• 各            | 費の積算は<br>部品費 <u>(円/</u><br>費率に含ま<br>種軸受(オ | 次式による。なお、部品費率は表-2<br>式)= 主要部材費 (円/式) × 部品<br>れる部品の品目は、次のとおりとする。<br>イルレスベアリング、ピローユニット)<br>、各種リレー、軸継手、チェーン、ス             | 5費率(%)×1/100<br>。<br>)、水密ゴム、オイルシール、                                       | <ul><li>(4) 部品費の『ただし、~』以下削除<br/>【理由:表-2・<br/>5(注)2. に記載<br/>されているため】</li><li>単位を追記</li></ul> |
|        | <u>ただし</u><br>ム、こ  | ン、小形水門<br>プレートガー                      | 各種リレー、軸継手、チェーン、スプリのうちプレートガーダ構造ローラゲータ構造のスライドゲートの水密ゴムにこ計上するものとする。  | - トの主ローラ軸受及び水密ゴ   |        |                      |   |  |   | ,  |

| 現行   | 改 訂 (案)  | 備考                 |
|--|--|--------------------|
| 表-2・5 扉体・戸当り・開閉機 副部材費率、部品費率及び補助材料費率(   | (%) 表-2・5 扉体・戸当り・開閉機 副部材費率、部品費率及び補助材料費率(%)   |                    |
| 区 分 副部材費率 部品費率 補助材料費率 備考   | 区 分 副部材費率 部品費率 補助材料費率 備考   |                    |
|  |  |                    |
|  |  |                    |
|  |  |                    |
| ・構造スライト・ケート     戸当り     2.5     0.5  | 「構造スラ / 戸当り 2.5 0.5  |                    |
| 中 プレートカー 扉 体 15.5 22.0   | 中 プレートカー 扉 体 15.5 22.0   |                    |
| ・ タ 構造ロー<br>大野 ラケート (四方)     戸当り     29.0     2.5  | ・ タ*構造ロー<br>大 ラケート(四方)     戸当り     29.0     2.5  |                    |
| 大  | 大  |                    |
| シェル構   扉 体 20.0 38.0   | シェル構   扉 体 20.0 38.0   |                    |
|  |  |                    |
| 開閉装置 26.0 38.0 10.0  | 開閉装置 26.0 38.0 10.0  |                    |
| フ <sup>°</sup> レートカ <sup>*</sup> ー<br>タ構造角落しケ <sup>*</sup>   | プレートカー   扉 体 7.5 30.0  |                    |
| 戸当り     0.5       0.5  | デード     戸当り     0.5     0.5  |                    |
| 起伏   扉 体   6.0   3.0   | 起伏     様     様     6.0     3.0       万十ト     戸当り     13.5     31.0   |                    |
| 塩   戸当り   13.5   31.0  |  |                    |
| 開閉装置 3.0 3.5   | 開閉装置 3.0 3.5   |                    |
| (注) 1. 小形水門の開閉装置は、ラック式・スピンドル式開閉機、河川用水門設備<br>ゲートの開閉装置は油圧シリンダ式の場合、他の水門設備の開閉装置はワイ<br>プウインチ式の場合の率である。<br>2. 小形水門のうちプレートガーダ構造ローラゲートの主ローラ軸受及び水窓<br>プレートガーダ構造のスライドゲートの水密ゴムについては部品費率に含ま<br>ので、別途部品費に計上するものとする。 | イヤロー ゲートの開閉装置は油圧シリンダ式の場合、他の水門設備の開閉装置はワイヤロー プウインチ式の場合の率である。<br>密ゴム、 2. 小形水門のうちプレートガーダ構造ローラゲートの主ローラ軸受及び水密ゴム、 |                    |
| 3. 油圧シリンダ式開閉装置において、シリンダ軸受(ころがり軸受、すべり   | り軸受) 3. 油圧シリンダ式開閉装置において、シリンダ軸受(ころがり軸受、すべり軸受)   |                    |
| については、部品費に含まれないため、所要量を積み上げるものとする。<br>また、副部材費率、部品費率には、油圧配管の材料費は含まれていないた。  | については、部品費に含まれないため、所要量を積み上げるものとする。<br>ため、所 また、副部材費率、部品費率には、油圧配管の材料費は含まれていないため、所                             |                    |
| 要量を別途積み上げるものとする。   | 要量を別途積み上げるものとする。   |                    |
| 4. 開閉装置にラック式・スピンドル式開閉機を使用する場合は、機器単体品<br>計上する。  | 品として 4. 開閉装置にラック式・スピンドル式開閉機を使用する場合は、機器単体品として<br>計上する。  |                    |
| 5. 開閉装置(ワイヤロープウインチ式)は、次式により開閉装置の副部材費   | 費率、部 5. 開閉装置(ワイヤロープウインチ式)は、次式により開閉装置の副部材費率、部   | (注) 6. 下の補正        |
| <u>品費率の補正を行うものとする。</u><br>6. 扉体の全主要部材にステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼を使用する場   | <u> </u>   | 式を(注) 5. の下<br>へ移動 |
| <b>扉体の副部材及び部品所要量は別途積み上げるものとする。(ただし起伏</b> を   | $\text{ がらから から $   | 12 224             |
| 除く)<br>副部材費率= 副部材費率 × F1 × F2  | <u>F1:休止装置の有無による補正係数</u><br>F2:よご記点はず(よっぱ)がが無し)  |                    |
| 部品費率 $=$ 部品費率 $\times$ F1 $\times$ F2  | F2:ドラム直結式(オープンギヤ無し)補正係数 なお、補正係数は、表-2・6による。   |                    |
| F1:休止装置の有無による補正係数<br>F2: ドランーロ、キーデンゼャ無 l ) 補正係数  | 6. 扉体の全主要部材にステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼を使用する場合は、  |                    |
| F2: ドラム直結式(オープンギヤ無し)補正係数<br>なお、補正係数は、表-2・6による。   | <u>扉体の副部材及び部品所要量は別途積み上げるものとする。(ただし起伏ゲートは</u><br>除く)  |                    |
|  |  |                    |

| 現  | 行  |   | 改 訂 (案)  | 備考    |
|--|--|---|--|-------|
| 表-2・6 ワイヤロー  | ープ式開閉装置補正係数  |   | 現行どおり  |       |
| 補正の種別  | 補正係数   |   |  |       |
| 休止装置の有無による補正係数<br>F1   | 休止装置有り<br>1.00<br>休止装  | 無し<br>75  |  |       |
| ドラム直結式の補正係数<br>F2  | ドラム直結式<br>1.25   | 00  |  |       |
| (注)「ドラム直結式」とは、オープし、カウンタシャフト等を介し、(5) 補助材料費 補助材料費の積算は次式による。 補助材料費として計上する品目・電動機、原動機、原動機、原動機、原動機、原動機、原動機、原動機、原動機、原動機、原 | ドラムを直接駆動する構造と<br>。なお、補助材料費率は、素<br>+ 副部材費) × 補助<br>は、次のとおりとする。<br>ラッチ、電動油圧シンインを<br>電動油圧シンインで<br>、流電機極、自家発音子、<br>流電盤類、接続端子、ホイス<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大クーン、<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、大力・<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、<br>が、一、<br>が、一、<br>が、<br>が、<br>が、<br>が、<br>が、<br>が、<br>が、<br>が、<br>が、<br>が | - る。 - 2・5による。  †料費率(%)  で、油圧ユニット、油圧 スピンドル式開閉機、ラッ プ、ワイヤ弛み過負荷検 加用抵抗器、速度制御用 5止装置、計装機器、水 | (5) 補助材料費 補助材料費 補助材料費 (円/式) (円/式) (円/式) (円/式) (円/式) (円/式) (円/式) + 副部材費 (円/式) | 単位を追記 |

| 5見     イテ       表-2・7 水門標準製作工数  | 改   言丁 ( <b>季</b> )   表 - 2・7 水門標準製作工数   | 備考   |
|---|--|--|
| 構成 扉体 戸当り 開閉装置<br>区分  | 構成 扉 体 戸 当 り 開閉装置 区 分  | 表-2・7及び (注<br>) のx <sub>1</sub> ~x <sub>3</sub> のフォン |
| プレートカ゛ータ゛構造スライト゛ y=3.87x₁+2.19 y=0.59x₂+2.67 x₁:10m2未満 x₂:25m未満   | プ <sup>°</sup> レートカ <sup>°</sup> ータ <sup>°</sup> 構造スライト <sup>°</sup> y=3.87x <sub>1</sub> +2.19 y=0.59x <sub>2</sub> +2.67<br>ケ <sup>°</sup> ート(三方水密) x <sub>1</sub> :10m2未満 x <sub>2</sub> :25m未満   | トを統一   |
| プ <sup>°</sup> レートカ <sup>°</sup> ータ <sup>°</sup> 構造スライト <sup>°</sup> y=3.87x <sub>1</sub> +2.19 y=0.59x <sub>2</sub> +2.67 が ート (四方水密) x <sub>1</sub> :10m2未満 x <sub>2</sub> :25m未満 — | 形 プレートガータ 構造スライト y=3.87x <sub>1</sub> +2.19 y=0.59x <sub>2</sub> +2.67 が ート (四方水密) x <sub>1</sub> :10m2未満 x <sub>2</sub> :25m未満 ー  |  |
| 水 プレートカータ 構造ローラ y=5.28x1+0.35 y=1.53x2+3.67 x1:10m2未満 x2:25m未満 y=5.23x1+4.94 y=1.71x2+0.38 y=1.71x2+0.38 x1:10m2未満 x2:25m未満 y=5.23x1+4.94 x2:25m未満 x2:25m未満                           | プレートガータ 構造ローラ y=5. 28x <sub>1</sub> +0. 35 y=1. 53x <sub>2</sub> +3. 67 y i h (三方水密) x <sub>1</sub> : 10m2未満 x <sub>2</sub> : 25m未満 y=1. 71x <sub>2</sub> +0. 38 y=1. 71x <sub>2</sub> +0. 38 y=1. 71x <sub>2</sub> +0. 38 x2: 25m未満 x2: 25m未満 x2: 25m未満 x2: 25m未満 x2: 25m未満 x2: 25m未満 |  |
| 中 プレートカーター 構造ローラ y=6.88xi-15 y=6.58x2-75 1 M 1 D開閉機 v: 10~300m2 v: 15~85m v=6.64x <sup>0.6388</sup>   | 中 プ <sup>°</sup> レートカ <sup>°</sup> ータ <sup>°</sup> 構造ローラ y=6.88x <sub>1</sub> -15 y=6.58x <sub>2</sub> -75 1 M 1 D 開閉機 v: 15~85m y=6.64x <sub>2</sub> 0.6388   |  |
| 大 形 パート (二分水名) x1・10 300m2 x2・16 30m y x3・100~2500kN  | 中 ・  |  |
| マンル構造ローラケート   | 複数   シェル構造ローラケート   |  |
| プレートが、一身、構造角落 y=2.8x1+10 y=0.8x2+1.5 x1:10~60m2 x2:10~30m ー サロス を表現した。  | ファレートボータ 構造角落   y=2.8x <sub>1</sub> +10   y=0.8x <sub>2</sub> +1.5   |  |
| 本:  | (注) 1. y は標準製作工数 (人/円、門分、基) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大   |  |

| 現 行   | 改 訂 (案) | 備考 |
|---|---------|----|
| する方式で、体止装置が設けられるものを標準とする工数であり、標準以外のものは補正するものとする。 (3) 起伏ゲートの開閉装置は、油圧シリンダ式であり、他はワイヤロープウインチ式である。なお、開閉装置体が機器単体高の場合は、「2機器単体費」による。 (4) 標準 取法(全も)内容は、次のとおりである。 開閉装置の製作工数 | 現行どおり   |    |

|   | 現   | 行   |   |                        | 改 訂 (案)   | 備え    | <u> </u> |
|---|---|---|---|------------------------|---|-------|----------|
| -<br>-<br>-   | ラー2・8 ステンレス鋼及   | 及びステンレンスクラッド 鍋の補正係数   Km  |   |                        |   |       |          |
|   | 区 分   |   |   |                        | 現行どおり   |       |          |
| 小形水門  | プ゜レートカ゛ータローラ・スライ  |   |   | 1. 3                   |   |       |          |
|   | プレートガータ構造ローラ  | ラケ゛ート 扉 体   | 1. 0  | 1. 3                   |   |       |          |
| 中・大形水門、堰  | シェル構造ローラ  | ゲート 扉 体   | 0.91  | 1. 12                  |   |       |          |
| 起伏堰   | 起伏ゲート   | 扉 体   | 0.77  | 1. 0                   |   |       |          |
| につい<br>2. 普通<br>はした<br>2) 構造による<br>ワイヤーによるもの<br>による s = I<br>なお、F | NTは、材質による補<br>通ローラゲート、シェ<br>理之板など標準的による<br>補正<br>コープ式開閉装置は、<br>ニオント 2<br>L、F 2 は表 - 2 ・ 9<br>表 - 2 ・ 9<br>展別である。<br>表 1 × F 2<br>L、F 2 は表 - 2 ・ 9<br>表 - 2 ・ 9<br>関語である。<br>ま 1 × F 2<br>L、F 2 は表 - 2 ・ 9<br>目前による補正<br>置有り 1 ・ 0 | 正を行わないもの<br>ルローラゲート、<br>テンレス鋼が使用<br>構造による補正を<br>による。<br>閉機形式による補<br>ドラム駆動方式に<br>オープンギア式 | とする。<br>小形水門のロー<br>されるものにつ<br>行うものとし、 <sup>2</sup><br>正係数<br>こよる補正<br>1.0 | ラ・シープ軸、水密<br>ハては補正の対象と |   |       |          |
| による。<br>製作<br>補正率<br>2-4 工場塗装費<br>(1) 標準的な権<br>-2.11              | 表のものを複数門同時表のものを複数門同時表のものを複数門同時で数(門)(1門当り) 0 を   | 作数による補正係<br>2 3<br>. 95 0. 93<br>塗装費については   | 数 Kn<br>4 5<br>0.92 0.  | 以上<br>9 1              | (1) 標準的な構造の水門設備の工場塗装費については、次式による。なお、塗装費率は表<br>-2.11による。 | 単位を追記 |          |

|   | 現                             | 行  |  | 改 訂 (案)   | 備考    |
|---|-------------------------------|--|--|---|-------|
|   | 表-2・11                        | 塗装費率   |  | 現行どおり   |       |
| 区 分   | 成                             | 戸当塗装費率   | 開閉装置塗装費率   |   |       |
| 小形水門 プ・レートカ ローラ・スライ   | ータ構造<br>ト・ケート 20%             | 8%   | _  |   |       |
| ウ・<br>て形水門 構造ローラ  | - タ<br>ケート 21%                | 11%  | 7%   |   |       |
| 2 1 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 4 5 4 3 4 4 5 4 3 4 4 5 4 3 4 4 5 4 4 5 4 4 4 5 4 4 4 5 4 4 4 4 | 構成は、次のとおりとする。<br>= 据付材料費 + 据付 | ンと、機ッ、に準<br>し、<br>1M2Dの<br>に9%と2M2D<br>に9%と2M2D<br>に1M2Dの<br>に2D<br>高がよりでする。<br>のがよりには。<br>のがまにはが、<br>がおがいまが、<br>がおがいまが、<br>がおがいまが、<br>がおがいまが、<br>がおがいまが、<br>がおがいまが、<br>がはずい。<br>がいまがいまが、<br>がいまがいまが、<br>がいまがいまが、<br>がいまがいまが、<br>がいまがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいまが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがが、<br>にはがいが、<br>にはがが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいが、<br>にはがいがが、<br>にはががが、<br>にはがががががががががががががががががががががががががががががががががががが | ステンレス鋼を使用して<br>の場合に適用するものと<br>用するものと<br>りで下途りに<br>がある。<br>が。<br>い。<br>い。<br>ものは直接経費の項<br>があるいい<br>がある。 | (2) 据付材料費<br>据付材料費の積算は次式による。<br>据付材料費(円/式) = 据付労務費(円/式) × 据付材料費率(%) ×1/100<br><u>返付労務費(円/式) = 職種別据付工数(人/式)、職種別賃金(円/人)</u><br>据付労務費は、据付付契の指付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務をいい<br>別途計上される士木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。<br>なお、据付材料費率は、表−2・12による。 | 単位を追記 |

|                                       | 現   | 行   |                                    | 改 訂 (案)  | 備考       |
|---------------------------------------|---|---|------------------------------------|--|----------|
|                                       | 表-2・12 据付材料費率   | 及び据付補助材料  | 費率                                 |  |          |
| 区                                     | 分   | 据付材料費率  | 据付補助材料費率                           |  |          |
| 小形水門                                  | プレートガータ 構造ローラ・スライト ケート<br>(三方・四方水密)   |   | 1. 5%                              |  |          |
| 水門、堰                                  | プレートカ゛ータ゛構造ローラケ゛ート<br>(三方・四方水密)<br>シェル構造ローラケ゛ート                                   | 1 4 %   | 4.0%                               |  |          |
| <br><sup>足</sup> 伏堰                   | プ゚レートガーダ構造角落しゲート<br>起伏ゲート   |   |                                    |  |          |
| 据代作盘以<br>2. 所要<br>3) 補助材<br>据付有<br>据付 | 居付材料費率に含まれる材料は次付に必要な現場で加工するアンカ以降の電線・電線管、油脂類等動力、照明等のための電源引き込度量は別途積み上げるものとする材料費     | 一材・ステー材、<br>み(引込柱から機。<br>。<br>対補助材料費率(%<br>従事する機械設備 | 側盤まで)に必要な材<br>の<br>の<br>据付工、普通作業員の | 作盤以降 (機側操作盤から開閉装置まで)の電線・電線管、油脂類等 (据付のための作業油・潤滑油を含む)である。 2. 動力、照明等のための電源引き込み(引込柱から機側盤まで)に必要な材料費の所要量は別途積み上げるものとする。  (3) 補助材料費 据付補助材料費の積算は次式による。 据付補助材料費(円/式) =据付労務費(円/式)×据付補助材料費率(%)×1/100 | 表現方法の明確化 |
| — 2 据付□<br>1) 据付□                     | 据付補助材料費率は、表-2.<br>E数<br>E数は次式による。<br>= y × Kn<br>Y:設備1門当りの据付工数(<br>y:設備1門当りの標準工数( | (人)   |                                    | なお、据付補助材料費率は、表-2.12による。  |          |

| <u> </u>  | 改 訂 (案)   | 備考       |
|---|---|----------|
| 職種別權成割合   | <br>  現行どおり   |          |
| 区     分       ばん)     対:据付工数       (人)     機械設備備据付工   | 20 1 C 40 9   |          |
| 標準工数   摘 要   機械設  | (注) 1. 中・大形水門・堰、起伏堰の各設備の標準工数の範囲は、扉体、戸当り、開閉装   | 表現方法の明確化 |
| <ul><li>10. 角落としゲートの据付工数は、戸当りのみである。扉体等の据付工数は別途積み上げること。</li><li>11. 各設備の標準据付工数は、据付現場が仮締切内のドライな環境で、トラッククレーン等により据付可能な場合のものである。</li><li>12. 分割発注の場合の区分別工数は、次式による。</li></ul> | 原体の現場接合を行わないものは、小形水門の据付工数を適用する。 10. 角落としゲートの据付工数は、戸当りのみである。原体等の据付工数は別途積み上げること。 11. 各設備の標準据付工数は、据付現場が仮締切内のドライな環境で、トラッククレーン等により据付可能な場合のものである。 |          |

|                        | 現  | 行                                |                            |                     | 改 訂 (案)  | 備考    |
|------------------------|--|----------------------------------|----------------------------|---------------------|--|-------|
|                        |  | 14 区分別工数比率                       |                            |                     |  |       |
|                        | <u>X</u>   |                                  | 比率 (%)                     |                     | 現行どおり  |       |
| 種                      | 別  | 扉 体                              | 戸当り                        | 開閉装置                |  |       |
| 小形水門                   | プレートカータ構造ローラ・スライト・ケート(   |                                  | 4 5                        | 2 5                 |  |       |
|                        | プレートカータ構造ローラ・スライト、ケート(   |                                  | 4 5                        | 2 5                 |  |       |
| 中・大形                   |  | 3 5                              | 4 0                        | 2 5                 |  |       |
| 水門、堰                   | プレートカータ構造ローラケート(四方水密)  | 3 5                              | 4 0                        | 2 5                 |  |       |
| +7/\   =               | シェル構造ローラゲート  | 4 5                              | 2 0                        | 3 5                 |  |       |
| 起伏堰                    | 起伏ゲート<br>  工数補正  | 2 5                              | 5 0                        | 2 5                 |  |       |
|                        | 同時期・現場、同等規模・形式による。<br>据付工数 = 標準据付工数なお、据付数による補正係数に  | 数 × 据付数による<br>は表 - 2 ・ 1 5 のと    | る補正係数<br>おりとする。            |                     | 式 同時期・現場、同等規模・形式の水門設備を複数門据付ける場合の補正係数は次式による。<br>据付工数(人/式) = 標準据付工数(人/式)× 据付数による補正係数なお、据付数による補正係数は表-2・15のとおりとする。 | 単位を追記 |
|                        |  | 5 据付数による補豆                       | 正係数<br>                    |                     |  |       |
|                        | 付数(門) 2  |                                  | 4                          | 5以上                 |  |       |
|                        | 正率(1門当り) 0.  | 95 0.92                          | 0.90                       | 0.88                |  |       |
| (1)<br>I               | 機械経費<br>標準機械器具<br>据付にかかる機械経費は表-2・<br>なお、機種選定、所要数量、運転<br>事などを勘案のうえ決定するもの<br>ただし、河川用水門設備のクレー<br>また、河川用水門設備の電気溶接<br>表-2・1 | 転時間(日数)等に<br>のとする。<br>ーン標準運転日数等( | ついては、抜<br>な、表-2・<br>ては、表-2 | 居付条件ならびに<br>・17による。 | 車  |       |
| 機械                     | 器具名標準規格  | 摘                                |                            | 要                   |  |       |
| フレーン                   | 表-2・17による  |                                  |                            |                     |  |       |
| <b></b> 氢気溶接機          | <u> </u>   |                                  |                            |                     |  |       |
|                        | <b>川</b> 直流 500A   | ガウジング用                           |                            |                     |  |       |
|                        | 護 排出ガス対策型  | ガウジング その                         | の他                         |                     |  |       |
|                        | <u> </u>   | i e                              | 易合                         |                     |  |       |
| 它気圧縮機                  |  | 商用電源がない場                         |                            |                     |  |       |
| 空気圧縮機<br>発動発電機<br>組立架台 | 幾 排出ガス対策型<br>表-2・19による   |                                  |                            |                     | _  |       |
| 空気圧縮機<br>発動発電機         | 幾 排出ガス対策型<br>表-2・19による   | 商用電源がないも<br>現場条件により              |                            |                     |  |       |

(注) 「雑器具損料」とはジャッキ、チエンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の 損料である。

行

(2) クレーン標準運転日数等 クレーンの運転日数等は、表-2・17を標準とする。 表-2・17 トラッククレーン標準運転日数等

現

|                 |                               | LAIA.        |              |               | 区分別 | 川構成比 | (%) |
|-----------------|-------------------------------|--------------|--------------|---------------|-----|------|-----|
|                 | 対 象 設 備                       | 機<br>種       | 規格           | 標準運転日数        | 扉 体 | 戸当り  | 開閉  |
|                 |                               |              |              |               |     |      | 衣 旦 |
| 小水<br>形門        | プレートガータローラ・スライド<br>ケート(三方・四方) | トラック<br>クレーン | 1 6 t        | D=3           | 1 日 | 1 日  | 1 日 |
| 中<br>• 水        | プレートガータローラケート<br>(三方・四方)      | トラッククレーン     | (注) 6<br>による | D = 0.15x+3.5 | 3 5 | 4 5  | 2 0 |
| · 水<br>大門<br>形堰 | シェルローラゲート                     | トラッククレーン     | (注) 6<br>による | D = 0.22x+7.1 | 4 5 | 3 0  | 2 5 |
| 起堰伏             | 起伏ゲート                         | トラッククレーン     | (注) 6<br>による | D = 0.39x+1.6 | 3 0 | 5 0  | 2 0 |

- (注) 1. 標準運転日数式のDは日、xは扉体面積である。
  - 2. Dは設備一門あたりの運転日数である。
  - 3. χは扉体1門当たりの純径間m×有効高mである。
  - 4. 本表は、据付現場が仮締切内で、ドライ施工が可能な場合の標準的なトラッククレーンの規格と運転日数である。施工条件が異なる場合は本表によらず別途積み上げるものとする。
  - 5. 小型水門のトラッククレーン規格は作業半径が16m以下の場合に適用する。
  - 6. 中・大型水門、堰及び起伏堰のトラッククレーン規格については、施工条件、方 法等を勘案の上別途積み上げるものとする。
- (3) 電気溶接機

溶接機の運転日数は、表-2・18を標準として計上する。

表-2・18 溶接機の規格及び運転日数

|            | •                               |                            |         |                        |          |                 |            |
|------------|---------------------------------|----------------------------|---------|------------------------|----------|-----------------|------------|
|            | 対象設備                            | 機種                         | 規格      | 標準運転日                  | 数        | 摘               | 要          |
| 小水<br>形門   | プレートガーダ構造ローラ・スライ<br>ドゲート(三方・四方) | 交流アーク溶接機<br>又は同エンジン付       | 2 0 0 A | D = 4                  |          | D=運転 [<br>x=扉体] | 日数<br>面積 , |
| 中・杰        | プレートガーダ構造ローラ・スライ<br>ドゲート(三方・四方) | 交流アーク溶接機<br>又は同エンジン付       | 2 0 0 A | 7*//Q(H/III)           | 2x+3. 2  | な義囲準に           | xの定<br>②7標 |
| ·大門<br>下下堰 | シェル構造ローラゲー<br>ト                 | 交流アーク溶接機<br>又は同エンジン付       | 2 0 0 A | 現場接合有り D=0.<br>D=1.56x | 55x−0. 5 | 年製作  <br>  同じでは | 上数とある。     |
| 起伏堰        | 起伏ゲート                           | 現場条件により、<br>決定するものとす<br>る。 |         | 現場条件により決ものとする。         | た定する     |                 |            |

- (注) 1. 運転日数Dは設備一門あたりの日数である。
  - 2. 扉体面積 x は純径間 m×有効高 m である。
  - 3. 溶接機の運転日当りの標準運転時間は、5時間とする。

(注) 「雑器具損料」とはジャッキ、チエンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の 損料である。

改 訂 (案)

(2) クレーン標準運転日数等

クレーンの運転日数等は、表-2・17を標準とする。

表-2・17 トラッククレーン標準運転日数等

表-2・17及び( 注)のxのフォント を統一

備考

|                 |                               | LAIA.    |              |               | 区分別        | 川構成比  | (%) |
|-----------------|-------------------------------|----------|--------------|---------------|------------|-------|-----|
|                 | 対 象 設 備                       | 機        | 規格           | 標準運転日数        | <b>=</b> 4 | = W M | 開閉  |
|                 |                               | 種        |              |               | 扉 体        | 戸当り   | 装 置 |
| 小水<br>形門        | プレートガータローラ・スライド<br>ケート(三方・四方) | トラッククレーン | 1 6 t        | D=3           | 1 日        | 1 日   | 1 目 |
| 中・水             | プレートカ゛ータローラケ゛ート<br>(三方・四方)    | トラッククレーン | (注) 6<br>による | D = 0.15x+3.5 | 3 5        | 4 5   | 2 0 |
| · 水<br>大門<br>形堰 | シェルローラゲート                     | トラッククレーン | (注) 6<br>による | D = 0.22x+7.1 | 4 5        | 3 0   | 2 5 |
| 起堰伏             | 起伏ゲート                         | トラッククレーン | (注)6<br>による  | D = 0.39x+1.6 | 3 0        | 5 0   | 2 0 |

- (注) 1. 標準運転日数式のDは日、x は扉体面積である。
  - 2. Dは設備一門あたりの運転日数である。
  - 3. x は扉体1門当たりの純径間m×有効高mである。
  - 4. 本表は、据付現場が仮締切内で、ドライ施工が可能な場合の標準的なトラッククレーンの規格と運転日数である。施工条件が異なる場合は本表によらず別途積み上げるものとする。
  - 5. 小型水門のトラッククレーン規格は作業半径が16m以下の場合に適用する。
  - 6. 中・大型水門、堰及び起伏堰のトラッククレーン規格については、施工条件、方 法等を勘案の上別途積み上げるものとする。
- (3) 電気溶接機

溶接機の運転日数は、表-2・18を標準として計上する。

表-2・18 溶接機の規格及び運転日数

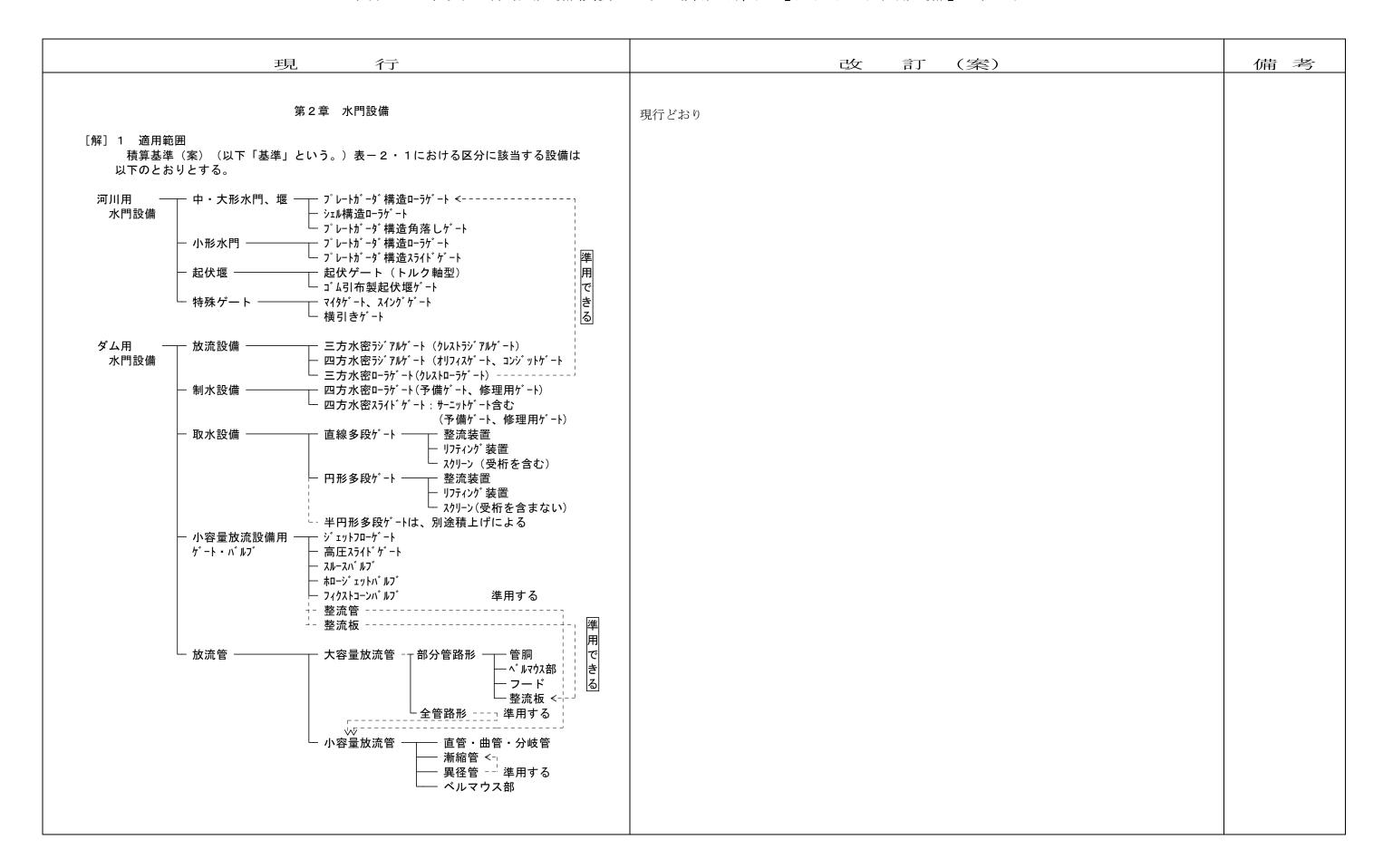
|          | 対象設備                            | 機種                         | 規格      | 標準           | 運転日数                          | 摘要   |  |
|----------|---------------------------------|----------------------------|---------|--------------|-------------------------------|--|--|
| 小水<br>形門 | プレートガーダ構造ローラ・スライ<br>ドゲート(三方・四方) | 交流アーク溶接機<br>又は同エンジン付       | 2 0 0 A | D =          | = 4                           | D=運転日数<br>x=扉体面積                           |  |
| 中・大門形    | プレートガーダ構造ローラ・スライ<br>ドゲート(三方・四方) | 交流アーク溶接機<br>又は同エンジン付       | 2 0 0 A | 現場接合無し現場接合有り | D=0. 2x+3. 2<br>D=0. 55x-0. 5 | なお、xの定<br>  義及び範<br>  囲は表-2.7標<br>  準製作工数と |  |
| 形堰       | シェル構造ローラゲー<br>ト                 | 交流アーク溶接機<br>又は同エンジン付       | 2 0 0 A | D=1          | 1. 56x                        | 同じである。                                     |  |
| 起伏堰      | 起伏ゲート                           | 現場条件により、<br>決定するものとす<br>る。 |         | 現場条件にものとする   | より決定する                        |  |  |

- (注) 1. 運転日数Dは設備一門あたりの日数である。
  - 2. 扉体面積 x は純径間 m×有効高 m である。
  - 3. 溶接機の運転日当りの標準運転時間は、5時間とする。

| 現行   | 改 訂 (案)  | 備考    |
|--|--|-------|
| (4) その他機械器具         その他機械器具の経費は、表-2・19を標準とする。         表-2・19 その他機械器具         区 分 製作工数 間接労務費率 工場管理費率 一般管理費等率 償却率  |  |       |
| 組 立 架 台 関  |  |       |
| 3-5 直接経費 (1) 二次コンクリート及び型枠費 二次コンクリート及び型枠費の積算は、次式による。なお、二次コンクリート及び型枠費率は表-2.20による。 二次コンクリート及び型枠費=据付労務費×二次コンクリート及び型枠費率(%) 据付労務費:表-2・13標準据付工数で算出される職種別労務費の合計である。 表-2.20 二次コンクリート及び型枠費率  区 分 二次コンクリート及び型枠費率  小形水門 プ・レートカ・一タ構造 ローラ・スライト・ケート (三方・四方) | 3-5 直接経費 (1) 二次コンクリート及び型枠費   | 単位を追記 |
|  | (注) 1. 二次コンクリート及び型枠費に含む内容は、コンクリート打設、型枠、養生である。<br>コンクリートはつり、仮設足場等が必要な場合は、別途積上げるものとする。<br>2. 化粧及び円形型枠を使用する場合は、別途積上げるものとする。 | 表記を修正 |

基準の解説

平成 21 年度 機械設備積算基準 (案) 解説【河川用水門設備】対比表



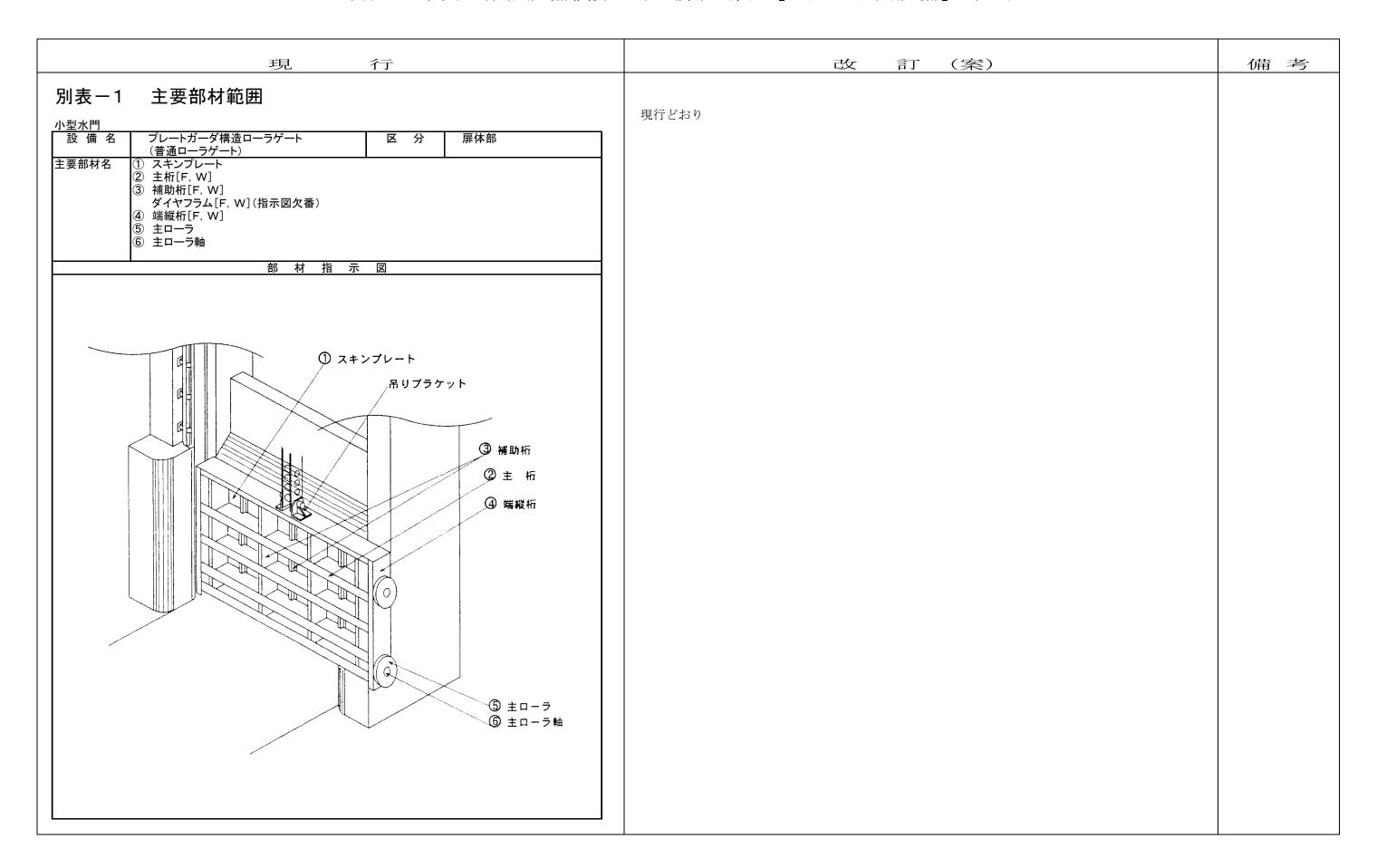
| 現行   |       | 改 | 訂 (案)  | 備考 |
|--|-------|---|--------|----|
| <ul> <li>① 河川用水門設備とダム用水門設備に区分されているが、構造が同じであれば、相互に準用できる。</li> <li>② ダム用水門設備の制水設備は、「水圧パランス操作方式の水門」「流水遮断が可能な水門」のどちらにも適用可能である。</li> <li>③ ダム用水門設備の放流設備において、クレストゲート等に三方水密ローラゲートを使用する場合は、削水設備の四方水密ローラゲートを準用できるものとする。</li> <li>④ ダム用水門設備の放流設備において四方水密ローラゲートを使用する場合は、削水設備の四方水密ローラゲートを準用できるものとする。</li> <li>⑤ 小容量放流設備用ゲート・パルブに設置する整流管は、小容量放流管を準用できるものとする。</li> <li>⑥ 小容量放流設備用ゲート・パルブに設置する整流では、大容量放流管の整流板を作用できるものとする。</li> <li>② 小容量放流管に円形断面の全管路形を使用する場合は、「小容量放流管」を準用できるものとする。</li> <li>③ 小容量放流管に円形断面の全管路形を使用する場合は、「小容量放流管」を準用できるものとする。</li> <li>③ 側壁付円形多設ゲートの扉体、整流装置、開閉装置は円形多段ゲートを準用できるものとする。</li> <li>② 側壁付円形多段ゲートの扉体、整流装置、開閉装置は円形多段ゲートを準用できるものとする。</li> <li>〔解] 2 直接製作費</li> <li>(1) 材料算出要額</li> <li>1) 主要部材には水密ゴム押え金物、クサビは含まれない。(副部材に含まれる。ただし、小形スライドゲートについては除く。)</li> <li>2) 副部材</li> <li>(イ) ブレートガーダ構造のゲートのカバープレートは副部材費率に含まれないため、所要量を別途積上げ、鋼材単価を乗じて計上するものとする。(ク)起伏ゲートの開閉機は油圧式開開機であるが、油圧配管材料費は副部材費率に含まれないため、所要量を別途積上げ、鋼材単価を乗じて計上するものとする。なお、油圧配管は直接製作費での計上を原則とする。</li> <li>3) その他の水門設備の材料費第出プレートガーが構造性とジ式がプート、プレートガーダ構造機引きゲート、及び他の特殊構造ゲートの材料費は、主要部材・副部材、部品費とも積上げによる。</li> <li>(2) 機器単体費</li> </ul> | 現行どおり | 改 | 言丁 (案) | 備考 |
| 開閉装置にラック式・スピンドル式開閉機を使用する場合の機器単体品の範囲は開閉機本体、ラック棒、スピンドル棒、吊り金具、振れ止め金具(中間軸受)とし、扉体付きの吊り金具(吊りピン及び軸承)は扉体の副部材率に含まれるものとする。   |       |   |        |    |

| 2-2 製作工数  | 現  | 行   | 改 訂 (案) | 備 |
|---|--|---|---------|---|
| ( - \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \                                       |  |   |         |   |
| (1) 製作工数  |  |   | 現行どおり   |   |
| 定要領」に示す。<br>2)製作<br>製作工数算出に   | <ul><li>出にあたって</li><li>工数算出区分</li><li>あたっては、!</li></ul>  | の各要素「x」の定義を別表-2「標準製作工数算<br>別表-3「製作工数算出区分」によるものとする。<br>費に示す「主要部材」「副部材」の範囲は全て含まれ  |         |   |
| 他の特殊構造ゲー<br>(ロ)「シェル構造<br>とした起伏ゲー」<br>ル構造ローラゲー」<br>する。<br>4)付属設備の製作<br>河川用水門設備 | トの製作工数に<br>造ローラゲート<br>ト工数算定式に<br>ト工数算定式に<br>工数<br>に付帯する付 | 対けている。 は、積上げによる。 ・」+「フラップゲート」の製作工数は、上段扉をαによりフラップゲート工数を、下段扉をαとしたシェムより下段扉工数を算出し、各々を合算するものと 属設備の製作工数は、表-1を標準とする。 設備の適用区分 |         |   |
| 製作区分  | 適用区分   | 摘要  |         |   |
| 転向シーブ点検架台   | 区分 A   |   |         |   |
| ロープダクト  | 区分 D   |   |         |   |
|   |  |   |         |   |
| 据付架台  | 区分 D   |   |         |   |
| 1   | 区分 D   | 既製管による。   |         |   |

| 2-3 塗装費  | 現行   |  | 2 _ 2            | 途装費                              | 改            | 訂 (案)  |   | 備考                             |
|--|--|--|------------------|----------------------------------|--------------|--|---|--------------------------------|
| (1) 標準的な構造の水門設   | 備についての、塗装面積は、                              | 表-2を標準とする。   | 2-3              |                                  |              | 備についての、塗装面積は、                                | 表-2を標準とする。  |                                |
| 表一名  | 2 標準塗装面積                                   |  |                  |                                  | 表-2          | 標準塗装面積                                       |   |                                |
| 構成<br>区分   | <b>扉体塗装面積</b>                              | 開閉装置塗装面積   | 区分               | 構成                               |              | 扉体塗装面積                                       | 開閉装置塗装面積  |                                |
| 小<br>形 プレートガーダ構造ローラ・スライドゲート<br>水<br>門  | y = 5.4x                                   | _  | 小<br>形<br>水<br>門 | プレートガーダ構造ローラ・スライドク               | ケ゛ート         | y = 5.4x                                     | _   |                                |
| プレートガーダ構造ローラゲート  | y = 6.8x - 12                              | y = 0.1x + 56.7  |                  | プレートガーダ構造ローラゲート                  |              | y = 6.8x - 12                                | y = 0.1x + 56.7   | まの私となり                         |
| 中     ・     シェル構造ローラゲート     外面       大     形     内面  |  | y = 0.1x + 56.7  | 中・大形水            | シェル構造ローラゲート                      | 外面内面         |  | y = 0.1x + 56.7   | 表の乱れを修正                        |
| 門 プレートがータ、構造ヒンジ式ゲート  | プレートガーダ構造ローラゲー                             | ートによる。   | 門門               | プレートガーダ構造ヒンジ式ヘ                   | ゲート          | プレートガーダ構造ローラク                                | <b>デートによる。</b>  |                                |
| 堰 プレートガーダ構造横引きゲート  |  |  | 堰                | プレートガーダ構造横引きゲ・                   | ート           |  |   |                                |
| プレートガーダ構造角落しゲート  |  |  |                  | プレートガーダ構造角落しゲ                    | ート           |  |   |                                |
| 起伏ゲート  | y=4. 1x-0. 8                               | y=0. 002x+2  | 起伏               | ゲート                              |              | y=4. 1x-0. 8                                 | y=0. 002x+2   |                                |
| 摘要   | y=標準塗装面積(㎡)<br>x=扉体面積(㎡)<br>(純径間(m)×有効高(m) | y=標準塗装面積(㎡)<br>x=開閉荷重(KN)<br>ただし 起伏ゲートの<br>は開閉トルク(KNm) |                  | 摘要                               |              | y=標準塗装面積 (㎡)<br>x=扉体面積 (㎡)<br>(純径間(m)×有効高(m) | y=標準塗装面積(m³)<br>x=開閉荷重(KN)<br>ただし 起伏ゲートの <u>x</u><br>は開閉トルク( <u>KNm</u> ) | 表-2「開閉装置塗<br>装面積 摘要欄にx<br>を追加」 |
| (注) 1. 戸当りの塗装面積は別途税<br>2. 開閉装置の塗装面積は、3<br>3. 管理橋、防護柵等の塗装は<br>4. ステンレス材の酸洗いが必<br>[解] 3 直接工事費<br>3-1 材料費 | 【M1D、1M2D、2M2D<br>面積は別途積上げるものとする           | 00   |                  | 2. 開閉装置の塗装面和<br>3. 管理橋、防護柵等の     | 漬は、1<br>の塗装面 | ·  |   |                                |
| (1) 据付材料費<br>開閉装置が油圧式の場<br>料費に計上するものとす   | 合の油圧配管の材料費についる。                            | ては、直接製作費の直接材   |                  | (1) 据付材料費<br>開閉装置が油圧<br>料費に計上するも |              |  | いては、直接製作費の直接材   |                                |

|                          |   | 現行  |         |               | 改 訂 (案)  | 備考    |
|--------------------------|---|---|---------|---------------|--|-------|
|                          | 取替工数<br>)ワイヤーロープ  |   |         |               | 3-2 取替工数<br>(1) ワイヤーロープ  |       |
|                          | y:設備1月<br>2)標準取替工数  | 式による。<br>月当りの取替工数<br>月当りの標準取替工数<br>プウィンチ式開閉装置のワイヤー取春                      | 孝工数は表−  | 3のとおりと        | 1) 取替工数<br>取替工数は次式による。<br>Y (人/式) = y (人/門) × 門数 (門)<br>Y: 設備 n 門当りの取替工数 (人/式)<br>y: 設備 1 門当りの標準取替工数 (人/門)<br>2) 標準取替工数<br>ワイヤーロープウィンチ式開閉装置のワイヤー取替工数は表-3のとおりと<br>する。 | 単位を追記 |
|                          | 表   | -3 ワイヤーロープ標準取替工数  |         |               |  |       |
|                          | 標準取替工数  | lde   | 職種別     | 構成割合          | 現行どおり  |       |
| 区分                       | y:取替工数<br>(人/門)   | 摘 要   | 据付工     | 普通作業員         |  |       |
| ワイヤーロー<br>プウィンチ式<br>開閉装置 | y =4.00 × x +3.66   | x=ロープ径 (m) ×全長 (m)<br>ロープ径は最大 $\phi$ 55 (0.055m)<br>または全長最大600mまでとす<br>る。 | 95%     | 5%            |  |       |
| 2.本<br>場搬<br>3.ワ<br>(2   | 工数の適用範囲はは<br>入および試運転は<br>イヤリングを<br>1)水密替工数<br>取替工数は門本<br>取替工数は門備<br>取等工数に関係が<br>以に設備が<br>ないがあります。<br>ないがあります。<br>ないがあります。<br>ないがあります。<br>ないがあります。<br>では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | で確認できる環境であること。  |         | ワイヤーの現        | (2) 水密ゴム 1) 取替工数 取替工数は次式による。 Y (人/式) = y (人/門) × 門数 (門) Y: 設備 n 門 当りの取替工数 (人/式) y: 設備 1 門 当りの標準取替工数 (人/門) 2) 標準取替工数 河川用水門の水密ゴム取替工数は表 - 4 のとおりとする。 現行どおり              | 単位を追記 |
| 区分                       | 標準取替工数<br>y:取替工数<br>(人/門)   | 摘  要  | 職種別 据付工 | 構成割合<br>普通作業員 |  |       |
| ローラゲートスライドゲート            | y =0. 103 × x +4. 18  | x=扉体面積 (㎡)<br>=純径間 (m) ×有効高 (m)<br>扉体面積は最大300㎡までとす<br>る。                  | 95%     | 5%            |  |       |
| 2. ゴ<br>3. 本             | ムの形式は、P, I  | - 河川用水門のみ対象とする。<br>上, Y, 平ゴムとする。<br>水密ゴムの準備、撤去、取付までと                      | こし、試運転  | 、仮設設置撤        |  |       |

平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表



平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表

| 反 者 を プレーガーダ構造の一ラゲート   | 現   | 行                              | 改 訂 (案) | 備考 |
|--|---|--------------------------------|---------|----|
| (世語 - ラント   (上部 戸当り  |   |                                | 現行どおり   |    |
| 1) 原数   10   10   10   10   10   10   10   1   | 設備名 プレートガーダ構造ローラゲート   | 区分属体部                          |         |    |
| (連部戸当り)  (注)水密板を強ける場合もある。  (制部戸当り)  (カイドアレート  (カエーラ 連頭 カモーラ か面 カエーラ レール  (カスドアレート  (カストアレート  ( | <ul><li>① 底部戸当り桁</li><li>② 水密板</li><li>[側部戸当り]</li><li>③ 主ローラレール[F, W]</li><li>④ 主ローラ踏面</li></ul> | [上部戸当り] (四方水密の場合)<br>⑦ ガイドプレート |         |    |
| (機能产当リ)  (現能デ当リ)  (別イドブレート  (第1 ー ラ 前周  (第2 ー ラ 前周  (第2 ー ラ 前周  (第2 ー ラ ))  (第2 ー ラ ))  (第2 ー ラ ))  (第2 ー ラ ))   |   |                                |         |    |
| (注)水密板を設ける場合もある。  「側部戸当り」  「カイドブレート (の主ローラ海宮 (の主ローラカス) (第111111111111111111111111111111111111  | [底部戸当り]   | [上部戸当り]                        |         |    |
| ③  | ① 底部戸当り桁  |                                |         |    |
| (3)主ローラ路面<br>(3)主ローラ路面<br>(3) 類 板<br>(3) ガイドブレート<br>(3) 主ローラ 路面<br>(3) 主ローラレール   | [側部戸当り]   |                                |         |    |
| ③主ローラレール   | ③主ローラ路面<br>③主ロー   | ラレール                           |         |    |
|  | ③主ローラ数 ③主ローラ  |                                |         |    |
|  |   |                                |         |    |

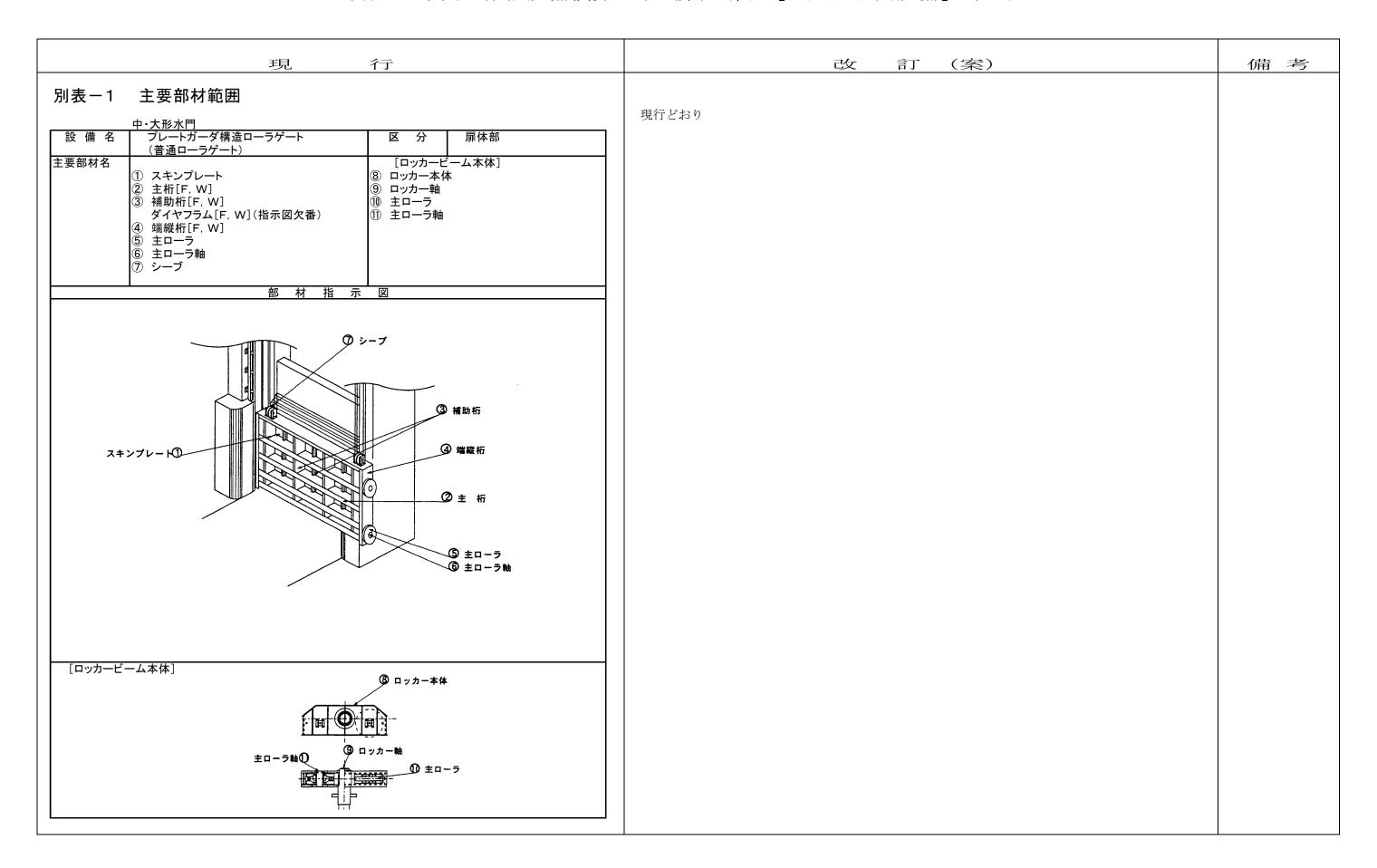
平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表

| 現行  | 改 訂 (案) | 備考  |
|---|---------|-----|
| 接 備 名 プレートガーダ構造スライドゲート 区 分 原体部 主要部材名 ① スキンプレート ② 指動析に、W ) 分サビ (指示図欠番) ⑤ 支圧板 ⑤ 支圧板 ② 主 桁 | 改 計 (案) | 備 考 |

平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表

| 現行   | 改 訂 (案) | 備考 |
|--|---------|----|
| 設備名       プレートガーダ構造スライドゲート       区分       戸当り部         主要部材名       [底部戸当り析       [上部戸当り]         ① 底部戸当り析       ⑤ ガイドプレート         ② 水密板       [側部戸当り]         ③ スライドレール[F, W]         ④ 膜板 | 現行どおり   |    |
| 部 材 指 示 図  [底部戸当り]  「食部戸当り桁 ガイドブレート⑤ (注)水密板を設ける場合もある。  |         |    |
| ③ スライドレール ④ 膜 板  |         |    |
| ③ スライドレール ④膜 板   |         |    |

平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表



平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表

| 現  | 行  | 改訂(案) | 備考 |
|--|--|-------|----|
| 設備名プレートガーダ構造ローラゲート<br>(普通ローラゲート)主要部材名[底部戸当り]① 底部戸当り析<br>② 水密板<br>[側部戸当り]<br>③ 主ローラレール[F, W]<br>④ 主ローラ踏面<br>⑤ ガイドプレート<br>膜 板(指示図欠番)<br>⑥ 取外し戸当り支持金物 | 区 分 戸当り部  [上部戸当り] (四方水密の場合) ⑦ ガイドプレート ⑧ 水密板        | 現行どおり |    |
| 部 材 : [底部戸当り] ② 水密板 ① 底部戸当り桁   | 指 示 図 [上部戸当り]  *********************************** |       |    |
| [側部戸当りパターン 1] ガイドブレート ⑤ ② 圭ローラ路面 ガイドブレート ⑤ ② 圭ローラ路面  | [側部戸当りパターン 2]                                      |       |    |
| ±ローラレール③  ガイドブレート ⑤ ④ ±ローラ路面  ③ ±ローラレール  | ④ 主ローラ路面 ③ 主ローラレール ⑤ 取外し戸当り支持金物                    |       |    |

平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表

| 現行   | 改 訂 (案) | 備考 |
|--|---------|----|
| 設備名     シェル構造ローラゲート     区分     扉体部       主要部材名     ① スキンプレート     ⑥ ダイヤフラム[F, W]       ② 上面板     ⑦ 端縦桁[F, W]       ③ 背面板     ⑧ 主ローラ       ④ 底面板     ⑨ 主ローラ軸       ⑤ 補助桁[F, W]     ⑩ シーブ | 現行どおり   |    |
| 部材指示図  |         |    |
| ① シープ ② 上面板 ① スキンブレート ⑤ 補助桁 ③ 底面板 ⑥ ダイヤフラム ② 宝田一ラ 3 背面板 ⑥ ダイヤフラム ② 電影桁   |         |    |
| (注) 支承部がロッカビーム方式の場合は、プレートガーダ構造ローラゲート<br>(扉体部)を参照すること。  |         |    |

平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表

| 現   | 行  | 改 訂 (案) | 備考 |
|---|--|---------|----|
|   |  | 現行どおり   |    |
| 設備名シェル構造ローラゲート主要部材名[底部戸当り析<br>② 水密板<br>[側部戸当り]<br>③ 主ローラレール[F, W]<br>④ 主ローラ踏面<br>⑤ ガイドプレート<br>⑥ 膜 板<br>⑦ 取外し戸当り支持金物 | 区 分   戸当り部<br>  上部戸当り] (四方水密の場合)<br>  8 ガイドプレート<br>  9 水密板 |         |    |
|   | 指示図  | 11      |    |
| [底部戸当り] ② 水密板   | [上部戸当り] ガイドブレート③ 水密板③                                      |         |    |
| 3 主ローラ路面         3 東ローラレール         3 東ローランール  | ③ 主ローラ路面 ⑤ ガイドブレート ⑥ 膜 板                                   |         |    |

平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表

| 現 行  | 改 訂 (案) | 備考 |
|--|---------|----|
| 設備名     各種ゲート共通     区分     開閉装置部 (ワイヤーロープウインチ式)       主要部材名     ① ドラム部(シェル、ボス、フランジ)       ② 各ギヤ(ドラムギヤ、ピニオンギヤ)       ③ シーブ部(シーブ、ブラケット、軸)       ④ 軸類(ドラム軸、ギヤ軸、ピニオン軸、トルク軸)       ⑤ 開閉装置フレーム[F, W] | げんこう    |    |
|  |         |    |
| 部材指示図  |         |    |
| ドラムヤ ② ドラムギャ ③ シーブ軸 ③ シーブ ③ シーブ ③ シーブ フブラケット   |         |    |

平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表

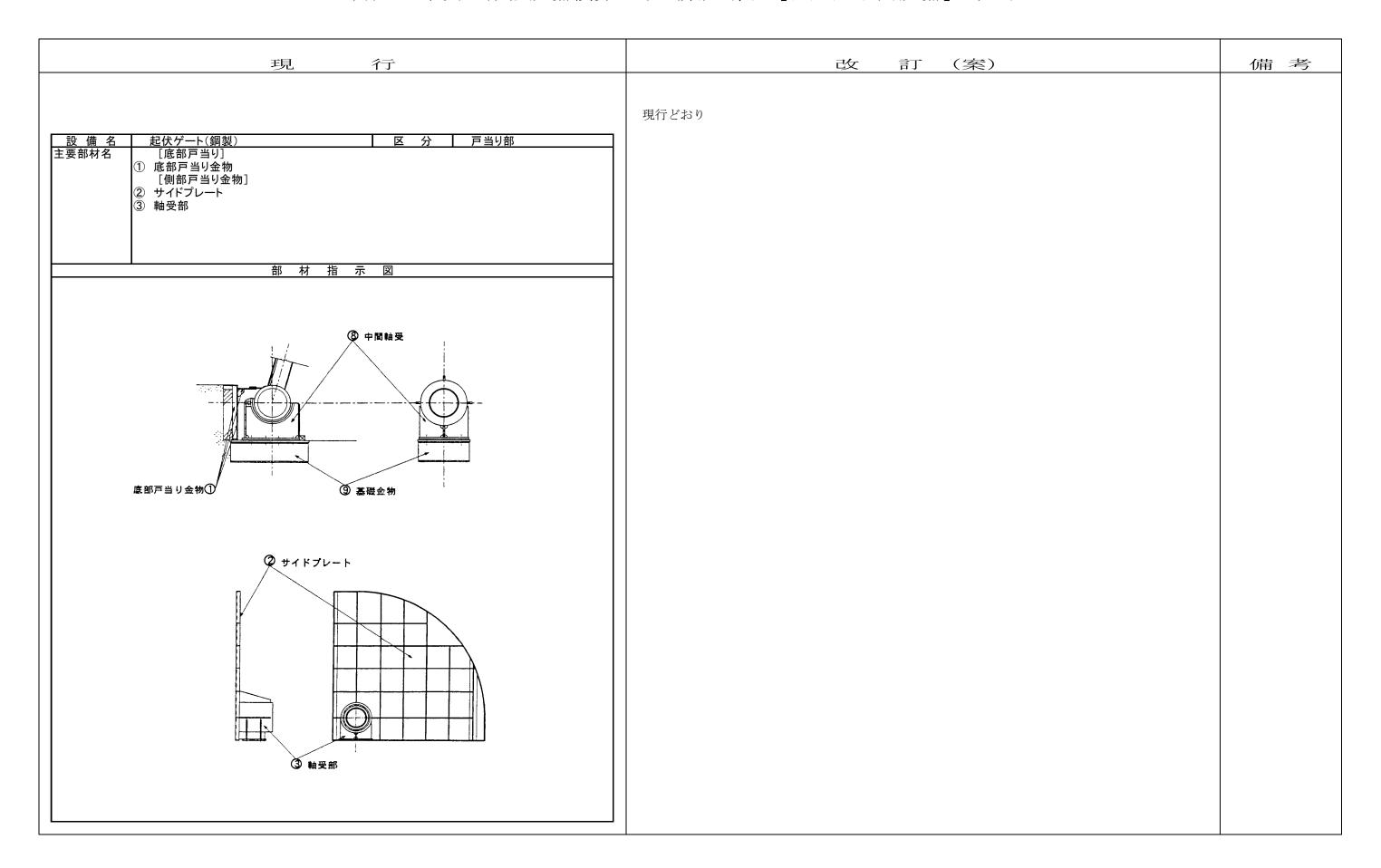
平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表

| 現行   | 改 訂 (案) | 備考 |
|--|---------|----|
| □ 設 備 名 □ プレートガーダ構造角落し □ 区 分 □ 戸当り部  | 現行どおり   |    |
| 主要部材名       [底部戸当り計 (京部戸当り計 (京部戸当り計 (京部戸当り計 (京部戸当り計 (京部戸当り)) (京部戸当り] (京部戸当り] (京部戸当り] (京部戸当り] (京部戸当り] (京部戸当り] (京部戸当り] (京部戸当り] (京部戸当り (京部戸当り) (京部戸当り (京部戸当り) (京部戸当) (京部戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語)(京語戸書)(京語戸書)(京語)(京語戸書)(京語)(京語戸書)(京語戸書)(京語戸書)(京語)(京語戸書)(京語)(京語)(京語)(京語)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)の書)(京語)(京語)の書)(京語)の書)(京語)(京語)の書)(京語)の書)(京語)(京語)の書)(京語)の書)(京語)の書) |         |    |
| 部材指示図  |         |    |
| [底部戸当り] [中間戸当り]  |         |    |
| ② 水密板 ① 底部戸当り桁  ⑤ スライドレール  |         |    |
| [側部戸当り]  |         |    |
| ③ガイドブレート   |         |    |

平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表

| 現行             | 改 訂 (案) | 備考 |
|----------------|---------|----|
| 1-4-3 起伏水門     | げんこう    |    |
| す面板 (魚腹形) スポイラ |         |    |
| スポイラ           |         |    |

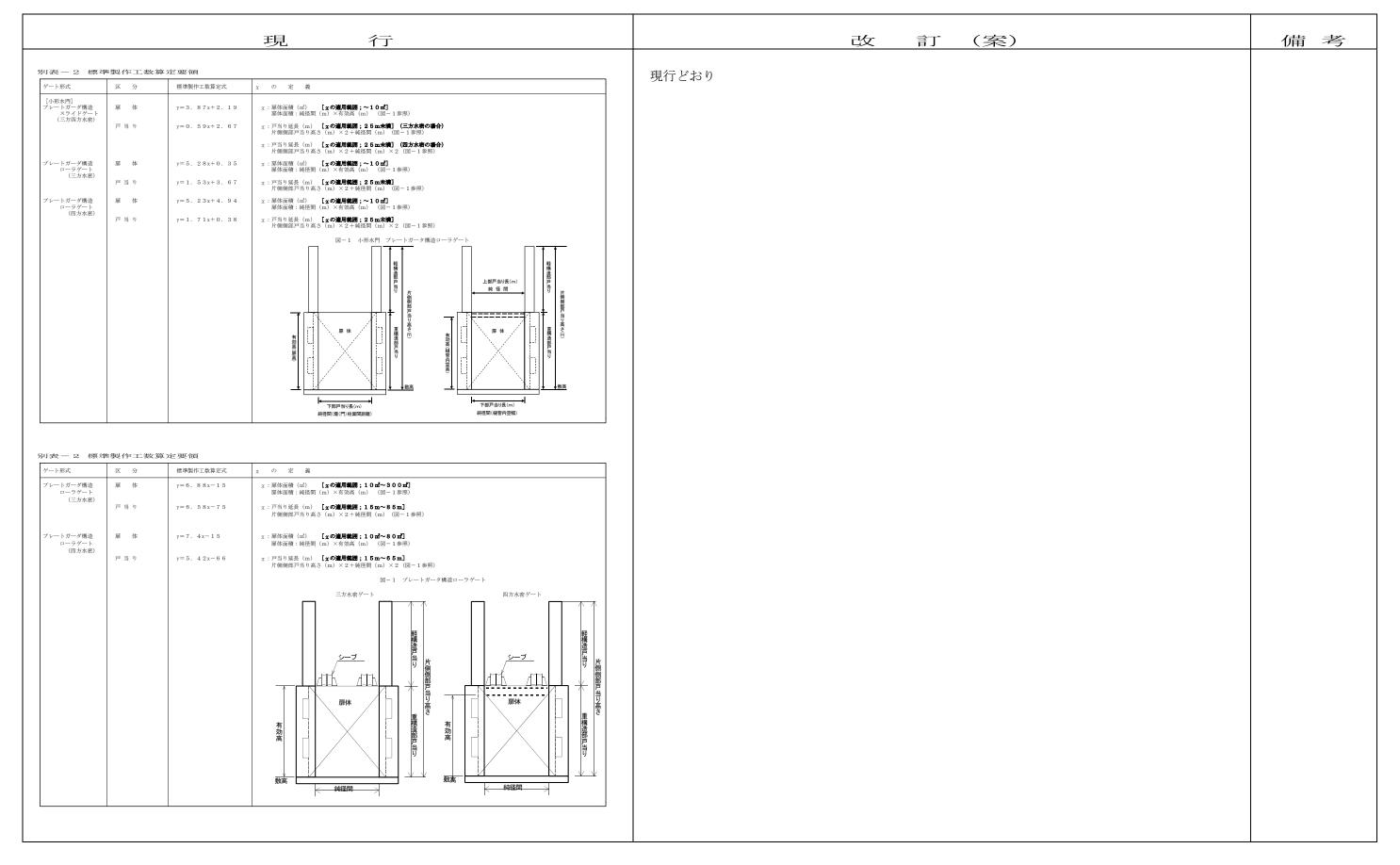
平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表



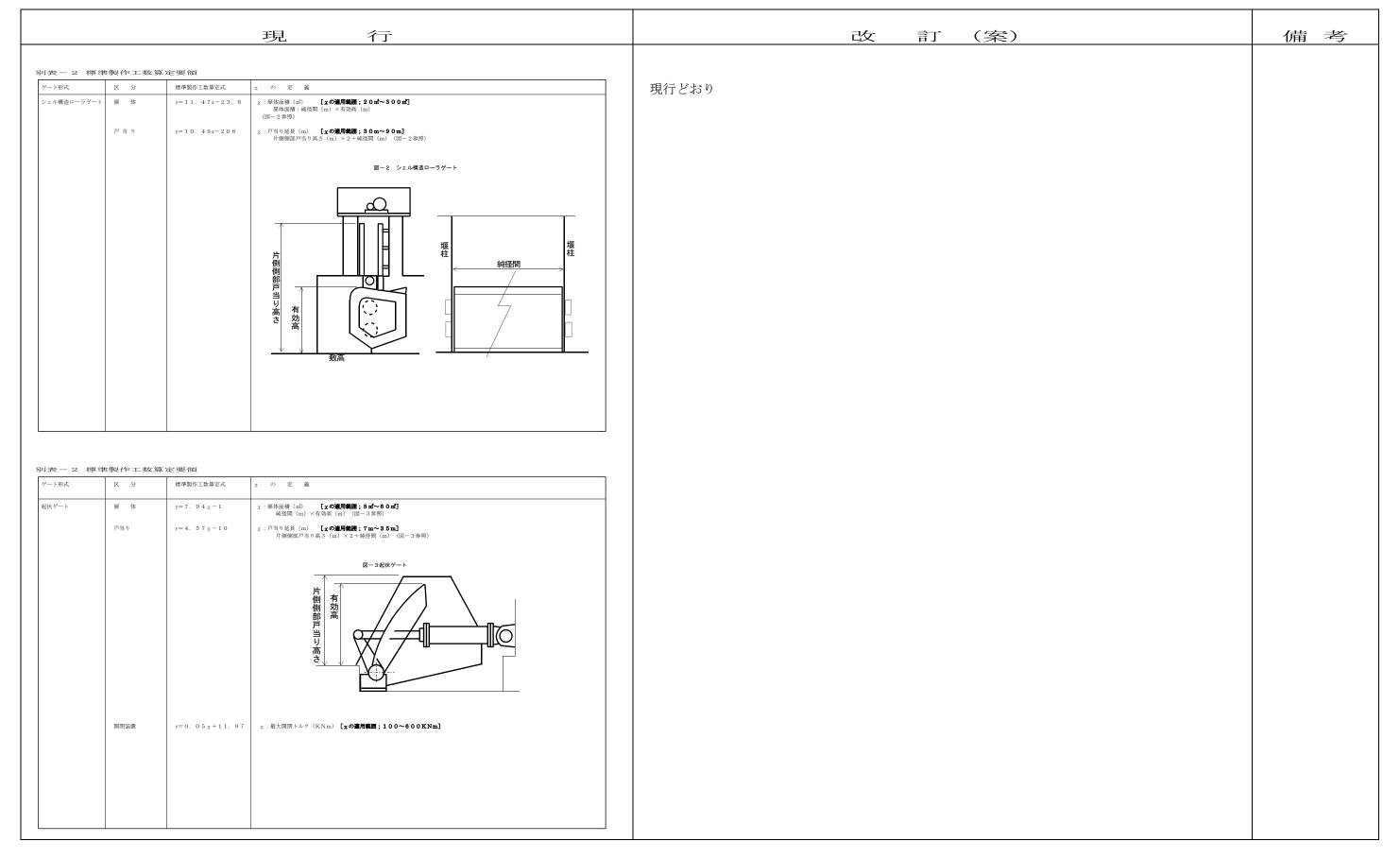
平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表

| 現行  | 改 訂 (案) | 備考 |
|---|---------|----|
|   |         |    |
|   | 現行どおり   |    |
|   |         |    |
| 設備名       起伏ゲート(鋼製)       区分       開閉装置部         主要部材名       ① 軸受架台 |         |    |
| 主要部材名 ① 軸受架台<br>② トルクアーム<br>③ テール金物                                 |         |    |
| テール金物架台(指示図欠番)<br>④ ピン  |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
| 部 材 指 示 図   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
| (a) r > a   |         |    |
| ③ ピ ン ② トルクアーム<br>/油圧シリンダ   |         |    |
| 油圧シリンダ  |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
| ③ テール金物   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
| トルク軸 ① 軸受架台   |         |    |
| アン 和  |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |

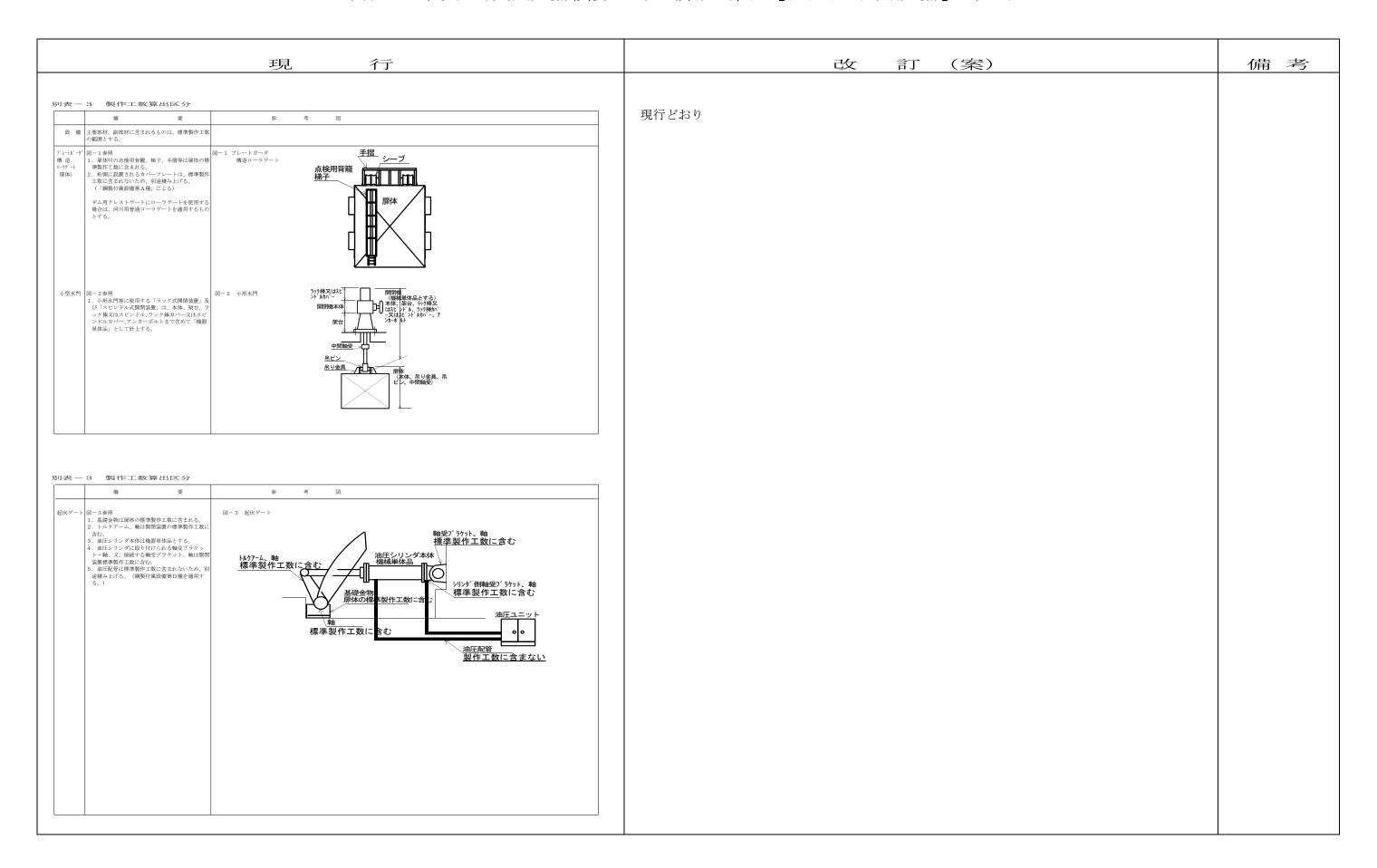
## 平成 21 年度 機械設備積算基準 (案) 解説【河川用水門設備】対比表



# 平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表



# 平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【河川用水門設備】対比表



第 2 章 水 門 設 備 第 2 ダム用水門設備

# 平成21年度 機械設備積算基準(案) 【ダム用水門設備】対比表

|  | <u> </u>  | 改   訂   (案)     第2章 水門設備  | 備考 |
|--|---|---|----|
|  |   | 第2 ダム用水門設備 1 適用範囲 この基準は、 <mark>ダム用</mark> 水門設備の製作、据付に適用する。 1-1 区分及び構成 水門設備の区分及び構成 水門設備の区分及び構成 現行どおり |    |
| 区分   | 構成  |   |    |
| 放 流 設 備  | 扉体、戸当り、開閉装置、基礎材、空気管、充水装置、操作制<br>御設備等  |   |    |
| 制水設備   | 扉体、戸当り、開閉装置、基礎材、空気管、充水装置、操作制<br>御設備等  |   |    |
| 取 水 設 備  | 扉体、戸当り、開閉装置、整流装置、スクリーン、取水塔、操<br>作制御設備等  |   |    |
| 放 大 容 量 放 流 管  | <u> </u>  |   |    |
| 放     大     容     量     放     流     管       小     容     量     放     流     管              | ベルマウス、直管、曲管、漸縮管、異形管、分岐管等  |   |    |
| 小容量放流設備用<br>ゲート・バルブ  | 扉体又は弁体、ボンネット、ケーシング又は弁胴、ボンネットカバー、開閉装置、空気管、充水装置、操作制御設備等   |   |    |
| 付 属 設 備  | 操作橋、管理橋、階段、手摺等  |   |    |
| ローラゲート、ス<br>2. 取水設備とは、<br>3. 大容量放流管と<br>及び下流部に設け<br>4. 小容量放流管と<br>発電用水圧鉄管を<br>5. 水門設備に付随 | 予備水門扉又は修理用水門扉に使用されるプレートガーダ構造のライドゲート(サーニットゲートを含む)をいう。<br>円形多段及び直線多段ゲートをいう。<br>は、ダムの放流設備の上流部に設けられる矩形断面を有する管路<br>られる整流板等をいう。<br>は、円形断面を有する取水設備、小容量放流設備用水圧鉄管及びいう。<br>する、管理橋、階段、防護柵等の付属設備の製作据付は「第18<br>によるものとする。 |   |    |
| <ul><li>(2) 主要部材費</li><li>1)主要部材費の積算</li><li>22のとおりとする。</li><li>主要部材費 =</li></ul>        | 要部材費 + 副部材費 + 部品費 + 補助材料費は、次式による。なお、各区分毎の主要部材の範囲は、表-2・  |   |    |

1)」直接材料費に準ずる。

### 75 3) 寸法エキストラは、厚みエキストラ、幅エキストラとし、必要に応じて計上するもの

- 3) 寸法エキストラは、厚みエキストラ、幅エキストラとし、必要に応じて計上するものとする。
- (3) 副部材費

副部材費の積算は、次式による。なお、各区分毎の副部材の範囲は、表一2・22のとおりとする。

なお、副部材費率は表-2・23によるものとする。 副部材費= 主要部材費 × 副部材費率 (%)

表-2・22 主要部材・副部材範囲

|      | <del></del>         | Λ.   | 主要・副部   | 材の範囲  |
|------|---------------------|------|---|---|
|      | <u>X</u>            | 分    | 主要部材(所要量を積上げる部材)  | 副部村 (副部村費率に含まれる部村)  |
| 放流設備 | 三方水密<br>ラジアル<br>ゲート | 扉 体  | スキンプ レート、主桁(F、W)、補助桁(F、W)、<br>端縦桁(F、W)、シーブ 部(シーブ)、脚柱(F、<br>W)、脚柱間トラス(F、W)、トラニオンハブ (F、W、ト<br>ラニオンボ ス)、トラニオンヒ ン(主軸)       | 扉体を構成する主要部材以外<br>の部材 (シーブ軸、サイドローラ、点<br>検用梯子、手摺、歩廊滑り止め<br>、開度計取付金物、非常上限<br>検出金物取付材等を含む。) |
|      |                     | 戸当り  | 敷金物(敷金物桁、敷金物ゴム当り)側部戸当り金物(側部戸当りゴム当り、<br>裏桁)  | 戸当りを構成する主要部材以<br>外の部材   |
|      |                     | 開閉装置 | ト゛ラム(シェル、フランジ、ボス)、各ギヤ、ピニオン、<br>シーブ部(シーブ、ブラケット、軸)、軸類(ドラム<br>軸、ギヤ軸、ピニオン軸、トルク軸)、開閉装置<br>フレーム(主桁F・W)                        | 開閉装置を構成する主要部材<br>以外の部材(オイル受け、ギヤ等の<br>カバー、大形開閉装置等に設け<br>る開閉装置付の点検用梯子を<br>含む。)            |
|      |                     | 基礎材  | ^゚デスタル部(トラニオンブラケット、^゙ースプレート)、トラニオンガーダ部(トラニオンガーダバーダ補助析、ガーダダイヤフラム)、テンションビーム部(F、W、支圧板)、コンプレッションビーム部(F、W、支圧板)スラスト受台(スラスト受板) | 基礎材を構成する主要部材以外の部材(マンホール等をむ。)  |
|      | 四方水密<br>ラジアル<br>ゲート | 扉 体  | スキンプ レート、主桁(F、W)、補助桁(F、W)、端縦桁(F、W)、脚柱(F、W)、脚間補剛材(F、W)脚ブ レース(F、W)、トラニオンハブ (F、W、トラニオンボ ス)、トラニオン t°ン(主軸)                   | 扉体を構成する主要部材以外の部材(サイドローラ、点検用梯子、手摺、歩廊滑り止め、開度計取付金物、非常上限検出金物取付材、セクトヒータ取付座等を含む。)             |
|      |                     | 戸当り  | 敷金物(桁、受台)、空気箱(ボックス、端面板)、側部戸当り金物(ゴム当り、裏桁)、上部戸当り金物(取付部、噴流防止ゴム取付座)   | 戸当りを構成する主要部材以外の部材(空気箱部のスティアナ、ドレンパイプ等を含む。)   |
|      |                     | 開閉装置 | 軸受部ブラケット、休止装置   | 開度計架台等  |
|      |                     | 基礎材  | へ。テ、スタル部(ト ラニホンブ ラケット)、ト ラニホンガータ<br>゙部(トラニホンガーダ、補助桁、ダイヤフラム)、テ<br>ンションビーム(F、W)、テンションビーム支圧板(F、<br>W)、PC部(シース管、アンカプレート)    | 基礎材を構成する主要部材以<br>外の部材(マンホール等を含む。<br>)   |

### (3) 副部材費

副部材費の積算は、次式による。なお、各区分毎の副部材の範囲は、表-2・22のとおりとする。

備考

なお、副部材費率は表-2・23によるものとする。 副部材費= 主要部材費 × 副部材費率 (%) <u>× 1/100</u>

改 訂 (案)

現行どおり。

|          |                     |                           | 現行   |  | 改 訂 (案) | 備考 |
|----------|---------------------|---------------------------|--|--|---------|----|
| <u> </u> | Ξ                   | 分                         | 主 要 ・ 副 部  | 材 の 範 囲  | 現行どおり。  |    |
|          |                     |                           | 主要部材(所要量を積上げる部材)   | <b>副部村(副部村費率に含まれる部村)</b>   |         |    |
| 制水設備     | 四方水密<br>ローラゲ<br>ート  | 扉 体                       | スキンプ゚レート、主桁(F、W)、補助桁(F、W)、<br>端縦桁(F、W)、主ローラ部(主ローラ、軸)、シーフ゛部(シーフ゛)                                 | 扉体を構成する主要部材以外の部材(シーブ軸、サイドローラ、扉体付点検用梯子、手摺等を含む。)                             |         |    |
|          |                     | 戸当り                       | 敷金物(桁、水密板)、側部戸当り金物<br>(主ローラレール、ローラ踏面、水密部、カブイドブ<br>レート、カブイト、ローラレール、膜板)、上部戸当り<br>金物(水密部、カブイトブレート)  | 戸当りを構成する主要部材以<br>外の部材  |         |    |
|          |                     |                           | ト゛ラム(シェル、フランジ、ボス)、各ギヤ、ピニオン、<br>シーブ部(シーブ、ブラケット、軸)、軸類(ドラム<br>軸、ギヤ軸、ピニオン軸、トルク軸)、開閉装置<br>フレーム(主桁F・W) | 開閉装置を構成する主要部材<br>以外の部材は小受け、ギャ等の<br>か、一、大形開閉装置等に設け<br>る開閉装置付の点検用梯子を<br>含む。) |         |    |
|          | 四方水密<br>スライド<br>ゲート | 扉 体                       | スキンプ゚レート、主桁(F、W)、補助桁(F、<br>W、ダイヤフラムF・W)、端縦桁(F、W、ガイ<br>ドシュー、支圧板)、シーブ部(シーブ)                        | 扉体を構成する主要部材以外<br>の部材 (シーブ軸、扉体付点検<br>用梯子、手摺等を含む。)                           |         |    |
|          |                     | 戸当り                       | 敷金物(桁、水密板)、側部戸当り金物<br>(レール、支圧板、水密板、ガイドプレート、ガ<br>イドローラレール、膜板)、上部戸当り金物(<br>水密部、ガイドプレート)            | 戸当りを構成する主要部材以<br>外の部材  |         |    |
|          |                     | 開閉装置                      | ト・ラム(シェル、フランシ・、ホ・ス)、各キ・ヤ、ピーニオン、シーフ・部(シーブ・、ブ・ラケット、軸)、軸類(ト・ラム軸、キ・ヤ軸、ピーニオン軸、トルク軸)、開閉装置フレーム(主桁F・W)   | 開閉装置を構成する主要部材<br>以外の部材は小受け、ギャ等の<br>か、一、大形開閉装置等に設け<br>る開閉装置付の点検用梯子を<br>含む。) |         |    |
| 取水設備     | 直線多段ゲート             | 扉 体                       | スキンプレート、主桁(F、W)、補助桁(F、W)、端縦桁(F、W)、吊桁部(吊桁F、W)、主ローラ部(主ローラ、軸)、シーブ部(シーブ)                             | 扉体を構成する主要部材以<br>外の部材 (シーブ軸、扉体付点<br>検用梯子、手摺等を含む。)                           |         |    |
| 加        |                     | 戸当り                       | 敷金物(敷金物桁、敷金物ゴム当り)、<br>戸当り金物(主ローラレールト・W、ゴム当り、<br>膜板、基礎金物)   | 戸当りを構成する主要部材<br>以外の部材  |         |    |
|          |                     | 整流装置                      | 整流板(上面板·側面板·下面板各F、W)   | 整流板(補助桁、継ぎ手材、裏<br>当て材)、手摺等   |         |    |
|          |                     | リフティンク <sup>*</sup><br>装置 | 主桁(F、W)、補助桁(F、W)、シーフ゛部(ブラ<br>ケットF、W、シーフ゛)、テンションロッ ド  | リフティング 装置を構成する主要 部材以外の部材(取水深変更 装置、戸当りが イド・取付材、手 摺等を含む。)                    |         |    |
|          |                     | 開閉装置                      |  |  |         |    |
|          |                     | スクリーン                     | パネル部(スクリーンバー、綴りバー、ディスタンスヒ<br>゚ース)、受桁(F、W)  | パネル部(止め金具、ヒンジ、取付板)、スクリーン受け台等   |         |    |
|          |                     |                           |  |  |         |    |
|          |                     |                           |  |  |         |    |
|          |                     |                           |  |  |         |    |

|                     |            | 現 行   |   |        | 改 | 言丁 (多 | 案) | 備 | 考 |
|---------------------|------------|---|---|--------|---|-------|----|---|---|
| 区                   | 分          | 主 要 ・ 副 部   | 材 の 範 囲   | 現行どおり。 |   |       |    |   |   |
|                     |            | 主要部材(所要量を積上げる部材)  | <b>副部村(副部村費率に含まれる部村)</b>  |        |   |       |    |   |   |
| 取 円形多段 ゲート 横        | 段 扉 体      | 管胴部(管胴呑口部、管胴、リング・カータ)<br>、ハンカー掛金物部(掛金物、ブラケット)、カー<br>イト、ローラ部(カーイト、アームF、W、ブラケット、ローラ、<br>軸)、シーブ、部(シーブ、ブラケット) | 扉体(管胴)を構成する主要部<br>材以外の部材(シーブ軸、ハンガー<br>掛金物部のキープレート等を含む。)         |        |   |       |    |   |   |
|                     | 戸当り        | 取水塔に含まれる。   |   |        |   |       |    |   |   |
|                     | 開閉装置       | ト、ラム(シェル、フランシ、、ホ、ス)、各キ、ヤ、ヒ。ニオン、シーブ、部(シーブ、フ、ラケット、軸)、軸類(ト、ラム軸、キ、ヤ軸、ヒ。ニオン軸、トルク軸)、開閉装置フレーム(主桁F、W)             | 開閉装置を構成する主要部材以外の部材(オイル受け、ギヤ等のカバー、大形開閉装置等に設ける開閉装置付の点検用梯子を含む。)    |        |   |       |    |   |   |
|                     | 整流装置       | 整流板(コーン、上面板・側面板・下面板<br>各F、W)  | 整流板(補助桁、継ぎ手材、裏当て材)、手摺等  |        |   |       |    |   |   |
|                     | リフティング・装置  | 主桁(F、W)、補助桁(F、W)、シーブ*部(ブ*ラケットF、W、シーブ*)、デンションロット*  | リフティング・装置を構成する主要<br>部材以外の部材(取水深変更<br>装置、戸当りがイド・取付材、手<br>摺等を含む。) |        |   |       |    |   |   |
|                     | 取水塔        | 支柱(F、W)水平桁(F、W)、補助桁(F、W)、床板部(床板、床桁)   | 取水塔を構成する主要部材以<br>外の部材(スクリーン受け台を含む<br>)                          |        |   |       |    |   |   |
|                     | スクリーン      | パネル部(スクリーンバー、綴りバー、ディスタンスヒ<br>゚ース)   | パ 紗部(止め金具、ヒンジ、取付板)等   |        |   |       |    |   |   |
| 放 大容量於<br>流管        | 女 管胴へ ルマウス | 管胴部(管胴板、フランシ゛、リンク゛カ゛ータ゛、スティフナ)  | 管胴部(吊フック、ジベル、ガセットプレート、裏当て金、止水板)、内部支保工等                          |        |   |       |    |   |   |
|                     | フード        | 上面板、底面板、側面板   | 吊フック、スティフナ等   |        |   |       |    |   |   |
|                     | 整流板        | 底面板、側面板、フランジ、リングガーダ   | ジベル、スティフナ、エンドプレート、内<br>部支保工等                                    |        |   |       |    |   |   |
| 小容量                 | 量放流管       | 管胴部(管胴板、フランジ、リングガーダ、スティフナ)  | 管胴部(吊フック、ジベル、ガセットプレート、止水板)等                                     |        |   |       |    |   |   |
| 小 ジェット アローケ         | 大 一 板構造    | ケ゛ートリーフ、摺動板   |   |        |   |       |    |   |   |
| 着量放送<br>            | ず 扉 格腊造 部  | スキンプレート、主桁(F、W)、端縦桁(F、W)、<br>縦桁(F、W)、ステムボス、摺動板  |   |        |   |       |    |   |   |
| 小容量放流設備用ゲークを重放流設備用が | ケーシンク゛部    | 漸拡管、漸拡管フランジ、ケーシング胴板、ケー<br>シングト、ケーシング水平桁(ト、W)、コニカルノズル<br>、シールリング、シールリング押え、支圧板                              | ケーシング、スティフナ等  |        |   |       |    |   |   |
| •                   | ホ゛ンネット音ß   | * ジネット胴板、ボンネットフランジ、ボンネット水<br>平桁(F、W)、支圧板  | ま、シネットスティフナ、縦桁、吊り金物<br>、脚等                                      |        |   |       |    |   |   |
| バ                   |            | ホ`ンネットカハ゛ー(F、W)   | ボンネットカバースティフナ、パッキン押え  |        |   |       |    |   |   |

| 区 高圧スライドゲー         | 分                            | 主要・副部  | 材の範囲   | ]        |  |  |
|--------------------|------------------------------|--|--|----------|--|--|
| 小 高圧スラ イドゲー        | = 1r#v4                      | )  | 1.1 1.5 +0 50  | ┃ 関行どおり。 |  |  |
| 小高圧スライドゲー          |                              | 主要部材(所要量を積上げる部材)   | 国J 音S 木才(副部材費率に含まれる部材)   |          |  |  |
| <b>貫   【 ' '</b>   | <b>藤</b>   板構造               | ゲートリーフ、摺動板   |  |          |  |  |
| 小容量放流設備用ゲースゲースが    | 板構造   板構造   桁構造              | スキンプ レート、側板(F、W)、主桁(F, W)、端<br>縦桁(F、W)、縦桁(F、W)、ステムボ、ス、摺動<br>板                          |  |          |  |  |
| 設備用だ               | ケーシンク゛部                      | ケーシング  | ケーシング、スティフナ等   |          |  |  |
| )<br>              | ボンネット部                       | ボンネット胴板、ボンネットF、ボンネット水平桁(F,W)、支圧板   | ボンネットスティフナ、縦桁、吊り金物<br>、脚等                                      |          |  |  |
| バルブ                | ホ <sup>*</sup> ンネットカハ<br>*一部 | ホ、ンネットカハ、ー(F、W)  | ボンネットカバースティフナ、エア抜き管、<br>パッキン押え、空気管F、空気管座<br>板等                 |          |  |  |
| スルースバルブ            | 原 板構造                        | ケ゛ートリーフ、摺動板  |  |          |  |  |
|                    | 部析構造                         | スキンプ <sup>°</sup> レート、側板(F、W)、主桁(F、W)、端<br>縦桁(F、W)、縦桁(F、W)、ステムホ <sup>°</sup> ス、摺動<br>板 |  |          |  |  |
|                    | ケーシンク゛音『                     | ケーシンク <sup>*</sup> 胴板、ケーシンク <sup>*</sup> F、ケーシンク <sup>*</sup> 水平桁(F、W)、支圧板             | ケーシング、スティフナ等   |          |  |  |
|                    | ボンネット部                       | ボンネット胴板、ボンネットフランジ、ボンネット水<br>平桁(F、W)、支圧板  | ボンネットスティフナ、縦桁、吊り金物<br>、脚等                                      |          |  |  |
|                    | ホ゛ンネットカハ<br>゛ー部              | ホ、ンネットカハ、ー(F、W)  | ボンネットカバースティフナ、エア抜き管、<br>パッキン押え等                                |          |  |  |
| ホロージ<br>ェットバ<br>ルブ | スピン<br>ドル式                   | 上・下流側本体、ニート・ル、プランシ・ャー・ク・ラント・、スピット・ルカハ・ー、本体サポート主桁、本体内筒                                  | スプ゚リッタ、スクリュー軸、中間軸、駆動軸、コントロールナット、吊金物、スティフナ、プラケット、パッキン押え等        |          |  |  |
|                    | 油圧式                          | 上・下流側本体、ニードルプランジャー、グラ<br>ンド(上下流)、シート、ブッシュ(上下流)、シリ<br>ンダカバー、本体サポート主桁、シリンダ               | スプ゚リッタ、油圧配管、吊金具、スティフナ,パッキン押え等                                  |          |  |  |
| フィクス               | トコーン                         | 弁胴、弁胴フランジ、コーン、整流板、水切板<br>、サポート、サポートリング、シートリング、ステムナット                                   | つぎ軸、駆動軸、吊金物、ステム、ス<br>テムカバー、プラケット、フランジカップリンク<br>゙、スティフナ、パッキン押え等 |          |  |  |

部品費の積算は、次式による。なお、部品費率は、表-2・23によるものとする。

・各種軸受(オイルレスベアリング、ピローユニット)、水密ゴム、オイルシール、

各種スイッチ、各種リレー、軸継手、チェン、スプロケット、ボルト、ナット等。

部品費= 主要部材費 × 部品費率 (%)

なお、部品費率に含まれる部品の品目は、次のとおりとする。

部品費の積算は、次式による。なお、部品費率は、表-2・23によるものとする。 部品費= 主要部材費 × 部品費率 (%) × 1/100

備考

なお、部品費率に含まれる部品の品目は、次のとおりとする。

・各種軸受(オイルレスベアリング、ピローユニット)、水密ゴム、オイルシール、 各種スイッチ、各種リレー、軸継手、チェン、スプロケット、ボルト、ナット等。

|           |                 |         |           | 行        |           |       |
|-----------|-----------------|---------|-----------|----------|-----------|-------|
|           | 表-2・2:          | 3 扉体・戸当 | り・基礎材 副部材 | 費率及び部品費率 |           | (%)   |
|           | 区               | 分       | 副部材費率     | 部品費率     | 備         | 考     |
| 放         | 三方水密ラジ<br>アルゲート | 扉 体     | 11.5      | 30.0     |           |       |
| 放流設備      | ノルグート           | 戸当り     | 3. 5      | 5. 0     |           |       |
| 1/用       |                 | 開閉装置    | 26.0      | 38.0     | 表-2・24補正係 | 数を乗ずる |
|           |                 | 基礎材     | 19.0      | 31.0     |           |       |
|           | 四方水密ラジ<br>アルゲート | 扉 体     | 14.5      | 42.5     |           |       |
|           | ノルクート           | 戸当り     | 14.0      | 27.5     |           |       |
|           |                 | 開閉装置    | 5. 0      | 17.0     |           |       |
|           |                 | 基礎材     | 23.0      | 23.5     |           |       |
| 制         | 四方水密ロー<br>ラゲート  | 扉 体     | 20.0      | 24.0     |           |       |
| 制水設備      | ノクート            | 戸当り     | 9. 0      | 1. 0     |           |       |
| 7VĦ       |                 | 開閉装置    | 22.0      | 24.0     | 表-2・24補正係 | 数を乗ずる |
|           | 四方水密スラ<br>イドゲート | 扉 体     | 24.0      | 39.5     |           |       |
|           | イドク <b>ー</b> ド  | 戸当り     | 9. 0      | 1. 0     |           |       |
|           |                 | 開閉装置    | 22.0      | 24.0     | 表-2・24補正係 | 数を乗ずる |
| 取北        | 直線多段<br>ゲート     | 扉 体     | 12.5      | 21.5     |           |       |
| 取水設備      | <i>7</i> – r    | 戸当り     | 14.5      | 0.5      |           |       |
| 1VIFI     |                 | 開閉装置    | 22.0      | 24.0     | 表-2・24補正係 | 数を乗ずる |
|           |                 | スクリーン   | 1. 5      | 0.5      |           |       |
|           | 円形多段<br>ゲート     | 扉 体     | 11.5      | 15.5     |           |       |
|           | <i>/</i> / — [  | 戸当り     | 取水塔に含む    |          |           |       |
|           |                 | 開閉装置    | 22.0      | 24.0     | 表-2・24補正係 | 数を乗ずる |
|           |                 | 取水塔     | 12.0      | 1. 0     |           |       |
|           |                 | スクリーン   | 4. 0      | 1. 0     |           |       |
|           | 整 流             | 装 置     | 5. 5      | 18.0     |           |       |
|           | リフティ            | ング装置    | 16.0      | 23.0     |           |       |
| <u></u> 族 | 大 容 量           | 放 流 管   | 2. 0      | 0.5      |           |       |
| 放流管       | 大容量放流管          | 管(整流板)  | 8. 0      | 0.5      |           |       |
|           | 小 容 量           | 放 流 管   | 3. 5      | 0.5      |           |       |
| 小<br>ゲ容   | ジェットフロ          | コーゲート   | 5. 0      | 11.5     |           |       |
| 量         | 高圧スライ           | ドゲート    | 5. 0      | 12.5     |           |       |
| ト放<br>バ流  | スルース            | バルブ     | 5. 0      | 11.5     |           |       |
| 九凯        | ホロージェ           | ットバルブ   | 3. 5      | 13.5     |           |       |
| ル設備       |                 |         | 15.1      | 9. 2     |           |       |

### 現 行 改 訂 (案)

- (注) 1. ダム用水門設備の四方水密ラジアルゲートの開閉装置は、油圧シリンダ式であり、 他はワイヤロープウインチ式である。
  - 2.油圧シリンダ式開閉装置において、シリンダ軸受(ころがり軸受、すべり軸受) については、部品費に含まれないため、部品費として所要量を積上げるものとする。 また、油圧配管の材料費は、副部材費率、部品費率に含まれないため、所要量を 副部材として別途積上げるものとする。
  - 3. 開閉装置にラック式・スピンドル式開閉機を使用する場合は機器単体品とし、副部材費、部品費は計上しないものとする。
  - 4. 四方水密ラジアルゲート以外の開閉装置(ワイヤロープウインチ式)は、次式により開閉装置の副部材費率、部品費率の補正を行うものとする。

副部材費率=副部材費率 × F1 × F2

部品費率=部品費率  $\times$  F1  $\times$  F2

F1:休止装置の有無による補正係数

F2: ドラム直結式(オープンギヤ無し)補正係数

なお、補正係数は、表-2・24による。

表-2・24 ワイヤロープウィンチ式開閉装置補正係数

| 補正の種別          | 補正係    | 系数     |
|----------------|--------|--------|
| 休止装置の有無による補正係数 | 休止装置有り | 休止装置無し |
| F1             | 1.00   | 0.75   |
| ドラム直結式の補正係数    | ドラム直結式 | その他    |
| F2             | 1.25   | 1.00   |

- (注) 「ドラム直結式」とは、オープンギヤ等による減速を行わず、減速機のみにより減速し、カウンタシャフト等を介し、ドラムを直接駆動する構造とする。
- 5. 円形多段ゲートの取水塔は、独立塔形式及び堤体支持形式を標準とする。
- 6. 扉体の全主要部材にステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼を使用する場合は、 扉体の副部材及び部品所要量は別途積上げるものとする。(ただし円形多段ゲート は除く)
- (5) 補助材料費

補助材料費の積算は次式による。なお、補助材料費率は、表 $-2 \cdot 25$ によるものとする。

補助材料費= (主要部材費 + 副部材費) × 補助材料費率 (%)

- (注) 1. ダム用水門設備の四方水密ラジアルゲートの開閉装置は、油圧シリンダ式であり、 他はワイヤロープウインチ式である。
  - 2. 油圧シリンダ式開閉装置において、シリンダ軸受 (ころがり軸受、すべり軸受) については、部品費<u>率</u>に含まれないため、部品費として所要量を積上げるものとする。 また、油圧配管の材料費は、副部材費率、部品費率に含まれないため、所要量を 副部材として別途積上げるものとする。

備考

- 3. 開閉装置にラック式・スピンドル式開閉機を使用する場合は機器単体品とし、副部材費、部品費は計上しないものとする。
- 4. 四方水密ラジアルゲート以外の開閉装置(ワイヤロープウインチ式)は、次式により開閉装置の副部材費率、部品費率の補正を行うものとする。

副部材費率=副部材費率  $\times$  F1  $\times$  F2

部品費率=部品費率  $\times$  F1  $\times$  F2

F1:休止装置の有無による補正係数 F2:ドラム直結式(オープンギヤ無し)補正係数

なお、補正係数は、表-2・24による。

表-2・24 ワイヤロープウィンチ式開閉装置補正係数

| 補正の種別                | 補正係数                          |
|----------------------|-------------------------------|
| 休止装置の有無による補正係数<br>F1 | 休止装置有り<br>1.00 休止装置無し<br>0.75 |
| ト゛ラム直結式の補正係数<br>F2   | ドラム直結式<br>1.25<br>その他<br>1.00 |

- (注) 「ドラム直結式」とは、オープンギヤ等による減速を行わず、減速機のみにより減速し、カウンタシャフト等を介し、ドラムを直接駆動する構造とする。
- 5. 円形多段ゲートの取水塔は、独立塔形式及び堤体支持形式を標準とする。
- 6. 扉体の全主要部材にステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼を使用する場合は、 扉体の副部材及び部品所要量は別途積上げるものとする。(ただし円形多段ゲート は除く)
- (5) 補助材料費

補助材料費の積算は次式による。なお、補助材料費率は、表-2・25によるものとする。

補助材料費= (主要部材費 + 副部材費) × 補助材料費率 (%) × 1/100

| 表-2  | 現  | 行       | 改 訂 (案) 備  | 前 考 |
|--|--|---------|--|-----|
|  | <ul><li>・25 補助材料費率</li></ul>   | (%)     | 現行どおり。   |     |
| <u>X</u>                                   |  | 補助材料費率  |  |     |
| \ <del></del>                              | 三方水密ラジアルゲート  | 10.0    |  |     |
| 流 設 備                                      | 四方水密ラジアルゲート  | 10.0    |  |     |
| 」 水 設 備                                    | 四方水密ローラゲート   | 10.0    |  |     |
| 」 水 設 備                                    | 四方水密スライドゲート  | 10.0    |  |     |
| 水 設 備                                      | 直線多段ゲート  | 10.0    |  |     |
| 流  | 大容量放流管   | 10.0    |  |     |
| ――――――――――――――――――――――――――――――――――――       | 小容量放流管全て   | 10.0    |  |     |
| 及び管継 <sup>3</sup><br>-3 製作工数               | 于等   |         | 2-3 製作工数   |     |
| (1) 製作工数は<br>Y= y<br>Y:製作<br>y:製作<br>km:使身 | 次式による。     × Km × Ks × Kh     F区分毎1門当りの製作工数<br>作区分毎1門当りの標準製作<br>相材料による補正係数<br>告による補正係数<br>架による補正係数 | : (人/門) | (1)       製作工数は次式による。         Y= y × Km × Ks × Kh × Kn         Y:       製作区分毎1門当りの製作工数(人/門)         y:       製作区分毎1門当りの標準製作工数(人/門)         Km:       使用材料による補正係数         Ks:       構造による補正係数         Kh:       水深による補正係数 |     |
| Kh: 水浴                                     | 乍数による補正係数  |         | Kn: 製作数による補正係数   |     |

| ぎ見   行     表-2・26   標準製作工数                            |  |  |  |                   |          | 改   言丁 (案)     表-2・26   標準製作工数 |              |          |  |  |   |                   |  |  |
|---|--|--|--|-------------------|----------|--------------------------------|--------------|----------|--|--|---|-------------------|--|--|
|   |  | I  | T  |                   |          | <u> </u>                       |              |          |  | T  | T   |                   |  |  |
| 区分       三方水密       ラジアルゲート       流                   | 扉 体<br>y=8. 33 χ +10   | 戸当り<br>y=0.83 χ+18   | 開閉装置 (1M1D) y=6.64 $\chi$ 0.6388 (1M2D) y=2.74 $\chi$ 0.8016 (2M2D) y=34.8 $\chi$ 0.4368 | 基礎材<br>y=3.35χ-75 | <i>y</i> | 清                              | 文 デジ         | 大水密が一ト   | 扉 体<br>y=8.33 χ+10   | 戸当り<br>y=0.83 χ+18   | 開閉装置 (1M1D) y=6.64 $\chi$ 0.6388 (1M2D) y=2.74 $\chi$ (2M2D) y=34.8 $\chi$ 0.4368   | 基礎材<br>y=3.35χ-75 |  |  |
| 備 四方水密 ジアルゲート   | y=40. 6 χ -80  | y=3. 38 $\chi$ +134  | $y=0.01 \chi +113$   | y=7. 39 χ +82     | 月月       | 開開                             | 開 四ラシ        | 方水密アルゲート | y=40.6 $\chi$ -80  | y=3. 38 χ +134   | $y=0.01 \chi +113$  | y=7. 39 χ +82     |  |  |
| 四方水密<br>即一ラゲート<br>水                                   | y=15. 0 χ +62  | y=6. 77 χ -21  | (1M1D)<br>y=26. 6 χ <sup>0.5094</sup><br>(1M2D)<br>y=2. 74 χ <sup>0.8016</sup>           |                   | 小門       | #1                             | 钊   ローフ      | 方水密      | y=15. 0 χ +62  | y=6. 77 χ -21  | $\begin{array}{c} \text{(1M1D)} \\ \text{y=26. 6} \ \chi^{0.5094} \\ \text{(1M2D)} \\ \text{y=2. 74} \ \chi^{0.8016} \end{array}$ |                   |  |  |
| 設 四方水密 なうれがが 一 かん                                     | y=12. 0 χ +49  | y=6. 77 χ -21  | (1M1D)<br>y=26.6 χ <sup>0.5094</sup><br>(1M2D)<br>y=2.74 χ <sup>0.8016</sup>             |                   | 彭        | 備                              | 25人          | 方水密      | y=12. 0 χ +49  | y=6. 77 χ -21  | (1M1D)<br>y=26.6 χ <sup>0.5094</sup><br>(1M2D)<br>y=2.74 χ <sup>0.8016</sup>  |                   |  |  |
| 摘要範囲  | E  | E  | Ejtk密ラシ`アルケ`ート   | E                 | 備        | 1                              | 摘要範          | 芭囲       | Ethk®ラジアルゲート   | 三方k密ラジアルゲート<br>α:戸当り延長<br>(20~60m)<br>(片側扉体円弧長(<br>m)×2+純径間(m<br>))                                | E 方水密ラシ・アルケ・ート  | E                 |  |  |
|   | 四方k密ラジアルゲート<br>α: 扉体面積<br>(6~50m²)<br>(m²)<br>表-2・35補正係数<br>を乗ずる。        | 四方k緒ラジアルゲート α:戸当り延長 (20~50m) (片側扉体円弧長(m)×4+純径間(m)×2) 表-2・34補正係数を乗ずる。                         | 四方k密ラジアルケ゛ート   | 四方k密ラシ、アルケ、ート     |          |                                |              |          | 四方k密ラジアルゲート<br>α: 扉体面積<br>(6~50㎡)<br>(m²)<br>表-2・35補正係数<br>を乗ずる。 | 四方k密ラジアルゲート<br>α:戸当り延長<br>(20~50m)<br>(片側扉体円弧長(m)×4+純径間(m)×2)<br>表-2・35補正係数を乗ずる。                   | 四方k密ラジアルケ゛ート  | 四方k密ラシ、アルケ、ート     |  |  |
|   | 四方水窓ローラケ゛ート<br>四方水窓スライト゛ケ゛ート   | 四方水窓ローラケ・トート では 水窓 アライト・ケート な : 戸当り 延長 (15~140m) (片側側部 ア 2 + 純径間(m)×2) 表 -2・30及び34補 正係数を乗ずる。 | 四方水窓ローラケ゛ート<br>四方水窓スライト゛ケ゛ート<br>次:開閉荷重(KN)<br>表-2・31及び32補<br>正係数を乗ずる。                    |                   |          |                                |              |          | 四方k密ローラケ゛ート<br>四方k密スライト゛ケ゛ート                                     | 四が橋マーラケ・トートのが橋マーラケ・トートのが橋ステイト・ケート 2: 戸当り延長 (15~140m) (片側側部戸当り高で(m)×2+純径間(m)×2) 表-2・31及び35補正係数を乗ずる。 | 四方水窓ローラケ゛ート<br>四方水窓スライト゛ケ゛ート<br>次:開閉荷重(KN)<br>表-2・32及び33補<br>正係数を乗ずる。   |                   |  |  |
| 々の<br>2. 標準<br>ゲー<br>(1) 原<br>(2) 戸<br>(3) 原<br>(4) 見 | 要素である。<br>準製作工数に含む内<br>ート形式毎の構成(<br>扉体 扉体<br>三当り 戸当<br>開閉装置 7項<br>基礎材 基礎 | /門、門分、基)、<br>容は、次のとおりで<br>扉体、戸当り、基礎<br>及び扉体付点検梯子<br>り及び戸当りに設置<br>による。<br>材及びトラニオンピ           | ある。<br>材、開閉装置)の<br>・手摺・歩廊等。<br>される空気箱等。<br>ン等の硬質クロム                                      |                   | 現行       | どお                             | <i>,</i> 9°. |          |  | (A)  |   |                   |  |  |

大形水門(プレートガーダ構造ローラゲート)を適用する。

| TEI 分  | コケ = = ( <del>左</del> ) | <b>花</b> 芸 - 李 |
|--|-------------------------|----------------|
| 現行現行どおり。   | 改 訂 (案)                 | 備考             |
| (1) 起伏ゲート付の場合は起伏ゲートの工数を、下段扉はその形式のゲートの工数              |                         |                |
| を求め合算する。   |                         |                |
|  |                         |                |
| (2) 全アルミニウム製、全鋳鉄製の水門(扉体)は、別途積上げる。                    |                         |                |
| 7. 開閉装置の標準製作工数                                       |                         |                |
| (1) 1 M 1 D. 1 M 2 D. 2 M 2 D 開閉装置は、ドラムをオープンギアで減速駆動す |                         |                |
| る方式で、休止装置が設けられるものを標準とする工数であり、標準以外のもの                 |                         |                |
| は補正するものとする。  |                         |                |
| なお、制水設備の開閉装置は揚程が20m以内のものを標準とする工数であり、                 |                         |                |
| 標準以外のものは補正するものとする。                                   |                         |                |
| (2) ダム用水門設備の四方水密ラジアルゲートの開閉装置は、油圧シリンダ式の場              |                         |                |
| 合であり、他はワイヤロープウインチ式の場合である。                            |                         |                |
| (3) 標準製作工数に含む内容は、次のとおりである。                           |                         |                |
| 開閉装置毎の製作工数   |                         |                |
| 1) ワイヤロープウインチ ・・・・・開閉機全体、大形開閉装置付の点検梯子等               |                         |                |
| 2)油圧シリンダ式(起伏ゲート)・・・・トルクアーム等                          |                         |                |
| 3)油圧シリンダ式(四方水密ラジアルゲート)・軸受部ブラケット、休止装置、開度計架台、          |                         |                |
| 油圧配管(ただし、異なるユニットを連結する                                |                         |                |
| ためのものは別途積算するものとする。)                                  |                         |                |
| 8. 下記については標準製作工数に含まれないため別途積算するものとする。                 |                         |                |
| (1) 開閉装置の点検設備(オーバーブリッジ形の通路、転向シーブ点検架台)、ロープダ           |                         |                |
| クト、 油圧開閉装置のシリンダフレーム等。                                |                         |                |
| (2) ガントリクレーン形式の開閉装置。                                 |                         |                |
| (3) 空気管、充水装置。  |                         |                |
| (4) ダム堤体下流側に設置される四方水密ローラゲート基礎材。                      |                         |                |
| (5) 据付架台 (設備の現地据付等に際して使用する架台で、工場製作され埋設する             |                         |                |
| もの)。   |                         |                |
| (6) 組立架台(工場製作され一時的に設備を支持する架台等で埋設されないもの)              |                         |                |
| (「3 3-3 (4)」による)。                                    |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |
|  |                         |                |

|        |   | 現   | 行   | 改 訂 (案)   | 備考 |
|--------|---|---|---|---|----|
| 2)     | 放流管<br>放流管の製作エ  | L数は、表-2・27を標準   | 進とする。   | 2) 放流管<br>放流管の <u>標準</u> 製作工数は、表-2・27 <u>とする。</u> |    |
|        |   | 表-2・27 標準   | 集製作工数   | 現行どおり   |    |
|        | 製 作 区 分   | 標準製作工数  | 摘    要  |   |    |
| 大宏     | 管胴  | y=4. 72 χ +223  | χ:体積(25~400m³)  |   |    |
| 登      | ベルマウス部  | y=5. 94 χ +223  | χ:体積(4~240m³)   |   |    |
| 大容量放流管 | フ ー ド   | y=4. 72 χ +223  | χ:体積(20~90m³)   |   |    |
|        | 整 流 板   | y=0. 82 χ +129  | χ:表面積(25~300 m²)  |   |    |
|        | 直管  | $y=1.6 \chi +3$   | χ:体積(30~900m³)  |   |    |
|        | 曲管  | y=3. 18 χ +3  | χ:体積(1~550m³)   |   |    |
| 容量放流管  | 漸 縮 管   | y=3. 71 χ +3  | χ:体積(1~160m³)   |   |    |
| 管      | 分 岐 管   | y=5. 74 χ +3  | χ:体積(4~90m³)  |   |    |
|        | ベルマウス部  | $y=4.33 \chi +3$  | χ:体積(0.5~10m³)  |   |    |
|        |   |   | っのとする。  |   |    |
|        | とする。<br>4.整流板は、ス<br>5.輸送中の変形<br>保工の製作工数<br>6.曲管とは曲率<br>7.曲率が大きい             | スチフナ、ジベル補剛を標準<br>が防止及び溶接による変形化<br>なは、標準製作工数に含まれ<br>でを構成する各節が3mに満<br>い場合で、各節が3m以上と<br>での直(曲)管が複数ある場合 | 管は、スチフナ、リングガーダ、ジベル補剛を標準<br>生とする。<br>氐滅のために放流管内に設けられる内部3   | 支   |    |
|        | とする。<br>4.整流板は、ス<br>5.輸送中の変形<br>保工の製作工数<br>6.曲管とは曲率<br>7.曲率が大きい<br>8.小容量放流管 | スチフナ、ジベル補剛を標準<br>が防止及び溶接による変形化<br>なは、標準製作工数に含まれ<br>でを構成する各節が3mに満<br>い場合で、各節が3m以上と<br>での直(曲)管が複数ある場合 | 管は、スチフナ、リングガーダ、ジベル補剛を標準<br>生とする。<br>低減のために放流管内に設けられる内部<br>れている。<br>またないものの曲率を構成する部分をい<br>なるものは、直管とする。 | 支   |    |

現 行 改 訂 (案) 備 考

3) 取水設備

取水設備の製作工数は、表-2・28を標準とする。

表-2·28 標準製作工数

|         | 製 | 作  | 区分          | 標準製作工数  | 摘    要   |
|---------|---|----|-------------|---|--|
| 直線名     | j | 屝  | 体           | y=7. 75 χ -85   | y:標準製作工数(人/門)<br>χ:扉体面積(15~350㎡)(純径間(m)× 全<br>伸長(m))             |
| 直線多段ゲート | - | F  | 当り          | y=7. 10 χ +385  | y:標準製作工数(人/門分)<br>χ:戸当り延長(30~550m)(片側戸当り高(m)<br>×2+純径間(m))×段数    |
|         | ļ | 開  | 閉装置         | $\begin{array}{c} \text{(1M1D)} \\ \text{y=26.6} \ \chi^{\ 0.\ 5094} \\ \text{(1M2D)} \\ \text{y=2.74} \ \chi^{\ 0.\ 8016} \end{array}$ | y:標準製作工数(人/門分)<br>χ:開閉荷重(KN)                                     |
|         | - | 整  | 流 装 置       | y=25. 9 χ +182  | y:標準製作工数(人/基)<br>χ:整流装置投影面積(2~40㎡)                               |
|         |   | スク | クリーン        | y=1. 31 χ-5   | y:標準製作工数(人/基)<br>χ:パネル総面積(60~760㎡)                               |
| 円形名     | j | 屝  | 体           | y=2. 75 χ +230  | y:標準製作工数 (人/門)<br>χ:体積(10~830m³)(最大口径面積(ベルマウス<br>除く)(m²)×全伸長(m)) |
| 円形多段ゲート | ļ | 開  | 閉 装 置       | (1M1D)<br>y=26. 6 χ <sup>0. 5094</sup><br>(1M2D)<br>y=2. 74 χ <sup>0. 8016</sup>  | y:標準製作工数(人/門分)<br>χ:開閉荷重(KN)                                     |
|         | - | 整  | 流装置         | y=25. 9 χ +182  | y:標準製作工数(人/基)<br>χ:整流装置投影面積(2~40㎡)                               |
|         |   | スク | クリーン        | y=0. 56 χ +4  | y:標準製作工数 (人/基)<br>χ:パネル面積(600~2000㎡)                             |
|         | ] | 取才 | 〈塔<br>(架 構) | $y=49.7 \chi^{0.714}$   | y:標準製作工数 (人/基)<br>χ:扉体体積(10~830m³)最大口径面積(ベルマ<br>ウス除く)(m²)×全伸長(m) |

- (注) 1. y は標準製作工数 (人/門、門分、基)、 $\chi$  は摘要に記載している 1 門当りの各々の要素である。
  - 2. 直線多段ゲートの「スクリーン」は受桁も含まれるが、円形多段ゲートのスクリーンは受桁を含まない(取水塔に含まれる)。
  - 3. 開閉装置の標準製作工数
  - (1) 取水設備の開閉装置はワイヤロープウインチ式の場合である。
  - (2) 1M1D、1M2D開閉装置は、ドラムをオープンギアで減速駆動する方式で、 休止装置が設けられるものを標準とする工数であり、標準以外のものは補正する ものとする。

なお、取水設備の開閉装置は揚程が20m以内のものを標準とする工数であり、標準以外のものは補正するものとする。

- (3) 標準製作工数に含む内容は、次のとおりである。 開閉装置毎の標準製作工数
- 1) ワイヤロープウインチ・・・・・開閉機全体、大形開閉装置付の点検梯子等

3) 取水設備

取水設備の標準製作工数は、表-2・28とする。

表-2・28 標準製作工数

|                    | 製       | 作区分           | 標準製作工数   | 摘    要  |
|--------------------|---------|---------------|--|---|
| 取                  | 直線名     | 扉 体           | y=7. 75 χ -85  | y:標準製作工数(人/門)<br>χ:扉体面積(15~350㎡) (純径間(m)× 全<br>伸長(m))   |
| <u>水</u><br>設<br>備 | 直線多段ゲート | 戸当り           | y=7. 10 χ +385   | y:標準製作工数(人/門分)<br>χ:戸当り延長(30~550m)(片側戸当り高(m)<br>×2+純径間(m))×段数                                   |
| <u> 沙用</u>         | Γ'      | 開閉装置          | (1M1D)<br>y=26.6 $\chi$ 0.5094<br>(1M2D)<br>y=2.74 $\chi$ 0.8016 | y:標準製作工数(人/門分)<br>χ:開閉荷重(KN)  |
|                    |         | 整 流 装 置       | y=25. 9 χ +182   | y:標準製作工数(人/基)<br>χ:整流装置投影面積(2~40㎡)  |
|                    |         | スクリーン         | y=1. 31 χ -5   | y:標準製作工数(人/基)<br>χ:パネル総面積(60~760㎡)  |
|                    | 円形名     | <br>  扉 体<br> | y=2. 75 χ +230   | y:標準製作工数 (人/門)<br>χ:体積(10~830m³)(最大口径面積(ベルマウス<br>除く)(m²)×全伸長(m))                                |
|                    | 円形多段ゲート | 開閉装置          | (1M1D)<br>y=26.6 $\chi$ 0.5094<br>(1M2D)<br>y=2.74 $\chi$ 0.8016 | y:標準製作工数(人/門分)<br>χ:開閉荷重(KN)  |
|                    |         | 整 流 装 置       | y=25. 9 χ +182   | y:標準製作工数(人/基)<br>χ:整流装置投影面積(2~40㎡)  |
|                    |         | スクリーン         | y=0. 56 χ +4   | y:標準製作工数 (人/基)<br>χ:パネル面積(600~2000㎡)  |
|                    |         | 取水塔 (架 構)     | y=49. 7 χ <sup>0.714</sup>                                       | $y:標準製作工数(人/基) \chi: 扉体体積(10\sim830\text{m}^3)最大口径面積(^\circ) ルマウス除く)(\text{m}^2)×全伸長(\text{m})$ |

- (注) 1. y は標準製作工数(人/門、門分、基)、 $\chi$  は摘要に記載している 1 門当りの各々の要素である。
  - 2. 直線多段ゲートの「スクリーン」は受桁も含まれるが、円形多段ゲートのスクリーンは受桁を含まない(取水塔に含まれる)。
  - 3. 開閉装置の標準製作工数
  - (1) 取水設備の開閉装置はワイヤロープウインチ式の場合である。
  - (2) 1M1D、1M2D開閉装置は、ドラムをオープンギアで減速駆動する方式で、 休止装置が設けられるものを標準とする工数であり、標準以外のものは補正する ものとする。

なお、取水設備の開閉装置は揚程が20m以内のものを標準とする工数であり、標準以外のものは補正するものとする。

- (3) 標準製作工数に含む内容は、次のとおりである。 開閉装置毎の標準製作工数
- 1) ワイヤロープウインチ・・・・・開閉機全体、大形開閉装置付の点検梯子等

|    |        | _        |            |              |  |
|----|--------|----------|------------|--------------|--|
| 4. | 「開閉装置」 | は1基当りとし、 | 多段ゲートで上段扉、 | 下段扉用とある場合は、各 |  |
| 々  | で算出し合算 | するものとする。 |            |              |  |

行

- 5. 整流装置はリフティング装置を含むものとする。
- 6. 円形多段ゲートの取水塔は、独立塔形式及び堤体支持方式を標準とする。
- 7. 円形多段ゲートの取水塔には、戸当りを含むものとする。

珥見

- 8. 下記については標準製作工数に含まれないため別途積算するものとする。
- (1) 開閉装置の点検設備(オーバーブリッジ形の通路、転向シーブ点検架台)、ロープダクト等。
- (2) 据付架台(設備の現地据付等に際して使用する架台で、工場製作され埋設するもの)。
- (3) 組立架台 (工場製作され一時的に設備を支持する架台等で埋設されないもの) (「3 3-3 (4)」による)。
- 4) 小容量放流設備用ゲート・バルブ 小容量放流設備用ゲート・バルブの製作工数は、表-2・29を標準とする。

表-2・29 小容量放流設備用ゲート・バルブ標準製作工数

| 種別          | 標準製作工数                       | 適用口径(mm) |
|-------------|------------------------------|----------|
| ジェットフローゲート  | $y = 0$ . 3 6 6 $\chi + 2$ 0 | 180~2400 |
| 高圧スライドゲート   | $y = 0$ . $424 \chi - 78$    | 400~1700 |
| スルースバルブ     | $y = 0$ . 293 $\chi - 31$    | 400~1600 |
| ホロージェットバルブ  | $y = 0$ . 6 1 5 $\chi$ + 1 9 | 250~1900 |
| フィクストコーンバルブ | $y = 0$ . 3 7 0 $\chi$ + 2 0 | 200~2100 |

- (注) 1. y は標準製作工数 (人/台)、χは口径 (mm) である。
  - 2. 標準製作工数に含む内容は、次のとおりとする。
  - (1) 扉体又は弁体の製作工数
  - (2) ボンネット・ケーシング又は弁胴の製作工数(なお、ボンネットまたは弁胴と空気管または充水装置が一体となっている場合は、最寄りのフランジまでの配管を含む。)
  - (3) 支持台の製作工数
  - (4) 開閉装置の製作工数については、次のとおりとする。
  - 1) ジェットフローゲート、高圧スライドゲート、スルースバルブについては、スピンドル、油圧シリンダ等の機器単体品は含まない。
  - 2)ホロージェットバルブ、フィクストコーンバルブについては、スピンドル、油 圧シリンダを含むが、機器単体品は含まない。
  - 3)フィクストコーンバルブについては、電動式とし、スピンドルを含むが、機器単体品は含まない。
  - 4)油圧シリンダ式開閉装置の場合において、油圧ユニット以降の油圧配管の製作工数は標準製作工数に含まれる。

但し、異なる油圧ユニットを連結するための油圧配管の製作工数は、別途積上げするものとする。

また、フィクストコーンバルブの標準製作工数はスピンドル式開閉装置のみで ある為、油圧シリンダ式開閉装置のフィクストコーンバルブには適用できない為 、別途積上げするものとする。

|              | 2.1.2 | $\overline{}$ |
|--------------|-------|---------------|
| 現行どおり。       | 1     |               |
| Zuli Cas / 0 | 1     |               |
|              |       |               |
|              | İ     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | İ     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | i     |               |
|              | i     |               |
|              | 1     |               |
|              | i     |               |
|              | i     |               |
|              | 1     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     | - 1           |
|              | İ     | - 1           |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     | - 1           |
|              | İ     | -             |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     | -             |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | l     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | 1     |               |
|              | l     | -             |
|              | İ     | -             |
|              | İ     |               |
|              | İ     | -             |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | l     |               |
|              | l     |               |
|              | l     |               |
|              | İ     |               |
|              | l     |               |
|              | l     |               |
|              | l     |               |
|              | l     |               |
|              | l     |               |
|              | l     |               |
|              | l     |               |
|              | l     |               |
|              | l     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     | 1             |
|              | İ     |               |
|              | l     | 1             |
|              | İ     | -             |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     |               |
|              | İ     | -             |
|              | l     |               |
|              | i     |               |

改

訂 (案)

備考

**5見 7 7 3** . ゲート・バルブの本体の通水路断面が矩形の場合、矩形通水路断面積を円形通水

なお、ジェットフローゲートの χ はコニカルノズル内径の1.2倍とする。

- 4. 高圧スライドゲートは、主ゲート、副ゲートのいずれの場合においても適用できる
- 5. 下記については標準製作工数に含まれないため別途積算とするものとする。
- (1) 設計水深が 150mを超える場合。
- (2) 主ゲート・バルブ、副ゲート・バルブ間の接続管、空気管、充水装置 (弁胴の製作工数に含まれないもの)
- (3) 開閉装置が油圧式であるフィクストコーンバルブ。

路断面積に置き換えた場合に相当する口径とする。

- (4) フィクストコーンバルブの下流に設けられる整流装置用フードの製作。
- (5) 据付架台(設備の現地据付等に際して使用する架台で、工場製作され埋設されるもの)

#### 5) 付属設備

ダム用水門設備に付帯する管理橋、階段、防護柵等の付属設備の製作工数は、「第18章鋼製付属設備」によるものとする。

なお、製作工数は、当該設備の構造を勘案し適用区分を決定するものとする。

- (3) 工数補正
  - 1) 使用材料による補正

主要部材にステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼を使用した場合の補正係数(Km)は表-2・30による。

表-2・30 ステンレス鋼及びステンレスクラット、鋼の補正係数 Km

| 設 備 区 分          | 区 | 分 | 係数<br>Km <sup>o</sup> | 係数。<br>Km | 補正係数算定式  |
|------------------|---|---|-----------------------|-----------|--|
| 三方水密ラジアルゲート      | 扉 | 体 | 0. 91                 | 1. 18     | $K m = (Km^{100} - Km^{0}) - W_{1} + Km^{0}$                                       |
| 四方水密ラジアルゲート      | 扉 | 体 | 0.91                  | 1. 18     | $\mathbf{W}_2$   |
| 四方水密ローラゲート       | 扉 | 体 | 0. 91                 | 1. 18     | Km:使用材料による補正係数<br>Km <sup>100</sup> ・Km <sup>0</sup> : ステンレス鋼及びステンレス<br>クラッド鋼の補正係数 |
| 四方水密スライドゲート      | 扉 | 体 | 1.00                  | 1.30      | W1 : 主要部材におけるステンレス鋼  W1 : 主要部材におけるステンレス鋼  及びステンレスクラッド鋼の質量(                         |
| 多段ローラゲート         | 扉 | 体 | 0. 91                 | 1. 18     | 及UM/VM///Y 剛切貝里(<br>kg)  |
| 多段シリンダゲート        | 扉 | 体 | 0. 77                 | 1.00      | kg)<br>W <sub>2</sub> :主要部材質量(kg)<br>Kmは小数点第3位を四捨五入し<br>2位止めとする。                   |
| 小容量放流設備用 ゲート・バルブ | 全 | て |                       | Kr        | m = 1.00   |

- (注) 1. 各設備の「扉体」のみ補正をおこなうものとし、「戸当り」、「開閉装置」、「基礎材」については、材質による補正を行わないものとする。
  - 2. 取水設備の「スクリーン」、「取水塔」はステンレス鋼を使用した場合の標準工数であり、ステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼以外の部材を使用する場合の補正係数は、「0.77」とする。
  - 3. 大容量及び小容量放流管はステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼を使用した場合の標準工数であり、他の部材を使用した場合の補正係数は「0.77」とする。
  - 4. 小容量放流設備用ゲート・バルブの標準工数は接水部にステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼を使用した場合(オールステンレスの場合を含む)を標準としており、使用材料による補正は行わないものとし、他の材料を使用する場合は別途考慮するものとする。

現行どおり。

5) 付属設備

ダム用水門設備に付帯する管理橋、階段、防護柵等の付属設備の製作工数は、「第18章鋼製付属設備」によるものとする。

訂 (案)

改

備考

なお、製作工数は、当該設備の構造を勘案し適用区分を決定するものとする。

- (3) 工数補正
  - 1) 使用材料による補正

主要部材にステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼を使用した場合の補正係数(Km)は表 $-2 \cdot 30$ による。

表-2・30 ステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼の補正係数 Km

| 設 備 区 分         | 区分  | 分 | 係数<br>Km <sup>o</sup> | 係数<br>Km <sup>20</sup> 0 | 補正係数算定式  |
|-----------------|-----|---|-----------------------|--------------------------|--|
| 三方水密ラジアルゲート     | 扉   | 本 | 0. 91                 | 1. 18                    | $K m = (Km^{100} - Km^{0}) - W_{1} + Km^{0}$                           |
| 四方水密ラジアルゲート     | 扉   | 本 | 0. 91                 | 1. 18                    | W <sub>2</sub>   |
| 四方水密ローラゲート      | 扉   | 本 | 0. 91                 | 1. 18                    | Km¹゚゚゚: 設備区分毎の係数   |
| 四方水密スライドゲート     | 扉   | 本 | 1.00                  | 1.30                     | <mark>Km°:設備区分毎の係数</mark><br>  W::主要部材におけるステンレス鋼<br>  及びステンレスクラッド鋼の質量( |
| 多段ローラゲート        | 扉   | 本 | 0. 91                 | 1. 18                    | kg)  |
| 多段シリンダゲート       | 扉 倬 | 本 | 0. 77                 | 1.00                     | W <sub>2</sub> : 主要部材質量(kg)<br>Kmは小数点第3位を四捨五入し<br>2位止めとする。             |
| 小容量放流設備用ゲート・バルブ | 全   | 7 |                       | Kr                       | m = 1.00   |

- (注) 1. 各設備の「扉体」のみ補正をおこなうものとし、「戸当り」、「開閉装置」、「基礎材」については、材質による補正を行わないものとする。
  - 2. 取水設備の「スクリーン」、「取水塔」はステンレス鋼を使用した場合の標準工数であり、ステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼以外の部材を使用する場合の補正係数は、「0.77」とする。
  - 3. 大容量及び小容量放流管はステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼を使用した場合の標準工数であり、他の部材を使用した場合の補正係数は「0.77」とする。
  - 4. 小容量放流設備用ゲート・バルブの標準工数は接水部にステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼を使用した場合(オールステンレスの場合を含む)を標準としており、使用材料による補正は行わないものとし、他の材料を使用する場合は別途考慮するものとする。

#### 備考 行 現 改 訂 (案) 現行どおり。

- 2) 構造による補正
- (イ) 四方水密ローラゲート及び四方水密スライドゲート戸当りは、重構造戸当り延長 による補正を行うものとし、補正係数(Ks)は表-2・31による。

表-2・31 四方水密ローラゲート及び四方水密スライドゲート戸当り 補正係数 Ks

| 製作区分        | 区分  | 重構造戸当り延長比率λ | 補正係数 Ks                        |
|-------------|-----|-------------|--------------------------------|
| 四方水密ローラケ゛ート | 戸当り | λ           | K s = 0. 0109 $\lambda$ +0. 36 |
| 四方水密スライドゲート |     |             |                                |

(注) 重構造戸当り延長比率 λ は

{ (片側重構造戸当り高さ×2+純径間×2)

/(片側側部戸当り高さ×2+純径間×2)}×100とする。

(ロ) ワイヤロープウィンチ式開閉装置は、構造による補正を行うものとし、補正係数 (Ks) は次式による。

また、ダム用水門設備の制水設備及び取水設備用ワイヤロープ式開閉装置は、上 記に加え揚程による補正を行うものとする。

 $K s = F 1 \times F 2 \times F 3$ 

なお、F1、F2は表-2・32、F3は表-2・33による。

表-2・32 ワイヤロープウインチ式開閉装置 補正係数 Ks

| F 1<br>休止装置の有無 | 無による補正 | F2<br>ドラム駆動方式による補正 |      |  |
|----------------|--------|--------------------|------|--|
| 休止装置あり         | 1. 0   | ドラム直結式             | 0.9  |  |
| 休止装置なし         | 0.9    | オープンギア式            | 1. 0 |  |

表-2・33 ワイヤロープウインチ式開閉装置 揚程補正F3

| 設備区分                              | 開閉装置型式      | 揚程による補正係数 F3                            |
|-----------------------------------|-------------|---|
| 四方水密ローラゲート開閉装置<br>四方水密スライドゲート開閉装置 | 1モータ 1 ト゛ラム | F3=0.006×揚程(m)+0.88<br>(ただし、20m以内では1とする |
| 取水設備開閉装置                          | 1モータ 2 ドラム  | (/2/20, 20mb/y c/a 1 2 9 3              |

(ハ) 大容量放流管ベルマウス部は構造により補正をおこなうものとし補正係数(Ks) は表-2・34による。

# 行

表-2・34 大容量放流管ベルマウス形式による補正係数 Кѕ

| 構  | 造   | 4面ベルマウス | 1面ベルマウス | 円形ベルマウス |
|----|-----|---------|---------|---------|
| 補正 | 係 数 | 1. 00   | 0.74    | 0.92    |

- (二) 小容量放流管に既製管を使用する場合は標準工数に「0.8」を乗じるものとす る。
- 3)水深による補正

ダム用放流設備の放流設備及び制水設備のうち、下記の製作区分については、水深に よる補正を行うものとし、補正係数(Kh)は表-2・35による。

表-2・35 水深による補正係数 Kh

|         |      | 製作区分                              | 扉 体                | 戸当り                | 基礎材                |        |
|---------|------|-----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------|
| ダム用水門設備 | 放流設備 | 四方水密ラジェアルケート                      | Kh=0. 0295h+0. 41  | Kh=0. 0382h+0. 236 | Kh=0. 0212h+0. 576 | h:設計水深 |
| 設備      | 制水設備 | 四方水密<br>ローラゲート<br>四方水密<br>スライドゲート | Kh=0. 0402h+0. 197 | Kh=0. 0165h+0. 670 |                    | h:設計水深 |

### 4) 製作数による補正

同形状規格のものを複数(門、条)同時発注する場合の補正係数(Kn)は表-2・ 36による。

表-2・36 製作数による補正係数 Kn

| 製作数(門、条、基)    | 2    | 3    | 4     | 5以上  |
|---------------|------|------|-------|------|
| 補正率(1門、条、基当り) | 0.95 | 0.93 | 0. 92 | 0.91 |

### 2-4 塗装費

標準塗装面積は、積上げによるものとする。

なお、扉体、戸当り、放流管等のステンレス鋼表面の防錆等のための養生費は、別途 積上げるものとする。

### 2-5 直接経費

- (1) 木型費は、鋳放し単価に含めるものとし、積算の対象としない。
- (2) 特許または特殊技術にかかわる製作で、専門業者により行われるものは直接経費の項 で計上するものとする。

### 2-4 工場塗装費

標準塗装面積は、積上げによるものとする。

改

訂(案)

なお、扉体、戸当り、放流管等のステンレス鋼表面の防錆等のための養生費は、別途 積上げるものとする。

備考

現行どおり。

現行どおり。

### 92

### 現 行 改 訂 (案) 備 考

### 3 直接工事費

### 3-1 材料費

(1) 材料費構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費 = 据付材料費 + 補助材料費

(2) 据付材料費

据付材料費の積算は次式による。

据付材料費 =据付労務費×据付材料費率(%)

据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。 なお、据付材料費率は、表-2・37によるものとする。

表-2·37 据付材料費率 (%)

|      |                  |   | 区  | 分           | 据付材料費率 |  |       |  |                 |  |            |  |        |                 |  |   |        |     |
|------|------------------|---|----|-------------|--------|--|-------|--|-----------------|--|------------|--|--------|-----------------|--|---|--------|-----|
| 放    | 流                | 設 | 備  | 三方水密ラジアルゲート | 2. 5   |  |       |  |                 |  |            |  |        |                 |  |   |        |     |
|      | ИL               | 叹 | 加用 | 四方水密ラジアルゲート | 2. 5   |  |       |  |                 |  |            |  |        |                 |  |   |        |     |
| 制    | 水                | 設 | 備  | 四方水密ローラゲート  | 2. 5   |  |       |  |                 |  |            |  |        |                 |  |   |        |     |
| ניח  | 八                | 叹 | 加用 | 四方水密スライドゲート | 2. 5   |  |       |  |                 |  |            |  |        |                 |  |   |        |     |
| 取    | 水                | 設 | 備  | 直線多段ゲート     | 2.5    |  |       |  |                 |  |            |  |        |                 |  |   |        |     |
| HX.  | 八                | 叹 | 加用 | 円形多段ゲート     | 2. 3   |  |       |  |                 |  |            |  |        |                 |  |   |        |     |
| +/+  | 放 流 管            |   | ·4 |             | FL 54  |  | L 345 |  | > <del>/:</del> |  | \# <u></u> |  | ·<br>· | ù <del>d∶</del> |  | 烘 | 大容量放流管 | 2.5 |
|      |                  |   | E  | 小容量放流管      | 2.5    |  |       |  |                 |  |            |  |        |                 |  |   |        |     |
| 小容が一 | 小容量放流設備用 ゲート・バルブ |   |    | 全て          | 6. 0   |  |       |  |                 |  |            |  |        |                 |  |   |        |     |

(注)据付材料費率に含まれる据付材料は次のとおりとする。 据付に必要な現地加工するステー材及びアンカー材、機側操作盤以降の電気配線・配管材、油脂類等(作動油、潤滑油を含む)。

### (3) 据付補助材料費

据付補助材料費の積算は次式による。

据付補助材料費=据付労務費×据付補助材料費率(%)

据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。 なお、据付補助材料費率は、表-2・38によるものとする。

### 3 直接工事費

### 3-1 材料費

(1) 材料費構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費 = 据付材料費 + 補助材料費

(2) 据付材料費

据付材料費の積算は次式による。

据付材料費 =据付労務費×据付材料費率(%) × 1/100

据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。 なお、据付材料費率は、表-2・37によるものとする。

表-2·37 据付材料費率 (%)

|                 |       |   | 区    | 分           | 据付材料費率 |
|-----------------|-------|---|------|-------------|--------|
| 放               | 流     | 設 | 備    | 三方水密ラジアルゲート | 2. 5   |
| JJX.            | ИL    | 叹 | 加用   | 四方水密ラジアルゲート | 2. 5   |
| 制               | 水     | 設 | 備    | 四方水密ローラゲート  | 2. 5   |
| וייח            | 八     | 収 | 加用   | 四方水密スライドゲート | 2. 5   |
| 取               | 水     | 設 | 備    | 直線多段ゲート     | 2.5    |
| ДХ              | 八     | 以 | T/FI | 円形多段ゲート     | 2. 3   |
| +4              | 放 流 管 |   | 烘    | 大容量放流管      | 2. 5   |
| JJX             |       |   | Ē    | 小容量放流管      | 2.5    |
| 小容量放流設備用ゲート・バルブ |       |   | 用    | 全て          | 6. 0   |

(注)据付材料費率に含まれる据付材料は次のとおりとする。 据付に必要な現地加工するステー材及びアンカー材、機側操作盤以降の電気配線・配管材、油脂類等(作動油、潤滑油を含む)。

### (3) 据付補助材料費

据付補助材料費の積算は次式による。

据付補助材料費=据付労務費×据付補助材料費率(%) × 1/100 据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。 なお、据付補助材料費率は、表-2・38によるものとする。

| 現  | 行            | 改 訂 (案)   | 備考 |
|--|--------------|---|----|
| 表-2・38 据付補助材料費   |              | 現行どおり。  |    |
| 区分   | 据付補助材料費率     |   |    |
| ナル オー 三  | 6.5          |   |    |
| 放流 設備 四方水密ラジアルグート  | 6.5          |   |    |
| 制 水 設 備  | 6.5          |   |    |
| 一  | 6.5          |   |    |
| 取 水 設 備     直線多段ゲート       円形多段ゲート  | 6.5          |   |    |
| 放     流     管       大容量放流管       小容量放流管  | 6. 5         |   |    |
| 小容量放流設備用 全て ゲートバルブ   | 5. 0         |   |    |
| (1) 据付工数は次式による。         Y = y × Kh × Kn         Y:設備1門当りの据付コ         y:設備1門当りの標準挑         Kh:水深による補正係数         Kn:据付数による補正係数         (2) 標準据付工数         1) ダム用水門設備         ダム用水門設備の据付工数は、ま | 居付工数(人)<br>女 | (1) 据付工数<br>据付工数は次式による。<br>Y = y × kh × kn<br>Y:設備1門当りの握付工数(人)<br>y:設備1門当りの標準据付工数(人)<br>kn:水深による補正係数<br>kn:据付数による補正係数<br>(2) 標準据付工数<br>1) ダム用水門設備<br>ダム用水門設備の標準据付工数は、表-2・39<br>とする。 |    |

### 表-2・39 標準据付工数

| X          |                | 据付工数  | 適要   | 職動構         | 職動構成割合份    |  |
|------------|----------------|---|--|-------------|------------|--|
|            | カ              | y:据付工数<br>(人/門)                             | <u></u> 適 安  | 機械設備<br>据付工 | 普 通<br>作業員 |  |
| 放流設備       | 三方水密ラジアルケート    | y=7. 54 χ +142                              | χ:扉体面積(60~200㎡)(<br>純径間(m)×有効高(m))                 |             |            |  |
| 从人们以以间     | 四方水密 ラジ アルケート  | y=33. 4 χ +120                              | え:扉体面積(6~50㎡)<br>(純径間(m)×扉高(m))                    |             |            |  |
| 制水設備       | 四方水密ローラケート     | y=17. 3 χ +310                              | χ:扉体面積(7~75㎡)<br>(純径間(m)×扉高(m))                    |             |            |  |
| 門小政浦       | 四方水密スライト、ケート   | y=13. 8 χ +248                              | χ:扉体面積(7~75㎡)<br>(純径間(m)×扉高(m))                    |             |            |  |
| 取水設備       | 直線多段が一ト        | y=9. 76 χ +678                              | χ:扉体面積(15~350㎡)<br>(純径間(m)×全伸長(m))                 |             |            |  |
| 以小政佣       | 円形<br>多段がート    | y=9. 15 χ +656                              | χ:扉体体積(10~830m³)<br>全伸長(m)×最大口径面積(<br>m²)(ベルマウス除く) | 8 0         | 2 0        |  |
| 大容量<br>放流管 | 管胴部            | y=y <sub>1</sub> +y <sub>2</sub>            | χ <sub>1</sub> :体積(25~400m³)                       | ]           |            |  |
| 放流官        | 整流板            | $y_1=1.14 \chi_1+1153$<br>$y_2=0.66 \chi_2$ | χ <sub>2</sub> :面積(25~300 m²)                      |             |            |  |
| 小容量放流      | <b></b>        | y=1. 23 χ +366                              | χ:管体積(100~900m³)                                   |             |            |  |
| 小容量放流設備用   | シ゛ェットフローケ゛ート   |   | χ:放流管径(180~2400mm)<br>(コニカルノズ ル内径×1.2)             |             |            |  |
| グート・バルブ    | 高圧スライドゲート      | $y=0.06 \chi +55$                           | χ:放流管径(400~1700mm)                                 |             |            |  |
|            | スルースハ゛ルフ゛      | y-0.00 χ +33                                | χ:放流管径(400~1600mm)                                 |             |            |  |
|            | ホローシ゛ェットハ゛ルフ゛  |   | χ:放流管径(250~1900mm)                                 |             |            |  |
|            | フィクスト゛コーンハ゛ルフ゛ |   | χ:放流管径(200~2100mm)                                 |             |            |  |

### (注) 1. 標準据付工数の範囲

- (1) ダム用水門設備の標準据付工数の範囲は、扉体、戸当り、開閉装置、基礎材、各種配電盤、機側操作盤以降の電気配線及び配管、据付架台の据付、組立架台の設置及び撤去等、準備、試運転調整、跡片づけまでとする。
- (2) 取水設備には、スクリーン、整流装置、リフティング装置、取水塔を含むものとする。
- (3) 小容量放流設備用ゲート・バルブの標準据付工数の範囲は、扉体又は弁体、ケーシング及びボンネットまたは弁胴、開閉装置、支持台、機側操作盤(機側操作盤以降の電気配線、配管を含む)、据付架台、準備、試運転調整、跡片づけであり、放流管との接続作業は含むが、放流管及び主ゲート・バルブ、副ゲート・バルブ間の接続管については別途積算するものとする。
- (4) 放流管の標準据付工数の範囲は、据付架台、ベルマウス、フード、管胴・補剛 材等の据付、内部支保工の撤去、準備、跡片づけまでとする。

### 表-2・39 標準据付工数

| 区  |                        | 標準据付工数                                      | 適要   | 職動構                  | 成割合%     |
|--|------------------------|---|--|----------------------|----------|
|  | <del>Д</del>           | y:据付工数<br>(人/門)                             | 上  | 機械設備<br>据付工          | 普<br>作業員 |
| 放流設備                                     | 三方水密ラジアルゲート            | y=7. 54 χ +142                              | χ:扉体面積(60~200㎡)(<br>純径間(m)×有効高(m))                 |                      |          |
| //文///// // // // // // // // // // // / | 四方水密 ラジ アルケート          | y=33. 4 χ +120                              | χ:扉体面積(6~50㎡)<br>(純径間(m)×扉高(m))                    |                      |          |
| 制水設備                                     | 四方水密ローラケート             | y=17. 3 χ +310                              | χ:扉体面積(7~75㎡)<br>(純径間(m)×扉高(m))                    |                      |          |
| 即乃下政刑                                    | 四方水密 スライト・ケート          | y=13. 8 χ +248                              | χ:扉体面積(7~75㎡)<br>(純径間(m)×扉高(m))                    | 積(7~75㎡)<br>)×扉高(m)) |          |
| 取水設備                                     | 直線多段が一ト                | y=9. 76 χ +678                              | χ:扉体面積(15~350㎡)<br>(純径間(m)×全伸長(m))                 |                      |          |
| 以小政佣                                     | 円形<br>多段ゲート            | y=9. 15 χ +656                              | χ:扉体体積(10~830m³)<br>全伸長(m)×最大口径面積(<br>m²)(ベルマウス除く) | 8 0                  | 2 0      |
| 大容量<br>放流管                               | 管胴部                    | y=y <sub>1</sub> +y <sub>2</sub>            | χ <sub>1</sub> :体積(25~400m³)                       |                      |          |
|  | 整流板                    | $y_1=1.14 \chi_1+1153$<br>$y_2=0.66 \chi_2$ | χ₂:面積(25~300 m²)                                   |                      |          |
| 小容量放流                                    | <b></b>                | y=1. 23 χ +366                              | χ:管体積(100~900m³)                                   |                      |          |
| 小容量放<br>流設備用<br>ゲート・                     | シ゛ェットフローケ゛ート           |   | χ:放流管径(180~2400mm)<br>(コニカルノズル内径×1.2)              |                      |          |
| グート・バルブ                                  | 高圧スライドゲート              | 0 06 155                                    | χ:放流管径(400~1700mm)                                 |                      |          |
|  | スルースハ゛ルフ゛              | $y=0.06 \chi +55$                           | χ:放流管径(400~1600mm)                                 | ]                    |          |
|  | ホローシ゛ェットハ゛ルフ゛          |   | χ:放流管径(250~1900mm)                                 |                      |          |
|  | フィクス <u>ト</u> コーンハ゛ルフ゛ |   | χ:放流管径(200~2100mm)                                 |                      |          |

### (注) 1. 標準据付工数の範囲

- (1) ダム用水門設備の標準据付工数の範囲は、扉体、戸当り、開閉装置、基礎材、 各種配電盤、機側操作盤以降の電気配線及び配管、据付架台の据付、組立架台の 設置及び撤去等、準備、試運転調整、後片づけまでとする。
- (2) 取水設備には、スクリーン、整流装置、リフティング装置、取水塔を含むものとする。
- (3) 小容量放流設備用ゲート・バルブの標準据付工数の範囲は、扉体又は弁体、ケーシング及びボンネットまたは弁胴、開閉装置、支持台、機側操作盤(機側操作盤以降の電気配線、配管を含む)、据付架台、準備、試運転調整、後片づけであり、放流管との接続作業は含むが、放流管及び主ゲート・バルブ、副ゲート・バルブ間の接続管については別途積算するものとする。
- (4) 放流管の標準据付工数の範囲は、据付架台、ベルマウス、フード、管胴・補剛 材等の据付、内部支保工の撤去、準備、後片づけまでとする。

### 2. 標準据付工数と範囲外の分界点

玥见

(1) 土木工事(二次コンクリート、仮締切、水替、コンクリートはつり等)、電気工事(一次側配管・配線、照明等)、塗装及び特殊工事については標準据付工数に含まれていないため、別途積算するものとする。

行

(2) ダム用水門設備の四方水密ラジアルゲート及び小容量放流設備用ゲート・バルブには油圧ユニット以降の油圧配管の据付を含むものとする。

ただし、異なるユニットを連結するためのものは別途積算するものとする。

(3) ダム用水門設備において、空気管、充水装置は標準据付工数に含まれないため 別途積算するものとするが、主体となる設備と一体となっている場合は最寄りの フランジまでの配管を含むものとする。

### 3. 作業環境等

- (1) ダム用水門設備は、ケーブルクレーン等を用い、堤体打設と競合する条件下に おいて据付ける場合のものである。
- 4. 分割発注の場合の区分別工数は、次式による。 区分別工数(人/門) =全体工数(人/門) ×区分別工数比率 区分別工数比率は、表-2・40のとおりとする。

表-2・40 区分別工数比率

|             | 区 分         | 工   | 数   | と 率  | (%) |
|-------------|-------------|-----|-----|------|-----|
| 種 別         |             | 扉 体 | 戸当り | 開閉装置 | 基礎材 |
| 放流 設備       | 三方水密ラジアルゲート | 5 0 | 1 0 | 2 0  | 2 0 |
| 双 加 設 加     | 四方水密ラジアルゲート | 3 5 | 2 0 | 2 5  | 2 0 |
| 生 一 一 三几 /世 | 四方水密ローラゲート  | 3 5 | 5 5 | 1 0  |     |
| 制水設備        | 四方水密スライドゲート | 3 5 | 5 5 | 1 0  |     |

| 種 | 別 |       | 区分 | 扉 体 | 戸当り | 開閉装置 | 取水スクリーン | 整流装置 | リフティン<br>グ装置 |
|---|---|-------|----|-----|-----|------|---------|------|--------------|
| 取 | 水 | 直線多段ゲ | ート | 2 0 | 3 5 | 1 5  | 2 5     | Ę    | 5            |
| 設 | 備 | 円形多段ゲ | ート | 1 5 |     | 1 0  | 7 0     | Ę    | 5            |

### 2) 付属設備

ダム用水門設備に付帯する管理橋、階段、防護柵等の付属設備の据付工数は、「第18 章鋼製付属設備」によるものとする。

なお、据付工数は、当該設備の構造を勘案し適用区分を決定するものとする。

### (3) 工数補正

### 1) 水深による補正

ダム用水門の放流設備及び制水設備は、水深による補正を行うものとし、水深による補正係数(Kh)は表-2・41による。

| 改 訂 (案) | 備 | 考 |
|---------|---|---|
| 現行どおり。  |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |
|         |   |   |

# 現 行 改 訂 (案) 備 考 表 - 2・4 1 水深による補正係数 K h 現行どおり。

| 区分                           | 水深による補正係数(Kh)    | 摘 要      |
|------------------------------|------------------|----------|
| 四方水密ラジアルゲート                  | Kh=0.0316h+0.367 | h:設計水深   |
| 四方水密ローラケ゛ート<br>四方水密スライト゛ケ゛ート | Kh=0.0257h+0.486 | 11. 設計小休 |

### 2) 据付数による補正

同時期・現場、同形状・規格の水門設備を複数(門、条)据付ける場合は、据付数により工数の補正を行うものとする。

なお、据付数による補正係数 (Kn) は、表-2・42による。

表-2・42 据付数による補正係数 Kn

| 据付数(門、条)     | 2    | 3    | 4    | 5以上  |
|--------------|------|------|------|------|
| 補正率(1門、1条当り) | 0.95 | 0.92 | 0.90 | 0.88 |

### 3-3 機械経費

### (1) 標準機械器具

据付にかかる機械経費は表-2・43を標準として計上するものとする。

なお、機種選定、所要数量、運転日数等については、据付条件ならびに関連工事など を勘案のうえ決定するものとする。

ただし、ダム用水門設備についての運転時間等は、別途積上げるものとする。

また、小容量放流設備用ゲート・バルブのクレーン標準運転日数は、(2)によるものとする。

さらに、小容量放流設備用ゲート・バルブの電気溶接機運転日数については(3)によるものとする。

### 表-2・43 標準機械器具

|   | 楔        | . 械      | 器   | 具名  | 7  | 規       | 格       | 摘                        | 要         |
|---|----------|----------|-----|-----|----|---------|---------|--------------------------|-----------|
| þ | 7        | レ        | •   | _   | ン  |         |         | クレーンの能力は最大部<br>を考慮して決定する | 材重量、作業半径等 |
| 電 | Ī        | 気        | 溶   | 接   | 機  | 交流200~  | ~500A   |                          |           |
|   |          |          | ]]  |     |    | 直流 50   | OA      | ガウジング用                   |           |
|   |          |          | ]]  |     |    | エンシ゛ン付2 | 00~500A | 商用電源がない場合                |           |
| 空 | <u>.</u> | 気        | 圧   | 縮   | 機  | 排出ガス    | 対策型     | ガウジング その他                |           |
| 発 | Ě        | 動        | 発   | 電   | 機  | 排出ガス    | 対策型     | 商用電源がない場合                |           |
| 組 | I.       | <u> </u> |     | 架   | 台  |         |         | 3-4による                   |           |
| そ | この       | 他        | 必 要 | 見なり | もの |         |         |                          |           |
| 雑 | 隹        | 器        | 具   | 損   | 料  |         |         | 機械器具費×2%                 |           |
|   |          |          |     |     |    |         |         |                          |           |

### 現 行 改 訂 (案) 備 考

- (注) 雑器具損料とはジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の 損料である。
- (2) クレーン標準運転日数 クレーンの運転日数は、表-2・44を標準とする。

表-2・44 クレーン標準運転日数

| 対象設備                    | 機   | 種              | 規          | 格          | 標準運転日数等             | 摘              | 要            |
|-------------------------|-----|----------------|------------|------------|---------------------|----------------|--------------|
| 小容量放流設<br>備用ゲート・<br>バルブ | トラッ | ククレーン          | 現場条り決定     | 件によ<br>する  | D=0.002 $\chi$ +2.3 | D: 運転<br>χ: 放流 | 日数<br>管径(mm) |
| /\/V /                  | ケーブ | ルクレーン<br>ジブクレー | ダムエ<br>用とし | 事施工<br>て設置 | 1-0 004   9 7       | h: 運転          | 時間(h)        |
|                         | よたは | シノクレー          | 用とい        | るか少        | h=0.004 $\chi$ +2.7 | χ: 放流          | 管径(mm)       |

### (注) 1. 標準運転日数の範囲

- (1) クレーンの標準運転日数に含まれる範囲は、扉体または弁体、ケーシング及びボンネットまたは弁胴、開閉装置、支持台、機側操作盤(機側操作盤以降の電気配線配管含む)、油圧ユニット以降の油圧配管、据付架台の据付及び放流管との接続作業に伴う運転日数である。
- 2. 標準運転日数と範囲外の分担
- (1) 本表の適用範囲は、小容量放流設備用ゲート・バルブの放流管径が 180 mm 以上 2400 mm 以下の場合であり、180 mm 未満又は 2,400 mm を超える場合は、別途積算する。 なお、ジェットフローゲートの  $\alpha$  はコニカルノズル径の 1.2 倍とする。
- (2) 放流管及び主ゲート・バルブ、副ゲート・バルブ間の接続管については、別途積算する。
- (3) 異なる油圧ユニットを連結するための油圧配管の据付については、別途積算する。
- (4) トラッククレーンの標準運転日数には、現場までの回送時間は含まれていない。
- 3. クレーンの機種は現場条件等により、いずれかを選定する。また、トラッククレーンとジブクレーンを併用使用する場合は、別途積算する。
- (3) 電気溶接機標準運転日数

溶接機の運転日数は、表-2・45を標準とする。

表-2・45 溶接機の規格及び標準運転日数

| 対象設備                  | 機            | 種            | 規    | 格    | 標準運転日数     | 摘              | 要            |
|-----------------------|--------------|--------------|------|------|------------|----------------|--------------|
| 小容量放流設備用<br>ケート・ハ・ルフ・ | 交流アー<br>又は同エ | ク溶接機<br>ンジン付 | 200~ | 500A | D=0.004x+4 | D:運転日<br>x:放流管 | l数<br>F径(mm) |

### (注) 1.標準運転日数の範囲

(1) 溶接機の標準運転日数に含まれる範囲は、扉体または弁体、ケーシング及びボンネットまたは弁胴、開閉装置、支持台、機側操作盤(機側操作盤以降の電気配線、配管含む)、油圧ユニット以降の油圧配管、据付架台の据付及び放流管との接続作業に伴う運転日数である。

(2) クレーン標準運転日数クレーンの標準運転日数は、表-2・44とする。

表-2・44 クレーン標準運転日数

| 対象設備                    | 機           | 種              | 規      | 格          | 標準運転日数等             | 摘              | 要            |
|-------------------------|-------------|----------------|--------|------------|---------------------|----------------|--------------|
| 小容量放流設<br>備用ゲート・<br>バルブ | トラック        | ククレーン          | 現場条り決定 | 件によ<br>する  | D=0.002 $\chi$ +2.3 | D: 運転<br>χ: 放流 | 日数<br>管径(mm) |
|                         | ケーブ         | ルクレーン<br>ジブクレー | ダムエー   | 事施工<br>て設置 | 1-0 004   0.7       | h:運転           | 時間(h)        |
|                         | または:<br>  ン | ンノクレー          | 用され    | るか少        | h=0.004 $\chi$ +2.7 | χ: 放流          | 管径(mm)       |

#### (注) 1.標準運転日数の範囲

- (1) クレーンの標準運転日数に含まれる範囲は、扉体または弁体、ケーシング及びボンネットまたは弁胴、開閉装置、支持台、機側操作盤(機側操作盤以降の電気配線配管含む)、油圧ユニット以降の油圧配管、据付架台の据付及び放流管との接続作業に伴う運転日数である。
- 2. 標準運転日数と範囲外の分担
- (1) 本表の適用範囲は、小容量放流設備用ゲート・バルブの放流管径が 180 mm 以上 2400 mm 以下の場合であり、180 mm 未満又は 2,400 mm を超える場合は、別途積算する。 なお、ジェットフローゲートの  $\chi$  はコニカルノズル径の 1.2 倍とする。
- (2) 放流管及び主ゲート・バルブ、副ゲート・バルブ間の接続管については、別途積算する。
- (3) 異なる油圧ユニットを連結するための油圧配管の据付については、別途積算する。
- (4) トラッククレーンの標準運転日数には、現場までの回送時間は含まれていない。
- 3. クレーンの機種は現場条件等により、いずれかを選定する。また、トラッククレーンとジブクレーンを併用使用する場合は、別途積算する。
- (3) 電気溶接機標準運転日数

溶接機の標準運転日数は、表-2・45をとする。

表-2・45 溶接機の規格及び標準運転日数

| 対象設備                  | 機            | 種            | 規    | 格    | 標準運転日数     | 摘              | 要 |
|-----------------------|--------------|--------------|------|------|------------|----------------|---|
| 小容量放流設備用<br>ケート・ハールフ・ | 交流アー<br>又は同エ | ク溶接機<br>ンジン付 | 200~ | 500A | D=0.004x+4 | D:運転日<br>x:放流管 | 数 |

### (注) 1. 標準運転日数の範囲

(1) 溶接機の標準運転日数に含まれる範囲は、扉体または弁体、ケーシング及びボンネットまたは弁胴、開閉装置、支持台、機側操作盤(機側操作盤以降の電気配線、配管含む)、油圧ユニット以降の油圧配管、据付架台の据付及び放流管との接続作業に伴う運転日数である。

| 現行  | 改 訂 (案) | 備考 |
|---|---------|----|
| 2. 標準運転日数と範囲外の分担 (1) 本表の適用範囲は、小容量放流設備用ゲート・バルブの放流管径が 180mm 以上 2400mm 以下の場合であり、180mm 未満又は 2,400mm を超える場合は、別途積算する。 なお、ジェットフローゲートの x はコニカルノズル径の 1.2 倍とする。 (2) 放流管及び主ゲート・バルブ、副ゲート・バルブ間の接続管については、別途積算する。 (3) 異なる油圧ユニットを連結するための油圧配管の据付については、別途積算する。 3. 溶接機の機種は、現場条件により決定する。 4. 溶接機の規格は、溶接対象物の形状、寸法等により選定する。 5. 溶接機の1日当り標準運転時間は、5時間とする。 | 現行どおり。  |    |
| (4) その他機械器具<br>その他機械器具の経費は、表-2・46を標準とする。  |         |    |
| 表-2・46 その他機械器具  |         |    |
| 区 分 製作工数 間接労務費率 工場管理費率 一般管理費等率 償却率  |         |    |
| 組 立 架 台   「第18章鋼製   水門設備 75%   水門設備 30%   1 4 %   基礎価格×30%   による   よび   よび   上で   上で   上で   上で   上で   上で   上で   上   |         |    |
| (注)組立架台は設備の現地組立等に際して、一時的に設備を支持する架台等で埋設されないものをいう。なお、同一契約で同時期、同現場において組立架台を転用しながら複数門を順次据付ける場合は、1契約で30%を償却するものとする。  |         |    |
| 3-4 試運転費<br>試運転工数は、標準据付工数に含まれているので計上しないものとする。   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |

基準の解説

# 平成21年度 機械設備積算基準(案)解説【ダム用水門設備】対比表

|   | 現行   | 改訂(案)    | 備考 |
|---|--|----------|----|
|   | 第2章 水門設備   | 第2章 水門設備 |    |
| [解] 1 適用範囲<br>積算基準(案)(以下<br>以下のとおりとする。    | 「基準」という。)表-2・21における区分に該当する設備は  | 現行どおり。   |    |
| 河川用<br>水門設備<br>- 小形水門<br>起伏堰<br>- 特殊ゲート - | 、堰   |          |    |
| ダム用 ── 放流設備 ──<br>水門設備                    | <ul><li>一 三方水密ラジ、アルケ、ート (クレストラジ、アルケ、ート)</li><li>一 四方水密ラジ、アルケ、ート (オリフィスケ、ート、コンシ、ットケ、ート)</li><li>一 三方水密ローラケ、ート (クレストローラケ、ート)</li></ul> |          |    |
| 一 制水設備 ——                                 | 四方水密ローラゲート(予備ゲート、修理用ゲート)<br>四方水密スライドゲート:サーニットゲート含む<br>(予備ゲート、修理用ゲート)   |          |    |
| 一 取水設備 ──                                 | 直線多段ゲート 整流装置 リフティング 装置 スクリーン (受桁を含む) 整流装置 関プティング 装置 サフティング 装置 カフティング 装置 カフティング 装置 スクリーン (受桁を含まない) ・・ 半円形多段ゲートは、別途積上げによる              |          |    |
| 一 小容量放流設/                                 | 備用   |          |    |
| □ 放流管 ——                                  | 大容量放流管 - 部分管路形 - 管胴 - ベルマウス部 - きる - 整流板 < 整流板 < 整流板 < 準用できる - 小容量放流管 - 直管・曲管・分岐管 - 漸縮管 < - 準用できる - ベルマウス部                            |          |    |

| 現 行  | 改 訂 (案)  |  |
|--|--|--|
| <ul> <li>① 河川用水門設備とダム用水門設備に区分されているが、構造が同じであれば、相互に準用できる。</li> <li>② ダム用水門設備の制水設備は、「水圧バランス操作方式の水門」「流水遮断が可能な水門」のどちらにも適用可能である。</li> <li>③ ダム用水門設備の放流設備において、クレストゲート等に三方水密ローラゲートを使用する場合は、河川用水門のプレートガーダ構造ローラゲートを準用できるものとする。</li> <li>④ ダム用水門設備の放流設備において四方水密ローラゲートを使用する場合は、制水設備の四方水密ローラゲートを準用できるものとする。</li> <li>⑤ 小容量放流設備用ゲート・バルブに設置する整流管は、小容量放流管を準用できるものとする。</li> <li>⑥ 小容量放流設備用ゲート・バルブに設置する整流板は、大容量放流管の整流板を準用できるものとする。</li> <li>② 大容量放流管に円形断面の全管路形を使用する場合は、「小容量放流管」を準用できるものとする。</li> <li>⑧ 小容量放流設備用ゲート・バルブ等に設置する「異径管(円形断面から矩形断面等の径の断面が異なる管)」は、漸縮管を準用できるものとする。</li> <li>⑨ 側壁付円形多段ゲートの扉体、整流装置、開閉装置は円形多段ゲートを準用できるものとする。</li> <li>(注) 上記について、構造上特に異なるものには別途積算するものとする。</li> </ul> | 現行どおり。   |  |
| <ul> <li>[解] 2 直接製作費</li> <li>2-1 材料費</li> <li>(1) 材料算出要領</li> <li>1) 主要部材</li> <li>主要部材の範囲は、別表-1「主要部材範囲」に示す。</li> <li>(4) 主要部材には水密ゴム押え金物、クサビは含まれない(副部材に含まれる)。</li> <li>(p) 円形多段ゲートの主要部材には、シーブブラケットが含まれるが、他の設備には含まれない(副部材に含まれる)。</li> <li>2) 副部材費率</li> <li>(f) プレートガーダ構造のゲートのカバープレートは、副部材費率に含まれないため、所要量を別途積上げ、鋼材単価を乗じて積上げるものとする。</li> <li>(p) 四方水密ラジアルゲートの開閉機は油圧シリンダ式開閉装置であり、副部材費率には油圧配管は含まれていないため、所要量を副部材費として別途積上げるものとする。</li> </ul>   | <ul> <li>[解] 2 直接製作費</li> <li>2-1 材料費</li> <li>(1) 材料算出要領</li> <li>1) 主要部材</li> <li>主要部材の範囲は、別表-1「主要部材範囲」に示す。</li> <li>(4) 主要部材には水密ゴム押え金物、クサビは含まれない(副部材に含まれる)。</li> <li>(p) 円形多段ゲートの主要部材には、シーブブラケットが含まれるが、他の設備には含まれない(副部材に含まれる)。</li> <li>2) 副部材費率</li> <li>(f) プレートガーダ構造のゲートのカバープレートは、副部材費率に含まれないため、所要量を別途積上げ、鋼材単価を乗じて積上げるものとする。</li> <li>(p) 四方水密ラジアルゲートの開閉機は油圧シリンダ式開閉装置であり、副部材費率には油圧配管は含まれていないため、所要量を副部材費として別途積上げるものとする。</li> </ul> |  |
| 3) 据付架台の材料費の算出   | 3) 据付架台の材料費の算出   |  |

据付架台(設備据付に際し工場製作されコンクリート等に埋設されるもの)のうちダム 用放流設備に設置される「大容量放流管」「小容量放流管」「四方水密ラジアルゲート 基礎材架台」の直接材料費は、次式による。

直接材料費=据付架台質量(kg)×構成する代表単価 据付架台質量及び構成する代表単価は表-1を標準とする。

据付架台(設備据付に際し工場製作されコンクリート等に埋設されるもの)のうちダム 用放流設備に設置される「大容量放流管」「小容量放流管」「四方水密ラジアルゲート 基礎材架台」の直接材料費は、次式による。

直接材料費=据付架台質量(kg)×構成する代表単価 据付架台質量及び構成する代表単価は表-1を標準とする。

### 表-1 据付架台質量及び構成する代表単価

| 区 分         | 据付架台標準<br>質量算定式 | 構成する代表単価<br>(円/kg) | 摘                                   | 要             |
|-------------|-----------------|--------------------|-------------------------------------|---------------|
| 大容量放流管      | y=63. 8χ+17185  | SS H200×200単価      | y:質量(kg)<br>χ:容量(m3)=(下流端)<br>/2×長さ | 高+上流端高)<br>×幅 |
| 小容量放流管      | y=30. 5χ+3688   |                    | y:質量(kg)<br>χ:容量(m3)=(下流端語<br>/2×長さ |               |
| 四方水密ラジート基礎材 | y=6. 24χ        | SS H200×200単価      | y:質量(kg)<br>χ:扉体面積(m²)×設計           |               |

### (2)機器単体費

1) 凍結防止装置(鋼管発熱方式)工事 凍結防止装置(鋼管発熱方式)の製作費は、見積によるものとし、材料費、労務 費、間接労務費、工場管理費、一般管理費を含む一式を直接経費として計上する。

### 2) シャッター工事

積雪寒冷地域等で、小容量放流設備用ゲート・バルブ下流側にシャッターを据付ける場合製作費は、見積によるものとし、材料費、労務費、間接労務費、工場管理費、一般管理費を含む一式を直接経費として計上する。

なお、設計技術費、一般管理費等算定の取扱は、機器単体費と同様とする。

3) PC鋼棒·鋼線工事

PC鋼棒・鋼線工事の製作費は、見積によるものとし、材料費、労務費、間接労務費、工場管理費、一般管理費を含む一式を直接経費として計上する。なお、設計技術費、一般管理費等算定の取扱は、機器単体費と同様とする。

### 2-2 製作工数

- (1)標準製作工数算定要領
- 1)標準製作工数算定要領

標準製作工数算出にあたっての各要素の「χ」の定義を別表-2「標準製作工数算 定要領」に示す。

2) 製作工数算出区分

製作工数算出に当っては、別表-3「製作工数算出区分」によるものとする。 なお、標準製作工数は、材料費に示す「主要部材」「副部材」の範囲は全て含まれる。

- 3) ダム用水門設備特殊ゲートの工数は下記のとおりとする。
  - (イ)「直線多段ゲート」+「保安ゲート」の場合は、直線多段ゲート工数に保安ゲート(一般的にフラップゲートであるが、起伏ゲートを準用する)の工数を合算する。
  - (p)制水設備のローラゲート又はスライドゲートの扉体に取り付けられるリフティングビームは別途積算するものとする。
- 4) 小容量放流設備用ゲート・バルブ

<口径について>

ジェットフローゲートの口径はコニカルノズル径の1.2倍とする。また、他のゲート・バルブについて、円形通水路の場合はその口径とし、矩形通水路断面積を等価な円形断面積に置き換えた場合の等価口径とする。

通水路断面が矩形の場合の置き換え方は、次のとおりとする。

### 表-1 据付架台質量及び構成する代表単価

| 区 分            | 据付架台標準<br>質量算定式 | 構成する代表単価<br>(円/kg) | 摘                                 | 要              |
|----------------|-----------------|--------------------|-----------------------------------|----------------|
| 大容量放流管         | y=63. 8χ+17185  | SS H200×200単価      | y:質量(kg)<br>χ:容量(m3)=(下流端<br>/2×長 | 高+上流端高)<br>さ×幅 |
| 小容量放流管         | y=30. 5χ+3688   | SS L75×75×9<br>単価  | y:質量(kg)<br>χ:容量(m3)=(下流端<br>/2×長 | 高+上流端高)<br>さ×幅 |
| 四方水密ラジアルゲート基礎材 | y=6. 24χ        | SS H200×200単価      | y:質量(kg)<br>χ:扉体面積(m²)×設詞         |                |

### (2) 凍結防止装置(鋼管発熱式)工事、シャッター工事、PC鋼棒・鋼線工事

- 1) 凍結防止装置(鋼管発熱方式)工事 凍結防止装置(鋼管発熱方式)の製作費は、見積によるものとし、材料費、労務 費、間接労務費、工場管理費、一般管理費を含む一式を機器単体費として計上する。 なお、設計技術費及び一般管理費等の算定時の取扱は、機器単体費と同様とする。
- 2)シャッター工事

積雪寒冷地域等で、小容量放流設備用ゲート・バルブ下流側にシャッターを<u>設置する場合、</u>製作費は、見積によるものとし、材料費、労務費、間接労務費、工場管理費、一般管理費を含む一式を機器単体費として計上する。

なお、設計技術費及び一般管理費等の算定時の取扱は、機器単体費と同様とする。

3) PC鋼棒・鋼線工事

PC鋼棒・鋼線工事の製作費は、見積によるものとし、材料費、労務費、間接労務費、工場管理費、一般管理費を含む一式を機器単体費として計上する。なお、設計技術費及び一般管理費等の算定時の取扱は、機器単体費と同様とする。

現行どおり。

| / Fra1\ -            | 5.000 円                                  |                            | <u>行</u>                |               | ₩E /= 101.10      | 改   | 言丁     | (案)      |         |   |
|----------------------|--|----------------------------|-------------------------|---------------|-------------------|---|--------|----------|---------|---|
|                      |  | =1,000mm の場合<br>H/π) 1 / 2 | <u>,</u>                |               | 現行どおり。            |   |        |          |         |   |
|                      | $= 2 \times (B \times 1)$<br>= 1, 286. 5 | 1/ 10/ 1/ 4                |                         |               |                   |   |        |          |         |   |
|                      | $\phi$ 1, 287mm $\succeq$ L              | て置き換える。                    |                         |               |                   |   |        |          |         |   |
| (イ) スピント             | いた 油圧シリ                                  | ンダの積算方法                    | <u>:</u>                |               |                   |   |        |          |         |   |
|                      |  |                            | 、<br>`ゲート、スルースバルブのス`    | ピンドル、         |                   |   |        |          |         |   |
|                      |  | 工数に含まれて                    | いないため、機器単体品として          | て計上する         |                   |   |        |          |         |   |
| ものとする                | -  | バルゴのコピン                    | /<br>ドル、油圧シリンダは標準製(     | 佐工粉 に合        |                   |   |        |          |         |   |
| ·                    |  |                            | ・ンバルブのスピンドルは標準          |               |                   |   |        |          |         |   |
|                      |  |                            | は機器単体品として計上する           |               |                   |   |        |          |         |   |
| 表                    | - 2 標準製作                                 | 作工数範囲区分                    |                         |               |                   |   |        |          |         |   |
|                      | 標準製作工                                    | 数範囲区分                      |                         |               |                   |   |        |          |         |   |
| ゲート区分                | スピンドル                                    | 油圧シリンダ                     |                         |               |                   |   |        |          |         |   |
| ジ゛ェットフローケ゛ート         | X  | ×                          | 機器単体品計上                 |               |                   |   |        |          |         |   |
| 高圧スライドゲート            | ×  | ×                          | 機器単体品計上                 |               |                   |   |        |          |         |   |
| スルースハ゛ルフ゛            | ×  | ×                          | 機器単体品計上                 |               |                   |   |        |          |         |   |
| ホローシ゛ェットハ゛ルフ゛        | 0  | 0                          |                         |               |                   |   |        |          |         |   |
| フィクストコーンハ゛ルフ゛        | 0  | ×                          | 機器単体品計上                 |               |                   |   |        |          |         |   |
|                      |  |                            |                         |               |                   |   |        |          |         |   |
| (ロ)フィクス              | トコーンバル                                   | ブ油圧シリンダ                    | ·<br>式の積算方法             |               |                   |   |        |          |         |   |
|                      |  |                            | 接機運転日数、据付工数はフ           |               |                   |   |        |          |         |   |
|                      |  | を準用するもの<br>は別途積算する         | とする。工場製作材料費、塗装<br>よのとする | <b>長</b> 費、輸送 |                   |   |        |          |         |   |
|                      |  |                            | 準製作工数には含まれていな <br>      | いものとし、        |                   |   |        |          |         |   |
|                      | として計上す                                   | るものとする。                    |                         |               | - \ /   = = 1,744 |   |        |          |         |   |
| 5) 付属設備<br>(イ) ダム用水門 | 設備に付帯する                                  | 5.付属設備の製作                  | 作工数は、表ー3を標準とする          | ١.            | 5) 付属設備 (4) ダム    | 用水門設備に付帯で                                     | よろ付属設備 | の標準製作工数は | 表一3とする。 |   |
| /1/ > 11/1/1   11    | >- + HI + -   -   HI / 'C                | - 1471-4HV NIH * 24X       | ,                       | v             |                   | , 14,4 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 |        | <u> </u> |         |   |
|                      |  |                            |                         |               |                   |   |        |          |         |   |
|                      |  |                            |                         |               |                   |   |        |          |         |   |
|                      |  |                            |                         |               |                   |   |        |          |         |   |
|                      |  |                            |                         |               |                   |   |        |          |         |   |
|                      |  |                            |                         |               |                   |   |        |          |         |   |
|                      |  |                            |                         |               |                   |   |        |          |         | • |
|                      |  |                            |                         |               |                   |   |        |          |         |   |

|  | 現 行                           |   | 改訂(案)  | 備考 |
|--|-------------------------------|---|--------|----|
| 表-3  | 鋼製付属設備の適用区分                   |   | 現行どおり。 |    |
| 製 作 区 分 適用区分   | 摘                             | 要   |        |    |
| 操 作 橋 区分 A   | H形鋼、溝形鋼、鋼板を主体                 | 本として製作するもの  |        |    |
| 云向シーブ点検架台 区 分 A  |                               |   |        |    |
| ュープダクト 区分 D  |                               |   |        |    |
| 空気管及び充水管 区 分 A   | 鋼板を巻いて製作するもの                  |   |        |    |
| 区分D  | 既製管を加工製作するもの                  |   |        |    |
| 由圧シリンダフレーム 区分A   |                               |   |        |    |
| 予備ゲート組立架台 区 分 D  |                               |   |        |    |
| 居付架台区分A  | 大容量放流管用(鋼板のビルト                | ゙アップを伴うもの)  |        |    |
| 区分D  | 小容量放流管用(形鋼のみに                 | より製作するもの)   |        |    |
| 由 圧 配 管 区分 D   | 既製管による。                       |   |        |    |
| 2. 上記区分において、主体作費は主設備主体の率とする。 予備ゲート組立架台は、対 (償却費率は100%を4. ステンレス及びステント行うものとする。 5. 基礎材の据付架台は、銀2-3 塗装費 (1) 水門設備 | る。<br>予備ゲートを組み立てる際に一時<br>とする。 | 機能の一部となる場合は、間接製的に堤体に埋設される架台であるは、鋼製付属設備に準じて補正をものとする。 |        |    |

| 5見     行       表-4     標準塗装面積  |   |  |   |  | 改     言丁     (案)       表-4     標準塗装面積 |             |     |              |  |
|--|---|--|---|--|---------------------------------------|-------------|-----|--------------|--|
|  |   |  |   |  |                                       |             |     |              |  |
| 三方水密ラジアルゲート 四方水密ラジアルゲート 四方水密ローラゲート 四方水密スライドゲート                           |   | Y=6. 7X+111  |   |  |                                       | Y=6. 7X+111 |     |              |  |
|  |   | Y=15. 5X+36<br>Y=7. 1X+71<br>Y=4. 8X+101   | Y:標準塗装面積(m2)<br>X:扉体面積(m2)<br>(純径間×扉高)  | ム       用       四方水密ラジアルゲート         水       門       四方水密ローラゲート         設 | jシ゛アルケ゛ート                             | Y=15. 5X+36 | +36 | Y:標準塗装面積(m2) |  |
|  |   |  |   |  | Y=7. 1X+71                            | X: 扉体面積(m2) |     |              |  |
|  |   |  |   |  |                                       | Y=4. 8X+101 |     | 一(純径間×扉高)    |  |
|  | ā   | 長-5 標準塗装面積   |   | 現行どおり。   |                                       |             |     |              |  |
| 形式   | 設置方法  | 標準塗装面積:y(m²)   | 適用口径(mm)  |  |                                       |             |     |              |  |
| ジ゛ェットフローケ゛ート<br>高圧スライト゛<br>ケ゛ート  | 露出  | y=0. 03 χ -2. 5  | 100 - 0400  |  |                                       |             |     |              |  |
|  | 埋設  | y=0. 004 χ +2. 1   | 180 ~ 2400  |  |                                       |             |     |              |  |
| スルース<br>バルブ  | 露出  | $y=0.004 \chi +0.2$  | 400 ~ 1600  |  |                                       |             |     |              |  |
|  | 埋設  | $y=0.005 \chi +0.9$  | 400 1000  |  |                                       |             |     |              |  |
| y:塗装面積 (㎡)<br>摘 要 χ:口径 (mm)<br>(ジェットフローゲートのχはコニカルノズル径×1.2倍とする。)          |   |  |   |  |                                       |             |     |              |  |
| <ol> <li>上表に<br/>的とした<br/>その面積</li> <li>2-4 ラララス</li> <li>数)、</li> </ol> | こおける標準<br>ミコンクリー<br>責を別途積上に<br>ステンレス<br>ステンレス<br>ステンレス<br>製作労利<br>kh (水深に 。 | 基礎材等の面積については、別途<br>を装面積は、大気露出部での塗装面<br>ト埋設部等のプライマ塗装及びステ<br>ずるものとする。<br>長面処理費<br>長面処理費の積算は次式による。<br>長面処理費=製作労務費×ステンレ<br>務費とは km (使用材料による補正係<br>よる補正係数)、Kn (製作数による<br>ス鋼表面処理率は表-6 によるも | 積であり、据付までの防錆を目<br>ンレス材の酸洗いが必要な場合は<br>ス鋼表面処理率(%)<br>数)、ks (構造による補正係<br>補正係数)を加味されたもの |  |                                       |             |     |              |  |

|                  |   |  |                            |   |   |   | 1  |
|------------------|---|--|----------------------------|---|---|---|----|
|                  |   | 現  | 行                          | Ť   |   | 改 訂 (案)   | 備考 |
|                  | 表-6 ス   | テンレス鋼表面処理  | 率                          |   | 単位:%)   | 現行どおり。  |    |
|                  | 構成  | 扉 体  | 戸当り                        | その他                                       | 適用範囲  | DEN 1 C 40 9 0  |    |
| 区<br>  ダム<br>  用 | <ul><li>分</li><li>3方水密ラジアルケート</li><li>4方水密ラジアルケート</li><li>4方水密ローラケート</li><li>4方水密スライト・ケート</li></ul>   | y = 0.84 x + 1.43  | 4.0                        |   |   |   |    |
| 水門               | 放流管:大容量放流管 放流管:小容量放流管   |  |                            | y = 27.78 x - 11.71                       | x > 0.5   |   |    |
| 設 備              | 取水設備:直線多段<br>ゲート<br>取水設備:円形多段   | 別途積上による  | 別途積上                       |   |   |   |    |
|                  | 小容量放流設備用<br>ゲート・バルブ   |  |                            | y = 3.68 x - 0.39                         | x > 0.5   |   |    |
| [ <b>解</b> ]     | 費率に含まれ  | ている。なお、別途  |                            | 、テー材及びアンカー材<br>上する材料の単価は材                 |   |   |    |
|                  | 料費(副部材<br>3-2 凍結防止装置<br>(1)凍結防止生装置<br>凍結防止止装費<br>凍結防止上生装費<br>直凍結防光費<br>連結防光費<br>上上上<br>発費<br>一般<br>一般<br>(2)シャッ設費<br>・共費ターサッシャで設する<br>・共通でする<br>・共通でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でする<br>・共費を<br>一般でした。<br>一般でする<br>・大利の<br>一般である<br>・大利の<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一般である<br>一。<br>一般である<br>一般である<br>一。<br>一。<br>一。<br>一。<br>一。<br>一。<br>一。<br>一。<br>一。<br>一。<br>一。<br>一。<br>一。 | 油圧式の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合で別途でである。 にて熱式、 で発熱熱式、 で発熱熱式、 でで発熱熱式、 では、 でででいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | る等 サ費 草本 こり 草本 は据 取同 も般 取同 | のとし、据付に要する#<br>管理費等を含む一式を正<br>吸は、算定の対象外とし | 居付に要する标<br>を含む一式を<br>、設計技術費<br>が料費、労務費<br>「接経費として | 3-2 凍結防止装置(鋼管発熱式)工事、シャッター工事、PC鋼棒・鋼線工事及び<br>据付後の緊張工事・グラウト工事<br>(1)凍結防止装置(鋼管発熱式)工事<br>凍結防止装置(鋼管発熱式)の据付費は、見積によるものとし、据付に要する材料費、労務費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費、一般管理費等を含む一式を直接経費として計上する。<br>なお、共通仮設費及び現場管理費算定の取扱は、算定の対象外とし、設計技術費、一般管理費等の算定時の取扱は、機器単体品と同様とする。<br>(2)シャッター工事<br>シャッター工事の据付費は、見積によるものとし、据付に要する材料費、労務費、<br>共通仮設費、現場管理費、据付間接費、一般管理費等を含む一式を直接経費として |    |

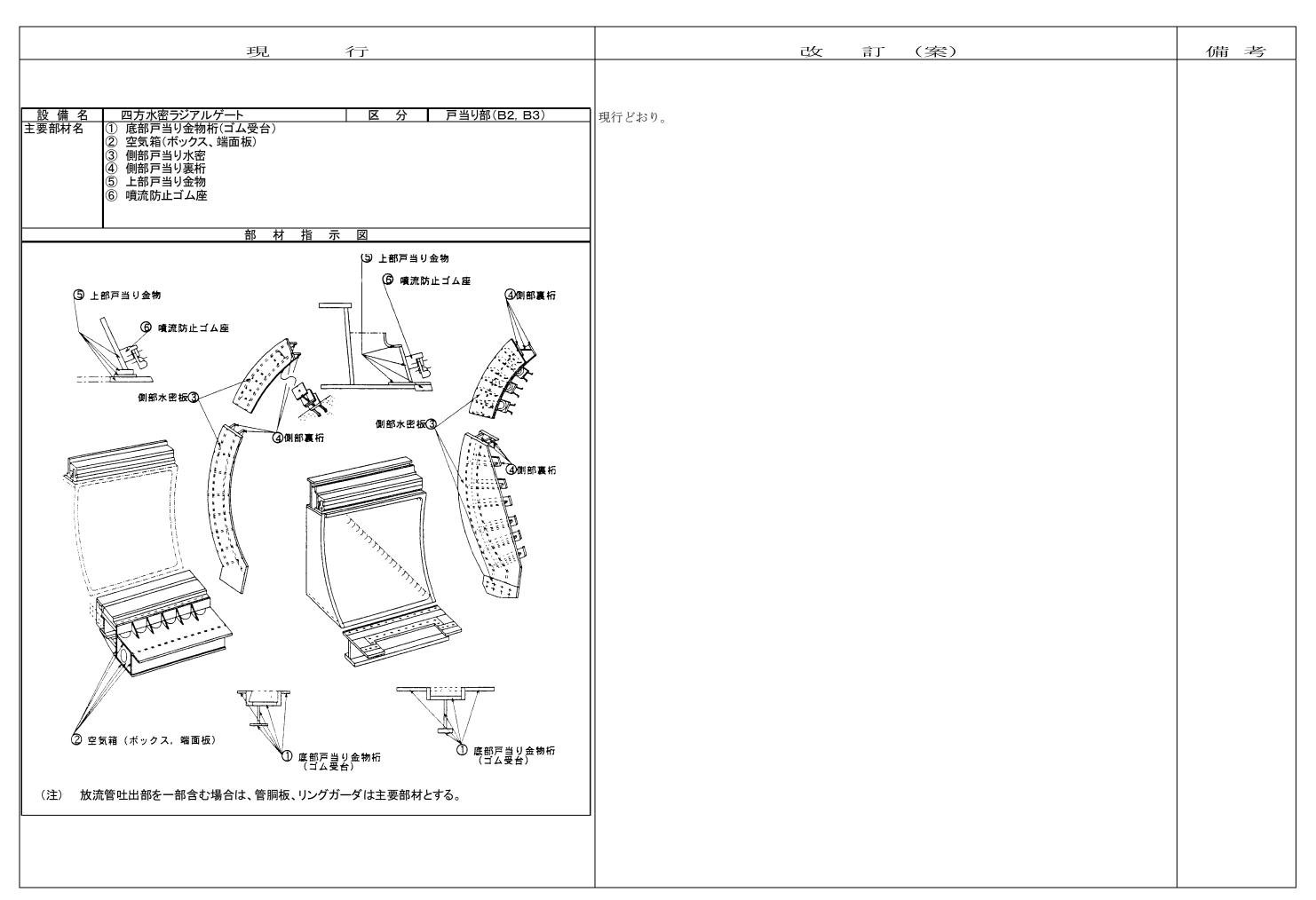
| 現行   | 改 訂 (案)   | 備≉    |
|--|---|-------|
| <b>ジ</b> え イプ (4) 据付後の緊張工事・グラウト工事                                  | <u>さた 言丁 (案)</u><br>(4)据付後の緊張工事・グラウト工事  | 1)用 2 |
| 据付後の緊張工事・グラウト工事は、見積によるものとし、材料費、労務費、共                               | 据付後の緊張工事・グラウト工事は、見積によるものとし、材料費、労務費、共  |       |
|  |   |       |
| 通仮設費、現場管理費、据付間接費、一般管理費等含む一式を直接経費として計上                              | 通仮設費、現場管理費、据付間接費、一般管理費等含む一式を直接経費として計上   |       |
| t3.  | t3.   |       |
| なお、共通仮設費及び現場間接費算定の取扱は、算定の対象外とし、設計技術費、<br>一般管理費等算定の取扱は、機器単体品と同様とする。 | なお、共通仮設費及び現場 <mark>管理</mark> 費算定の取扱は、算定の対象外とし、設計技術費、<br>一般管理費等 <u>の</u> 算定 <mark>時</mark> の取扱は、機器単体品と同様とする。 |       |
| 3-3 取替工数 3   | 現行どおり。  |       |
| (1) ワイヤーロープ  |   |       |
| (イ) 河川用水門設備 〔解〕3 3-2 (1) を使用する。                                    |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   |       |
|  |   | 1     |

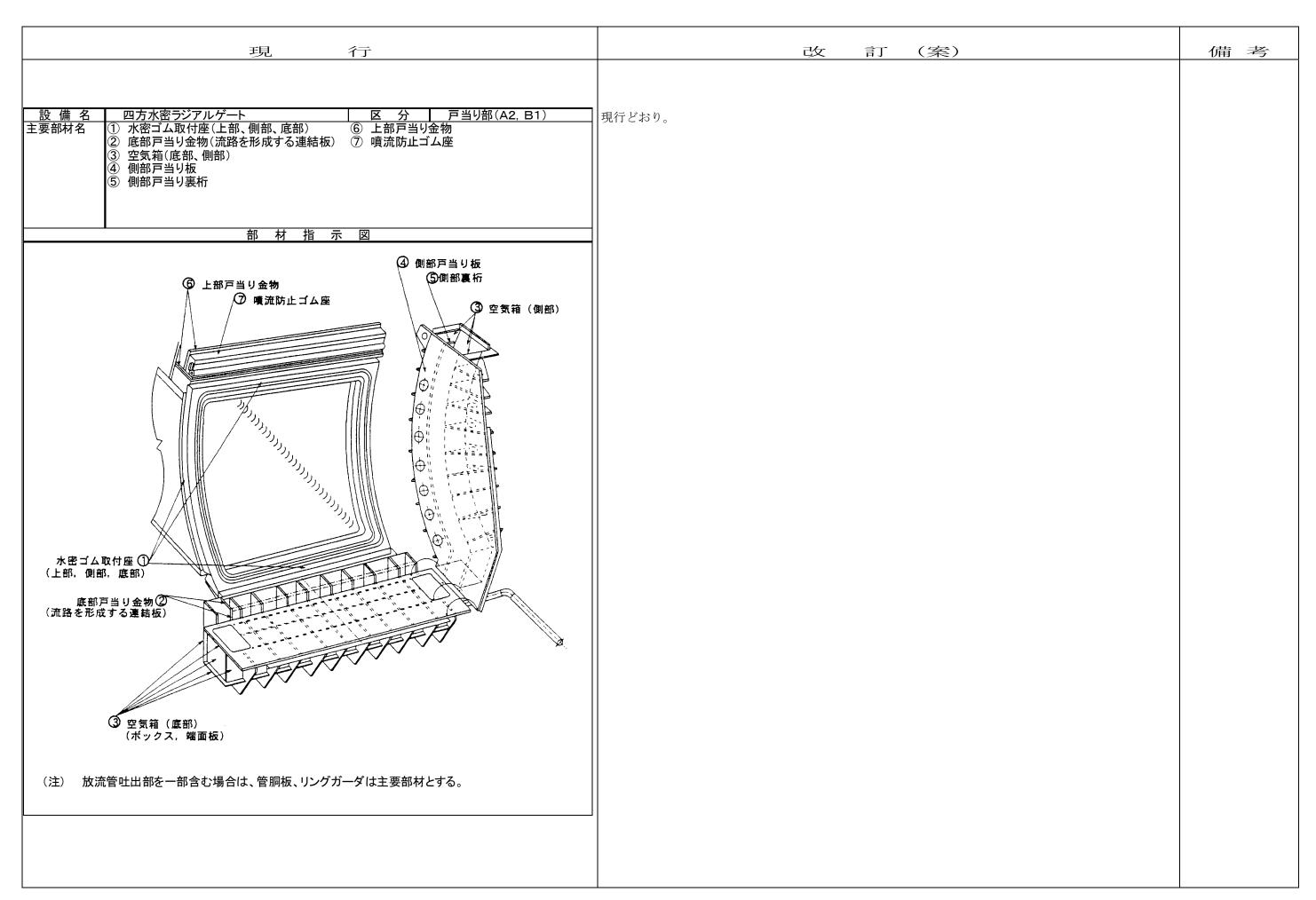
| 現 行  | 改 訂 (案)     | 備考 |
|--|-------------|----|
| 別表一1 主要部材範囲  | 別表一1 主要部材範囲 |    |
| 放流設備       ② 備名       三方水密ラジアルゲート       区分       扉体部         主要部材名       ① スキンプレート       ⑥ 脚柱[F, W]         ② 主桁[F, W]       ⑦ 脚柱間トラス[F, W]         ③ 補助桁[F, W]       (プレース、ストラッド)         ④ 端縦桁[F, W]       ⑧ トラニオンハブ([F, W]、トラニオンポス)         ⑤ シーブ       9 トラニオンピン | 現行どおり。      |    |
| 部 材 指 示 図  |             |    |
| スキンブレート①   |             |    |

| 現 行  |        | 改 | 訂(案) | 備考 |
|--|--------|---|------|----|
| 設備名       三方水密ラジアルゲート       区分       戸当り部         主要部材名       ① 底部戸当り② 底部水密板       ③ 側部水密板         ④ 側部戸当り裏桁 | 現行どおり。 |   |      |    |
| 部 材 指 示 図  |        |   |      |    |
| ③ 側部裏桁   |        |   |      |    |
| ① 底部戸当り桁   |        |   |      |    |
| 副部材: リーブ、伸縮継手部金物、止水ゴム押え、側部戸当りジョイント板、アンカー   |        |   |      |    |
|  |        |   |      |    |

| 現行   | 改 訂 (案) | 備考 |
|--|---------|----|
| 設備名       三方水密ラジアルゲート       区 分       基礎材部         主要部材名       ① トラニオンペディスタル<br>(ベースプレート、ブラケット)       ② コンプレッションビーム支圧板<br>(ブロンプレッションビーム([F, W]、<br>支圧板)       変圧板)         ③ ガーダ補助桁<br>④ ガーダダイヤフラム<br>⑤ テンションビーム[F, W]       8 スラスト受板         ⑥ テンションビーム[F, W]       部材指示図 | 現行どおり。  |    |
| ② スラスト受板 コンプレッションピーム⑦ ② ガーダ補助桁 コンプレッションピーム⑦ ② スラスト受板 ② トラニオンガーダ  |         |    |
| ③ ガーダ補助桁  ③ スラスト受板  コンプレッションビーム⑦  テンションビーム⑤  アンションビーム⑤  アンションビーム支圧板⑥   |         |    |
| ① トラニオンペディスタル (ペースプレート、ブラケット)  副部材: ペディスタル部(ダブリング、カバープレート、リーブ、調整ボルト板、ペディスタル 支持材、クサビ)、トラニオンガーダ部(リブ、マンホール、歩廊取付板、台座)、 支圧板リブ、歩廊、吊環等  |         |    |
|  |         |    |

| 現行   | 改 訂(案) | 備考 |
|--|--------|----|
| 設備名     四方水密ラジアルゲート     区分     扉体部       E要部材名     ① スキンプレート     ⑥ 脚柱間補剛材[F, W]       ② 主析[F, W]     脚プレース[F, W](指示図欠番)       ③ 補助析[F, W]     ⑦ トラニオンハブ([F, W]、トラニオンボス)       ⑤ 脚柱[F, W]     ⑧ トラニオンピン | 9 。    |    |
| ② スキンプレート<br>② 主横(縦) 桁<br>③ 補助機(縦) 桁 (上・下部桁含む)<br>④ 媚敵権  |        |    |
| 副部材: リーブ、ダイヤフラム、吊上げ部、休止ピン部、水密部、サイドローラ(又はシュー)、<br>手摺、踊場、歩廊、梯子、給油装置、サポート、脚注滑り止め、吊環、裏当金等  |        |    |
|  |        |    |



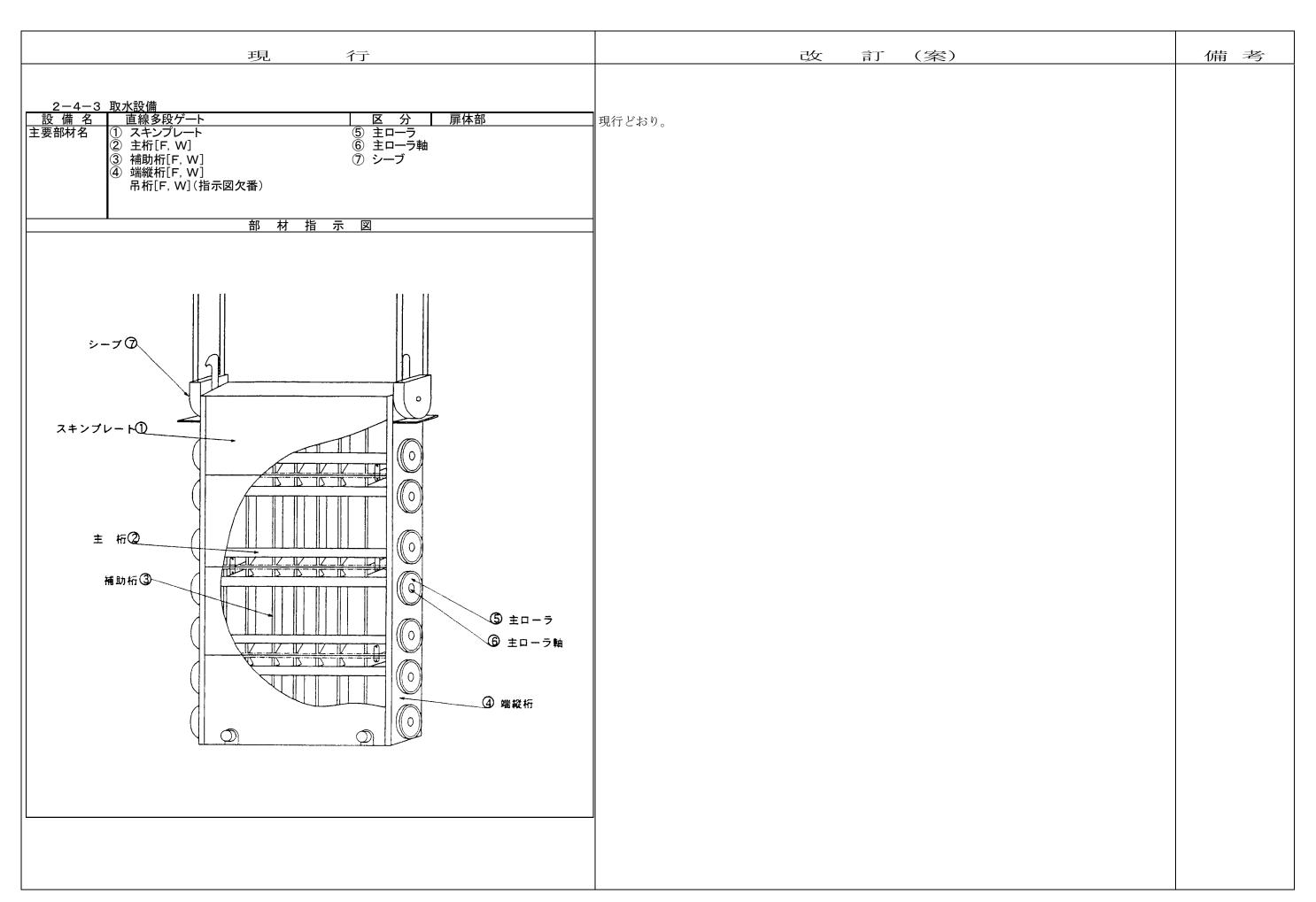


| 接 備 名                           | 現 行   | 改 訂 (案) | 備考  |
|---------------------------------|---|---------|-----|
| ④ ガーダダイヤフラム<br>② トラニオンガーダ(ボックス) | 主要部材名 (1) トラニオンバティスタル (バースブルート、ブラケット) (2) トラニオンバディスタル 部 材 指 示 図  [支圧ガーダ方式]  第 カーダダイヤフラム  第 カーダダイヤフラム  ③ ガーダダイヤフラム  ③ カーダダイヤフラム  ③ カーダダイヤフラム | 現行どおり。  | 備 考 |

| 現   | 行  |        | 改 | 言丁 | (案) | 備 | 考 |
|---|--|--------|---|----|-----|---|---|
|   |  |        |   |    |     |   |   |
|   |  |        |   |    |     |   |   |
| 設備名 四方水密ラジアルゲート                                     | 区 分 基礎材部(テンションビー ム方式、PCアンカー方式)               | 現行どおり。 |   |    |     |   |   |
| 主要部材名 [テンションビーム方式]                                  | [PCアンカー方式]<br>① トラニオンペディスタル                  |        |   |    |     |   |   |
| ① トラニオンペディスタル<br>(ベースプレート、ブラケット)                    | (ベースプレート、ブラケット)                              |        |   |    |     |   |   |
| <ul><li>② トラニオンガーダ(ボックス)</li><li>③ ガーダ補助桁</li></ul> | ② トラニオンガーダ(ボックス)         ③ ガーダ補助桁            |        |   |    |     |   |   |
| <ul><li>④ ガーダダイヤフラム</li><li>⑤ テンションビーム</li></ul>    | <ul><li>④ ガーダダイヤフラム</li><li>⑤ シース管</li></ul> |        |   |    |     |   |   |
| ⑥ 支圧板   | ® アンカープレート                                   |        |   |    |     |   |   |
| 部 材 指   | 示図   |        |   |    |     |   |   |
| [テンションビーム方式]  |  |        |   |    |     |   |   |
| j   | ④ ガーダダイヤフラム                                  |        |   |    |     |   |   |
|   | ③ ガーダ補助桁                                     |        |   |    |     |   |   |
|   |  |        |   |    |     |   |   |
| トラニオンペディスタル ①                                       |  |        |   |    |     |   |   |
| (ベースプレート、ブラケット)                                     |  |        |   |    |     |   |   |
|   |  |        |   |    |     |   |   |
|   | ② トラニオンガーダ(ボックス)                             |        |   |    |     |   |   |
|   | ⑤ テンションビーム                                   |        |   |    |     |   |   |
|   |  |        |   |    |     |   |   |
|   |  |        |   |    |     |   |   |
| ⑤ 支圧板<br>[PCアンカー方式]                                 |  |        |   |    |     |   |   |
| [FC77]]—NEI   |  |        |   |    |     |   |   |
|   | ④ ガーダダイヤフラム                                  |        |   |    |     |   |   |
|   | ③ ガーダ補助桁                                     |        |   |    |     |   |   |
| トラニオンペディスタルの<br>(ベースプレート、ブラケット)                     |  |        |   |    |     |   |   |
|   |  |        |   |    |     |   |   |
|   |  |        |   |    |     |   |   |
|   | 🎾 トラニオンガーダ (ボックス)                            |        |   |    |     |   |   |
|   | ⑤ シース管                                       |        |   |    |     |   |   |
| <b>®</b> 7  |  |        |   |    |     |   |   |
| <b>y</b> 7.   |  |        |   |    |     |   |   |
|   |  |        |   |    |     |   |   |
|   |  |        |   |    |     |   |   |
|   |  |        |   |    |     |   |   |
|   |  |        |   |    |     |   |   |

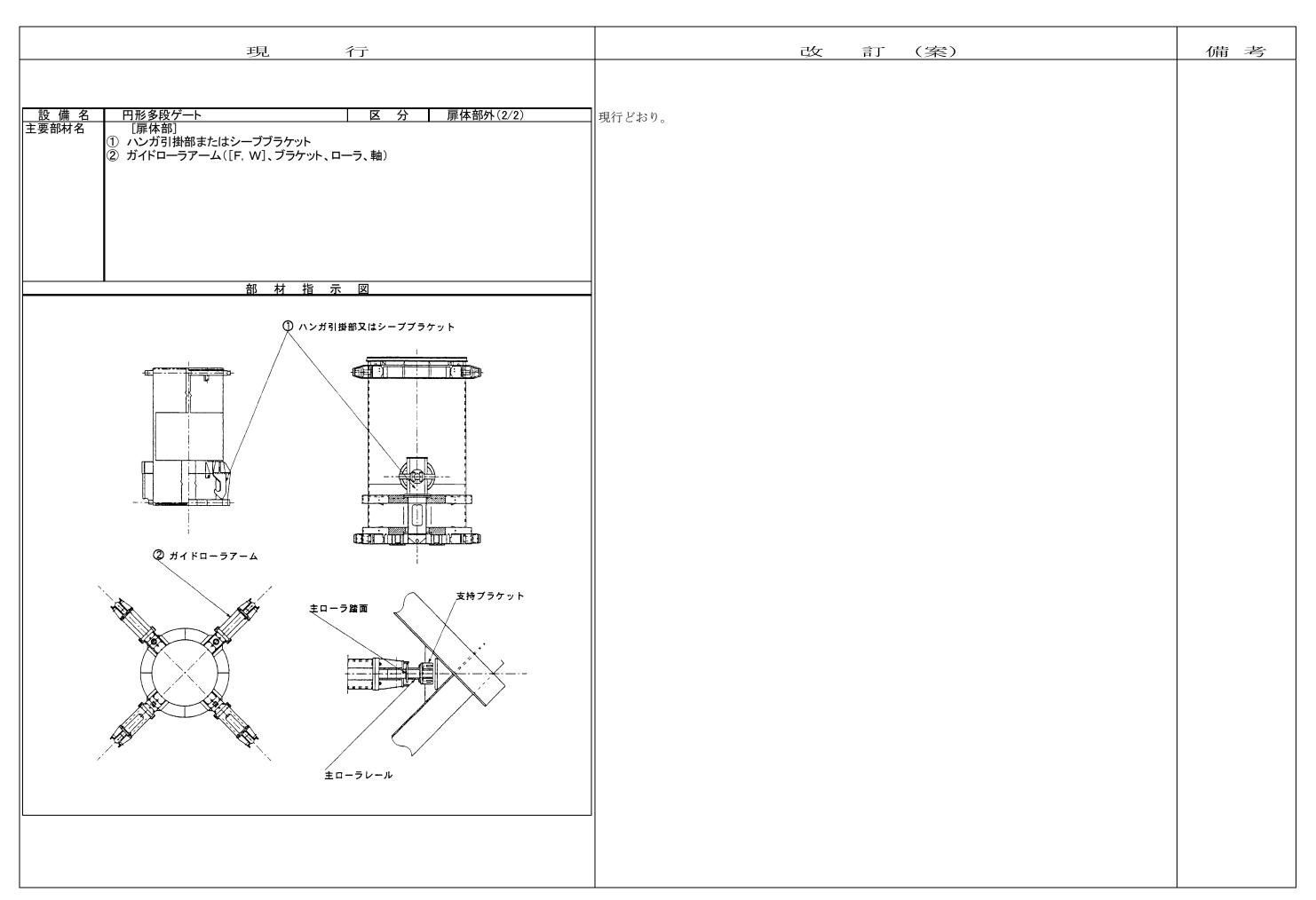
| 現行  | 改 訂 (案) | 備考 |
|---|---------|----|
| 設備名       四方水密ラジアルゲート<br>(高圧ローラゲート)       区分<br>原体部         E要部材名       ① スキンブレート<br>② 主桁[F, W]<br>③ 補助桁[F, W]<br>⑤ 主ローラ       ⑥ 主ローラ軸<br>⑦ シーブ         部材指示図       ② シープ | 改 訂 (祭) | 備考 |
| (3) 主ローラ<br>(6) 主ローラ軸   |         |    |

| 現  | 行   |        | 改 訂 | (案) | 備考 |
|--|---|--------|-----|-----|----|
| <ul> <li>備名 四方水密ローラゲート・スライドゲート (高圧ローラゲート、スライドゲート)</li> <li>I (四方水密ローラゲート)</li> <li>① 底部戸当り桁</li> <li>② 底部戸当り水密板</li> <li>③ 主ローラレール[F, W]</li> <li>④ 主ローラ踏面</li> <li>⑤ 側部水密板</li> <li>⑥ 側部ガイドプレート</li> <li>⑦ ガイドローラレール</li> <li>⑧ 膜板</li> <li>⑨ 上部水密板</li> <li>⑩ 上部オイドプレート</li> </ul> | 区 分 戸当り部 [四方水密スライドゲート] ① 底部戸当り桁 ② 底部戸当り水密板 ③ スライドレール[F, W] ④ 支圧板 ⑤ 側部ガイドプレート ⑦ ガイドローラレール 膜 板(指示図欠番) ⑧ 上部水密板 | 現行どおり。 |     |     |    |
| 部 材 指 え  | <ul><li>8 上部水密板</li><li>9 上部ガイドプレート</li><li>元 図</li></ul>   | _      |     |     |    |
| ③ 主ローラ路面<br>③ 主ローラレール<br>⑦ ガイドローラレール<br>水座板⑤<br>順 板③<br>④ 主ローラ路面   | ガイドプレード(1) 水密板(3) 水密板(2) 水密板(1) 摩那声当り桁  |        |     |     |    |
| ガイドブレード⑤ ③ 圭ローラレール  [四方水密スライドゲート] ④ 支圧板 ⑤水密板   | ガイドブレード④  |        |     |     |    |
| ガイドブレード6 3スライドレール  | 水密板3 ②水密板 ① 度部戸当り桁  |        |     |     |    |



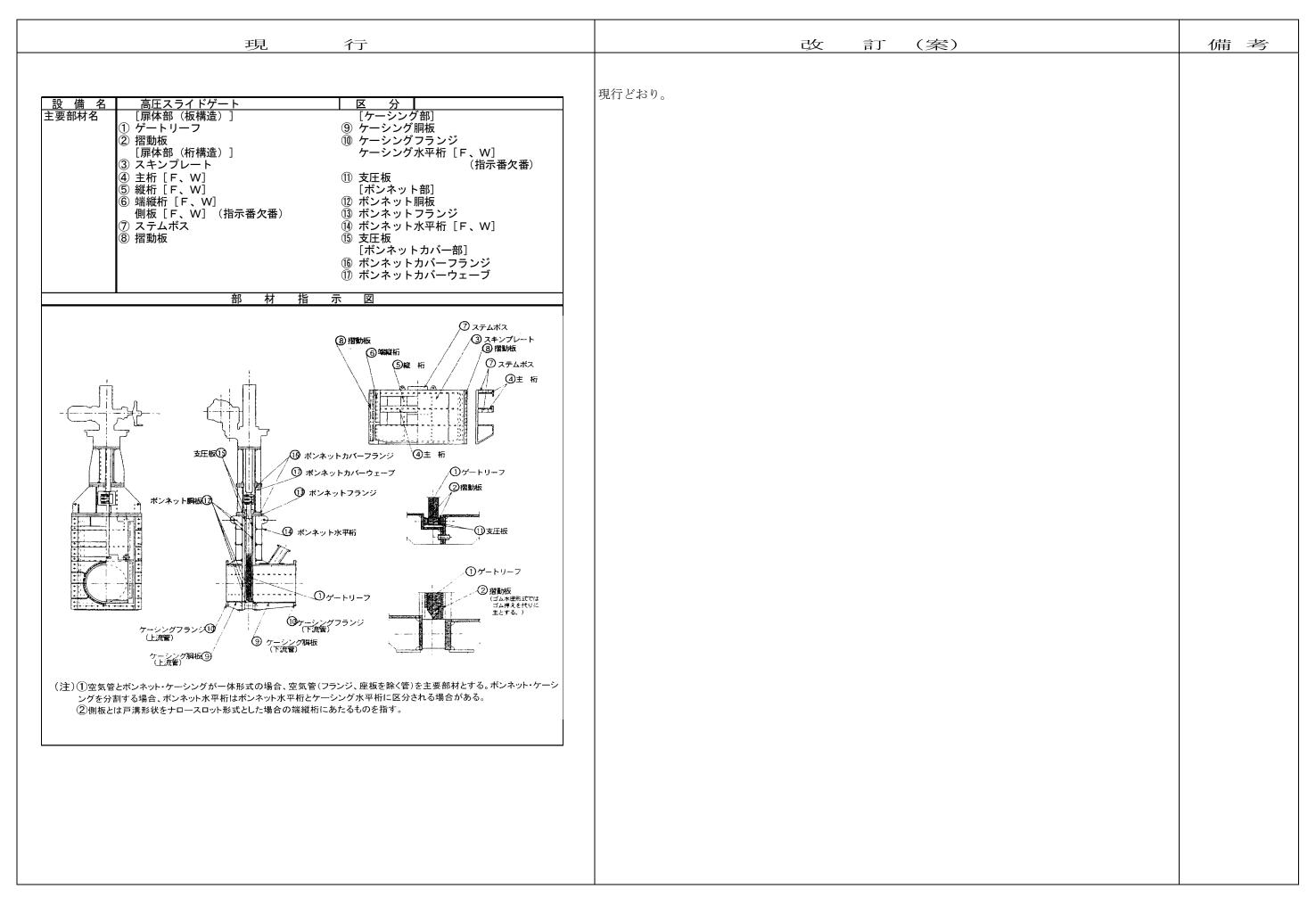
| 現行                   | 改 訂 (案) | 備考 |
|----------------------|---------|----|
|                      | 現行どおり。  |    |
| ② 水密板 ② 水密板 ① 座部戸当り桁 |         |    |

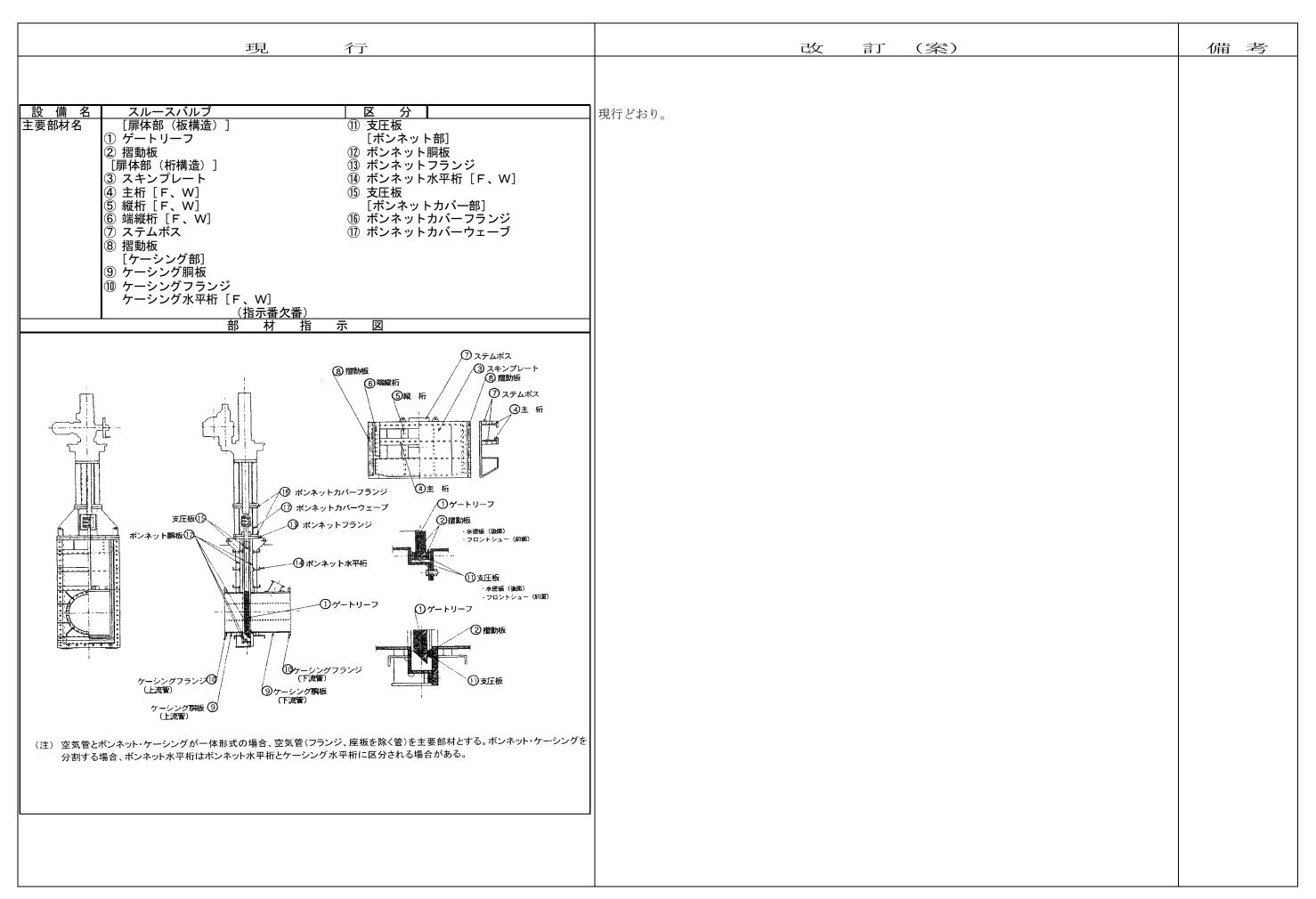
| 現  | 行  | 改 訂 (案)          | 備考 |
|--|--|------------------|----|
| 設備名     円形多段ゲート       主要部材名     「扉体部」       ①管胴呑口部     ②管胴       ③リングガーダ     ④シーブ       ⑤シーブブラケット     ⑥ガイドローラアーム([F, W]、ブラケット、ローラ、軸) | 区 分   扉体部外(1/2)   整流板、リフティングビーム] (7) コーン (8) 上面板 (9) 側面板 (11) 下面板 (11) テンションロッド (12) シーブ (13) シーブブラケット | $\mathfrak{h}$ . |    |
| 部材指  | 示図   |                  |    |
|  |  |                  |    |



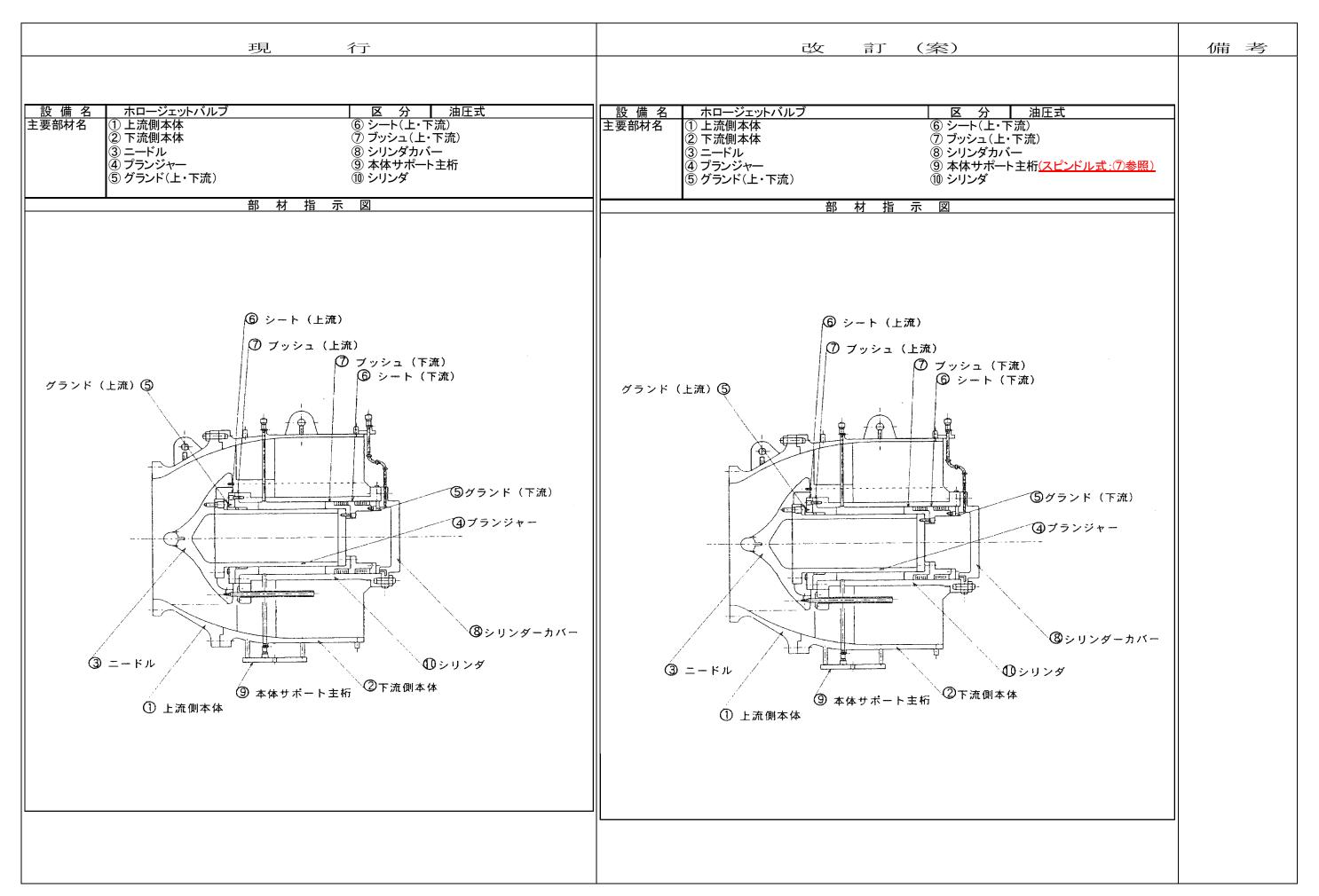
|     | <b>∓</b> 目  |  | eVr ≘    | 工 (安) | /告 · 孝· |
|-----|---|--|----------|-------|---------|
| 設備名 | を種ゲート共通  ① ドラム部(シェル、ボス、フランジ) ② 各ギヤ(ドラムギヤ、ピニオンギヤ) ③ シーブ部(シーブ、ブラケット、軸) ④ 軸類(ドラム軸、ギヤ軸、ピニオン軸、トルク軸) ⑤ 開閉装置フレーム[F, W] | <ul><li></li></ul>                                 | <u> </u> | 丁 (案) | 備考      |
|     | 部 材 指 ビニオンギヤ② ドラムフランジ① ドラム軸④ トルク軸④  | 示 図  ② ドラムギヤ ① ドラム (シェル、ボス) ③ シーブ軸 ③ シーブ ③シーブブラケット |          |       |         |
|     | 開閉装置フレーム(5)   |  |          |       |         |
|     |   |  |          |       |         |
|     |   |  |          |       |         |

| 現行  | 改 訂 (案) | 備考 |
|---|---------|----|
| 設備名       ジェットフローゲート       区分         主要部材名       「扉体部(板構造)]       ① 下流側ケーシングス平析 [F、W]         ② 摺動板       (指示番欠番)         「扉体部(桁構造)]       ③ コニカルノズル         ③ スキンプレート       ④ シールリング         ④ 主析 [F、W]       ⑤ 女圧板         ⑤ 端縦析 [F、W]       「ボンネット部]         ⑦ ステムボス       「ボンネット同板         ⑧ 摺動板       「ボンネット水平析 [F、W]         「ケーシング部]       ⑨ ボンネット水平析 [F、W]         ⑨ 漸拡管       「ボンネットカバー部]         ① 支圧板       「ボンネットカバーコランジ         ② 支圧板       「ボンネットカバーフランジ         ② 支圧板       「ボンネットカバーカ」         ② 支圧板       「ボンネットカバーフランジ         ② 対スネットカバーフランジ       22 ボンネットカバーウェーブ         部材指示図  | 現行どおり。  |    |
| ② 2. 2 キンプレート ③ 2. 2 キンプレート ③ 2. 2 キンプレート ③ 2. 2 キンプレート ③ 2. 2 キンプレート ③ 2. 2 キンプレート ③ 2. 2 キンプレート ③ 2. 2 キンプレート ③ 2. 2 キンプレート ③ 2. 2 キンプレート ③ 2. 2 キンプレート ② 2. 2 キャンプレート ③ 2. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ③ 2. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ③ 2. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ③ 2. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ② 3. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ② 3. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ② 3. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ② 3. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ② 2. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ③ 3. 2 キャンプレート ④ 3. 2 キャンプレート ● 3. 2 キャンプレート ● 3. 2 キャンプレート ● 3. 2 キャンプレート ● 3. 2 キャンプレート ● 3. 2 キャンプレート ● 3. 2 キャンプレート ● 3. 2 キャンプレート |         |    |





| 現行  | 改 訂 (案) | 備考     |
|---|---------|--------|
| 設備名 ホロージェットバルブ 区分 スピンドル式 主要部材名 ① 上流側本体 ② 下流側本体 ③ ニードル ④ プランジャー ⑤ グランド ⑥ スピンドルカバー ⑦ 本体サポート主桁 ⑧ 本体内筒  部 材 指 示 図 | 現行どおり。  | VIII 3 |
| ⑤ クランド ⑥ スピンドルカバー   |         |        |
| ③ 本体内簡       ② 下流側本体         ① 上流側本体       ① 本体サポート主桁   |         |        |
|   |         |        |

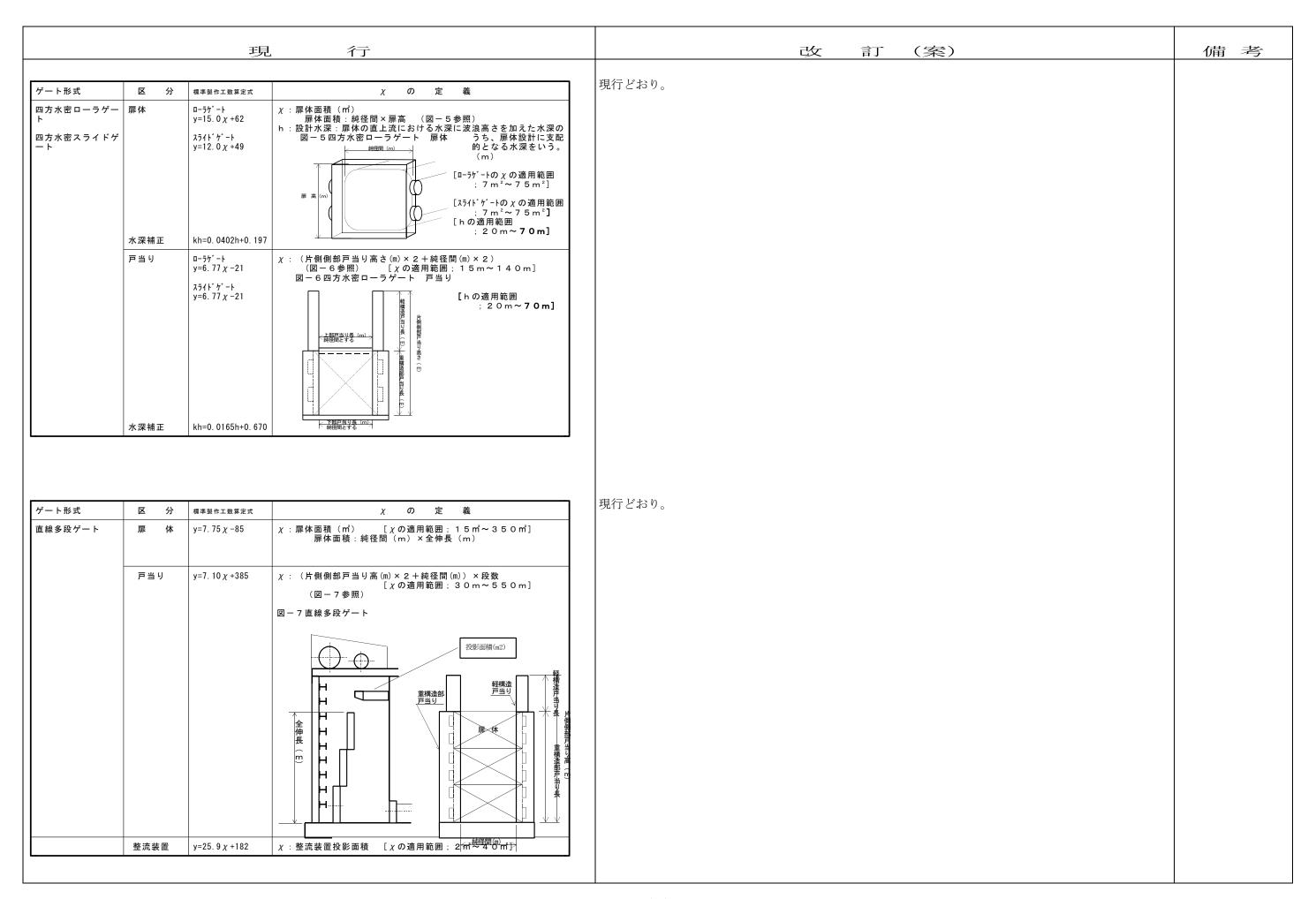


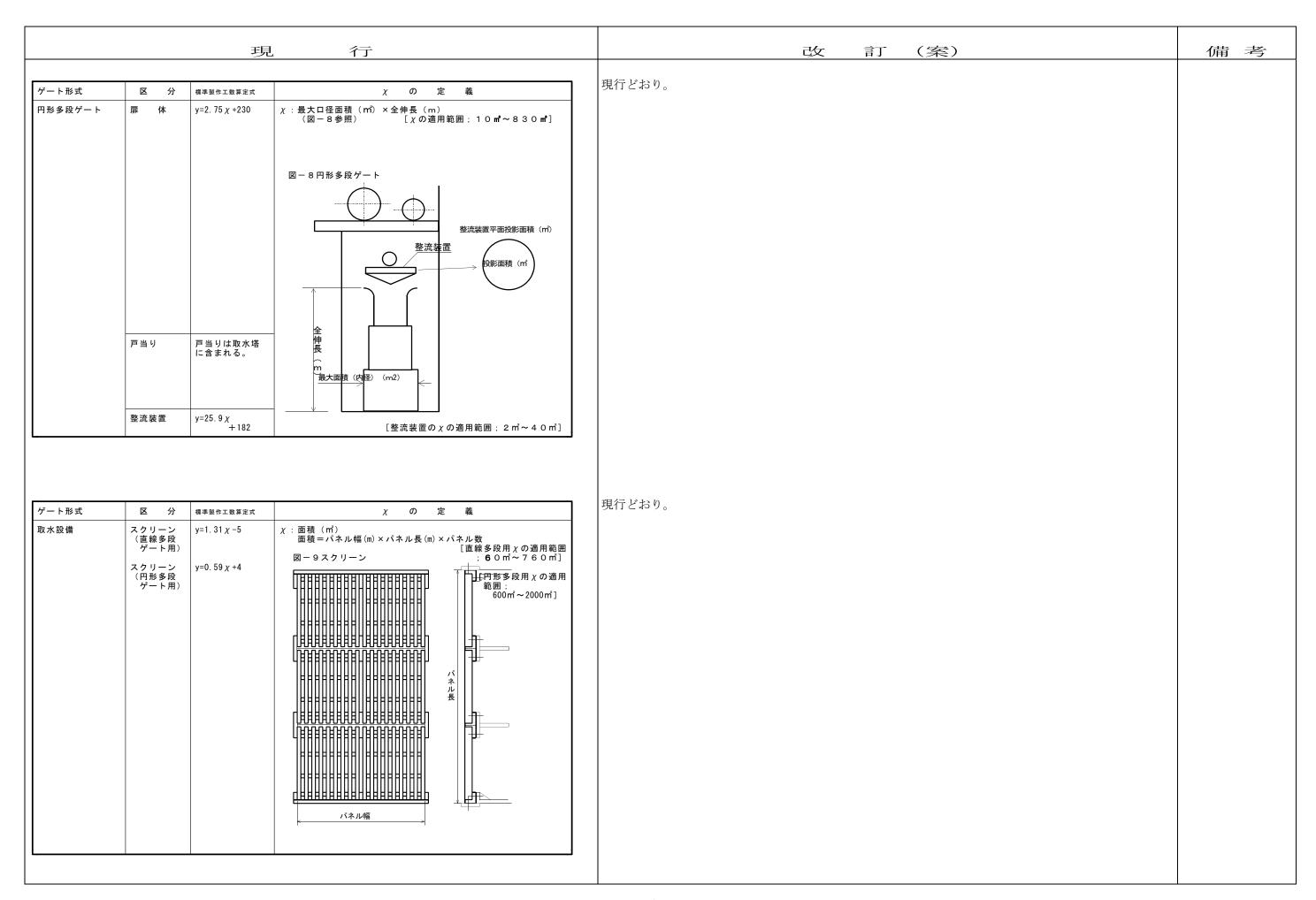
| 現行  |        | 改 訂 (案) | 備考 |
|---|--------|---------|----|
| 設備名フィクストコーンバルブ区分スピンドル式主要部材名① 弁胴(管胴)⑥ サポート② 弁胴フランジ⑦ サポートリング③ コーン⑧ シートリング④ 整流板⑨ ステムナット⑤ 水切板 | 現行どおり。 |         |    |
| 部材指示図   |        |         |    |
| ② 弁願フランジ  |        |         |    |
| ① 井駒 (可動部) ③ 水切板 ③シートリング ④ 整流板 ③ シートリング ⑤ 水切板 ⑥ サボート リング ③ フテムナット                         |        |         |    |
|   |        |         |    |
|   |        |         |    |

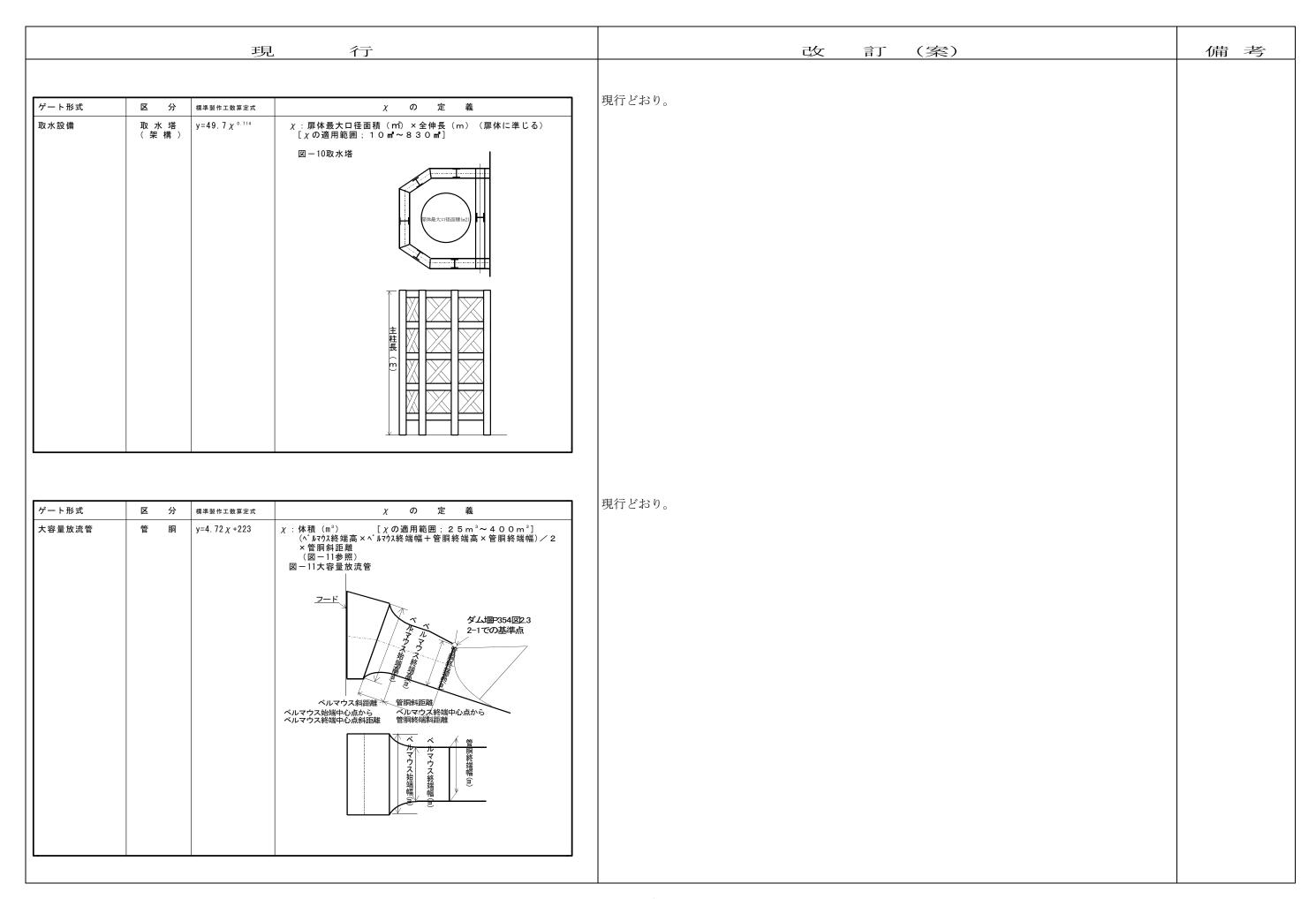
| 現行                                    |                            | . 行  | 改 訂 (案)         | 備考 |
|---------------------------------------|----------------------------|--|-----------------|----|
| 表一2 標準製                               | 是作工数算定要領                   |  | 別表—2 標準製作工数算定要領 |    |
|                                       |                            |  | 現 行 じょうり        |    |
| ゲート形式                                 | 区 分 標準製作工数算定式              | χ の 定 義  | 現行どおり。          |    |
| E方水密ラジアルゲ<br>-ト                       | 扉 体 y=8.33 χ +10           | χ: 扉体面積 (㎡) [χの適用範囲; 60㎡~200㎡]   |                 |    |
|                                       | 基 礎 材 y=3.35 χ -75         | 扉体面積:純径間(m) ×扉高(m) (図-1参照)   |                 |    |
|                                       | ΔΕ WE 19                   | 図-1三方水密ラジアルゲート 扉体  |                 |    |
|                                       |                            | 片側扉体<br>用弧長 (m)  |                 |    |
|                                       | 戸 当 り y=0.83 x +18         | X:片側扉体円弧長(m)×2+純径間(m)       (図-2参照)         片側扉体円弧長は水密延長とする。   |                 |    |
|                                       |                            |  |                 |    |
|                                       |                            | ゲート 戸当り    片側原体   円弧長 (m) (水密延長とする)    旅遊覧 (m)   |                 |    |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 区 分 標準製作工数算定式              | χ の 定 義  | 現行どおり。          |    |
| <br>四方水密ラジアルゲ                         |                            | χ: 扉体面積 (m²) (図-3参照)   |                 |    |
| - <b>-</b>                            | 基 礎 材 y=7.39 x +82         | 原体面積:扉高(m) ×純径間(m)<br>h:設計水深:扉体の直上流における水深に波浪高さを加えた水深<br>のうち、扉体設計に支配的となる水深をいう(m)<br>図−3四方水密ラジアルゲート 扉体 |                 |    |
|                                       | 水深補正 kh=0.0295h+0.410      | <u> </u>   |                 |    |
|                                       | 扉 体 kh=0. 0212h+0. 576     | 計 <u>2-1での基準点</u> [χの適用範囲;   |                 |    |
|                                       | 基 礎 材                      | ** (m) : 吐口断面の幅 6 m² ~ 5 0 m²] [h の適用範囲 : 2 0 m ~ 1 2 0 m]   |                 |    |
|                                       | 戸当り y=3.38 x +134          | χ: (片側扉体円弧長(m)×4+純径間(m)×2)<br>(図ー4参照) [χの適用範囲;20m~50m]<br>図ー4四方水密ラジアルゲート 戸当り                         |                 |    |
|                                       | 水深補正<br>kh=0. 0382h+0. 236 | 練経間  |                 |    |

開閉装置 y=0. 01 χ +113

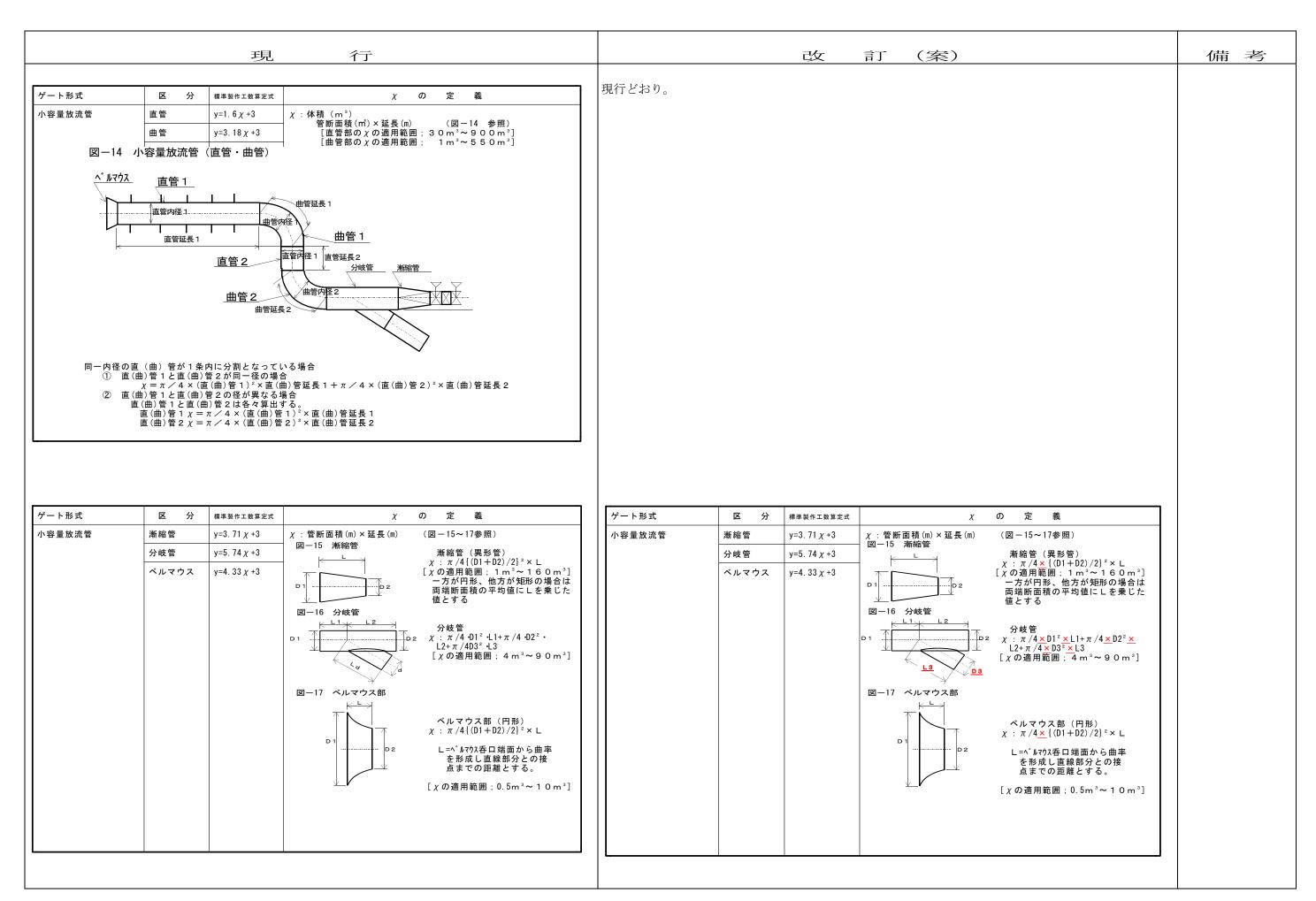
χ : 開閉荷重 (kll) ×シリンタ ゙ストロ−ク長 (m) [ χ の 適用 範囲 490kNm~26000kNm]

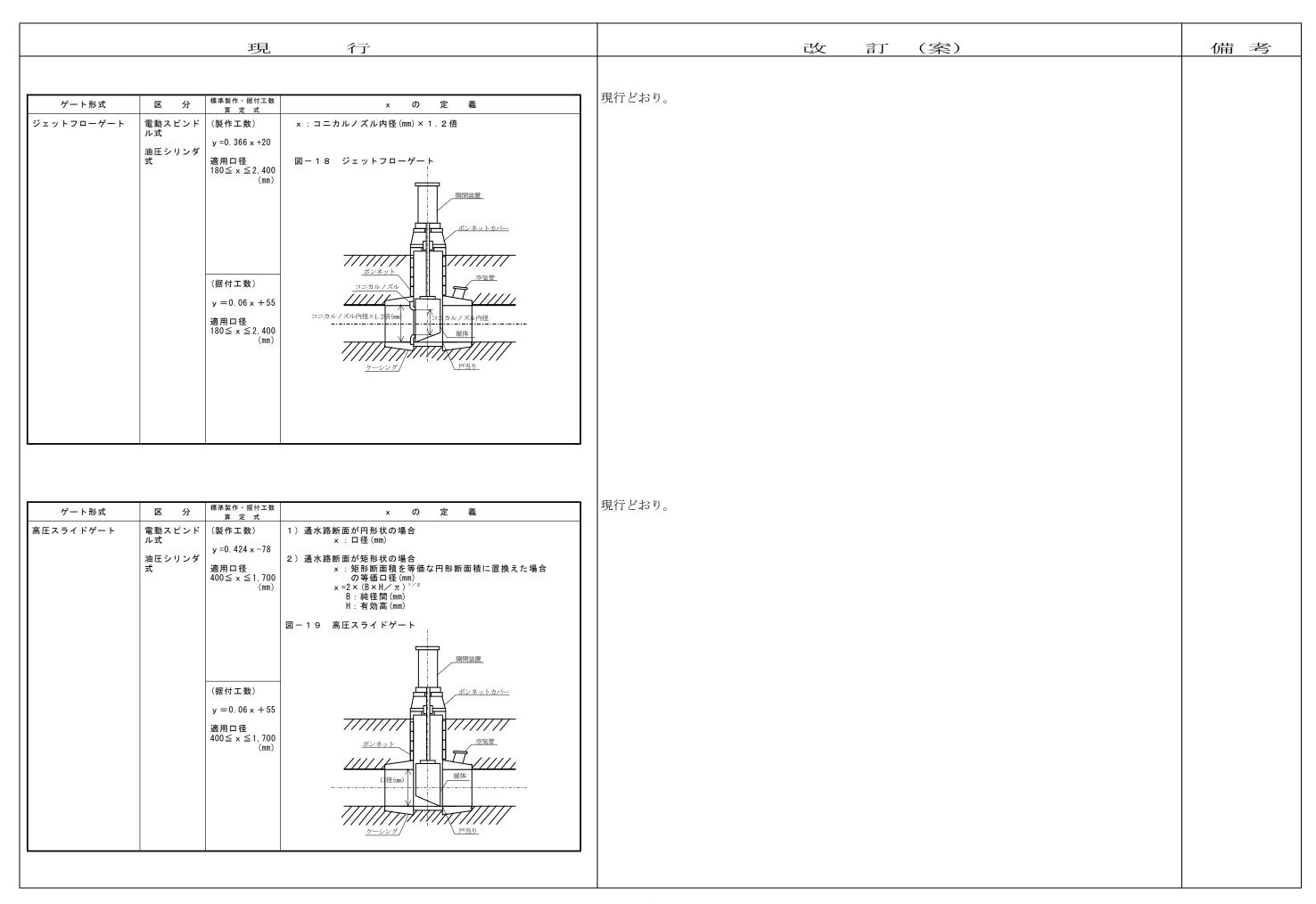






|                         | 現                            | 行   | 改 訂 (案) | 備考 |
|-------------------------|------------------------------|---|---------|----|
| ゲート形式 区 分 大容量放流管 ベルマウス部 | 標準製作工数算定式<br>y=5.94 x +223   | X の 定 義         X:体積(m³)       [ X の適用範囲: 4 m³~2 4 0 m³]         (^*ルマウス約 端高×^*ルマウス終端高×^*ルマウス終端幅)         / 2 × ^*ルマウス斜距離 (図 - 11参照)         「ベルマウス斜距離」の定義         ダム・堰施設技術基準(案) 表3.1.2-1 ベルマウス形状(抜粋)         種別 断面 形の 水ルマウス形状 個人 小ルマウス形状 形式 個別 財政 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 | 現行どおり。  |    |
| ゲート形式 区 大容量放流管 フード      | 分 標準製作工数算定式<br>y=4.72 x +223 | X       の 定 義         X:体積(m³)       [Xの適用範囲;20m³~90m³]         体積=(長1(m)×長2(m)+長3(m)×長4(m))/2×斜距離(m)         (図-12参照)         図-12       大容量放流管(フード)   | 現行どおり。  |    |
| 整流板                     | y=0. 82 $\chi$ +129          | X:表面積(㎡)       [Xの適用範囲:25㎡~300㎡]         片側側部面積(㎡)×2+底部面積(㎡)       (図-13参照)   |         |    |

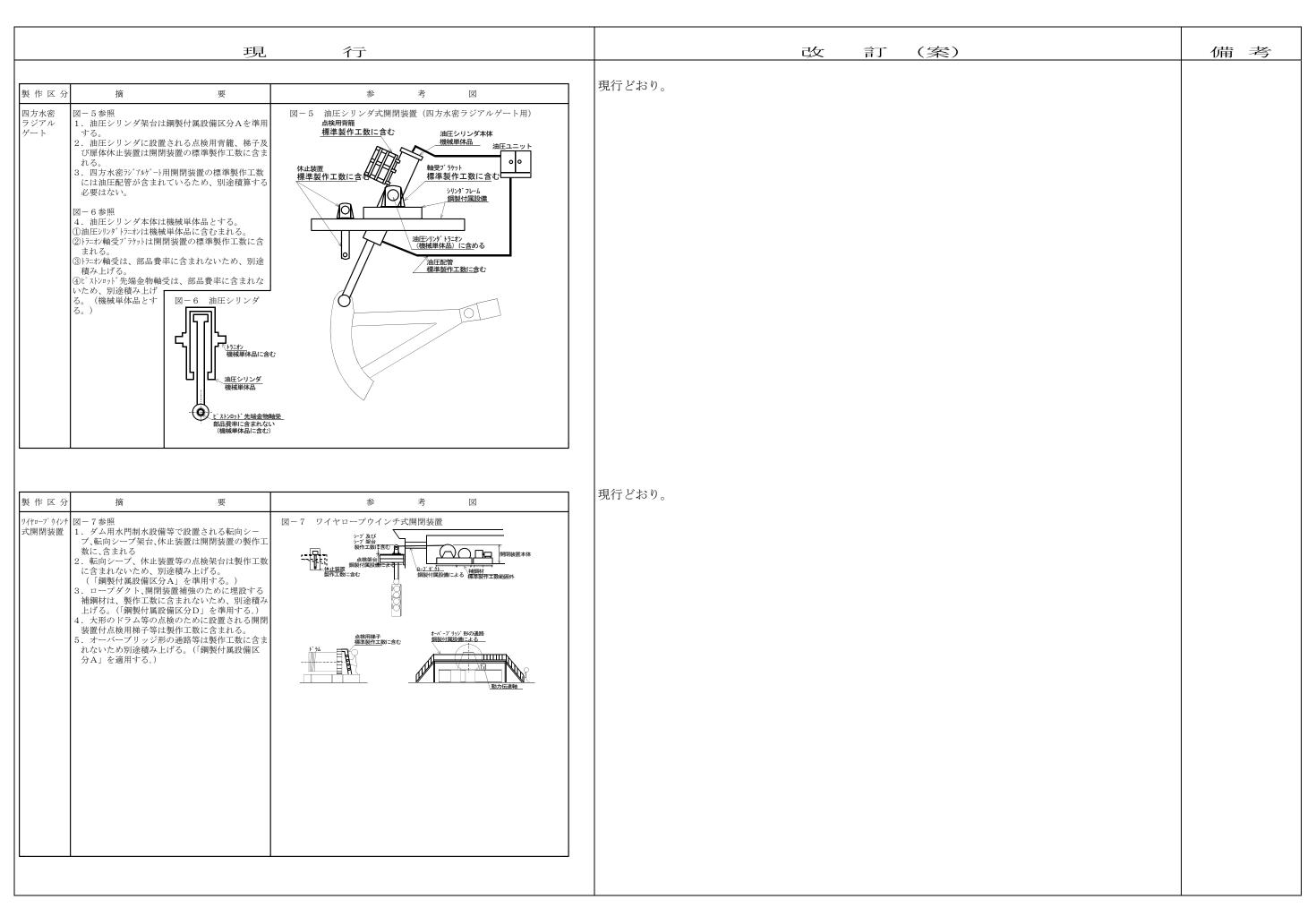




| 現 行   | 改 訂 (案) | 備考 |
|---|---------|----|
| がート形式 区 分 <sup>無典製件・器付工数</sup> x の 定 義  | 現行どおり。  |    |
| が一ト形式 区 分 標準製件・据付工数 x の 定 義 x ロージェットバルブ スピンドル式 (製作工数) y = 0.615 x +19 適用口径 250≦ x ≦ 1.900 (mm) (据付工数) y = 0.06 x +55 適用口径 250≦ x ≦ 1.900 (mm) | 現行どおり。  |    |

| 現 行   | 改 訂 (案) | 備考 |
|---|---------|----|
| ゲート形式     区分     標準製作・据付工数<br>算定式     x     の定義       フィクストコーンバルブ スピンドル式 (製作工数)     x: 口径(mm) | 現行どおり。  |    |
| y = 0.370 x + 20<br>適用口径<br>200 ≤ x ≤ 2,100<br>(mm) 関用装置                                      |         |    |
| (据付工数)<br>y = 0.06 x + 55<br>適用口径<br>200 ≤ x ≤ 2,100<br>(mm)                                  |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |

| Mark of the Control o | 現行                                    | 改 訂 (案)             | 備者 |
|--|---------------------------------------|---------------------|----|
| -3 製作工数算出区分  |                                       | 別表—3 製作工数算出区分       |    |
| 分 摘 要  | 参 考 図                                 | 現行どおり。              |    |
| 備 主要部材、副部材に含まれるものは、製作  |                                       |                     |    |
| 囲とする。<br>-ダ 図-1参照  | 図ー1 プレートガーダ <b>手摺</b>                 |                     |    |
| 1. 扉体付の点検用背籠、梯子、手摺等は<br>準製作工数に含まれる。  | 様性の標 構造ローラゲート <b>与給田背籍</b>            |                     |    |
| 2. 桁側に設置されるカバープレートは、<br>工数に含まれないため、別途積み上げる<br>(「鋼製付属設備区分A」による)   |                                       |                     |    |
| ダム用クレストゲートにローラゲートを <sup>・</sup>  | EH to S                               |                     |    |
| 場合は、河川用普通ローラゲートを適用<br>とする。   |                                       |                     |    |
|  |                                       |                     |    |
|  |                                       |                     |    |
|  |                                       |                     |    |
|  |                                       |                     |    |
|  |                                       |                     |    |
|  |                                       |                     |    |
|  |                                       |                     |    |
|  |                                       |                     |    |
|  |                                       |                     |    |
|  |                                       |                     |    |
| 区分 摘 要   | 参考図                                   | <b>現行どおり。</b>       |    |
| 密 図-2参照<br>足 原体吊金物、ピンは扉体の標準製作工数に<br>る。   |                                       | <u>体</u><br><u></u> |    |
| వ <sub>ం</sub>   |                                       |                     |    |
|  |                                       |                     |    |
|  |                                       |                     |    |
| 図-3参照  | 図一3 扉体と基礎材の区分 トラニオンボス トアニオンボス、ト       | 9=<br>              |    |
|  | <sup>ス</sup> 、 トクニオ                   |                     |    |
| 扉体と基礎材の製作区分<br>扉体の標準製作工数には、脚柱、トラニオンホ   | ト <u>ラニオン</u> へ。 デ スタル                | a l                 |    |
| 扉体の標準製作工数には、脚柱、トラニホンボ<br>ンピンが含まれ<br>基礎材の標準製作工数にはトラニホンペデスタル   | 基礎材 ((                                | $\dot{\sigma}$      |    |
| 扉体の標準製作工数には、脚柱、トラニオンボ<br>ンピンが含まれ   | 基礎材( <br>  ラニオンカ ータ  <br> トラニオンカ ータ   |                     |    |
| 扉体の標準製作工数には、脚柱、トラニホンボ<br>ンピンが含まれ<br>基礎材の標準製作工数にはトラニホンペデスタル   | 基礎材 (!<br>  ラニおハ・デ  <br>  スタルまで)      |                     |    |
| 扉体の標準製作工数には、脚柱、トラニホンボ<br>ンピンが含まれ<br>基礎材の標準製作工数にはトラニホンペデスタル   |                                       |                     |    |
| 扉体の標準製作工数には、脚柱、トラニホンボ<br>ンピンが含まれ<br>基礎材の標準製作工数にはトラニホンペデスタル   |                                       |                     |    |
| 扉体の標準製作工数には、脚柱、トラーオンポンピンが含まれ<br>基礎材の標準製作工数にはトラーオンペデスタル<br>れる。<br>大容量放流管、戸当り、整流板の区分は  | A   A   A   A   A   A   A   A   A   A |                     |    |
| 扉体の標準製作工数には、脚柱、トラーオンポンピンが含まれ<br>基礎材の標準製作工数にはトラーオンペデスタル<br>れる。<br>大容量放流管、戸当り、整流板の区分は  | 図-4                                   |                     |    |
| 原体の標準製作工数には、脚柱、トラニオンポンピンが含まれ<br>基礎材の標準製作工数にはトラニオンペデスタル<br>れる。<br>大容量放流管、戸当り、整流板の区分は  | 図-4                                   |                     |    |



| 現行   | 改 訂 (案) | 備考   |
|------|---------|------|
| 要性区の | 現行とおり。  | (備 考 |

第3章 ゴム引布製起伏堰ゲート設備

行

### 第3章 ゴム引布製起伏ゲート設備

現

#### 1 適用範囲

この基準は、ゴム引布製起伏堰ゲート設備の製作、据付に適用する。

#### 1-1 区分及び構成

ゴム引布製起伏堰ゲート設備の区分及び構成は、表-3・1のとおりとする。

表-3・1 区分及び構成

| 区       | 分       |     | 構     |    | 成     |      |
|---------|---------|-----|-------|----|-------|------|
| ゴム引布製起佐 | や堰ゲート設備 | 袋体, | 取付金具, | 給• | 排気設備, | 操作設備 |

- (注) 1. ゴム引布製起伏堰ゲート設備とは、河川及び開水路に設置するものをいう。
  - 2. 管路内に設置されるゴム引布製起伏ゲートは含まないものとする。
  - 3. 適用できる方式は空気式のみであり、水式には適用できない。

#### 2 直接製作費

#### 2-1 材料費

(1) 材料費の構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費 = 部品費

#### (2) 部品費

1) 部品費の積算は、次式による。

部品費 = 部品所要量 × 部品単価

部品費に含まれる部品の品目は、次のとおりである。

給・排気管,ボルト・ナット,パッキン,ジョイント,フランジ,ソケット,ブッシュ,レジューサー,ニップル,ティー,エルボ,各種スイッチ,各種リレー等である。

2) 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、表-3・2のとおりとする。

表-3・2 機器単体品目

| 区 分    | 内                                      | 訳             |
|--------|--|---------------|
| 袋 体    | ゴム袋体、袋体保護材(緩衝材または補強材)                  |               |
| 取付金具   | 受け金具,押さえ金具,アンカーボルト,ナット,<br>種フランジ等      | ワッシャー、補強材、各   |
| 給·排気設備 | 給気・排気ブロワーまたはポンプ,各種バルブ類,伸               | 縮継手           |
| 操作設備   | 操作室内排水ポンプ,機側操作盤,袋体内圧検知装置<br>装置,ストレーナー等 | 量,水位検知装置,各種安全 |

#### 現行どおり

改 正 後(案)

備考

給排気管延長(複数門の場合は平均)を追加。

| 平成 21 年度 機械設備積算基準 (第   | (案) 【ゴム引布製起伏ゲート設備】 対比表 |    |  |  |
|--|------------------------|----|--|--|
| 現 行  | 改 正 後(案)               | 備考 |  |  |
| 3) 直接経費 特許または特殊技術にかかわる製作で、専門業者により行われるものは直接経費の 項で計上するものとする。 2-2 付属設備製作費 ゴム引布製起伏堰ゲート設備に付帯する鋼製付属設備(階段、手摺、管理歩廊等)の 製作費については、「第14章鋼製付属設備」により算出するものとする。 | 現行どおり                  |    |  |  |
| 3 直接工事費 3-1 材料費 (1) 材料費構成 材料費の構成は、次のとおりとする。  |                        |    |  |  |

### 平成21年度機械設備積算基準(案) 【ゴム引布製起伏ゲート設備】 対比表

|                   |                   | '                   |         |               | T - G I III SCACE IV V I BOWNI JULIAN TO THE STATE OF THE |
|-------------------|-------------------|---------------------|---------|---------------|--|
|                   |                   | 現行                  |         |               | 改 正 後(案)   |
|                   | 表一                | - 3 • 4 標準据付        | 工数      |               |  |
| 区 分               | 標準据付工数            | 適用範囲                | 職種別構成   | <b>対割合(%)</b> |  |
|                   | (人/連)             | $(m^2)$             | 機械設備据付工 | 普通作業員         |  |
| 袋 体               | y = 1.44x + 10.38 | $2.0 \le x \le 150$ |         |               |  |
| 操作設備・給            | y = 1.04x + 17.51 | $2.0 \le x \le 150$ | 8 0     | 2 0           |  |
| 排気配管設備            |                   |                     |         |               |  |
| (注) 1. x:         | : 袋体投影面積(m²       | )の算出は以下のと           | おりである。  |               | (注) $1. x$ : 袋体投影面積( $m^2$ )の算出は以下のとおりである。   |
| $_{\mathrm{X}}$ = | = 1 / 2 × (堰頂長(r  | m)+堰底長(m))×有        | 「効高(m)  |               | $x = 1 / 2 \times (堰頂長(m) + 堰底長(m)) \times 有効高(m)$   |
| 2. 標準             | <b>準据付工数の範囲</b>   |                     |         |               | 2. 標準据付工数の範囲   |
| (1)               |                   | )とおりである。            |         |               | (1) 袋体の標準仕様は次のとおりである。  |

- 1) 农件专标中国银铁区
- 1)膨張媒体 空気式
- 1/膨胀条件 生刈八
- 2)倒伏方式 片倒れ式
- (2) 操作設備の標準仕様は次のとおりである。
- 1) 倒伏動力 原動機, 電動機
- 2) 倒伏装置 機械式, 電気式
- (3) 操作設備・給排気配管設備の標準据付工数算出式は、袋体より操作設備までの 距離が30mを超える場合は適用できないので別途積上げることとする。
- (4) 標準据付工数に含まれる設備は次のとおりである。

袋体,袋体取付金具,給気・排気設備(給・排気管を含む),支持金具,操作設備(倒伏装置,安全装置),機側操作盤,各種配電盤,機側操作盤以降(二次側)の電気配線・配管,準備,機側操作盤以降の試運転調整,跡片付けまでとする。

なお,減圧室関係,二次コンクリート打設については,含まないため,別途計上するものとする。

(5) 現場条件は次のとおりである。 作業現場が仮締切りされたドライな環境で、トラッククレーンにより据付可能 な場合に適用できる。

### (3) 工数補正

1) 据付数による補正

同時期・現場、同等規模・形式のゴム引布製起伏ゲート設備を複数(連)据付る場合は、据付数により工数の補正を行うものとする。

なお、据付数による補正率(Kn)は表-3・5のとおりとする。

表-3・5 据付数による補正係数 К n

| 据付数(連)    | 2連   | 3連   | 4連   | 5連以上 |
|-----------|------|------|------|------|
| 補正率(1連当り) | 0.95 | 0.92 | 0.90 | 0.88 |

- 1)膨張媒体 空気式
- 2) 倒伏方式 片倒れ式
- (2) 操作設備の標準仕様は次のとおりである。
- 1) 倒伏動力 原動機, 電動機
- 2) 倒伏装置 機械式,電気式
- (3) 操作設備・給排気配管設備の標準据付工数算出式は、袋体より操作設備までの <u>給排気管延長(複数門の場合は平均)</u>距離が30mを超える場合は適用できない ので別途積上げることとする。

備考

(4) 標準据付工数に含まれる設備は次のとおりである。

袋体,袋体取付金具,給気・排気設備(給・排気管を含む),支持金具,操作設備(倒伏装置,安全装置),機側操作盤,各種配電盤,機側操作盤以降(二次側)の電気配線・配管,準備,機側操作盤以降の試運転調整,跡片付けまでとする。

なお,減圧室関係,二次コンクリート打設については,含まないため,別途計上するものとする。

(5) 現場条件は次のとおりである。

作業現場が仮締切りされたドライな環境で、トラッククレーンにより据付可能 な場合に適用できる。

現行どおり

### 平成21年度機械設備積算基準(案) 【ゴム引布製起伏ゲート設備】 対比表

3-3 機械経費

#### (1) 標準機械器具

据付にかかる機械経費は表-3・6を標準として計上するものとする。

現

なお、機種選定、所要数量、運転日数等については、据付条件ならびに関連工事などを勘案のうえ決定するものとする。

行

表-3・6 標準機械器具

| 機械器具名    | 規格             | 摘    要                |
|----------|----------------|-----------------------|
| クレーン     | トラッククレーン       | クレーンの能力は最大部材質量,作業半径等を |
|          |                | 考慮して決定する。             |
| 電気溶接機    | 交流 200~300A    | 商用電源がない場合             |
| IJ       | エンジン付き200~300A | 商用電源がない場合             |
| 発動発電機    | 排出ガス対策型        |                       |
| その他必要なもの |                | 現地条件により計上する           |
| 雑器具損料    |                | 機械器具費の2%              |

- (注)「雑器具損料」とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。
- (2) クレーン標準運転日数

クレーン標準運転日数は、表-3・7を標準とする。

表-3・7 クレーン標準運転日数

| 対象設備 | 機種       | 規格          | 標準運転日数 | 摘 要 |
|------|----------|-------------|--------|-----|
| 袋 体  | トラッククレーン | 現場条件により決定する | D=2    |     |

- (注) 1. 標準運転日数Dは設備1連当り運転日数である。
  - 2. トラッククレーンの標準運転日数には現地までの回送時間は含まれていない。
- (3) 電気溶接機標準運転日数

電気溶接機の運転日数は、表-3・8を標準とする。

表-3・8 電気溶接機の標準運転日数

| 対象設備 | 機種          | 規格       | 標準運転日数       | 摘要        |
|------|-------------|----------|--------------|-----------|
| 配管   | 交流アーク溶接機または | 200~300A | D = 0.1x + 9 | x: 袋体投影面積 |
|      | 同エンジン付      |          |              | $(m^2)$   |

- (注) 1. 標準運転日数Dは設備1連当り運転日数である。
  - 2. x:袋体投影面積(m2)の算出は、以下のとおりである。

 $x = 1 / 2 \times (堰頂長(m) + 堰底長(m)) \times 有効高(m)$ 

- 3. 電気溶接機の機種は現場条件によって決定する。
- 4. 電気溶接機の規格は溶接対象物の形状・寸法等により選定する。
- 5. 溶接機の運転日当りの標準運転時間は, 5時間とする。
- 3-4 試運転費

試運転費は、標準据付工数に含まれるので、別途計上しないものとする。

なお、標準据付工数に含まれる試運転は、機側操作盤以降の試運転調整である。

現行どおり

改 正 後(案)

備考

基準の解説

### 平成 21 年度 機械設備積算基準(案) 解説 【ゴム引布製起伏ゲート設備】 対比表

| 現 行   | 改 正 後(案)         | 備考 |
|---|------------------|----|
| 第3章 ゴム引布製起伏堰ゲート設備   |                  |    |
|   | 第3章 ゴム引布製起伏ゲート設備 |    |
| [解]1 直接製作費  | 現行どおり            |    |
| 1-1 機器単体品<br>ゴム引布製起伏堰設備は、構成する機器等がそれぞれ関連して一体となって機能する<br>ことを考慮し決定する。                      | ₹11 € 63 9       |    |
| [解] 2 直接工事費   |                  |    |
| $2-1$ 機能要素の定義 標準工数算定式「 $x$ 」の定義は下記のとおりである。 $x=1/2\times (堰頂長 (m) + 堰底長 (m) ) × 有効高 (m)$ |                  |    |
| 有効高   |                  |    |
| 堰頂長<br>有效高  |                  |    |
|   |                  |    |

第 4 章 揚排水ポンプ設備 第 1 揚排水ポンプ設備

|              |                                     | 現。行  | 改 訂(案) | 備考 |
|--------------|-------------------------------------|--|--------|----|
|              |                                     | 第4章 揚排水ポンプ設備   |        |    |
| 水用ポンプ<br>1-1 | 囲<br>準は、用水、揚揚<br>プ、深井戸ポンプ<br>区分及び構成 | 非水を目的としたポンプ設備の製作・据付に適用する。ただし、道路排<br>プ、水替え等に使用する仮設ポンプには適用できない。<br>備区分及び標準構成は表-4・1のとおりとする。<br>表-4・1 設備区分及び標準構成 | 現行どおり  |    |
| 設備区分         | 標準構成                                |  |        |    |
| 主ポンプ設備       | 主ポンプ、主                              | 配管、吐出弁、逆流防止弁、潤滑水装置、軸封水装置、満水装置  |        |    |
| 主ポンプ駆動装置     | 主原動機                                | 電動機、内燃機関、ガスタービン、冷却装置(ラジエータ・熱交<br>換機等)  |        |    |
|              | 動力伝達装置                              | 減速機、軸継手、クラッチ等  |        |    |
| 系統機器設備       | 燃料系統                                | 燃料貯油槽(地下・屋外・屋内タンク)、燃料小出槽、燃料移送<br>ポンプ、配管、弁  |        |    |
|              | 給水系統                                | 冷却装置(管内クーラー・クーリングタワー等)、冷却水槽(膨<br>張タンク・高架水槽)、冷却水ポンプ、潤滑・軸封水ポンプ、ス<br>トレーナー、配管、弁、取水装置                            |        |    |
|              | 始動空気系統                              | 空気圧縮機、始動空気槽、配管、弁、蓄電池、充電器   |        |    |
|              | 呼水系統                                | 真空ポンプ、配管、弁   |        |    |
|              | 給油系統                                | 潤滑油ポンプ、配管、弁  |        |    |
|              | 給排気系統                               | 換気ファン、ダクト  |        |    |
| 電源設備         | 自家発電設備                              | 発電機盤、原動機、発電機   |        |    |
|              | 受変電設備                               | 受電盤、変圧器盤   |        |    |
|              | 直流電源設備                              | 直流電源盤、蓄電池  |        |    |
|              | 無停電電源装置                             | 置  |        |    |
| 監視操作制御設備     | 遠方監視操作<br>L C 盤)、電動<br>(水位計・流動      | 制御設備、中央監視操作盤、機側操作盤、補助継電器盤(またはP<br>動機制御盤、系統機器盤、運転支援装置、CCTV設備、計装設備<br>量計等)                                     |        |    |
| 付属設備         | 天井クレーン                              |  |        |    |
| (注)          | 1. 上表中の標準                           | <b>準構成は、ポンプ形式や設備規模等によって省略される場合がある。</b>   |        |    |

#### 1-2 適用条件

#### (1) ポンプ吐出量及び全揚程

この基準が適用できるポンプ形式、ポンプ吐出量及び全揚程範囲は表-4・2を標準とする。

表-4・2 ポンプ吐出量と全揚程範囲

| ポンプ形式         | ポンプ団 | 出量     | $(m^3/min)$ | 全揚程(m) |
|---------------|------|--------|-------------|--------|
| 横軸軸流ポンプ       | 1 2  | $\sim$ | 6 0 0       | 5以下    |
| 横軸斜流ポンプ       | 1 2  | $\sim$ | 6 0 0       | 8以下    |
| 立軸軸流ポンプ (一床式) | 1 2  | $\sim$ | 3 2 5       | 5以下    |
| 立軸軸流ポンプ (二床式) | 1 2  | $\sim$ | 6 0 0       | 5以下    |
| 立軸斜流ポンプ (一床式) | 1 2  | $\sim$ | 3 2 5       | 20以下   |
| 立軸斜流ポンプ (二床式) | 1 2  | $\sim$ | 8 5 0       | 20以下   |
| 横軸渦巻ポンプ       | 0.   | 1~     | 200         | 140以下  |
| 立軸渦巻ポンプ (斜流)  | 3. ( | )~     | 200         | 30以下   |
| 水中ポンプ(固定・着脱)  | 0.   | 1~     | 9 0         | 40以下   |

- (注) 1. ポンプ吐出量 (m³/min) は、設計点の吐出量とする。
  - 2. 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) のスラスト力支持方式は、ポンプ支持又は減速機 (原動機) 支持とする。
  - 3. 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)の軸受はセラミック軸受を標準とする。
  - 4. 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) の吸込形状がコンクリートケーシング (クローズピット形) の場合は、本基準を適用できない。
  - 5. 横軸渦巻ポンプの工場製作費は、両吸込単段形式でポンプ吐出量が12 (m³/min) 以上に適用する。また、据付工事費は、単段式・多段式及び片吸込・両吸込ポンプ に適用する。
  - 6. 水中ポンプ及び立軸渦巻ポンプの据付工事費に適用する。ただし、水中ポンプの 吐出し管が鋼製または鋳鉄製の場合とし、コラム着脱式水中ポンプには適用できな い。
  - 7. この基準は、高NS・高流速ポンプに適用できるが、可動翼ポンプ等の特殊ポンプには適用できない。
- (2) ポンプ吐出量の標準値

この基準を適用するポンプ設備の場合、ポンプ吐出量  $(m^3/min)$  範囲の標準値は、表  $-4 \cdot 3$  による。

#### 1-2 適用条件

(1) ポンプ吐出量及び全揚程

この基準が適用できるポンプ形式、ポンプ吐出量及び全揚程範囲は表-4・2を標準とする。

表-4・2 ポンプ吐出量と全揚程範囲

| ポンプ形式         | ポンプ吐出量 | (m³/min) | 全揚程(m) |
|---------------|--------|----------|--------|
| 横軸軸流ポンプ       | 12 ~   | 6 0 0    | 5以下    |
| 横軸斜流ポンプ       | 12 ~   | 600      | 8以下    |
| 立軸軸流ポンプ (一床式) | 12 ~   | 3 2 5    | 5以下    |
| 立軸軸流ポンプ (二床式) | 12 ~   | 600      | 5以下    |
| 立軸斜流ポンプ (一床式) | 12 ~   | 3 2 5    | 20以下   |
| 立軸斜流ポンプ (二床式) | 12 ~   | 8 5 0    | 20以下   |
| 横軸渦巻ポンプ       | 0.1~   | 200      | 140以下  |
| 立軸渦巻ポンプ (斜流)  | 3. 0∼  | 200      | 30以下   |
| 水中ポンプ (固定・着脱) | 0.1~   | 9 0      | 40以下   |

| 現行   | 改 訂(案)  | 備考 |
|--|---|----|
| 表-4・3 ポンプ吐出量範囲の標準値<br>全形式(横軸渦巻形式・立軸渦巻形式・水中形式のポンプ吐出量36.0m³/min以下を除く)に適用                           | 表-4・3 ポンプ吐出量範囲の標準値<br>全形式(横軸渦巻形式・立軸渦巻形式・水中形式のポンプ吐出量36.0m³/min以下を除く)に適用  |    |
| ポンプ実吐出量 12~ 23~ 36~ 50~ 70~ 90~ 115~ 150~ 200  | ポンプ実吐出量<br>範囲 (m³/min) 12超 23超 36超 50超 70超 90超 115超 150超 200以下 20以下 20以下 100以下 150以下 200以下                                      |    |
| 吐出量標準値 20 31 44 60 79 100 124 181  | 吐出量標準値 20 31 44 60 79 100 124 181   |    |
| ポンプ実吐出量 200~ 255~ 325~ 400~ 480~ 600~ 740~ 850<br>範囲 (m³/min) 255 325 400 480 600 740 850        | ポンプ実吐出量<br>範囲 (m³/min) 255以下 325以下 400以下 480以下 600以下 740以下 850以下  |    |
| 吐出量標準値 233 291 360 434 543 664 799   | 吐出量標準値 233 291 360 434 543 664 799  |    |
| 軸渦巻形式・立軸渦巻形式・水中形式のポンプ吐出量36.0m³/min以下に適用  | 横軸渦巻形式・立軸渦巻形式・水中形式のポンプ吐出量36.0m³/min以下に適用  |    |
| ポンプ実吐出量 0.10~ 0.20~ 0.35~ 0.45~ 0.70~ 1.20~ 1.80~ 範囲 (m³/min) 0.20 0.35 0.45 0.70 1.20 1.80 3.00 | ポンプ実吐出量<br>範囲 (m³/min) 0.10超 0.20超 0.35超 0.45超 0.70超 1.20超 1.8超<br>第四 (m³/min) 0.20以下 0.35以下 0.45以下 0.70以下 1.20以下 1.80以下 3.00以下 |    |
| 吐出量標準値 0.2 0.3 0.4 0.6 0.9 1.4 2.1   | 吐出量標準値 0.2 0.3 0.4 0.6 0.9 1.4 2.1  |    |
| ポンプ実吐出量 3.0~ 5.0~ 8.0~ 12.0~ 18.0~ 23.0~ 28.0~<br>範囲 (m³/min) 5.0 8.0 12.0 18.0 23.0 28.0 36.0   | ポンプ実吐出量<br>範囲 (m³/min) 3.0超 5.0超 8.0超 12.0以下 18.0以下 23.0以下 28.0以下 36.0以下  |    |
| 吐出量標準値 4 7 10 15 20 25 31  | 吐出量標準値 4 7 10 15 20 25 31   |    |
|  |   |    |

現 行 改 訂(案)

#### 2 直接製作費

#### 2-1 材料費

(1) 材料費の構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費 = 主要部材費 + 副部材費 + 部品費 + 補助材料費

1) 主要部材費の積算は、次式による。なお、各区分毎の主要部材の範囲は、表-4・4のとおりとする。

主要部材費 = Σ ( 各主要部材所要量 × 各主要部材単価 ) 各主要部材所要量=標準ポンプ全部材所要量×各部材別構成率 (%) 標準ポンプ全部材所要量は、(6)項による。

表-4・4 主要部材の範囲

| 区                    | 分     | 主要部材の範囲(所要量を積上げる部材                                    |
|----------------------|-------|---|
| 横軸軸流ポンプ              | ポンプ本体 | ケーシング (上部・下部・吸込・点検穴カバー・ポンプ脚)、羽根車 (羽根・ハブ)、主軸           |
| 横軸斜流ポンプ              | ポンプ本体 | ケーシング (上部・下部・吸込・点検穴カバー・ポンプ脚)、羽根車 (羽根・ハブ)、主軸           |
| 立軸軸流ポンプ<br>(一床式)     | ポンプ本体 | ケーシング (吐出ボウル・吐出エルボ・揚水管・吸込ベル)、羽根車 (羽根・ハブ)、主軸 (上部軸・下部軸) |
| 立軸軸流ポンプ<br>(二床式)     | ポンプ本体 | ケーシング(吐出ボウル・吐出エルボ・揚水管・吸込ベル)、羽根車(羽根・ハブ)、主軸(上部軸・下部軸)    |
| 立軸斜流ポンプ<br>(一床式)     | ポンプ本体 | ケーシング (吐出ボウル・吐出エルボ・揚水管・吸込ベル)、羽根車 (羽根・ハブ)、主軸 (上部軸・下部軸) |
| 立軸斜流ポンプ (二床式)        | ポンプ本体 | ケーシング (吐出ボウル・吐出エルボ・揚水管・吸込ベル)、羽根車 (羽根・ハブ)、主軸 (上部軸・下部軸) |
| 横軸渦巻ポンプ (両吸込)        | ポンプ本体 | ケーシング、羽根車、主軸  |
| フラップ弁                | 弁本体   | フラップ弁 (胴体・弁体・スピンドル)                                   |
| 立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台 | 架台本体  | 原動機(減速機)架台(脚材・桁材・対傾材・床材・補助材)                          |

- 2) 主要部材単価は「第1章一般共通」直接材料費に準じる。
- (3) 副部材費

副部材費の積算は、次式による。なお、各区分毎の副部材の品目は、表-4・5のとおりとする。

また、副部材費率は表-4・6による。

副部材費 = 主要部材費 × 副部材費率 (%)

#### 2 直接製作費

#### 2-1 材料費

(1) 材料費の構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費 = 主要部材費 + 副部材費 + 部品費 + 補助材料費

1) 主要部材費の積算は、次式による。なお、各区分毎の主要部材の範囲は、表-4・4のとおりとする。

主要部材費 $(\underline{H}/\underline{式}) = \Sigma$  {各主要部材所要量 $(\underline{Kg}/\underline{式})$  × 各主要部材単価 $(\underline{H}/\underline{kg})$  } 各主要部材所要量 $(\underline{Kg}/\underline{\tau})$  =標準ポンプ全部材所要量 $(\underline{Kg}/\underline{t})$  × 各部材別構成率  $(\%) \times 1/100$ 

備考

標準ポンプ全部材所要量は、(6)項による。

#### (3) 副部材費

副部材費の積算は、次式による。なお、各区分毎の副部材の品目は、表 $-4 \cdot 5$  のとおりとする。

また、副部材費率は表-4・6による。

副部材費 = 主要部材費 × 副部材費率 (%) ×1/100

| 現 行   |  |  | 改 訂(案)  |  |  |
|---|--|--|---------|--|--|
|   | 表ー4・6 副部材の   | の品目  |         |  |  |
| スリーブ(パッキン部・水中軸<br>水リング、羽根キー ライナー<br>横軸渦巻ポンプの架台(共通 | 曲受部)、水切りつば、ケーリング、中間軸継手、パーリング、中間軸継手、パーリンベット含む)等           | ーシングライナー、パッキン押え、封<br>パッキン箱、軸受支え、ソールプレート                                |         |  |  |
| 表-4・6 副   | 川部材費率 (%)  |  |         |  |  |
| 区 分   | 副部材費率  |  |         |  |  |
| 黄軸軸流ポンプ<br>黄軸斜流ポンプ                                | 5. 0   |  |         |  |  |
| 立軸軸流ポンプ(一床式)                                      |  |  |         |  |  |
| 立軸軸流ポンプ(二床式) 立軸斜流ポンプ(一床式)                         | 6. 0   |  |         |  |  |
| 立軸斜流ポンプ(二床式)                                      |  |  |         |  |  |
| 黄軸渦巻ポンプ (両吸込)                                     | 12.0   |  |         |  |  |
| フラップ弁   | 3. 0   |  |         |  |  |
| 立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台                              | 0. 0   |  |         |  |  |
| のとおりとする。<br>また、部品費率は、                             |  |  | (4) 部品費 |  |  |
| 区分  | 品  | 目  |         |  |  |
| ポンプ本体   | 水中軸受・玉軸受類(セ<br>水型軸封装置は除く)、<br>ド)、羽根車ナット、ボ<br>検知器、各種スイッチ、 | フミック軸受・無給水軸封装置及び節<br>軸継手、パッキン(Oリング・グラン<br>ドルト・ナット、圧力計、連成計、満水<br>各種リレー等 |         |  |  |
| 主配管(吸込管・吐出管)                                      | パッキン(Oリング)、  | ボルト・ナット等   |         |  |  |
| フラップ弁   | 水密ゴム、ボルト・ナッ  | ,卜類  |         |  |  |

| 表  |                           | 現行   |                           | 改 訂(案) | 備 |
|--|---------------------------|--|---------------------------|--------|---|
| 機軸輸流ポンプ Y=0.0012 X°-0.1541 X+76.8 機軸斜流ポンプ Y=0.00008 X°-0.1027 X+43.5 立軸軸流ポンプ (一床式) Y=0.00028 X°-0.2033 X+61.2 立軸軸流ポンプ (二床式) Y=0.00028 X°-0.2033 X+51.8 立軸斜流ポンプ (二床式) Y=0.00028 X°-0.2033 X+51.8 立軸斜流ポンプ (二床式) Y=0.0002 X°-0.043 X+53.7 機軸渦巻ポンプ (両吸込) Y=0.00084 X°-0.41 X+65.8 フラップ弁 ボンブ部品費に含む。   |                           | 表-4・8 部品費率   |                           |        |   |
| 立軸軸流ポンプ (二床式) Y = 0.00024 X <sup>2</sup> − 0.2033 X + 61.2   | ポンプ形式                     | 部品費率算定式  | 備考                        |        |   |
| 立軸軸流ポンプ (二床式) Y = 0.00024 X <sup>2</sup> − 0.203 X + 61.2  | 横軸軸流ポンプ                   | $Y = 0.00012 X^2 - 0.1541 X + 76.8$                                | 吸込管、吐出管、フラッ               |        |   |
| 立軸軸流ポンプ (二床式) Y = 0.00024 X <sup>2</sup> − 0.2033 X + 61.2   | 横軸斜流ポンプ                   | $Y = 0.00008 X^2 - 0.1027 X + 43.5$                                | ノ肝の部品及び立軸軸流   ・斜流ポンプ原動機(減 |        |   |
| 立軸斜流ポンプ (一床式)       Y=0.00028 X²-0.2033 X+51.8         立軸斜流ポンプ (二床式)       Y=0.00002 X²-0.043 X+53.7         横軸渦巻ポンプ (両吸込)       Y=0.00084 X²-0.41 X+65.8         フラップ弁       ポンプ部品費に含む。         立軸軸流・斜流ポンプ原動機<br>(減速機) 架台       ボンプ部品費に含む。         (注) 1. 上表中のYは部品費率(%) 、Xはポンプ吐出量 (m²/min) であり、ポンプ吐出量 (m²/min) の標準値は表-4・3を適用する。         2. 部品費率(%) は、小数1位を四捨五入し、整数止めとする。         3. 吸込管・吐出管・フラップ弁及び立軸軸流・斜流ポンプ原動機 (減速機) 架台の部品を含む。         4. 立軸ポンプのスラスト軸受 (ポンプ支持) は、部品費率に含まれている。ただし、 | 立軸軸流ポンプ(一床式)              | $Y = 0.00028 X^2 - 0.2033 X + 61.2$                                | 迷機/ 栄育の部品を含む              |        |   |
| 立軸斜流ポンプ (二床式)       Y=0.00002X²-0.0433X+53.7         黄軸渦巻ポンプ (両吸込)       Y=0.00084X²-0.41 X+65.8         フラップ弁       ポンプ部品費に含む。         立軸軸流・斜流ポンプ原動機       ポンプ部品費に含む。         (減速機) 架台       ポンプ部品費で含む。         (注) 1. 上表中のYは部品費率(%)、Xはポンプ吐出量(m³/min)であり、ポンプ吐出量(m³/min)の標準値は表ー4・3を適用する。       2. 部品費率(%)は、小数1位を四捨五入し、整数止めとする。         3. 吸込管・吐出管・フラップ弁及び立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台の部品を含む。       4. 立軸ポンプのスラスト軸受(ポンプ支持)は、部品費率に含まれている。ただし、  | 立軸軸流ポンプ(二床式)              | $Y = 0.00004 X^2 - 0.0514 X + 59.7$                                |                           |        |   |
| 横軸渦巻ポンプ (両吸込)Y=0.00084X²-0.41 X+65.8フラップ弁ポンプ部品費に含む。立軸軸流・斜流ポンプ原動機ボンプ部品費に含む。(減速機) 架台(減速機) 架台(注) 1. 上表中のYは部品費率(%)、Xはポンプ吐出量(m³/min)であり、ポンプ吐出量(m³/min)の標準値は表-4・3を適用する。<br>2. 部品費率(%)は、小数1位を四捨五入し、整数止めとする。<br>3. 吸込管・吐出管・フラップ弁及び立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台の部品を含む。<br>4. 立軸ポンプのスラスト軸受(ポンプ支持)は、部品費率に含まれている。ただし、  | 立軸斜流ポンプ(一床式)              | $Y = 0.00028 X^2 - 0.2033 X + 51.8$                                |                           |        |   |
| プラップ弁  | 立軸斜流ポンプ(二床式)              | $Y = 0.00002 X^2 - 0.0433 X + 53.7$                                |                           |        |   |
| 立軸軸流・斜流ポンプ原動機 ポンプ部品費に含む。 (減速機) 架台  (注) 1. 上表中のYは部品費率 (%)、Xはポンプ吐出量 (m³/min) であり、ポンプ吐出 量 (m³/min) の標準値は表ー4・3を適用する。 2. 部品費率 (%) は、小数1位を四捨五入し、整数止めとする。 3. 吸込管・吐出管・フラップ弁及び立軸軸流・斜流ポンプ原動機 (減速機) 架台の 部品を含む。 4. 立軸ポンプのスラスト軸受 (ポンプ支持) は、部品費率に含まれている。ただし、   | 横軸渦巻ポンプ (両吸込)             | $Y = 0.00084 X^2 - 0.41 X + 65.8$                                  |                           |        |   |
| (注) 1. 上表中のYは部品費率(%)、Xはポンプ吐出量(m³/min)であり、ポンプ吐出量(m³/min)の標準値は表-4・3を適用する。 2. 部品費率(%)は、小数1位を四捨五入し、整数止めとする。 3. 吸込管・吐出管・フラップ弁及び立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台の部品を含む。 4. 立軸ポンプのスラスト軸受(ポンプ支持)は、部品費率に含まれている。ただし、   |                           |  |                           |        |   |
| (注) 1. 上表中のYは部品費率(%)、Xはポンプ吐出量(m³/min)であり、ポンプ吐出量(m³/min)の標準値は表-4・3を適用する。 2. 部品費率(%)は、小数1位を四捨五入し、整数止めとする。 3. 吸込管・吐出管・フラップ弁及び立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台の部品を含む。 4. 立軸ポンプのスラスト軸受(ポンプ支持)は、部品費率に含まれている。ただし、   | 立軸軸流・斜流ポンプ原動機<br>(減速機) 架台 | ポンプ部品費に含む。   |                           |        |   |
|  | /火体//汉义1寸///人人            | ソノハ・ノ ハ・〒山 又 ( ) 以、 ( ) 以、 ( ) 以、 ( ) ( ) 以( ) ( ) 以( ) ( ( ) 以( ) | 子PMII/ CEL工りる。            |        |   |

| 現。行   | 改 訂(案)  | 備考 |
|---|---|----|
| (5) 補助材料費 補助材料費の積算は、次式による。なお、補助材料費率に含まれる補助材料の品目は、表-4・9のとおりとする。また、補助材料費率は表-4・10による。補助材料費 = (主要部材費 + 副部材費) × 補助材料費率 (%) 表-4・9 補助材料の品目<br>主ポンプ本体・立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台・フラップ弁の工場塗装の塗料、接着材料及び溶接材料等 (%)<br>表-4・10 補助材料費率 (%)<br>補助材料費率 4   | (6) 標準揚排水ポンプ部材所要量(ポンプ本体)  |    |
| 標準揚排水ポンプの各部材所要量は次式による。<br>標準ポンプ各主部材所要量= ( G + g k ) × K h × K k (%)<br>G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(k g / 台)<br>g k:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(k g)<br>K h:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数<br>K k:標準ポンプの部材別(ケーシング・羽根車・主軸)構成率(%)<br>1)標準ポンプ全部材所要量(G)<br>標準ポンプ全部材所要量は、表-4・11を標準とする。<br>表-4・11 標準ポンプ全部材所要量(G)  | 標準揚排水ポンプの各部材所要量は次式による。<br>標準ポンプ各主部材所要量= (G+gk)×Kh×Kk×1/100<br>G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(kg/台)<br>gk:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(kg)<br>Kh:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数<br>Kk:標準ポンプの部材別(ケーシング・羽根車・主軸)構成率(%) |    |
| 標準ポンプ各主部材所要量= ( G + g k ) × K h × K k (%) G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(kg/台) g k:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(kg) K h:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数 K k:標準ポンプの部材別(ケーシング・羽根車・主軸)構成率(%) 1)標準ポンプ全部材所要量(G) 標準ポンプ全部材所要量は、表-4・11を標準とする。   | 標準ポンプ各主部材所要量= (G+gk)×Kh×Kk×1/100<br>G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(kg/台)<br>gk:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(kg)<br>Kh:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数   |    |
| 標準ポンプ各主部材所要量= ( G + g k ) × K h × K k (%) G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(kg/台) g k:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(kg) K h:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数 K k:標準ポンプの部材別(ケーシング・羽根車・主軸)構成率(%) 1)標準ポンプ全部材所要量(G) 標準ポンプ全部材所要量は、表-4・11を標準とする。 表-4・11 標準ポンプ全部材所要量(G)   | 標準ポンプ各主部材所要量= (G+gk)×Kh×Kk×1/100<br>G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(kg/台)<br>gk:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(kg)<br>Kh:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数   |    |
| 標準ポンプ各主部材所要量= ( G + g k ) × K h × K k (%)     G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(kg/台)     g k:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(kg)     K h:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数     K k:標準ポンプの部材別(ケーシング・羽根車・主軸)構成率(%)     1)標準ポンプ全部材所要量(G)     標準ポンプ全部材所要量は、表-4・11を標準とする。     表-4・11 標準ポンプ全部材所要量(G)     ポンプ形式 全部材所要量算定式 備 考   | 標準ポンプ各主部材所要量= (G+gk)×Kh×Kk×1/100<br>G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(kg/台)<br>gk:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(kg)<br>Kh:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数   |    |
| 標準ポンプ各主部材所要量= ( G + g k ) × Kh × Kk (%)     G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(kg/台)     gk:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(kg)     Kh:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数     Kk:標準ポンプの部材別(ケーシング・羽根車・主軸)構成率(%)     1)標準ポンプ全部材所要量(G)     標準ポンプ全部材所要量は、表-4・11を標準とする。     表-4・11 標準ポンプ全部材所要量(G)     ポンプ形式 全部材所要量算定式 備 考     横軸軸流ポンプ G= 0.008 X²+32.774X+110.6  | 標準ポンプ各主部材所要量= (G+gk)×Kh×Kk×1/100<br>G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(kg/台)<br>gk:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(kg)<br>Kh:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数   |    |
| 標準ポンプ各主部材所要量= ( G + g k ) × Kh × Kk (%)     G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(kg/台)     gk:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(kg)     Kh:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数     Kk:標準ポンプの部材別(ケーシング・羽根車・主軸)構成率(%)     1)標準ポンプ全部材所要量(G)     標準ポンプ全部材所要量は、表-4・11を標準とする。     表-4・11 標準ポンプ全部材所要量(G)     ポンプ形式 全部材所要量算定式 備 考     横軸軸流ポンプ G= 0.008 X²+32.774X+110.6     横軸斜流ポンプ G= 0.0087X²+47.359X-85.64  | 標準ポンプ各主部材所要量= (G+gk)×Kh×Kk×1/100<br>G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(kg/台)<br>gk:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(kg)<br>Kh:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数   |    |
| 標準ポンプ各主部材所要量= ( G + g k ) × Kh × Kk (%)     G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(kg/台)     gk:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(kg)     Kh:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数     Kk:標準ポンプの部材別(ケーシング・羽根車・主軸)構成率(%)     1)標準ポンプ全部材所要量(G)     標準ポンプ全部材所要量は、表-4・11を標準とする。     表-4・11 標準ポンプ全部材所要量(G)     ポンプ形式 全部材所要量算定式 備 考     横軸軸流ポンプ G= 0.008 X²+32.774X+110.6     横軸斜流ポンプ G= 0.0087X²+47.359X-85.64     立軸軸流ポンプ(一床式) G=-0.0568X²+72.378X+282.17  | 標準ポンプ各主部材所要量= (G+gk)×Kh×Kk×1/100<br>G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(kg/台)<br>gk:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(kg)<br>Kh:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数   |    |
| 標準ポンプ各主部材所要量= ( G + gk ) × Kh × Kk (%)     G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量 (kg/台)     gk:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量 (kg)     Kh:横軸渦巻ポンプ (両吸込) の場合の全揚程による質量補正係数     Kk:標準ポンプの部材別 (ケーシング・羽根車・主軸) 構成率 (%)     1)標準ポンプ全部材所要量 (G)     標準ポンプ全部材所要量は、表-4・11を標準とする。     表-4・11 標準ポンプ全部材所要量 (G)     ポンプ形式 全部材所要量算定式 備 考     横軸軸流ポンプ G= 0.008 X²+32.774X+110.6     横軸斜流ポンプ G= 0.087 X²+47.359 X-85.64     立軸軸流ポンプ (一床式) G=-0.0568 X²+72.378 X+282.17     立軸軸流ポンプ (二床式) G=-0.0245 X²+66.128 X+553.98 | 標準ポンプ各主部材所要量= (G+gk)×Kh×Kk×1/100<br>G:ポンプ形式区分毎1台当たりの標準ポンプ全部材所要量(kg/台)<br>gk:立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(kg)<br>Kh:横軸渦巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程による質量補正係数   |    |

| (注) 1 ト主由のC け無準  | 現 行   |   | 改 訂(案) |  |
|--|---|---|--------|--|
| であり、ポンプ吐出<br>2.上おりの標準ポンフ<br>のとおりで補流。<br>(1)立軸軸ム長、<br>(1)立軸軸ム長、<br>(2)立中軸減速・斜流<br>または軸域速・<br>(3)横軸を含っ<br>(3)横軸を含っ<br>(4)横軸沿を含っ<br>(5)横軸沿っラー<br>(6)横軸沿っラー<br>(6)横軸沿っラー<br>全揚程が50mを<br>1.ポンプ主要部材の | ポンプ全部材所要量(kg/台)、Xはポートをは、m³/min)標準値は表-4・3を適用する全部材所要量(主要部材所要量+副部材度ではポンプ(一床・二床式)は据付床面から吸ぎを4.0m(ポンプ吐出量480m³/min以でがある。では、カップ吐出量480m³/min以では、おりずでは、ポンプ(一床・二原動機)支持とする。で、立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二原動機用架台及は、ポンプ架台またはの動機が、で、「両吸込)には、カップリング兼用型フラールは含まない。で(両吸込)には、カップリング兼用型フラールは含まない。で、「両吸込)には、カップリングを表とない。で、「一次と、対して、全場程50mまでのポンフを表とない。」に対質は、表ー4・12を標準とする。 | Tる。<br>所要量)の内容は以下<br>な込ベルマウス下端<br>以下は4.5m)を標<br>持方式は、ポンプ支持<br>に床式)には、ポンプ<br>後共通架台を含む。<br>ライホイールは含むが、<br>常全部材所要量である。 |        |  |
| <br>ポンプ形式  | ケーシング 羽 根 車   | 主軸  |        |  |
| <br>横軸軸流ポンプ  | $FC$ $CAC \cdot SC \cdot SCS$   | SUS·S-C   |        |  |
| <br>黄軸斜流ポンプ  | FC CAC·SC·SCS   | SUS·S-C   |        |  |
| 立軸軸流ポンプ<br>(一床・二床式)  | FC CAC·SC·SCS   | SUS·S-C   |        |  |
| 立軸斜流ポンプ<br>(一床・二床式)  | FC CAC·SC·SCS   | SUS·S-C   |        |  |
| <br>横軸渦巻ポンプ(両吸込)   | FC·FCD CAC·SC·SCS   | S-C   |        |  |

|   |   | 現  | 行  |   |  | 改 | 訂(案) |  |
|---|---|--|--|---|--|---|------|--|
|   | <b>±</b>  | ≛ / • 1 9                                  | コラム単位質   | <del>트</del>  |  |   |      |  |
|   |   | <u> </u>                                   | コノム単位貝   | 里   |  |   |      |  |
| ポンプ刑  | <b></b>   | コ  | コラム単位質量  | 算定式   | 備考   |   |      |  |
| 軸流ポンプ(-<br>斜流ポンプ(-  | 一床・二床式)   | ラム単位質量:                                    | $=$ $-0.0011 \mathrm{X}^2$   | +5.1977 X + 151.  | 8  |   |      |  |
| 表<br>2<br>2<br>2<br>3<br>4<br>3<br>4<br>5<br>6<br>6<br>6<br>7<br>8<br>8<br>8<br>9<br>9<br>9<br>9<br>9<br>9<br>9<br>9<br>9<br>9<br>9<br>9<br>9 | NS・高流速ポン<br>94を乗じた質量<br>8巻ポンプ(両吸込)<br>8巻ポンプ(両吸込)<br>は、次式を標準と<br>n=H <sup>0-18</sup> -1.0<br>Kh:横軸渦巻ポ<br>H:ポンプ全揚ポンプ全部<br>標準ポンプ全部 | 。<br>プ( 一                                  | 床式)のコラス<br>シプロ量48<br>る。<br>、主軸質量、中<br>表一4・13=<br>よるの質を超れる<br>を<br>まるのかを<br>はるのか<br>のかを<br>はるのか<br>のかを<br>はるのか<br>のかを<br>はるのか<br>のか。<br>ものか。<br>ものか。<br>ものか。<br>ものか。<br>ものか。<br>ものか。<br>ものか | 表は、据付床面が<br>30m³/min以上は2<br>可間軸受及び軸継<br>コラム単位質量です<br>数(Kh)<br>40mまでの場合<br>は補口<br>こる質量補正係数<br>10m以下の<br>10m以下の<br>10m以下) | いら吸込ベルマ<br>4.5m)を標<br>E質量を含んで<br>さめた質量に<br>かの補正係数<br>Eしない。 |   |      |  |
|   |   |  | ,  | ( / - /   |  |   |      |  |
| 部材名   |   | 水 材 構 成                                    | 文 率  | 副部材構成率  | 言 <del> </del>   |   |      |  |
| 部材名ンプ形式   | 主要部   | 7 根 車                                      | 主軸   | 副部材構成率 副部材  | 計  |   |      |  |
|   | 主要部   | 1  |  |   | 計 100.0  |   |      |  |
| ンプ形式  | 主要部   | 羽 根 車                                      | 主軸   | 副 部 材   |  |   |      |  |
| ンプ形式軸軸流ポンプ  | 主 要 部<br>ケーシング 羽<br>74.4<br>72.9  | 8.3 9.0                                    | 主 軸<br>8.7<br>9.1  | 副 部 材 8.6 9.0   | 100. 0   |   |      |  |
| ンプ形式<br>軸軸流ポンプ<br>軸斜流ポンプ  | 主 要 部<br>ケーシング 羽<br>74.4  | 8.3  | 主 軸 8.7  | 副 部 材 8.6   | 100. 0   |   |      |  |
| ンプ形式<br>軸軸流ポンプ<br>軸斜流ポンプ<br>軸軸流ポンプ  | 主 要 部<br>ケーシング 羽<br>74.4<br>72.9<br>81.3  | 利根車<br>8.3<br>9.0<br>3.3                   | 主 軸<br>8.7<br>9.1<br>6.9   | 副 部 材<br>8.6<br>9.0<br>8.5  | 100. 0<br>100. 0<br>100. 0                                 |   |      |  |
| ンプ形式<br>軸軸流ポンプ<br>軸斜流ポンプ<br>軸軸流ポンプ<br>一床式)  | 主要部<br>ケーシング 羽<br>74.4<br>72.9<br>81.3<br>(73.2)  | 图 根 車<br>8.3<br>9.0<br>3.3<br>(2.9)        | 主 軸<br>8.7<br>9.1<br>6.9<br>(6.9)  | 副 部 材<br>8.6<br>9.0<br>8.5<br>(8.5)   | 100. 0<br>100. 0<br>100. 0<br>(91. 5)                      |   |      |  |
| ンプ形式<br>軸軸流ポンプ<br>軸斜流ポンプ<br>中味式)<br>軸軸流ポンプ  | 主要部<br>ケーシング 羽<br>74.4<br>72.9<br>81.3<br>(73.2)<br>79.3  | R 根 車<br>8.3<br>9.0<br>3.3<br>(2.9)<br>3.9 | 主 軸<br>8.7<br>9.1<br>6.9<br>(6.9)<br>7.4   | 副 部 材<br>8.6<br>9.0<br>8.5<br>(8.5)   | 100. 0<br>100. 0<br>                                       |   |      |  |

立軸斜流ポンプ

横軸渦巻ポンプ (両吸込)

(二床式)

76.8

(69. 1)

73. 1

5.5

(4.8)

5.6

8.5

(8.5)

8.7

9.2

(9. 2)

12.6

100.0

(91. 7)

100.0

#### 現行 改 訂(案) 備考 (注) 1. 上表中の副部材は、副部材費で計上する。 2. 上表中の ( ) の数値は、ポンプ特性が高NS・高流速であるポンプに適用す 3. 横軸軸流・斜流ポンプの羽根車には、羽根車の他に羽根車キャップも含む。 4. 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)の主軸には、ポンプと原動機(減速機) 間の長さも含む。 (7) フラップ弁部材所要量 1)フラップ弁標準全部材所要量 横軸軸流・斜流及び立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)の吐出し管端部のフラッ プ弁全部材所要量は、表-4・15を標準とする。 表-4・15 フラップ弁標準全部材所要量 フラップ弁形式 形 丸 フラップ弁口径(mm) 600 700 900 1000 1200 | 1350 | 1500 | 1650 | 1800 | 2000 質量(kg/台) 145 193 256 332 422 645 | 849 | 1084 | 1351 | 1649 | 2096 フラップ弁形式 角 フラップ弁寸法(mm) $1800 \times 2600$ | $2000 \times 2900$ | $2200 \times 3100$ | $2400 \times 3400$ 質量(kg/台) 3364 4321 5645 7337 (注) フラップ弁の主要部材の材質は表-4・16を標準とする。 表-4・16 フラップ弁主要部材の標準材質 弁 体 フラップ弁形式 胴 体 スピンドル 丸 形 FC SSSUS 角 形 $SS \cdot FC$ SSSUS 2) フラップ弁各部材構成率 フラップ弁の各部材構成率は表-4・17を標準とする。 表-4・17 フラップ弁各部材構成率 (%) 部材名 主要部材構成率 副部材構成率 計 フラップ 弁形式 胴 体 弁 体 スピンドル 副 部 材 丸 形 73.3 23.2 2. 2 100.0 1.3 形 角 70.3 26.3 1. 0 100.0 2.4

(注)上表中の副部材は、副部材費で計上する。

|  | 現 行   |   |                         | 改 訂(案)   |                     | 備考 |
|--|---|---|-------------------------|--|---------------------|----|
| 立軸軸流・斜流ポンプ (<br>量は表-4・18を標準と   | 原動機(減速機)架台全部材所要量<br>(一床・二床式)の原動機架台または減速機架台の全部<br>する。<br>ボンプの原動機(減速機)架台の標準全部材所要量   | 部材所要  | 幸 4 · 1 · 0 · 古典教本,创本学》 | プの原動機(淀末機)加力の無準入却共張而具(1/                                 | Ħ.)                 |    |
| ポンプ形式  | 原動機(減速機)架台の標準所要量算定式   | 備考  | ポンプ形式                   | プの原動機(減速機)架台の標準全部材所要量 <u>(kg/</u><br>原動機(減速機)架台の標準所要量算定式 | <del>英</del> 人。<br> |    |
| <br>立軸軸流・斜流ポンプ(一床)) 架台   | · 架台所要量(G₁)=-0.0038 X²+18.1 X+ 90.5   |   |                         | 架台所要量 $(G_1) = -0.0038 \times ^2 + 18.1 \times + 90.5$   | + -                 |    |
| <br>立軸軸流・斜流ポンプ (二床式) 架台  | 架台所要量(G <sub>2</sub> )=-0.0047 X <sup>2</sup> +14.168 X+182.5   | 5   | 立軸軸流・斜流ポンプ(二床式)架台       | 架台所要量 $(G_2) = -0.0047 X^2 + 14.168 X + 182.5$           |                     |    |
| る。 2. 原動機架台又は減速する。 3. 立軸軸流・斜流ポンに計上する。 4. 立軸軸流・斜流ポンたは減速機架台(複合機が横に設置される場原動機本体と一括して 2-2 機器単体費 | あり、ポンプ吐出量(m³/min)標準値は表-4・3を機架台の材質は鋼板製(SS材t=12~25mm)をプ(一床・二床式)で原動機(減速機)架台を設置でプ(一床・二床式)でポンプ直上に設置される原動を減速機除く)の標準全部材所要量であり、二床式によるの原動機架台は含まない。なお、この場合の原動を機器単体費で計上する。   | を標準と<br>する場合<br>幾架台ま<br>より原動  |                         |  |                     |    |
|  | る品目は、表-4・19のとおりとする。   |   |                         |  |                     |    |
|  | 4 · 1 9 機器単体品目<br>  |   |                         |  |                     |    |
| セラミック 無納 対象 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で  | 節水型軸封装置、原動機(電動機・ディーゼルエン<br>排気管・ダクト、消音器、減速機、流体継手、主配<br>プ、空気圧縮機、管内クラッチ、フライホー<br>ポンプの吸込管)、可撓管、伸縮管継手、天井クレー<br>、無停電電源装置、直流電源装置、始動用抵抗器、<br>電装置、監視操作盤、接続端子盤、計装機器(水位<br>装置、油圧シリンダ、油圧ユニット、油圧ポンプ、<br>、燃料小出槽、凍結防止装置等 | ジ育イー 東京 ・弁ル ・検装 ・発表 ・発表 ・発表 ・検験 ・発表 ・検験 ・検験 ・検験 ・検験 ・検験 ・検験 ・検験 ・検験 ・検験 ・検験 |                         |  |                     |    |
|  | ·<br>用弁(フラップ弁除く)に付属するセンサー及び計  |   |                         |  |                     |    |
|  |   |   |                         |  |                     |    |
|  |   |   |                         |  |                     |    |
|  |   |   |                         |  |                     |    |

| 2-3 製作工数<br>製作工数は次式による。<br>Y=( y + yk + yf + ym ) × Kn<br>Y : ポンプ形式区分毎1台当りの製作工数(人/台)<br>y : ポンプ形式区分毎1台当りの標準製作工数(人/台)<br>y k: 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正工数(人/台)<br>y f: フラップ弁の標準製作工数(人/台)<br>y m: 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)の原動機(減速機)<br>架台の標準製作工数(人/基)<br>Kn: ポンプ製作数による補正係数 |
|---|
| (1) ポンプ形式区分毎1台当たりの標準製作工数 (y) ポンプ形式区分毎1台当たりの標準製作工数 (y) は表-4・20を標準とする。  |
| 表-4・20 ポンプ標準製作工数  |
|   |
| 質軸軸流ポンプ $y = -0.0006 X^2 + 1.02 X + 28.3$   |
| 質軸斜流ポンプ $y = -0.0005 X^2 + 1.192 X + 26.5$  |
| に軸軸流ポンプ (一床式) $y = -0.001 \text{ X}^2 + 1.787 \text{ X} + 78.7$   |
| に軸軸流ポンプ (二床式) $y = -0.0006 X^2 + 1.794 X + 86.8$  |
| z軸斜流ポンプ (一床式) $y = -0.0004 X^2 + 2.088 X + 77.4$  |
| $y = -0.0002 X^2 + 2.113 X + 87$  |
| 黄軸渦巻ポンプ(両吸込) $y=-0.0018  \mathrm{X}^2 + 1.818  \mathrm{X} + 33.8$   |

| 現行  | 改 訂(案) | 備考 |
|---|--------|----|
| (2) 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正工数 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正工数 (yk) は次式による。なお。コラム 長単位工数は、表-4・21を標準とする。     立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正工数 (yk) = {対象立軸ポンプのコラム長 (m) -4.0m(ポンプ吐出量480m³/min以上は、4.5m)} ×コラム長単位工数 (人/m) |        |    |
| 表-4・21 立軸ポンプコラム長単位工数  |        |    |
| ポンプ形式 立軸ポンプコラム長単位工数算定式 備 考<br>単位工数 (人/m) コラム単位工数=0.0765 X + 5.9   |        |    |
| 表-4・3を適用する。 2. 立軸ポンプのコラム長が4.0m(吐出量480m³/min以上は4.5m)以外の場合に補正する。 3. 高NS・高流速ポンプの場合は、上式で算出した単位工数に0.97を乗じるものとする。ただし、特殊ポンプ(可動翼等)は別途積算する。  |        |    |
| (3) フラップ弁の標準製作工数<br>ポンプ吐出管端部にフラップ弁を設置する場合の製作工数 (y f ) は表-4・22を<br>標準とする。  |        |    |
| 表-4・22 フラップ弁標準製作工数(人/台)   |        |    |
| フラップ弁形式 丸 形   |        |    |
| フラップ弁口径(mm) 600 700 800 900 1000 1200 1350 1500 1650 1800 2000<br>製作工数 (人/台) 8.3 9.8 11.7 14.0 16.6 22.9 28.6 35.1 42.5 50.6 62.7   |        |    |
| жн <u>-</u> ж (/у/ д/ 0.0 0.0 11.1 11.0 10.0 22.0 20.0 00.1 12.0 00.0 02.1  |        |    |
| フラップ弁形式 角 形   |        |    |
| フラップ弁口径(mm)     1800×2600     2000×2900     2200×3100     2400×3400       製作工数(人/台)     88.4     112.3     137.7     164.7  |        |    |
| (注) フラップ弁の製作数による補正は、ポンプ製作数による補正(表-4・24) を用いる。   |        |    |

|   | 現。行   | 改 訂(案) | 備考 |
|---|---|--------|----|
| 立軸軸流・斜流ポンプで<br>を標準とする。<br>表-4・23 立  | の原動機(減速機)架台の標準製作工数<br>の原動機(減速機)架台の標準製作工数(ym)は表-4・23<br>ご軸ポンプ原動機(減速機)架台標準製作工数  |        |    |
| ポンプ形式   | 原動機(減速機)架台の 備 考標準製作工数算定式  |        |    |
| 立軸軸流・斜流ポンプ(一床)) 架台  | )架台所要量(k g/基)   |        |    |
| 立軸軸流・斜流ポンプ(二床式)架台   | 架台製作工数=0.0149G 2   G 2 : 立軸軸流・斜流(二床<br>)架台所要量(kg/基)   |        |    |
| に計上する。 2. 上表中の備考欄の第一4・19により算過。 3. ポンプ直上に設置製作工数であり、二別い。なお、この場合は、原動機(減速機)第一2・24)を用いました。 (5) ポンプ製作数による補助の形式・寸法のものでは、表一4・24 ポンプ製作数による補助に、表一4・24を持ちました。 まー4・24 ポンプ製作を対象を表しませた。 まー4・24 ポンプ製作を対象を表しませた。 まー4・24 ポンプ製作を対象を表しませた。 まー4・24 ポンプ製作を表しませた。 まー4・24 ポンプ製作を対象を表しませた。 まー4・24 ポンプ製作を対象を表しませた。 まー4・24 ポンプ製作を表しませた。 まー4・24 ポンプ製作を表しませた。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また | される原動機架台または、減速機架台(複合減速機を除く)の<br>末式により原動機が横に設置される場合の原動機架台は含まなの原動機架台は原動機本体に含めて機器単体費で計上する。<br>架台の製作数による補正は、ポンプ製作数による補正係数(表る。<br>正係数(kn)<br>を複数台同時発注する場合のポンプ製作数による補正係数(k標準とする。<br>数による補正係数<br>3 4台以上<br>0.95 0.94 |        |    |

| 現行   | 改 訂(案)  | 備考 |
|--|---|----|
| 据付材料費は、ポンプ設備及びポンプ用電気設備の材料費であり、建築関係の材料は含まない。 据付材料費の積算は次式による。 据付材料費 = ポンプ設備据付材料費 + 付帯設備据付材料費  1)ポンプ設備据付材料費  2)ポンプ設備据付材料費の積算は次式による。 ポンプ設備据付材料費の積算は次式による。 ポンプ設備据付材料費(円) = ポンプ設備据付労務費(円) ※ポンプ設備据付材料費率(%)※小配管材料補正係数  ポンプ設備据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工・普通作業員・電工の労務費ないい別途計上される土木工事、電気工事費中の労務費は対象にしない。 | 材料費は、ポンプ設備及びポンプ用電気設備の材料費であり、建築関係の材料はない。 付材料費の積算は次式による。 理行材料費 = ポンプ設備握付材料費 + 付帯設備握付材料費  型設備握付材料費 = ポンプ設備握付材料費  ンプ設備握付材料費の積算は次式による。 なお、 |    |

|                              | 現行   |  | 改 訂(案)   |
|------------------------------|--|--|--|
|                              | 表-4・25 ポンプ設備据付材料費率 (   | %)   |  |
| 原動機種別                        | ポーン プー形 式  | ポンプ設備据付材料費率  |  |
| 動 機                          | 横軸渦巻ポンプ (両吸込・片吸込)  | 5 2  |  |
| :                            | 横軸軸流・斜流ポンプ   | 3 5  |  |
|                              | 立軸軸流・斜流ポンプ   | 0.0  |  |
|                              | 立軸渦巻ポンプ(斜流)・水中ポンプ(固定・着脱)   | 2 8  |  |
| ディーゼル<br>ニンジン                | 横軸軸流・斜流ポンプ・横軸渦巻ポンプ<br>(両吸込・片吸込)  | 3 8  |  |
|                              | 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式)  | 2 9  |  |
| ガスタービン                       |  |  |  |
| (注) 1                        | 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)  . ポンプ設備据付材料費率に含まれる小配管材料, 材料は次のとおりとする。 (1) 小配管材料は、ポンプ・原動機・減速機・主配し管)・計測機器等に配管される水・油・燃料・単体費で計上するため除く)、小配管用弁、小配断熱材(排気ダクト内は除く)等である。   | 型管用弁・主配管(吸込管、吐出<br>空気用の小配管(排気管は機器  | (注) 1. ポンプ設備据付材料費率に含まれる小配管材料, 電気配線配管材料およびその他材料は次のとおりとする。 (1) 小配管材料は、ポンプ・原動機・減速機・主配管用弁・主配管(吸込管、吐出し管)・計測機器等に配管される水・油・燃料・空気用の小配管(排気管は機器単体費で計上するため除く)、小配管用弁、小配管用ボルト・ナット・パッキン、断熱材(排気ダクト内は除く)等である。   |
| エンジン<br>(注) 1<br>2<br>3<br>4 | <ul><li>. ポンプ設備据付材料費率に含まれる小配管材料,<br/>材料は次のとおりとする。</li><li>(1) 小配管材料は、ポンプ・原動機・減速機・主配し管)・計測機器等に配管される水・油・燃料・<br/>単体費で計上するため除く)、小配管用弁、小配</li></ul>   | 電気配線配管材料およびその他<br>2管用弁・主配管(吸込管、吐出<br>空気用の小配管(排気管は機器<br>2管用ボルト・ナット・パッキン、<br>動機・減速機・バルブ・計測機<br>(水位計配線含む)、配線用配管<br>等である。<br>(含む)、ステー材、アンカー材、<br>とし、シンダーコンクリート・<br>い。。<br>には、<br>には、<br>には、<br>には、<br>には、<br>には、<br>には、<br>には、 | 材料は次のとおりとする。 (1) 小配管材料は、ポンプ・原動機・減速機・主配管用弁・主配管(吸込管、吐出し管)・計測機器等に配管される水・油・燃料・空気用の小配管(排気管は機器単体費で計上するため除く)、小配管用弁、小配管用ボルト・ナット・パッキン、断熱材(排気ダクト内は除く)等である。 (2) 電気配線配管材料は、受配電盤からポンプ・原動機・減速機・バルブ・計測機器・監視制御盤等に結線される電気の配線材料(水位計配線含む)、配線用配管材料、配線支持材、配線ピット用材料(蓋含む)、ハンドホール等である。 (3) その他材料の範囲は、小配管ピット用材料(蓋含む)、ステー材、アンカー材、  |
| (注) 1<br>(注) 1<br>2<br>3     | . ポンプ設備据付材料費率に含まれる小配管材料,<br>材料は次のとおりとする。 (1) 小配管材料は、ポンプ・原動機・減速機・主配し管)・計測機器等に配管される水・油・燃料・<br>単体費で計上するため除く)、小配管用弁、小配<br>断熱材(排気ダクト内は除く)等である。 (2) 電気配線配管材料は、受配電盤からポンプ・原<br>器・監視制御盤等に結線される電気の配線材料(<br>若料、配線支持材、配線ピット用材料(蓋含む)<br>(3) その他材料の範囲は、小配管ピット用材料(蓋配管貫通部の二次コンクリート、仕上モルタル等<br>スラストブロック・掘削埋戻工・盛土工は含まな<br>、機場(敷地)内設備に使用する据付材料費とする。水<br>を使用した場合は、上表の値に0.9を乗じるもの<br>ポンプ設備の受電電圧は、高圧受電を標準として<br>ンプ設備据付材料費率に下表の値を乗じる。 | 電気配線配管材料およびその他<br>空気用か・主配管(吸込管、吐出<br>空気用の小配管(排気管は機器<br>で気用がルト・ナット・パッキン、<br>動機・減速機・バルブ・計測機<br>(水位計配線含む)、配線用配管<br>等である。<br>(含む)、ステー材、アンカー材、<br>とし、シンダーコンクリート・<br>い。。<br>に用小配管にSGP等の普通鋼管<br>とする。<br>いるので、低圧受電の場合はポ            | 材料は次のとおりとする。 (1) 小配管材料は、ポンプ・原動機・減速機・主配管用弁・主配管(吸込管、吐出し管)・計測機器等に配管される水・油・燃料・空気用の小配管(排気管は機器単体費で計上するため除く)、小配管用弁、小配管用ボルト・ナット・パッキン、断熱材(排気ダクト内は除く)等である。 (2) 電気配線配管材料は、受配電盤からポンプ・原動機・減速機・バルブ・計測機器・監視制御盤等に結線される電気の配線材料(水位計配線含む)、配線用配管材料、配線支持材、配線ピット用材料(蓋含む)、ハンドホール等である。 (3) その他材料の範囲は、小配管ピット用材料(蓋含む)、ステー材、アンカー材、小配管貫通部の二次コンクリート、仕上モルタル等とし、シンダーコンクリート・スラストブロック・掘削埋戻工・盛土工は含まない。 2. 機場(敷地)内設備に使用する据付材料費とする。3. 水用小配管の標準材質はステンレス管とする。水用小配管にSGP等の普通鋼管を使用した場合は、上表の値に0.9を乗じるものとする。4. ポンプ設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合はポ |
| ンジン<br>(注) 1<br>2<br>3<br>4  | ポンプ設備据付材料費率に含まれる小配管材料、材料は次のとおりとする。     (1) 小配管材料は、ポンプ・原動機・減速機・主配し管)・計測機器等に配管される水・油・燃料・単体費で計上するため除く)、小配管用弁、小配断熱材(排気ダクト内は除く)等である。     (2) 電気配線配管材料は、受配電盤からポンプ・原器・監視制御盤等に結線される電気の配線材料(蓄配にで変に、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大   | 電気配線配管材料およびその他<br>空気用か・主配管(吸込管、吐出<br>空気用の小配管(排気管は機器<br>で気用がルト・ナット・パッキン、<br>動機・減速機・バルブ・計測機<br>(水位計配線含む)、配線用配管<br>等である。<br>(含む)、ステー材、アンカー材、<br>とし、シンダーコンクリート・<br>い。。<br>に用小配管にSGP等の普通鋼管<br>とする。<br>いるので、低圧受電の場合はポ            | 材料は次のとおりとする。 (1) 小配管材料は、ポンプ・原動機・減速機・主配管用弁・主配管(吸込管、吐出し管)・計測機器等に配管される水・油・燃料・空気用の小配管(排気管は機器単体費で計上するため除く)、小配管用弁、小配管用ボルト・ナット・パッキン、断熱材(排気ダクト内は除く)等である。 (2) 電気配線配管材料は、受配電盤からポンプ・原動機・減速機・バルブ・計測機器・監視制御盤等に結線される電気の配線材料(水位計配線含む)、配線用配管材料、配線支持材、配線ピット用材料(蓋含む)、ハンドホール等である。 (3) その他材料の範囲は、小配管ピット用材料(蓋含む)、ステー材、アンカー材、小配管貫通部の二次コンクリート、仕上モルタル等とし、シンダーコンクリート・スラストブロック・掘削埋戻工・盛土工は含まない。 2. 機場(敷地)内設備に使用する据付材料費とする。3. 水用小配管の標準材質はステンレス管とする。水用小配管にSGP等の普通鋼管を使用した場合は、上表の値に0.9を乗じるものとする。4. ポンプ設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合はポ |
| (注) 1<br>(注) 1<br>2<br>3     | . ポンプ設備据付材料費率に含まれる小配管材料,<br>材料は次のとおりとする。 (1) 小配管材料は、ポンプ・原動機・減速機・主配し管)・計測機器等に配管される水・油・燃料・<br>単体費で計上するため除く)、小配管用弁、小配<br>断熱材(排気ダクト内は除く)等である。 (2) 電気配線配管材料は、受配電盤からポンプ・原<br>器・監視制御盤等に結線される電気の配線材料(<br>若料、配線支持材、配線ピット用材料(蓋含む)<br>(3) その他材料の範囲は、小配管ピット用材料(蓋配管貫通部の二次コンクリート、仕上モルタル等<br>スラストブロック・掘削埋戻工・盛土工は含まな<br>、機場(敷地)内設備に使用する据付材料費とする。水<br>を使用した場合は、上表の値に0.9を乗じるもの<br>ポンプ設備の受電電圧は、高圧受電を標準として<br>ンプ設備据付材料費率に下表の値を乗じる。 | 電気配線配管材料およびその他<br>空気用か・主配管(吸込管、吐出<br>空気用の小配管(排気管は機器<br>で気用がルト・ナット・パッキン、<br>動機・減速機・バルブ・計測機<br>(水位計配線含む)、配線用配管<br>等である。<br>(含む)、ステー材、アンカー材、<br>とし、シンダーコンクリート・<br>い。。<br>に用小配管にSGP等の普通鋼管<br>とする。<br>いるので、低圧受電の場合はポ            | 材料は次のとおりとする。 (1) 小配管材料は、ポンプ・原動機・減速機・主配管用弁・主配管(吸込管、吐出し管)・計測機器等に配管される水・油・燃料・空気用の小配管(排気管は機器単体費で計上するため除く)、小配管用弁、小配管用ボルト・ナット・パッキン、断熱材(排気ダクト内は除く)等である。 (2) 電気配線配管材料は、受配電盤からポンプ・原動機・減速機・バルブ・計測機器・監視制御盤等に結線される電気の配線材料(水位計配線含む)、配線用配管材料、配線支持材、配線ピット用材料(蓋含む)、ハンドホール等である。 (3) その他材料の範囲は、小配管ピット用材料(蓋含む)、ステー材、アンカー材、小配管貫通部の二次コンクリート、仕上モルタル等とし、シンダーコンクリート・スラストブロック・掘削埋戻工・盛土工は含まない。 2. 機場(敷地)内設備に使用する据付材料費とする。3. 水用小配管の標準材質はステンレス管とする。水用小配管にSGP等の普通鋼管を使用した場合は、上表の値に0.9を乗じるものとする。4. ポンプ設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合はポ |

現行 改訂(案) 備考

#### 2) 付帯設備据付材料

付帯設備据付材料費の積算は、次式による。なお、付帯設備据付材料費率は、表-4・26による。

付帯設備据付材料費(円)=付帯設備据付労務費(円)×付帯設備据付材料費率(%) 付帯設備据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工・普通作業員・ 電工の労務費をいい別途計上される土木工事、電気工事費中の労務費は対象にしない。

表-4・26付帯設備据付材料費率(%)

| f      | 付帯設備種別                  | 付帯設備据付材料費率                         | 適用条件     | 備考       |
|--------|-------------------------|------------------------------------|----------|----------|
| 受変電設備  | 電動機                     | $y = 395.50 \mathrm{KW}^{-0.4313}$ | KW≦ 5000 | KW:原動機出力 |
|        | ディーゼルエンジン<br>ガスタービンエンジン | $y = 376.19 \text{ KW}^{-0.3659}$  | KW≦10000 |          |
| 天井クレーン | /設備                     | 1. 0                               | _        | _        |

- (注) 1. 受変電設備の据付材料とは、引込設備材料(引込柱・柱上気中開閉器・腕金・アレスター)、引込設備から受変電設備および受配電設備間の配線材料、配線用配管材料等である。
  - 2. 天井クレーン設備の据付材料とは、ステー材、アンカー材、配管貫通部の二次コン、仕上モルタル、配線材料、配線用配管材料、配線支持材、配線ピット用材料 (蓋含む)等である。
  - 3. 工数算定式の k W は原動機出力であり、主ポンプの原動機出力の合計とする。
  - 4. 原動機出力がPS表示(ディーゼルエンジン)の場合は次式でkWに換算した値を使用する。

 $kW = PS \times 0.735$ 

- 5. 原動機種別が異なる設備工事の据付工数算出は原動機種別(電動機及びエンジン) を各々で算出し合算する。
- 6. 受電設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合は付帯 設備据付材料費率に0. 08を乗じる。

#### (3) 据付補助材料費

据付補助材料費とは、ポンプ設備据付(電気工事含む)において補助的に消費される材料(ライナー、シム、溶接棒、アセチレン、酸素、塗料、接着剤等)である。

据付補助材料費の積算は、次式による。なお、据付補助材料費率は、表-4・27による。

据付補助材料費=据付労務費(円)×据付補助材料費率(%)

据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工・普通作業員・電工の労務費をいい別途計上される土木工事、電気工事費中の労務費は対象にしない。

#### 2) 付帯設備据付材料

付帯設備据付材料費の積算は、次式による。なお、<u>職種別構成割合は、表-4・28のとおりとする。また、</u>付帯設備据付材料費率は、表-4・26による。

付帯設備据付材料費(円)=付帯設備据付労務費(円)×付帯設備据付材料費率<u>×1/100</u>付帯設備据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工・普通作業員・電工の労務費をいい別途計上される土木工事、電気工事費中の労務費は対象にしない。

- (注) 1. 受変電設備の据付材料とは、引込設備材料(引込柱・柱上気中開閉器・腕金・アレスター)、引込設備から受変電設備および受配電設備間の配線材料、配線用配管材料(ハンドホールを含む)等である。
  - 2. 天井クレーン設備の据付材料とは、ステー材、アンカー材、配管貫通部の二次コン、仕上モルタル、配線材料、配線用配管材料、配線支持材、配線ピット用材料 (蓋含む)等である。
  - 3. 工数算定式のkWは原動機出力であり、主ポンプの原動機出力の合計とする。
  - 4. 原動機出力がPS表示(ディーゼルエンジン)の場合は次式でkWに換算した値を使用する。

 $kW = PS \times 0.735$ 

- 5. 原動機種別が異なる設備工事の据付工数算出は原動機種別(電動機及びエンジン) を各々で算出し合算する。
- 6. 受電設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合は付帯 設備据付材料費率に0. 08を乗じる。

| ります。<br>  Table | 以 司 (案) | 備考 |
|-----------------|---------|----|
|                 |         |    |

#### 表-4・27 補助材料費率

据付補助材料費率(%)

2. 0

#### 3-2 据付工数

据付労務費の積算は、次式による。

据付労務費 = ポンプ設備据付労務費 + 付帯設備据付労務費 据付工数は、ポンプ設備据付工数と付帯設備据付工数で構成し、職種別構成割合は、 表-4・28を標準とする。

表-4・28 ポンプ設備据付工数の職種別構成割合(%)

| 区分               | 機械設備据付工 | 普通作業員 | 電工  |  |
|------------------|---------|-------|-----|--|
| ポンプ設備据付工数        | 6 0     | 1 5   | 2 5 |  |
| 付帯設備(受配電盤等)据付工数  | 3 0     | _     | 7 0 |  |
| 付帯設備(天井クレーン)据付工数 | 8 0     | 2 0   | _   |  |

- (注) 1. 上表に示す区分毎に算出した据付工数に、職種別構成割合を乗じて職種別据付工 数を算出する。
  - 2. 付帯設備据付工数の職種別構成割合は、受配電盤等据付又は天井クレーン据付の場合の構成割合であり、他設備の場合は別途考慮する。
- (1) ポンプ設備据付工数

ポンプ設備据付工数は、次式による。

 $Ym = \Sigma (Ym i \times Km i \times K s \times Km n) + \Sigma (\Sigma (Y f) \times Km n)$ 

Ym:設備N台当りのポンプ設備据付工数(人)

Ymi:設備1台当りのポンプ設備標準据付工数(人/台) Kmi:原動機種別によるポンプ設備標準据付工数の補正係数

Ks:無給水化による補正係数

Kmn:据付数によるポンプ設備標準据付工数の補正係数

Yf:立軸渦巻ポンプ(斜流)の中間軸受装置(中間床)据付工数(人/カ所)

現 行 改 訂(案) 備 考

1) ポンプ設備標準据付工数 (Ymi) ポンプ設備標準据付工数 (Ymi) は、表-4・29による。 表-4・29 ポンプ設備標準据付工数 (Ymi)

| r                   | T                      |                                     |                  |
|---------------------|------------------------|-------------------------------------|------------------|
| ポンプ形式               | ポンプ実吐出量<br>範囲 (m³/min) | 標準据付工数算定式                           | 備考               |
| 横軸軸流・斜流ポンプ          | 12 ~600                | $y = -0.0012 X^2 + 1.622 X + 65.66$ |                  |
| 立軸軸流・斜流ポンプ<br>(一床式) | 12 ~325                | $y = -0.003 X^2 + 2.304X + 49.68$   |                  |
| 立軸軸流・斜流ポンプ<br>(二床式) | 12 ~850                | $y = -0.0008 X^2 + 1.64 X + 91.19$  |                  |
| 横軸渦巻ポンプ             | 0.1∼ 18                | $y = -0.2317 X^2 + 8.247 X + 39.17$ |                  |
| (両吸込・片吸込)           | 18 ~200                | $y = -0.0026 X^2 + 3.034 X + 73.77$ |                  |
| 立軸渦巻ポンプ             | $3 \sim 18$            | $y = -0.1467 X^2 + 6.998 X + 36.19$ | 引込設備は低圧<br>受電の工数 |
| (斜流)                | 18 ~200                | $y = -0.0041 X^2 + 2.701 X + 78.48$ | 文电の工数            |
| 水中ポンプ               | 0.1~ 18                | $y = -0.1486 X^2 + 4.326 X + 7.71$  |                  |
| (固定・着脱)             | 18 ~ 90                | $y = -0.0038 X^2 + 1.029 X + 27.66$ |                  |

- (注) 1. 上表中のyは据付工数、Xはポンプ吐出量(m³/min)あり、ポンプ吐出量(m³/min)の標準値は表-4・3を適用する。
  - 2. 標準ポンプ設備の据付工数に含まれる範囲は、主ポンプ、減速機、駆動原動機、 架台、吸吐出管、継手、クラッチ、フラップ弁、各種系統機器設備、吸排気ダクト、 燃料小出槽等のポンプ設備に関連する機器の据付、電気室の受配電盤から各機器( 原動機、減速機、主配管用弁、補助機械類)、計装盤から各機器(水位計、圧力計、 流量計等)への配線配管及び接続、主ポンプ及び補助機械類の機側操作盤(受電部、 動力部が一面構造となった盤を含む)の据付、並びに電気配管等の塗装及び準備、 跡片付けまでとする。
  - 3. 横軸及び立軸の軸流・斜流形式の標準据付工数には、フラップ弁の据付及び塗装を含み、横軸渦巻形式の標準据付工数には、屋外可とう管または、集合管までの据付及び塗装を含んでいる。
  - 4. 水中ポンプの標準据付工数は、吐出しエルボ(吐出し弁がある場合は吐出し弁)までを含んでいる。
  - 5. ポンプ設備の据付用クレーンは、天井クレーンまたはトラッククレーンを標準とする。
  - 6. 鋼製の点検歩廊、手摺り、階段等の据付工数は、「第14章鋼製付属設備」による
  - 7. 接地極までの配線配管は、標準据付工数に含むが、接地極の敷設は含まないので別途計上する。

1) ポンプ設備標準据付工数 (Ymi) ポンプ設備標準据付工数 (Ymi) は、表-4・29による。 表-4・29 ポンプ設備標準据付工数 (Ymi)

| ポンプ形式               | ポンプ実吐出量<br>範囲(m³/min)<br>超<br>以下 | 標準据付工数算定式                           | 備考                |
|---------------------|----------------------------------|-------------------------------------|-------------------|
| 横軸軸流・斜流ポンプ          | 12 ~600                          | $y = -0.0012 X^2 + 1.622 X + 65.66$ |                   |
| 立軸軸流・斜流ポンプ<br>(一床式) | 12 ~325                          | $y = -0.003 X^2 + 2.304X + 49.68$   |                   |
| 立軸軸流・斜流ポンプ<br>(二床式) | 12 ~850                          | $y = -0.0008 X^2 + 1.64 X + 91.19$  |                   |
| 横軸渦巻ポンプ             | 0.1~ 18                          | $y = -0.2317 X^2 + 8.247 X + 39.17$ |                   |
| (両吸込・片吸込)           | 18 ~200                          | $y = -0.0026 X^2 + 3.034 X + 73.77$ |                   |
| 立軸渦巻ポンプ             | $3 \sim 18$                      | $y = -0.1467 X^2 + 6.998 X + 36.19$ | 引<br>登電 別 備 は 低 圧 |
| (斜流)                | 18 ~200                          | $y = -0.0041 X^2 + 2.701 X + 78.48$ | 文电の工数             |
| 水中ポンプ               | 0.1~ 18                          | $y = -0.1486 X^2 + 4.326 X + 7.71$  |                   |
| (固定・着脱)             | 18 ~ 90                          | $y = -0.0038 X^2 + 1.029 X + 27.66$ |                   |

- (注) 1. 上表中のyは据付工数、Xはポンプ吐出量 $(m^3/min)$ あり、ポンプ吐出量 $(m^3/min)$ の標準値は表 $-4 \cdot 3$ を適用する。
  - 2. ポンプ設備標準据付工数に含まれる範囲は、次のとおりとする。
  - (1) ポンプ設備に関連する機器の握付(主ポンプ、減速機、駆動原動機、架台、吸吐出管、主配管用弁、継手、クラッチ、各種系統機器設備、燃料小出槽)及び、準備、跡片付けまでとする。
  - (2) ポンプ設備の運転操作に関連する盤等(補機盤、コントロールセンタ、直流電源装置(盤を含む)、速度制御盤、中央監視盤、計装機器盤(水位計、流量計、圧力計等の表示盤)、機場内操作盤(テレメータ・テレコントロール装置は除く)、制御盤類)及び、準備降に付けまでとする
  - (3) 主ポンプ及び補助機械類の機側操作盤(受電部、動力部が一面構造となった盤を含む)の据付、並びに電気配管等の塗装。
  - (4) 計装機器の据付及び、電気室の受配電盤から各機器(原動機、減速機、主配管用弁、補助機械類)並びに、各計装機器(水位計、圧力計、流量計等)への配線配管及び接続。
  - 3. 横軸及び立軸の軸流・斜流形式の標準据付工数には、フラップ弁の据付及び塗装を含

|   |   | 現行   |  | 改 訂(案) | 備 考 |
|---|---|--|--|--------|-----|
| と(1<br>(2<br>(3<br>(4<br>(5<br>(6<br>9. も 動ポ<br>原動機種別<br>補正係数 | する。)とは、大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大 | 曹、敷地外に設置する計<br>水替工事、運搬路等のト、<br>電盤等での引込工電気<br>でのかかの土間の<br>でかかの土間の<br>でがける。<br>は、までがける。<br>は、までがける。<br>は、までがける。<br>は、までがける。<br>は、までがける。<br>は、までがける。<br>は、までがける。<br>は、までがける。<br>は、までがける。<br>は、までがける。<br>は、までがは、、、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は | 所修工事等の仮設費<br>シンダーコンクリート等の土<br>通信設備・吸排気ファン・ゲー<br>限配管<br>(運転支援、管理装置等)、遠方<br>定盤、非常用発電設備、電気室<br>設備(中央操作盤、計装機器<br>標準据付工数に0.9を乗じる<br>試積算する。<br>は、表-4・30を標準とする。 |        |     |
|   | 方式による補正係数 (Ks) ・31 給水方式による補〕                    |  | 準とする。  |        |     |
| 原動機種別補正   | 項目 電 動 機  | ディーゼルエンジン  |  |        |     |
| 給水方式補正係   |   | 1. 15  |  |        |     |
| 2.<br>し、<br>3.<br>軸<br>管                                      | 軸封部に無給水軸封装置を持<br>ディーゼルエンジン駆動の無<br>受・無給水軸封装置に加え、 | は、ポンプ軸受にセラミ<br>采用した場合とし、これ<br>無給水方式とは、電動機<br>エンジン冷却水方式と<br>采用した場合もしくは名   | ック軸受を採用 (立軸は標準)  |        |     |

| 現行   | 改 訂(案)   | 備考     |
|--|--|--------|
| 4) 中間軸受装置据付工数 (Yf)     立軸渦巻ポンプ (斜流) に中間軸受装置 (中間床)を設ける場合の据付工数 (Yf) は、表-4・32を標準とする。     表-4・32 中間軸受装置据付工数 (Yf)     (人/ヶ所)  ポンプ吐出量 3  | 4) 中間軸受装置据付工数 (Yf)     立軸渦巻ポンプ (斜流) に中間軸受装置 (中間床) を設ける場合の据付工数 (Yf) は、表-4・32を標準とする。     表-4・32 中間軸受装置据付工数 (Yf) (人/ヶ所)  ポンプ吐出量 3超 5超 8超 12超 18超 23超 28超 36以下 | /湘 - 与 |
| 5)据付数によるポンプ設備標準据付工数の補正係数(kmn)<br>同時期・同機場(敷地)にポンプを複数台据付ける場合の据付数によるポンプ設備標<br>準据付工数の補正係数(kmn)は、表-4・33を用いて、表-4・34に示す区分<br>ごとに補正する。   | ポンプ吐出量 36超 50超 70超 90超 115超 150超 200以下 中間軸受装置 14.6 17.0 19.5 21.9 24.3 29.2  |        |
| 表-4・33 据付数によるポンプ設備標準据付工数の補正係数 (kmn) 据付数 (台) 1 2 3 4 5台以上 補正係数 1.00 0.84 0.78 0.74 0.70 表-4・34 補正区分 ボンプ形式区分 立軸ポンプ 立軸軸流ポンプ (一床・二床式)、立軸網をポンプ (科流) 横軸・ボンプ 横軸・部ボ・ンプ、横軸・斜ボ・ンプ、横軸・斜ボ・ンプ、横軸・斜ボ・ンプ、横軸・対 が (両吸込・片吸込) 水中ポンプ 水中ボンプ (固定・着脱) | 5) 据付数によるポンプ設備標準据付工数の補正係数(kmn)<br>同時期・同機場(敷地)にポンプを複数台据付ける場合の据付数によるポンプ設備標準据付工数の補正係数(kmn)は、表-4・33を用いて、表-4・34に示す区分ごとに補正する。                                    |        |

| 現行   | 改 訂(案)   | 備考  |
|--|--|-----|
| 現 行  (2) 付帯設備(受配電船)標準据付工数(Yj) は表 - 4・35による。 表 - 4・35 付帯設備(受配電艦)標準据付工数(Yj) は表 - 4・35による。 表 - 4・35 付帯設備(受配電艦)標準据付工数(Yj) (人/式)  原 動 機 | 改 訂(衆)  (注) 1. 付帯設備(受配電盤)標準提付工数の範囲は、受電点(第1柱)から受電盤までの引き込み工事、電気室等に設置される受配電設備(引込盤、受電盤、変圧器盤、電動器整美)の提付とする。 2. 機側操作盤(操作部、受電部、動力部が一面構造となった盤を含む)は含まない(ボンブ設備標準掲付工数に含まれる。)。 3. 工数算定式のKWは原動機定格出力であり、主ボンブの原動機出力の合計とする。 4. 原動機出がPS 表示(ディーゼルエンジン)の場合は次式でkWに換算した値を使用する。 kW=PS×0.735 5. 原動機種別が異なる35億工事の据付工数算出は、原動機種別(電動機及びエンジン)を各々で算出し合算する。 6. 低圧引込設備の場合は、付帯設備(受配電盤)標準掲付工数に0.92を乗じる。 | 備 考 |

|  |   | 現行   |                                  | 改 訂(案)         | 備考 |
|--|---|--|----------------------------------|----------------|----|
|  | 費<br>の材料は、補助材料<br>の労務は、据付工数   |  |                                  |                |    |
| なお、機   | かる機械経費は表-<br>種選定、所要数量、<br>え決定する。<br>表-4・37 様                          | 運転日数等に   |                                  | 車工事など          |    |
| 機械器具名  | 標準規格  | 適  | 用                                |                |    |
| トラッククレーン   |   | 屋外機器用(   | 必要により計上)                         |                |    |
| 電気溶接機  |   | 基礎据付用  |                                  |                |    |
| 空気圧縮機  | 排出ガス対策型   | はつり用   |                                  |                |    |
| 発動発電機  | 排出ガス対策型   | 商用電源がな   | い場合                              |                |    |
| その他必要なもの<br>費                                      |   | 現場条件によ   | り計上                              |                |    |
| 雑器具損料  |   | 上記計の2%   |                                  |                |    |
| である。<br>(2) 試運転調<br>ポンプ設<br>は機械設備<br>総合負<br>1)総合負荷 | 備の電気設備を含め<br>据付工とする。<br>荷試運転調整費(F                                     | めた総合負荷試<br>円)=<br>重転調整工数(                      | 運転調整費は次式<br>人/式)×機械設             | なお、職種<br>(円/人) |    |
| K<br>K<br>(注) 1. X<br>4・<br>2. 電<br>な              | X:同一機場内に対m:ポンプ台数補īc:ポンプ制御補īdポンプ吐出量(m3を適用する。<br>気設備・運転操作記<br>就、機械設備の機器 | E係数<br>E係数<br>n³/min)であり<br>設備とともに総<br>器単体の調整は | 、ポンプ吐出量(<br>合負荷試運転調整<br>機械設備据付工数 | 適用する。<br>      |    |
|  | 合負荷試運転調整]<br>含まれていない(ヨ  |  | 等に基づく使用前<br>術管理費に含む)             | 官庁検査           |    |

4. 総合負荷試運転調整工数には、ポンプ設備工事として施工した設備の負荷運転

に関する調整工数であり、他工事や土木工事の調整工数は別途計上する。

| 2) ポンプ台数補正係数 (Km) は、表-4・38を標準とする。表-4・38 ポンプ台数補正係数 (km) ボンプ台数 1台 2台 3台 4台 5台以上 補正係数 1.0 1.6 1.8 2.0 2.2 (注) 1. ポンプ台数が5台を超える場合は、1台当たり [0.2]を5台の係数に加算する。 2. ポンプ台数はポンプ吐出量区分に係わらず、試運転の対象ポンプの台数とする。 3) ポンプ制御補正係数 (Kc) ポンプ制御補正係数 (kc) は、表-4・39を標準とする。 表-4・39 ポンプ制御補正係数 (kc) は、表-4・39を標準とする。 ボンプ制御方式 台数制御弁制御 回転数制御 補 正係 数 1.0 1.3 |  |
|---|--|
| 福止係数 1.0 1.3 (注)制御方式の異なるポンプ設備を全体で試運転調整する場合は、補正係数の大きい制御方式で補正する。  |  |

基準の解説

現行 改 訂(案) 備考 第4章 揚排水ポンプ設備 [解]1 適用範囲 [解]1 適用範囲 標準ポンプの適用範囲外、特殊ポンプ(可変翼)、立軸渦巻ポンプ(斜流)及び、水中 標準ポンプの適用範囲外、特殊ポンプ(可変翼)、立軸渦巻ポンプ(斜流)及び、水中 ポンプの工場製作費は、見積もりまたは機器単体費として適正な価格を計上されたい。 ポンプの工場製作費は、見積もりまたは機器単体費として適正な価格を計上されたい。 標準歩掛の適用条件で、立軸軸流ポンプ(一床式)及び立軸斜流ポンプ(一床式)には、 半二床式(減速機をポンプ直上に設置し、原動機はその横に専用架台上に設置される構造) を含む。なお、立軸斜流ポンプの半二床式については、下記の機場のレイアウトを参考とす Žu. 建屋 [解] 2 直接製作費 [解]2 直接製作費 2-1 材料費 2-1 材料費 (1) 主要部材費 (1) 主要部材費 ポンプの区分別の主要部材・副部材・部品の範囲は参考図ー1~11による。 ポンプの区分別の主要部材・副部材・部品の範囲は参考図-1~11による。 (2)標準揚(用)排水ポンプ部材所要量(ポンプ本体) (2)標準揚(用)排水ポンプ部材所要量(ポンプ本体) 1) ポンプを構成する材料に特殊材料を用いた場合は、特殊材料の単価を計上し、部材 1) ポンプを構成する材料に特殊材料を用いた場合は、特殊材料の単価を計上し、部材 所要量の補正は行わない。 所要量の補正は行わない。 2) 立軸ポンプは据付床面から吸込ベルマウス下端(コラム長)までを4.0m(吐出 2) 立軸ポンプは据付床面から吸込ベルマウス下端(コラム長)までを4.0m(吐出 量480m3/min以上は4.5m)を標準としているので、積算するポンプのコラム長 量480m3/min以上は4.5m)を標準としているので、積算するポンプのコラム長 が標準と異なる場合には、 $\pm 0$ . 1 m単位(切り捨て)で補正する。 が標準と異なる場合には、±0.1m単位(小数点第2位切り捨て)で補正する。 2-2 機器単体費 (1) 軸受けの計上は、セラミック軸受けは機器単体費で計上し、ゴム軸受けメタル軸受 けは、部品費として計上する。 (2)原動機と一体的な鋼製ベース(架台)は、本体に含み、機器単体品として計上する。 2-3 製作工数 2-3 製作工数 (1) ポンプの主要部材の材質が、標準以外であっても、ポンプ標準製作工数を適用でき (1) ポンプの主要部材の材質が、標準以外であっても、ポンプ標準製作工数を適用でき (2) 立軸軸流・斜流ポンプで標準コラム長以外のコラム長の補正は±0.1m単位(切 (2) 立軸軸流・斜流ポンプで標準コラム長以外のコラム長の補正は±0.1m単位(小 数点第2位切り捨て)で増減する。 り捨て)で増減する。 (3) フラッブ弁の主要部材の材質が標準材質と異なる場合でも、製作工数の補正は行わ (3) フラッブ弁の主要部材の材質が標準材質と異なる場合でも、製作工数の補正は行わ

ない。

ない。

#### [解]3 直接工事費

- 3-1 据付材料費
  - (1) ポンプ設備据付材料費

増設工事や分割発注工事等の場合には、ポンプ設備据付材料費を次により機械設備 据付材料費と電気配管配線材料費を分割して算出してよい。

現行

(2)機械設備据付材料費

機械設備据付材料費を算出する場合は、次式による。

機械設備据付材料費 = ポンプ設備据付材料費 - 電気配線配管材料費

- (3) 電気配線配管材料費
- 1) 電気配線配管材料費を算出する場合は次式による。

電気配線配管材料費 (円)

=電気配線配管据付労務費(円)×電気配線配管材料費率(%)

電気配線配管据付労務費とは、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工・普通作業員・電工の労務費をいい、別途計上される土木工事、電気工事注の労務費は対象にしない。

#### 表-1 電気配線配管材料費率 (%)

| 原動機種別         | ポンプ形式                        | 電気配線配管材料費率 |
|---------------|------------------------------|------------|
| 電動機           | 横軸渦巻ポンプ(両吸込・片吸込)             | 4 0        |
|               | 横軸軸流・斜流ポンプ                   | 2 6        |
|               | 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)           | 2 3        |
|               | 立軸渦巻ポンプ(斜流)・水中ポンプ(固定・<br>着脱) | 23         |
| ディーゼルエンジン     | 横軸軸流・斜流ポンプ・横軸渦巻ポンプ (両吸込・片吸込) | 1 1        |
|               | 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)           | 7          |
| ガスタービンエ ン ジ ン | 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)           | 7          |

### [解]3 直接工事費

- 3-1 据付材料費
  - (1) ポンプ設備据付材料費

増設工事や分割発注工事等の場合には、ポンプ設備据付材料費を次により機械設備 据付材料費と電気配管配線材料費を分割して算出してよい。

(2)機械設備据付材料費

機械設備据付材料費を算出する場合は、次式による。 機械設備据付材料費 = ポンプ設備据付材料費 - 電気配線配管材料費

改 訂(案)

- (3) 電気配線配管材料費
- 1) 電気配線配管材料費を算出する場合は次式による。

電気配線配管材料費 (円)

=電気配線配管据付労務費(円)×電気配線配管材料費率×1/100

備考

電気配線配管据付労務費とは、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工・普通作業員・電工の労務費をいい、別途計上される土木工事、電気工事注の労務費は対象にしない。

### 備考 現行 改 訂(案) (注) 1. 電気配線配管材料費率に含まれる電気配線材料は次のとおりとする。 (注) 1. 電気配線配管材料費率に含まれる電気配線材料は次のとおりとする。 2. 電気配線配管材料は、受配電盤からポンプ・原動機・減速機・バルブ・計測機器・監 2. 電気配線配管材料は、受配電盤からポンプ・原動機・減速機・バルブ・計測機器・監 視制御盤等に結線される電気の配線材料(水位計配線含む)、配線用配管材料、配線支 視制御盤等に結線される電気の配線材料(水位計配線含む)、配線用配管材料、配線支 持材、配線ピット用材料(蓋含む)等である。 持材、配線ピット用材料(蓋含む)等である。 3. 範囲は機場(敷地)内に使用する据付材料とする。 3. 範囲は機場(敷地)内とする。 4. ポンプ設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合は電気配 線配管材料費率に表-2の値を乗じる。 表-2 低圧受電の補正係数 原動機種別 低圧受電の補正係数 電 動 機 5 0 ディーゼルエンジン 48 ガスタービンエンジン (4) 付帯設備据付材料費 付帯設備(自家発電設備・燃料貯油槽設備)の据付材料費については表-3の付帯 設備据付材料費率を適用する。 表-3 付帯設備据付材料費率(自家発電設備・燃料貯油槽設備) (%) 付帯設備据付材料費率 付帯設備種別 自家発電設備 1 5 燃料貯油槽設備 4 (注) 1. 自家発電設備・燃料貯油槽設備の据付材料の範囲は次のとおりとする。 2. 水・油・燃料・空気用の小配管(排気管は除く)、小配管用弁、小配管用ボルト・ナッ ト・パッキン、排気管の断熱材料、小配管用ピット蓋、ステー材、アンカー材配管貫通 部の二次コンクリート、仕上モルタル、配線材料、配線用配管材料、配線支持材、配線 用ピット用材料(蓋含む)等である。

|                                |                                    |   | 現行                                  |                     |                                  |              | 改 訂(案) | 備者 |  |
|--------------------------------|------------------------------------|---|-------------------------------------|---------------------|----------------------------------|--------------|--------|----|--|
| 備据付 <sub>2</sub><br>2)機械記      | プ設備据付<br>工事や分割<br>工数と電気配<br>受備据付工  | 発注工事等(配管配線据的)<br>配管配線据例数                        | の場合には、<br>付工数を分割                    | 削して算出               | 備標準据付Ⅰ<br>してよい。<br>_ 次式による       |              | より機械設  |    |  |
| (ロ)機材<br>る。<br>ポン<br>の主な<br>たが | ポン<br>成設備据付立<br>イプ設備を 2<br>ポンプ台数 1 | 工数をポンご<br>分割発注す。<br>こより按分<br>管、吐出し <sup>6</sup> | 準据付工数<br>プ設備の構成<br>る場合は、極<br>して算出する | 戊機器別割☆<br>幾械設備据付る。  | -電気配線配合で示すと、<br>サ工数の機器<br>(吸込管、吐 | 表-4の<br>別割合の | とおりであ  |    |  |
|                                | 表-4                                | 機械設備据   | 計工数の機                               | 器別割合                | (%)                              |              |        |    |  |
| 機器名ポンプ形式                       | 原動機                                | 主ポンプ  |                                     | 吸 込 管<br>・<br>吐 出 管 | 主バルブ                             | 補機類          | 場 内小配管 |    |  |
| <b>供</b> 動動法 . 创法              | 電動機                                | 33. 1   | 13. 0                               | 25. 2               | 9. 2                             | 6. 1         | 13. 4  |    |  |
| 横軸軸流・斜流                        | エンジン                               | 26. 7   | 14. 5                               | 21. 9               | 5. 2                             | 8.8          | 22.9   |    |  |

| 機器名                     | 原動機  | 主ポンプ  | 原動機及  | 吸 込 管 | 主バルブ     | 補機類  | 場 内<br>小 配 管 |
|-------------------------|------|-------|-------|-------|----------|------|--------------|
| ポンプ形式                   | 種 別  | 4     | び減速機  | 吐出管   | <u> </u> |      | 11           |
| <b>推動動法,</b> 创 <i>法</i> | 電動機  | 33. 1 | 13. 0 | 25. 2 | 9. 2     | 6. 1 | 13. 4        |
| 横軸軸流・斜流                 | エンジン | 26. 7 | 14. 5 | 21. 9 | 5. 2     | 8.8  | 22. 9        |
| 立軸軸流・斜流                 | 電動機  | 51.8  | 13. 6 | 10. 2 | 12.8     | 4. 1 | 7. 5         |
| (一床)                    | エンジン | 28. 1 | 23. 9 | 13. 4 | 6.8      | 5. 0 | 22.8         |
| 立軸軸流・斜流                 | 電動機  | 49. 9 | 17. 0 | 7. 0  | 16. 4    | 2. 0 | 7. 7         |
| (二床)                    | エンジン | 28. 0 | 24. 0 | 8.6   | 6. 6     | 3. 4 | 29. 4        |
| 横軸渦巻                    | 電動機  | 34. 9 | 5. 9  | 27. 3 | 10.0     | 6. 7 | 15. 2        |
| 立軸渦巻斜流                  | 電動機  | 42. 2 | 15. 5 | 23. 3 | 17. 5    | 0.7  | 0.8          |
| 水中ポンプ                   | 電動機  | 52. 3 | _     | 34. 7 | 13. 0    | _    | _            |

|                              |                           | 現行                                       |         | 改 訂(案)   | 備考 |
|------------------------------|---------------------------|--|---------|--|----|
| 主)1.軸の潤滑・封水<br>検討する。         | 及び原動機冷却                   | Jが無給水方式の場合は、上表は適用でき                      | ないので別途  |  |    |
| 3) 電気配線配管<br>(イ) 電気配線配       |                           | e i ) は表-5により算出する。<br>電気配線配管据付工数(Y e i)  |         |  |    |
| ポンプ形式                        | ポンプ実吐<br>出量範囲<br>(m3/min) | 電気配線配管据付工数算定式                            | 備考      |  |    |
| 黄軸軸流・斜流ポンプ                   | 12~600                    | $y = -0.0006X^2 + 0.662X + 30.25$        |         |  |    |
| 立軸軸流・斜流ポンプ (一床式)             | 12~325                    | $y = -0.0013X^2 + 0.853X + 25.6$         |         |  |    |
| 立軸軸流・斜流ポンプ (二床式)             | 12~850                    | $y = -0.0003X^2 + 0.552X + 35.07$        |         |  |    |
| 横軸渦巻ポンプ                      | 0.1~18                    | $y = -0.1575X^2 + 4.668X + 25.37$        |         |  |    |
| (両吸込・片吸込)                    | 18~200                    | $y = -0.0018X^2 + 0.94 X + 51.53$        |         |  |    |
| 立軸渦巻ポンプ                      | 3~18                      | $y = -0.0246X^2 + 1.149X + 23.74$        | 引込設備は   |  |    |
| (斜流)                         | 18~200                    | $y = -0.0008X^2 + 0.389X + 31.57$        | 低圧受電の   |  |    |
| 水中ポンプ                        | 0.1~18                    | $y = -0.0351X^2 + 1.032X + 3.34$         |         |  |    |
| (固定・着脱)                      | 18~90                     | $y = -0.0009X^2 + 0.255X + 8.03$         |         |  |    |
| 注)1.上表中のgは電<br>出量 (m3/min)の標 |                           | ー<br>サ工数、Xはポンプ吐出量 (m3/min)でる<br>・3を適用する。 | あり、ポンプ吐 | (注) 1. 上表中のyは電気配線配管据付工数、Xはポンプ吐出量(m3/min)であり、ポンプ吐<br>出量(m3/min)の標準値は表-4・3を適用する。<br>2. 据付工数は、ポンプ設備据付工数で構成し、職種別構成割合は、「標準歩掛」表-4・28を標 |    |

### 現行 備考 改 訂(案) 表-6 電気配線配管工事と 機側操作盤据付の構成率 (%) 電気配線配管 機側操作盤 20 8 0 (ハ) 分割発注工事の場合は、電気配線配管据付工数を次により積算する。 当初(一期)工事では、当初発注のポンプ台数によりポンプ据付台数による補正 (表-4・33)を用いて算出し、増設(二期)工事では、機場全体のポンプ台数 により台数補正を行った後、当初(一期)工事分を差し引いた値を用いて算出する。 4) 給水方式による補正係数(Ks) 節水型軸封装置については、無給水方式を適用する。 (2) 付帯設備(受配電盤)標準据付工数 1) 付帯設備(受配電盤)標準据付工数(Yi)における電気機器別据付構成率は表一 7による。 表-7 付帯設備(受配電盤)標準据付工数の電気機器別据付構成率 (%) 表-7 付帯設備(受配電盤)標準据付工数の電気機器別据付構成率 (%) 受配電設備 操作·計装設備 引込設備 原動機区分 引込設備 原動機区分 受配電設備 動 機 7 0 2 0 動 機 10 1 0 電 電 9.0 ディーゼルエンジン ディーゼルエンジン 1 0 6 0 3 0 $\frac{1}{2}$ 8.5 ガスタービンエンジン ガスタービンエンジン 2) 分割発注工事の場合は、付帯設備(受配電盤)標準据付工数算定に用いる原動機出 力(kW)は、全体の出力により算出し、対象となる盤等の施工(据付)質量により 按分して算出する。 (3) 付帯設備(自家発電設備)及び付帯設備(燃料貯油槽設備)据付工数 1) 自家発電設備及び燃料貯油槽設備の据付工数は積上げによることを原則とするが、 これによりがたい場合は表-8により算出して良い。なお、本工数はポンプ設備以外 には適用できない。

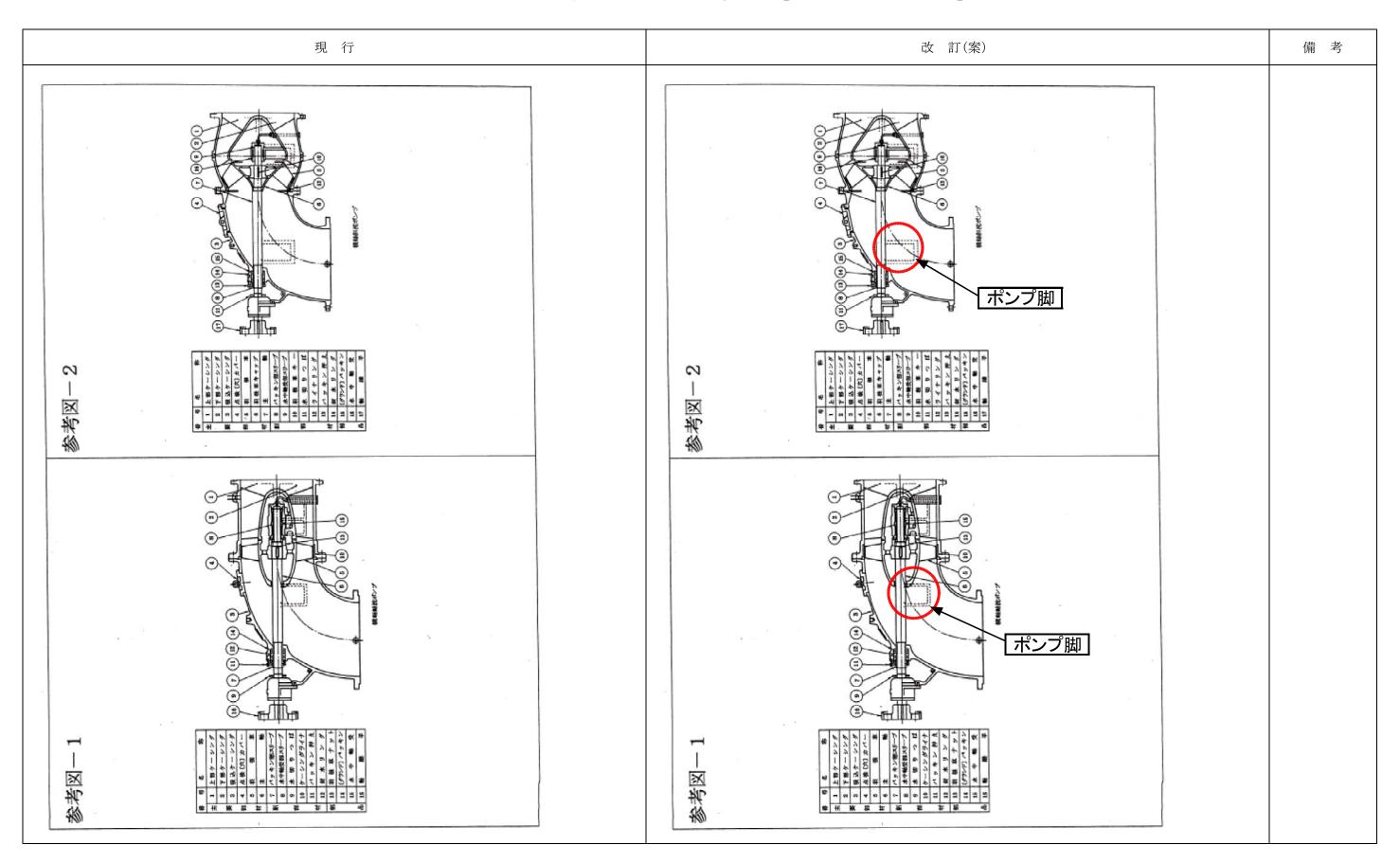
|   | 現 行   |   | 改 訂(案)   | 備考 |
|---|---|---|--|----|
| 機器名自家発電設備燃料貯油槽設備  | 目家発電設備及び燃料貯油槽設備据<br>工数算定式<br>据付工数(人)=0.08×KVA+6.09<br>据付工数(人)=0.25×KL+8.5   | 備考  | (注) 1. 自家発電設備据付の範囲は、発電機本体、消音器、発電機盤、燃料小出槽までの配管、   |    |
| 発電機による。 2. は の 2. は の 3. 然料 で 3. 然料 で 3. 然料 で 3. 然料 で 3. 然料 で 3. 然料 で 3. 然料 で 3. 然料 で 3. が 3 で 3. が 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 | 意気配線配管までとする。なお、自<br>情はディーゼルエンジン駆動であり、<br>設備据付の範囲は、燃料貯油槽本体<br>体から燃料輸送ポンプ出口フランジ<br>系る電気配線配管、乾燥砂充填まで<br>合計容量で算出する。<br>遭設備据付工数は、屋外の地下に設<br>透場合には適用できない。<br>機種構成は機械設備据付に準ずる。<br>地では<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は | 家発電設備が複数ある場合は、合計出<br>、ガスタービンエンジン駆動の場合に<br>及び燃料輸送ポンプ (機側操作盤含む)<br>までの配管・バルブ・油面計及び燃料<br>とする。なお、燃料貯油槽設備が複数<br>置する場合の据付工数であり、屋内の<br>画による工程表から算出することを原<br>参考に算出しても良い。<br>場合は、主となる(最も吐出量の大き | 発電機に係る電気配線配管までとする。なお、自家発電設備が複数ある場合は、合計出力で算出する。 2. 自家発電設備はディーゼルエンジン駆動であり、ガスタービンエンジン駆動の場合には適用できない。 |    |

|                                       | į             | 見行                                     | 改 訂(案) | 備考 |
|---------------------------------------|---------------|--|--------|----|
| 表-9                                   | 据付に要する        | 幾械器具の計上日数 (日)                          |        |    |
| ポンプ形式                                 |               | 形式別損料計上日数算出式                           |        |    |
| 横軸軸流・斜流ス                              | ポンプ           | $Y1 = -0.00008 X^2 + 0.134 X + 13.37$  |        |    |
| 立軸軸流・斜流ポンプ (-                         | 一床式)          | $Y1 = -0.00007 X^2 + 0.1256 X + 12.5$  |        |    |
| 立軸軸流・斜流ポンプ(ユ                          | 二床式)          | $Y1 = -0.00009 X^2 + 0.1559 X + 15.52$ |        |    |
| 横軸渦巻ポンプ(両吸込・                          | 片吸込)          | $Y1 = -0.00213 X^2 + 0.7562 X + 7.97$  |        |    |
| 立軸渦巻ポンプ(タ                             | 斜流)           | $Y1 = -0.00127 X^2 + 0.5467 X + 12.47$ |        |    |
| 水中ポンプ(固定・                             | 着 脱)          | $Y1 = -0.00212 X^2 + 0.3309 X + 1.72$  |        |    |
| $Y = \Sigma$ (Y1) × k<br>表 $-1$ 0 ポンプ |               | kd)                                    |        |    |
| ポンプ台数 1台                              | 2台 3台         | 4 台                                    |        |    |
| 補正係数 1.00                             | 1. 40   1. 70 | 2. 00                                  |        |    |
|                                       |               |  |        |    |

|  |  | 現行                                       |  | 改 訂(案)  |
|--|--|--|--|---|
| これによ   | りがたい場合はā                               | 長一11を参考し                                 |  | 則とするが、  |
|  | 1                                      |  | は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>に<br>は<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に |   |
| 機械器具名<br>  | 標準規格                                   | 計上日数                                     | 摘 要  |   |
| トラッククレーン   |  |  | 現場条件により計上する。   |   |
| 電気溶接機  | 200A DE付                               | Y×1.00日                                  | 基礎据付用  |   |
| 空気圧縮機  | 2.2m3 可搬式                              | Y×0.10日                                  | はつり用   |   |
| 発動発電機  | 45kVA DE式                              | Y×0.25日                                  | 商用電源がない場合  |   |
| その他必要なもの   |  |  | 現場条件により計上する。   |   |
| 雑器具損料  |  |  | 上記計の2%   |   |
| (注) 1. 「雑機器  |  | ッキ、チェンフ                                  | 「ロック類、溶接用雑器具、据付  | 用雑器具等の  |
| <ul><li>(注) 1. 「雑機器<br/>損料である。</li><li>(4) ポンプ<br/>径等によ<br/>い。</li><li>表-12 機場/</li></ul>  | 設備の屋外部材を<br>のクレーン規格を                   | と据付ける場合(<br>と決定するもの)                     | プロック類、溶接用雑器具、据付のトラッククレーンは、部材重定とするが、計上日数は表-12%ン(トラッククレーン)の計上トラッククレーン計上日                           | は及び作業半<br>・用いても良<br>後等によりクレーン規格を決定するものとするが、計上日数は下表を用いても良なお、機場外回りのポンプ部材とは、横軸軸流・斜流ポンプの場合は吐出し管の及びフラップ弁とし、横軸・立軸渦巻ポンプの場合は、吸水管、屋外可とう管及では、大中ポンプはポンプ本体、吐出し管等ポンプ設備全ての部材を |
| <ul><li>(注) 1. 「雑機器<br/>損料である。</li><li>(4) ポンプ<br/>径等によい。</li><li>表-12 機場/<br/>ポンプ形式</li></ul>                                     | 設備の屋外部材を<br>のクレーン規格を<br>外回りのポンプ音       | と据付ける場合の<br>と決定するもの。<br>『材据付クレー、         | のトラッククレーンは、部材重まとするが、計上日数は表-12<br>とするが、計上日数は表-12<br>ン(トラッククレーン)の計上                                | は及び作業半<br>・用いても良<br>後等によりクレーン規格を決定するものとするが、計上日数は下表を用いても良なお、機場外回りのポンプ部材とは、横軸軸流・斜流ポンプの場合は吐出し管の及びフラップ弁とし、横軸・立軸渦巻ポンプの場合は、吸水管、屋外可とう管及では、大中ポンプはポンプ本体、吐出し管等ポンプ設備全ての部材を |
| <ul> <li>(注) 1. 「雑機器<br/>損料である。</li> <li>(4) ポンプ<br/>径等によい。</li> <li>表-12 機場/<br/>ポンプ形式</li> <li>横軸軸流・斜流ポー</li> </ul>              | 設備の屋外部材を<br>のクレーン規格を<br>外回りのポンプ音       | と据付ける場合の<br>と決定するもの。<br>『材据付クレー、         | のトラッククレーンは、部材重まとするが、計上日数は表-12<br>とするが、計上日数は表-12<br>ン(トラッククレーン)の計上                                | は及び作業半<br>・用いても良<br>後等によりクレーン規格を決定するものとするが、計上日数は下表を用いても良なお、機場外回りのポンプ部材とは、横軸軸流・斜流ポンプの場合は吐出し管の及びフラップ弁とし、横軸・立軸渦巻ポンプの場合は、吸水管、屋外可とう管及では、大中ポンプはポンプ本体、吐出し管等ポンプ設備全ての部材を |
| <ul> <li>(注) 1. 「雑機器<br/>損料である。</li> <li>(4) ポンプ<br/>径等によい。</li> <li>表-12 機場/<br/>ポンプ形式</li> <li>横軸流・斜流ポー<br/>立軸軸流・斜流ポー</li> </ul> | 設備の屋外部材を<br>のクレーン規格を<br>外回りのポンプ音<br>ンプ | を据付ける場合の<br>と決定するもの。<br>部材据付クレー、<br>計上単位 | のトラッククレーンは、部材重定とするが、計上日数は表-12%<br>とするが、計上日数は表-12%<br>ン (トラッククレーン) の計上<br>トラッククレーン計上日             | は及び作業半<br>・用いても良<br>後等によりクレーン規格を決定するものとするが、計上日数は下表を用いても良なお、機場外回りのポンプ部材とは、横軸軸流・斜流ポンプの場合は吐出し管の及びフラップ弁とし、横軸・立軸渦巻ポンプの場合は、吸水管、屋外可とう管及では、大中ポンプはポンプ本体、吐出し管等ポンプ設備全ての部材を |

|               |                                |                                     | :                                     | 現行         |                                   | 改 訂(案)  | 備考 |
|---------------|--------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|------------|-----------------------------------|---|----|
| (5)トラ<br>-1 3 | ラックク<br>ックク <i>レ</i> ・<br>による。 | レーン計 <sub>-</sub><br>ーン計上<br>72×k d | 上日数(<br>日数(Y)                         | 日)<br>は次式に | ♪ (m3/min)<br>より算出する。なお、ポンプ台数補正は表 |   |    |
| ポンプ台数         | 1台                             | 2台                                  | 3台                                    | 4台         |                                   |   |    |
| 補正係数          | 1.00                           | 1. 40                               | 1.70                                  | 2.00       |                                   |   |    |
|               | としない。                          |                                     | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |            | で総合負荷試運転調整が完了しているもの               | 「解〕4 その他<br>ボンブ設備の据付に要する日数は、施工計画による工程表から算出することを原則とする。 |    |

平成21年度 機械設備積算基準(案)解説 【揚排水ポンプ設備】対比表



| 現行  | 改 訂(案) | 備考 |
|-----|--------|----|
|     | 現行どおり  |    |
| # 本 |        |    |
|     |        |    |
| 本   |        |    |

| 現行                                    | 改 訂(案) | 備考 |
|---------------------------------------|--------|----|
|                                       | 現行どおり  |    |
|                                       |        |    |
| 1                                     |        |    |
|                                       |        |    |
| 本   本   本   本   本   本   本   本   本   本 |        |    |

| 現行                                    | 改 訂(案) | 備考 |
|---------------------------------------|--------|----|
|                                       | 現行どおり  |    |
|                                       |        |    |
| 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 |        |    |
|                                       |        |    |
| 本                                     |        |    |

| 現行                                    | 改 訂(案) | 備考 |
|---------------------------------------|--------|----|
|                                       | 現行どおり  |    |
| 本   本   本   本   本   本   本   本   本   本 |        |    |
|                                       |        |    |
| 1                                     |        |    |

第4章 揚排水ポンプ設備 第2 コラム形水中ポンプ設備(救急排水ポンプ設備)

#### 第2 救急排水ポンプ設備

#### 1 適用範囲

この基準は、救急排水ポンプ設備の製作・据付に適用する。

現行

#### 1-1 区分及び構成

救急排水ポンプ設備の区分及び構成は、表-4・40のとおりとす る。

表一4・40 区分及び構成

| 区 分     | 構成                       |
|---------|--------------------------|
| ポンプユニット | ポンプ本体、コラムパイプ             |
| 配管      | 吐出弁、吐出管等                 |
|         | 発電装置(原動機、交流発電機、内蔵燃料槽、始動用 |
| 電源・操作設備 | 蓄電池、充電器、発電機盤、操作盤)、接地端子箱、 |
|         | 接続盤、保護装置、ケーブル、ケーブルリール等   |
| 付 属 設 備 | 補助燃料タンク、照明設備、水位計等        |

#### 2 直接製作費

#### 2-1 材料費

エキストラ料は、原則として計上しない。ただし、仕様書に明記し た場合は必要に応じ計上するものとする。

#### 2-2 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、表-4・41のとおりとする。

表-4・41 機器単体品目

|        | ばンプ本体、コラムパイプ、弁、継手、発電装置、接 |
|--------|--------------------------|
| 機器単体品目 | 地端子箱、接続盤、保護装置、ケーブル、ケーブル  |
|        | リール、水位計等                 |

#### 第2 コラム形水中ポンプ設備

#### 1 適用範囲

この基準は、<u>コラムパイプに</u>水中モータポンプを取り付けて排水を行うコ コム形水中ポンプ設備の製作・据付に適用する。

改訂(案)

#### 1-1 適用条件

この基準が適用できるポンプ形式、ポンプロ径、計画吐出量及び揚 程範囲は表-4・40を標準とする。

表-4・40 ポンプ形式、ポンプロ径、計画叶出量及び場段範囲

| ポンプ形式           | <u>ポンプロ径</u>        | 計画吐出量          | <u>揚程範囲</u>      |
|-----------------|---------------------|----------------|------------------|
| コラム形着脱式立軸斜流     | 7.0.0 mm            | 13 /_          | 6 0 0 m          |
| <u>水中モータポンプ</u> | <u>7 0 0 111111</u> | <u>1 m / S</u> | <u>0 - 9 III</u> |

#### 1-2 区分及び構成

コラム形水中ポンプ設備の区分及び構成は、表 $-4 \cdot 41$ のとおり とする。

表-4・41 区分及び構成

| 区 分    |    | 構成                       |
|--------|----|--------------------------|
| ポンプユニッ | ノト | ポンプ本体、コラムパイプ             |
| 配      | 管  | 吐出弁、吐出管 <u>、継手</u>       |
|        |    | 発電装置(原動機、交流発電機、内蔵燃料槽、始動用 |
| 電源・操作部 | 號備 | 蓄電池、充電器、発電機盤、操作盤)、接地端子箱、 |
|        |    | 接続盤、保護装置、ケーブル、ケーブルリール_   |
| 付 属 設  | 備  | 補助燃料タンク、照明設備、水位計         |

(注)発電装置から独立して設置する操作盤は電源・操作設備に含むもの とする。

現行通り

#### 2-2 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、表-4・42のとおりとする。

#### 表-4・42 機器単体品目

|             | 本体、コラムパイプ、弁、継手、発電装置、接 |  |
|-------------|-----------------------|--|
| 機器単体品目 地端子箱 | 首、接続盤、保護装置、ケーブル、ケーブル  |  |
| リール、        |                       |  |

(注)発電装置から独立して設置する操作盤は機器単体費で計上するもの

独立型操作盤について 記載

備考

名称を改訂

対象を明示

名称を改訂

記載

記載

等を削除し、具体的に

独立型操作盤について

適用範囲を明示

等を削除

| 現行   | 改訂(案)   | 備考                   |
|--|---|----------------------|
| 2-3 製作工数 (1) 吐出管 吐出管の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。 ただし、吐出管は1系統毎に1本(基)として、区分Dにより積算するものとする。  (2) 付属設備 付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。   | 現行通り  | VIII <sup>*</sup> *ラ |
| 2-4 工場塗装費<br>吐出管等の塗装費は、「第19章 塗装」によるものとする。  | 2-4 工場塗装費<br>吐出管 <u>及び付属設備</u> の塗装費は、「第19章 塗装」によるものと<br>する。   | 等を削除し、具体的に<br>記載     |
| 2-5 間接製作費 (1) 間接労務費  | 現行通り  |                      |
| 3 直接工事費 3-1 材料費 (1) 材料費の構成 材料費の構成は、次式のとおりとする。 材料費 = 据付材料費 + 補助材料費 (2) 据付材料費 据付材料費の積算は、次式による。 据付材料費 = 据付材料所要量 × 据付材料単価 (3) 補助材料費 補助材料費の積算は、次式による。 補助材料費 = 据付労務費 × 据付補助材料費率(%) 据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。 なお、据付補助材料費率は、表-4・42によるものとする。 表-4・42 据付補助材料費率 (%) 据付補助材料費率 (%) | (3) 補助材料費 補助材料費の積算は、次式による。 補助材料費の積算は、次式による。 補助材料費 = 据付労務費 × 据付補助材料費率(%) 据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。 なお、据付補助材料費率は、表-4・43によるものとする。 表-4・43 据付補助材料費率 (%) 現行通り |                      |

3-2 据付工数

#### (1) 固定設備据付工数

固定設備の据付工数は、表-4・43を標準とする。

表-4・43 固定設備標準据付工数

現行

| 区 公  | 標準工数                        | 職種構成 | 比(%)  |
|------|-----------------------------|------|-------|
|      | 惊 华 工 剱                     | 据付工  | 普通作業員 |
| 固定設備 | $y = \frac{33}{x + 19} + 8$ | 8 0  | 2 0   |

- (注) 1. y は標準工数 (人/t)、x は据付質量(t)である。
  - 2. 据付工数の範囲は、コラムパイプ、吐出弁、吐出鋼管、付属設備(補助燃料タンク、照明設備、水位計等)などのポンプ設備に関する機器の準備・据付及び跡片付けまでとする。
  - 3. 本工数は、トラッククレーンにより据付可能な場合のものである。
  - 4. 吐出配管がサニーホースの場合は「(2) 可搬設備取付・取外し工数」によるものとする。
- (2) 可搬設備取付・取外し工数 可搬設備の取付・取外し工数は、表-4・44を標準とする。

表-4・44 可搬設備標準取付・取外し工数

| Ī | 区    | 分   | 標準工数      | 職種構成 | 比 (%) |
|---|------|-----|-----------|------|-------|
| L |      | , · | (人/ポンプ1台) | 据付工  | 普通作業員 |
|   | 可搬設備 | 取付  | 4. 0      | 8 0  | 2 0   |
|   | 可搬設佣 | 取外し | 1. 2      | 7 5  | 2 5   |

- (注) 1. 可搬設備の取付工数の範囲は、ポンプ本体、電源操作設備、ケーブルなどの準備・取付、現場総合試運転及び跡片付けまでとす
  - 2. 可搬設備の取外し工数の範囲は、ポンプ本体、電源操作設備、ケーブルなどの取外し及び準備跡片付けまでとする。
  - 3. 本工数は、新規設置時のみ適用するものとし、ポンプ稼働時( 出水時・管理運転時)の積算には適用しないものとする。
  - 4. 本工数は、トラッククレーンにより取付、取り外し可能な場合のものである。
  - 5. 叶出配管がサニーホースの場合は別途積上げるものとする。

#### (3) 付属設備

別途単独で据付を行う付属設備の据付については、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

3-2 据付工数

(1) 固定設備据付工数 固定設備の据付工数は、表-4・44を標準とする。

表-4・44 固定設備標準据付工数

改訂 (案)

| 区分   | 標準工数                        | 職種構成比(%)    |
|------|-----------------------------|-------------|
|      | 惊 毕 工 剱                     | 据 付 工 普通作業員 |
| 固定設備 | $y = \frac{33}{x + 19} + 8$ | 8 0 2 0     |

- (注) 1. v は標準工数 (人/t)、x は据付質量(t)である。

  - 3. 本工数は、トラッククレーンにより据付可能な場合のものである。
  - 4. 吐出\_管が<u>鋼管(鋼板を加工する場合も含む)以外の</u>場合は<u>別</u> 途積算するものとする。
- (2) 可搬設備取付・取外し工数

可搬設備の取付・取外し工数は、表-4・45を標準とする。

表-4・45 可搬設備標準取付・取外し工数

|   | ı,             | $\langle \cdot \rangle$ | 標準工数      | 職種構成 | 比(%)  |
|---|----------------|-------------------------|-----------|------|-------|
|   |                | 20                      | (人/ポンプ1台) | 据付工  | 普通作業員 |
| П | 丁搬設備           | 取付                      | 4. 0      | 8 0  | 2 0   |
| H | ] ]77汉 [3义 7/用 | 取外し                     | 1. 2      | 7 5  | 2 5   |

- (注) 1. 可搬設備の取付工数の範囲は、ポンプ本体、電源・操作設備、 \_\_\_\_\_\_\_の準備、取付、現場総合試運転及び跡片付けまでと する。
  - 2. 可搬設備の取外し工数の範囲は、ポンプ本体、電源・操作設備 の準備、取外し及び 跡片付けまでとする。
  - 3. 本工数は、<u>新設</u>時<u>に</u>適用するものとし、ポンプ<u>排水運転</u>時(出水時・管理運転時)の積算には適用できない。
  - 4. 本工数は、トラッククレーンにより取付<u>・</u>取\_外し可能な場合のものである。

語句修正 などを削除

備考

吐出管に統一、あいま

いな表現(等、など、

関する)をやめて具体

叶出管に統一、鋼管以

外は別途積算に記載を

的に記載

語句修正

見直す

語句修正 などを削除 語句修正

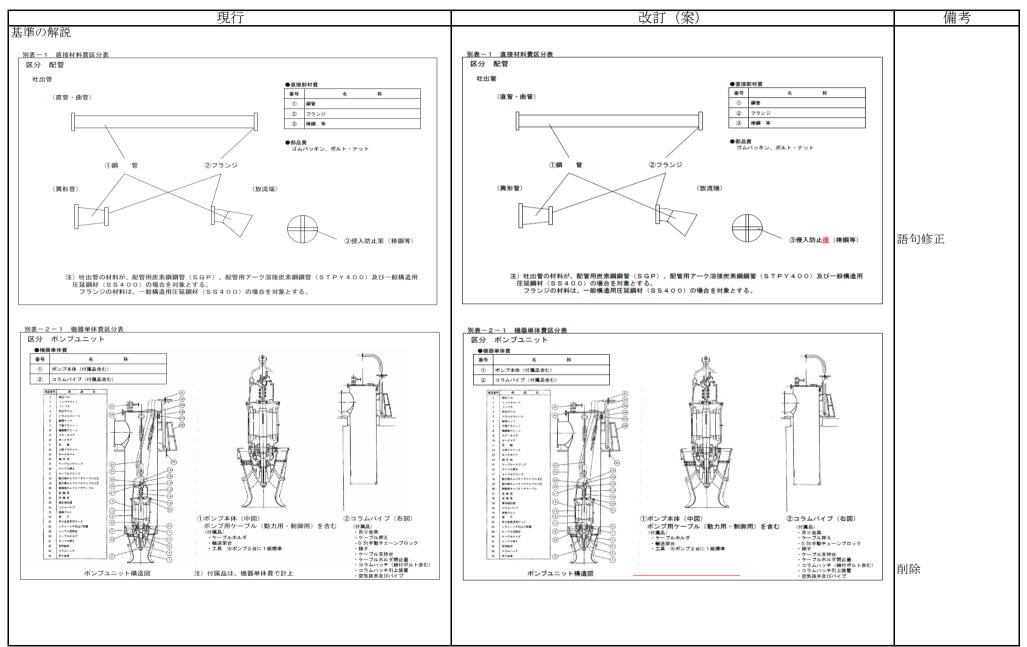
語句修正

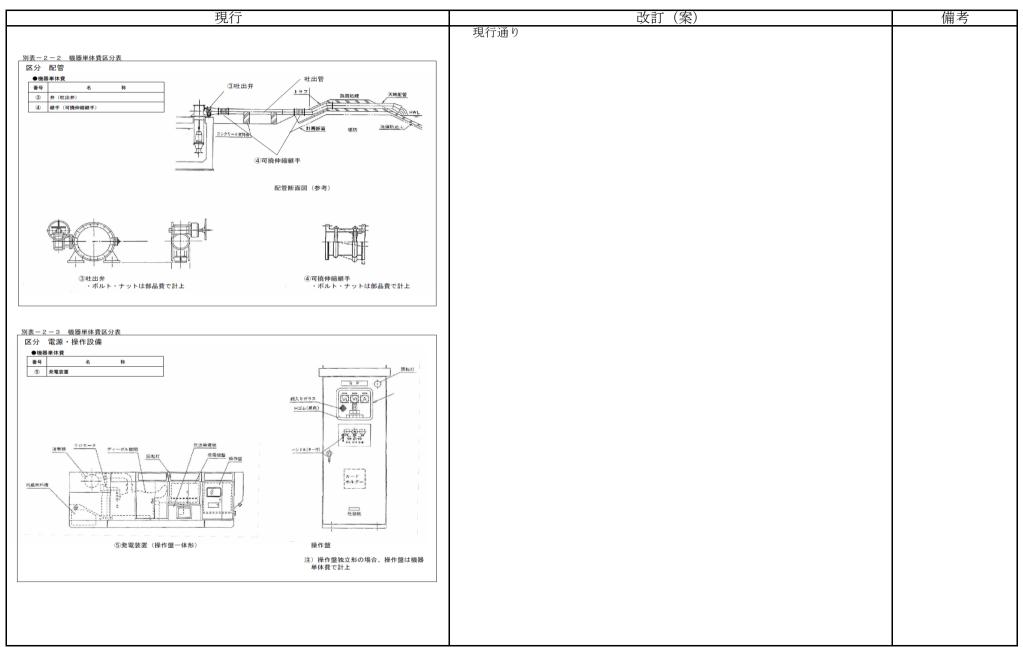
5を削除

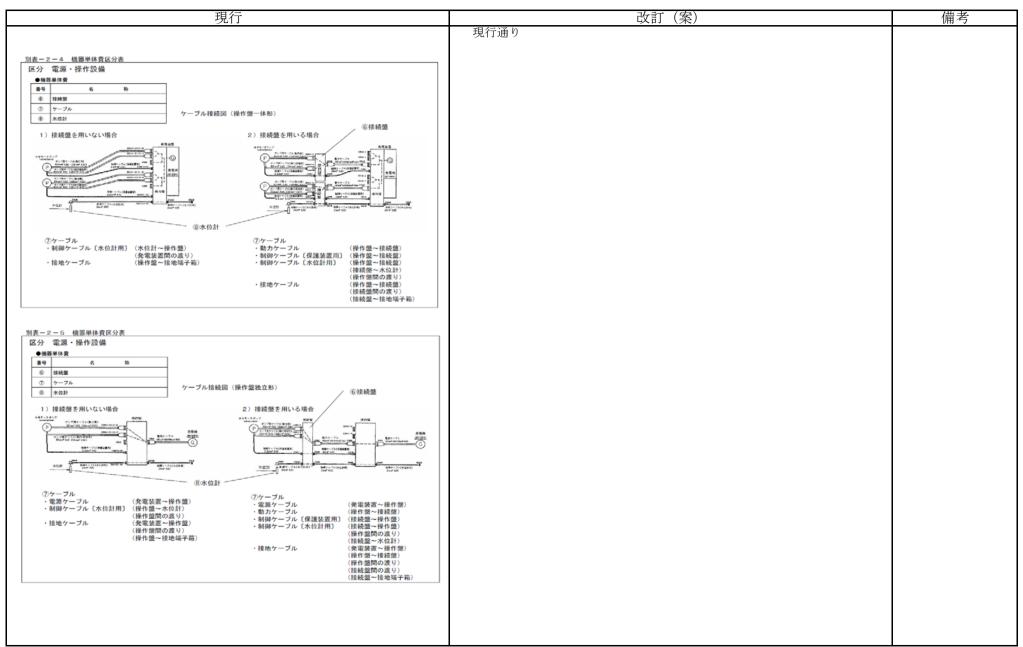
現行通り

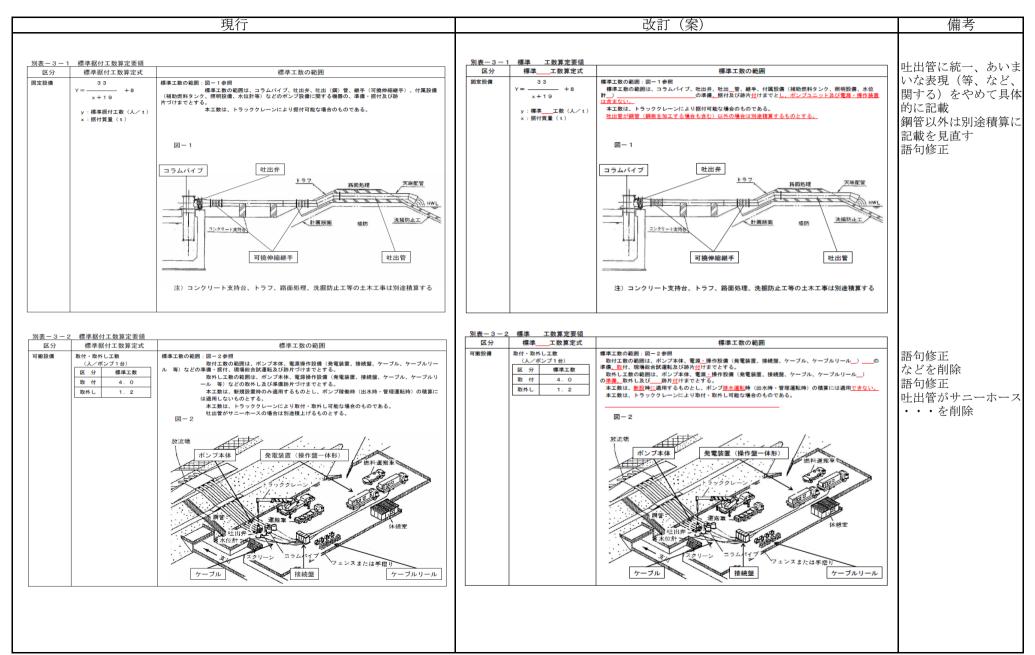
| 現行   | 改訂(案)  | 備考                  |
|--|--|---------------------|
| <ul> <li>(4) その他工数         前記(1)~(3)の工数には、次のものは含まれていないので別途積算するものとする。</li> <li>1)配筋工事、水替工事、運搬路等の仮設費、現場塗装工事2)二次コンクリート、各機器の基礎、シンダーコンクリート、掘削等の土木工事</li> </ul>  | <ul> <li>(4) その他工数<br/>前記(1)~(3)の工数には、次のものは含まれていないので別<br/>途積算するものとする。</li> <li>1)配筋工事、水替工事、運搬路等の仮設工事、現場塗装工事</li> <li>2)二次コンクリート、各機器の基礎、シンダーコンクリート、掘削等<br/>の土木工事</li> </ul> | 語句修正                |
| (5) 工数補正<br>据付数による補正は、標準工数に含まれていないので別途積算する<br>ものとする。   |  | 別途積算する方法がな<br>いため削除 |
| 3-3 機械経費<br>固定設備の据付及び可搬設備の取付・取外しにかかる機械経費は、必<br>要に応じて、トラッククレーン、溶接機等について計上するものとする。   | 現行通り   |                     |
| 3-4       試運転費         試運転は、可搬設備取付工数に含まれているので、計上しないものとするが、必要な燃料油脂類のみ次式により算定し計上する。         W=0.159 × PE × T × Y         W:動力費       円         PE:発電機関出力       kW         T:試運転実働時間       h (積上げによる。)         Y:燃料単価       円/口 |  |                     |
| 4 間接工事費<br>4-1 共通仮設費<br>共通仮設費は、「第1章 一般共通(揚排水ポンプ設備)」に準ずる<br>ものとする。  |  |                     |
| 4-2 現場管理費<br>現場管理費は、「第1章 一般共通(揚排水ポンプ設備)」に準ずる<br>ものとする。   |  |                     |
| 4-3 据付間接費<br>据付間接費は、「第1章 一般共通(揚排水ポンプ設備)」に準ずる<br>ものとする。   |  |                     |
| 5 設計技術費<br>設計技術費は、「第1章 一般共通(揚排水ポンプ設備)」に準ずるもの<br>とする。   |  |                     |
|  | 104  |                     |

基準の解説









第4章 揚排水ポンプ設備第3 除塵設備

改訂事項なし

第5章 ダム施工機械設備

## 平成21年度 機械設備積算基準 (案) 【ダム施工機械設備】対比表

|  |                       | 現行  | 改訂 (案) | 備考 |
|--|-----------------------|---|--------|----|
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ | クリートダ                 | ムおよびフィルダムの施工機械設備の製作、据付、解体撤去に適用  | 現行どおり  |    |
| 1-1 区分及び<br>ダム施工機械                     |                       | 及び構成は、表-5・1のとおりとする。<br>表-5・1 区分及び構成   |        |    |
| 区                                      | 分                     | 構成  |        |    |
|  | ケーブル<br>クレーン          | 固定塔、移動塔、走行・横行・巻上装置(鋼索、トロリ等を含む)、<br>機械室、軌条、操作制御装置、コンクリートバケット、付属設備等                             |        |    |
|  | ケーブル<br>クレーン<br>(軌索式) | 固定塔、走行・横行・巻上装置(鋼索、トロリ等を含む)、<br>機械室、操作制御装置、コンクリートバケット、付属設備等                                    |        |    |
|  | ジ ブ<br>クレーン<br>(走行式)  | 走行体、旋回体、ジブ、マスト、走行・引込・起伏・旋回・<br>巻上装置(鋼索等を含む)、機械室、軌条、操作制御装置、<br>コンクリートハ・ケット、付属設備等               |        |    |
| 骨 材 生                                  | 産 設 備                 | 破砕装置(クラッシャ、ミル等)、篩分・分級装置(グリズリスクリーン、分級機等)、骨材引出装置(フィーダ類)<br>洗浄装置、シュートホッパ類、架台、操作制御装置、上屋、<br>付属設備等 |        |    |
| コンクリート                                 | 生産設備                  | コンクリート混合装置、計量装置、貯蔵装置、シュートホッパ類<br>、給気設備、操作制御装置、上屋、付属設備等  |        |    |
| セメント貯蔵                                 | • 輸送設備                | セメントサイロ、セメント輸送装置 (コンベヤ式、空気式) 、<br>給気設備、架台、操作制御装置、上屋、付属設備等                                     |        |    |
| 骨材貯蔵                                   | • 輸送設備                | 骨材貯蔵ビン、ロックラダー、ベルトコンベヤ、脚、骨材引出装置<br>(フィーダ類)、シュートホッパ類、原料ビン、操作制御装置、付属設備等                          |        |    |
| 濁水処                                    | 理設備                   | 前処理装置、凝集沈降分離装置、中和装置、脱水装置、薬剤供<br>給装置、槽類、架台、測定・操作制御装置、上屋、付属設備等                                  |        |    |
| コンクリート                                 | 冷却設備                  | 冷凍機、クーリングタワー、ポンプ、槽類、架台、操作制御装<br>置、付属設備等   |        |    |
| 付 属                                    | 設備                    | 階段、手摺等  |        |    |
| F                                      | 用するものを                | 輸送設備におけるベルトコンベヤとは、各設備間の骨材の輸送に使<br>をいう。<br>は、各設備とは独立して据付可能な階段、手摺等をいう。                          |        |    |

| 現行  | 改訂 (案)   | 備考   |
|---|--|------|
| 1-2 適 用 規 格<br>この基準に適用する機種の規格は表-5・2を標準とする。  |  |      |
| 表-5・2 適 用 規 格   |  |      |
| 区         分         適         用         規         格           コンクリート打設設備         巻上荷重         4.5 t 吊以上         日 |  |      |
| 直接製作費<br>2-1 材料費<br>(1) 材料費の構成<br>材料費の構成は、次のとおりとする。<br>材料費 = 直接材料費 + 部品費 + 補助材料費  |  |      |
| <ul><li>(2) 直接材料費</li><li>1) エキストラ</li></ul>  |  |      |
| (3) 部 品 費 部品費として計上する品目は、次のとおりとする。 各種軸受 (メタル、ベアリング類)、軌条、ブーリー及びローラー類、ゴムベルト、 ローラチェン、Vベルト、各種スイッチ及びリレー等で積上げ積算しないもの。  | 各種軸受(メタル、ベアリング類)、軌条、 <u>プーリ</u> 及び <u>ローラ</u> 類、ゴムベルト、<br>ローラチェーン、Vベルト、各種スイッチ及びリレー等  | 文章修正 |
| (4) 補助材料費<br>補助材料費の積算は、次式による。なお、補助材料費率は表-5・3によるものとす   |  |      |
| る。     補助材料費 = 直接材料費 × 補助材料費率 表 - 5 · 3 補助材料費率  | 補助材料費       = 直接材料費 × 補助材料費率 (%)         表 - 5 · 3       補助材料費率 (%)         区       分       補助材料費率         ダム施工機械設備       7  | 文章追加 |
| 2-2 機器単体費 機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。 機関車及び運搬台車、トランスファーカ、冷凍機、空気圧縮機、各種ポンプ、 クラッシャ、ミル、スクラバ、クラッシファイア、各種フィーダ、篩分機、金属 探知器、スクリューコンベヤ、バスケットエレベータ、セメント空気輸送機、脱水機、攪拌機、計量機、ミキサ、ワイヤロープ、ロックドコイル、内燃機関、減速機、流体継手、油圧ユニット、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧制御装置、電動機、発電機、発動発電機、受配電盤、各種操作盤、通信警報装置、集塵装置、 換気装置、計測装置、チェンブロック、弁及び管継手等。  | 機関車及び運搬台車、トランスファーカ、冷凍機、空気圧縮機、各種ポンプ、<br>クラッシャ、ミル、スクラバ、クラッシファイア、各種フィーダ、篩分機、金属<br>探知器、スクリューコンベヤ、バスケットエレベータ、セメント空気輸送機、脱水<br>機、攪拌機、計量機、ミキサ、ワイヤロープ、ロックドコイル、内燃機関、減速機、<br>流体継手、油圧ユニット、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧制御装置、<br>電動機、発電機、発動発電機、受配電盤、各種操作盤、通信警報装置、集塵装置、<br>換気装置、計測装置、チェーンブロック、弁及び管継手等。 | 文章修正 |

|   |   | 現  | দি  | 改訂 (案)  | 備考   |
|---|---|--|---|---|------|
| Y = Y = Y = Y = Y = Y = Y = Y = Y = Y = | 工数は次式に<br>= W ×<br>Y:設備区分<br>W:設備区分<br>y:設備区分<br>y:設備区分<br>y:設備区分<br>y:設備区分<br>xn:製作数に<br>製作工数<br>機械記<br>以施工機械認 | y × kn<br>中の製作工数(人)<br>中の製作質量(t)<br>中の標準製作工数<br>よる補正係数 | )<br>(人/t)<br>- 5・4 を標準とする。                                   | 3 製作工数<br>製作工数は次式による。<br>Y= W × y × い<br>Y:設備区分毎の製作工数 (人)<br>W:設備区分毎の製作質量 (t)<br>y:設備区分毎の標準製作工数 (人/t)<br>い:製作数による補正係数 | 文章修正 |
| 区                                       | 分   | 製作質量x(t)   | 標準製作工数 y (人/ t )  |   |      |
|   | ケーブル  | 100未満  | y = 1 8. 8 8  |   |      |
|   | グーブル  | 100以上  | $y = \frac{1,000}{x+100} + 13.88$                             |   |      |
| コンクリート                                  | ケーブル<br>クレーン  | 20未満   | y = 9. 13   |   |      |
| 打設設備                                    |   | 20以上   | $y = \frac{8 \ 1 \ 2 \cdot 5}{x + 1 \ 0 \ 0} + 2 \cdot 3 \ 8$ |   |      |
|   | ジ ブ クレーン  | 50未満   | y = 1 5. 8 8  |   |      |
|   | (走行式)   | 50以上   | $y = \frac{1,000}{x+100} + 9.25$                              |   |      |
|   | 産 設 備   | 100未満  | y = 9. 4  |   |      |
| 1月 7月 生                                 | 座 政 佣   | 100以上  | $y = \frac{520}{x + 400} + 8.4$                               |   |      |
| コンカリート                                  | 生産設備・   | 50未満   | y = 8. 38   |   |      |
| 2777 F:                                 | 工座以開  | 50以上   | $y = \frac{5 \ 1 \ 2 \cdot 5}{x + 1 \ 0 \ 0} + 5 \cdot 0$     |   |      |
| セシント的意                                  | <ul><li>輸送設備</li></ul>  | 10未満   | y = 8. 7 5  |   |      |
| CV A L'H' J JEN                         | 州心以州  | 10以上   | $y = \frac{87.5}{x+30} + 6.5$                                 |   |      |
| 骨材貯蔵                                    | <ul><li>輸送設備</li></ul>  | 50未満   | y = 9. 13   |   |      |
| 日小月月一郎                                  | 州心以州  | 50以上   | $y = \frac{287.5}{x+100} + 7.25$                              |   |      |
| 濁 ** bn                                 | 理設備   | 10未満   | y = 1 4. 2 5  |   |      |
| 闽 小 处                                   | 生 以 佣   | 10以上   | $y = \frac{337.5}{x+50} + 8.63$                               |   |      |

|          |   | 現行   |      | 改訂 (案)  | 備考   |
|----------|---|--|------|---|------|
| 2.<br>3. | 製作質量。<br>各設備の<br>情材生区分。<br>この場合の<br>1) 一次<br>2) 二次<br>付属設備の<br>1) 一次<br>(1) 一次<br>(2) 二次<br>(4) 関係の<br>(5) 関係の<br>(6) 対域の<br>(6) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域の<br>(7) 対域<br>(7) 対域の<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対域<br>(7) 対<br>(7) 対<br>(7) 対<br>(7) 対<br>(7) 対<br>(7) 対<br>(7) 対<br>(7) 対<br>(7) 対<br>(7) 対<br>(7) 対<br>(7) 対<br>(7) 対<br>(7) 対<br>(7) | 製作工数(人/t)、xは区分毎の製作質量である。<br>とは直接材料の仕上り質量で機器単体品及び部品の質量は含めない<br>製作範囲は表-5・5のとおりである。<br>設備において、設備の内容、規模等から細区分する場合の対象質量<br>されたものの対象質量とする。<br>か細区分は、以下を標準とする。<br>欠破砕設備<br>次、三次破砕、ふるい分設備<br>砂設備<br>の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。<br>表-5・5 製 作 範 囲 |      |   |      |
| X        |   | 製作範囲   |      |   |      |
|          |   | 固定塔、移動塔、走行・横行・巻上装置(鋼索、トロリ等を含む)、<br>コンクリートバケット、機械室、付属設備等  |      |   |      |
|          | クレーン  | 固定塔、走行・横行・巻上装置(鋼索、トロリ等を含む)、コンクリートバケット、機械室、付属設備等  |      |   |      |
|          | クレーン  | 走行体、旋回体、ジブ、マスト、走行・引込・起伏・旋回・巻<br>上装置、コンクリートバケット、機械室、付属設備等   |      |   |      |
| 骨材生      | 産設備   | グリズリ、シュートホッパ類、架台、上屋、付属設備等  |      |   |      |
| コンクリート   | 生産設備  | コンクリート混合装置、貯蔵装置、シュートホッパ類、上屋、<br>付属設備等  |      |   |      |
| セメント貯蔵・  | 輸送設備  | セメントサイロ、架台、付属設備等   |      |   |      |
| 骨材貯蔵・    | 輸送設備  | 骨材貯蔵ビン、ロックラダー、ベルトコンベヤ、脚、シュート<br>ホッパ類、原料ビン、付属設備等  |      |   |      |
| 濁水処      | 理設備   | 槽類、架台、上屋、付属設備等   |      |   |      |
|          |   |  | _(注) | 1. 骨材貯蔵・輸送設備におけるベルトコンベヤとは、各設備間の骨材の輸送に使用するものをいう。<br>2. 付属設備とは、各設備とは独立して据付可能な階段、手摺等をいう。 | 文章追加 |

|   |  |  | 改訂(案)                              |            |           |           | 備考 |          |
|---|--|--|------------------------------------|------------|-----------|-----------|----|----------|
| は、表-5・<br>補正の適用<br>1. コ<br>2. コ               | る補正<br>格で明確に分離できる設   | とする。                                     | ě注する場合の補正係数(Kn)                    |            |           |           |    |          |
| 表-5   | ・6 製作数による補正  | E率                                       |                                    | 表-5・6      | 製作数による    | 補正係数(Kn)  | 1  | 文章修正及び追加 |
| 製作数(新   | E) 2   | 3  |                                    | 製作数(組)     | 2         | 3         |    |          |
| 補 正   | 0.95   | 0.93                                     |                                    | 補 正 率      | 0.95      | 0.93      |    |          |
| 1 1111 112                                    | (0. 97)  | (0.96)                                   |                                    | MH 11. 141 | (0.97     | (0. 96)   |    |          |
| (2) 補助材料費<br>据付補助材<br>据付補助<br>据付労務費<br>費をいい、別 | 料費の積算は、次式によ<br>材料費=据付労務費×規                                       | る。<br>居付補助材料費率(<br>た従事する機械設<br>で、電気工事費中の | る)<br>情据付工、普通作業員の労務<br>労務費は対象としない。 |            |           |           |    |          |
|   | 表-5・7 据付補助材  | †料費率(%)                                  | _                                  | 表一         | 5 ・ 7 据付着 | 輔助材料費率(%) |    |          |
|   | 区 分 据付   | 计補助材料費率(%)                               |                                    | 区          | 分         | 据付補助材料費率  |    | 一部削除     |
| <i>y</i>                                      | ム施工機械設備  | 2. 0                                     |                                    | ダム施工       | L機械設備     | 2. 0      |    |          |
| Y= W<br>Y: 設<br>w: 設                          | 械設備の据付工数は次式<br>※ y<br>備区分毎の据付工数(人<br>備区分毎の据付質量( t<br>備区分毎の標準据付工数 | \) (1)                                   |                                    |            |           |           |    |          |

|   |                      | 現行                                |                     |                 | 改訂(案) | 備考 |
|---|----------------------|-----------------------------------|---------------------|-----------------|-------|----|
| (2) 標準据付工数<br>ダム施工機械設備の据付工数は、表-5・8を標準とする。 |                      |                                   |                     |                 | 現行どおり |    |
| 表一5・8 ダム施工機械設備標準据付工数                      |                      |                                   |                     |                 |       |    |
| 区 分                                       | 標 準<br>据付質量(t)       | 据付工数                              | 職種別構成 機械設備据付工       | 注割合(%)<br>普通作業員 |       |    |
| コンクリート打設設備                                | 50未満                 | y = 8. 1                          |                     |                 |       |    |
|   | 50以上                 | $y = \frac{28}{\sqrt{x}} + 4.1$   |                     |                 |       |    |
| 骨材生産設備                                    | 200未満                | y = 6. 3                          |                     |                 |       |    |
| — — »                                     | 200以上                | $y = \frac{6.5}{\sqrt{x}} + 1.7$  |                     |                 |       |    |
| コンクリート生産設備                                | 30未満                 | y = 6. 7                          | 8 5                 |                 |       |    |
|   | 30以上                 | $y = \frac{19}{\sqrt{x}} + 3.2$   |                     | 1 5             |       |    |
| セメント貯蔵・輸送設備                               |                      | y = 5. 0                          |                     |                 |       |    |
| 骨材貯蔵・輸送設備                                 | 50未満                 | y = 7. 9                          |                     |                 |       |    |
|   | 50以上                 | $y = \frac{40}{\sqrt{x}} + 2.  2$ |                     |                 |       |    |
| 濁 水 処 理 設 備                               | 10未満                 | y = 7. 4                          |                     |                 |       |    |
|   | 10以上                 | $y = \frac{11}{\sqrt{x}} + 3.9$   |                     |                 |       |    |
| コンクリート冷却設備                                | 1 未満                 | y = 3 9. 7                        |                     |                 |       |    |
| , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,     | 1以上                  | $y = \frac{37}{\sqrt{x}} + 2.7$   |                     |                 |       |    |
| 据付対<br>2. 標準据<br>あり、打                     | 象となる設備の語<br>寸工数は、準備、 | ・                                 | 総質量である。<br>負荷運転)、跡片 | づけまでで           |       |    |

|   |   | 現行               |                 |       | 改訂 (案)  | 備考     |
|---|---|------------------|-----------------|-------|---|--------|
|   | <ul> <li>3. コンクリート打設設備の標準据付工数は、ケーブルクレーン(軌索式を含む)及びジブクレーン(走行式)の据付の場合のものである。</li> <li>4. 骨材生産設備において、設備の内容、規模等から細分化する場合の取扱は製作工数に準する。</li> <li>5. 標準据付工数は、トラッククレーン等により据付可能な場合のものである。</li> <li>6. 付属設備を別途単独で据付を行う場合の積算については、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。</li> </ul> |                  |                 |       |   |        |
| <ul> <li>3-3 機械経費</li> <li>(3) 機械器具にかかる経費は必要に応じて、簡易ケーブルクレーン、ウインチ、ワイヤローブ、溶接機、空気圧縮機(排出ガス対策型)等について計上するものとする。</li> <li>(2) クレーン等は最大部材質量、吊上げ高さ、作業半径等を考慮して据付条件に適合した規格、台数、運転日数を決定するものとする。</li> <li>(3) トラッククレーンの運転日数は表-5・9を標準とする。</li> </ul> |   |                  |                 | のとする。 | (2) クレーン等は最大部材質量、吊上げ高さ、作業半径等を考慮して据付条件に適合した規格 <u>を決定し、</u> 台数、運転日数を <u>別途積上げにより計上するものとする。</u> (3) 【削除】 | 文章修正削除 |
|   | 区分  | 標準運転日数           | 摘要範囲            |       |   |        |
|   | コンクリート打設設備  | y = 0.512 x      | x ≦ 5 6 0       |       |   |        |
|   | 骨 材 生 産 設 備   | y = 0. 4 4 3 x   | $x \le 2, 200$  |       |   |        |
|   | コンクリート生産設備  | y = 0. 297 x     | x ≦ 4 9 0       |       |   |        |
|   | セメント貯蔵・輸送設備   | y = 0. 472 x     | x ≦ 1 5 0       |       |   |        |
|   | 骨材貯蔵・輸送設備   | y = 0. 3 1 5 $x$ | $x \le 1$ , 000 |       |   |        |
|   | 濁 水 処 理 設 備   | y = 0. 3 2 4 x   | x ≦ 2 5 0       |       |   |        |
|   | コンクリート冷却設備  | y = 0. 2 1 7 x   | x ≦ 2 2 0       |       |   |        |
|   | (注) yはトラッククレーン標準運転日数(日)、xは据付質量(t)である。<br>据付質量は製作質量に部品、機器単体品を加えた総質量である。  (4) その他機械器具 溶接機機械経費の積算は、次式による。 溶接機機械経費=据付労務費×溶接機機械経費率 据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は、対象としない。なお、溶接機械経費率は表-5・10によるものとする。                      |                  |                 |       |   |        |
| 1   |   |                  |                 |       | <u>(3)</u> その他機械器具  | 文章修正   |

| 現行  |  |   |                   |       | 改訂(案)  |          |  |  |
|---|--|---|-------------------|-------|--|----------|--|--|
| 表-5・10 溶接機機械経費  |  |   |                   |       |  | 文章修正及び追加 |  |  |
|   | 区 分  | 溶接機機械経費率  |                   |       | 区 分  | 溶接機機械経費率 |  |  |
|   | ダム施工機械設備   | 0. 5  |                   |       | ダム施工機械設備   | 0. 5     |  |  |
| <ul> <li>解体撤去費</li> <li>4-1 材料</li> <li>解体撤去</li> <li>4-2 解体撤去</li> <li>(1) 解体指</li> <li>ダムが</li> <li>Y=</li> <li>Y</li> <li>(2) 標準角</li> </ul> | 去にかかる材料費は積上げによ<br>去工数<br>散去工<br>施工機械設備の解体撤去工数は<br>w × y<br>: 設備区分毎の解体撤去工数(<br>: 設備区分毎の解体撤去質量(<br>: 設備区分毎の標準解体撤去工<br>経体抵去工数<br>施工機械設備の解体撤去工数は | り計上するものとする。<br>次式による。<br>人)<br>t)<br>数 (人/ t)   |                   | ダム施工機 | w設備の解体撤去工数は表-5・ <u>1</u><br>表-5・ <u>10</u> ダム施工機 |          |  |  |
| 区   | 分標準解体  | 撤去工数 職種別構成 解体撤去工  |                   |       |  |          |  |  |
| ダム施工  | 機械設備 標準据付工   | 二数×40% 75   | 2 5               |       |  |          |  |  |
| 2.  | 解体撤去工数 (人/t)、xに解体撤去質量は、転用する機器総質量である。<br>標準解体撤去工数は当該設備のり、準備から別途輸送ができるでとする。  | 8によるものとする。ただし、y<br>は解体撤去質量(t)とする。<br>B及び機器取出しのために解体する<br>の主な機器を他に転用する場合のも<br>おまでの解体、小運搬、集積、跡片<br>フクレーン等により解体撤去可能な | 部材の<br>のであ<br>づけま |       |  |          |  |  |

| 現行   | 改訂(案)                                     | 備考 |
|--|---|----|
| 4-3 機械経費<br>トラッククレーンの運転日数は表-5・12を標準とする。  | トラッククレーンの運転日数は <u>別途積上げにより計上するものとする</u> 。 |    |
| 表-5・12 トラッククレーン標準運転日数  | 表-5:12 【削除】                               |    |
| 区 分 標準運転日数 適用範囲<br>コンクリート打設設備 y=0.291x x≤ 560  |   |    |
| 骨 材 生 産 設 備 y=0.245x x≤2,200   |   |    |
| コンクリート生産設備 y=0.235x x≤ 490   |   |    |
| セメント貯蔵・輸送設備 y=0.248x x≦ 150  |   |    |
| 骨材貯蔵・輸送設備 y=0.211x x≤1,000   |   |    |
| 濁 水 処 理 設 備 y=0.172x x≦ 250  |   |    |
| コンクリート冷却設備 $y=0.190x$ $x \le 220$  |   |    |
| ある。<br>解体・撤去質量は製作質量に部品、機器単体品を加えた総質量である。<br>4-4 解体撤去工賃金、間接費<br>解体撤去工賃金、間接費は、機械設備据付工賃金、間接費を採用するものとする。<br>ダム施工機械設備 解説 | 現行どおり                                     |    |
|  |   |    |

第6章 トンネル換気設備

## 平成21年度 機械設備積算基準(案) 【トンネル換気設備】対比表

#### 備考 改 訂 (案) 第6章 トンネル換気設備 第1 ジェットファン設備 第1 ジェットファン設備 1 適用範囲 1 適用範囲 この基準は、トンネル換気設備(ジェットファン及びブースターファン、以下ジェットファンに この基準は、トンネル換気設備(ジェットファン及びブースターファン、以下ジェットファンに適 適用する。 用する。 1-1. 区分及び構成 1-1. 区分及び構成 トンネル換気設備の区分及び構成は、表一6・1のとおりとする。 トンネル換気設備の区分及び構成は、表一1.8.1のとおりとする。 表一6・1 区分及び構成 表-1.8.1 区分及び構成 上記で適用範囲を述 べているため削除 分 区 分 シ゛ェットファン 本体 ケーシング、動翼、電動機 シ゛ェットファン 本体 ケーシング、動翼、雷動機 ブ・ースタファン ブースタファン 吊り金具類 吊り金具、ターンバックル 吊り金具類 吊り金具、ターンバックル 手元開閉器箱 手元開閉器箱 FΒ フィードバック換気制御盤 FΒ フィードバック換気制御盤 換気制御盤 FF フィードフォワード換気制御盤 換気制御盤 FF フィードフォワード換気制御盤 ΑI AIファジィ換気制御盤 ΑI A I ファジィ換気制御盤 投光部 投光部 受光部 受光部 VI計 投光部電源ボックス VI計 投光部電源ボックス 受光部電源ボックス 受光部電源ボックス 光ファイバケーブルボックス 光ファイバケーブルボックス CO計 CO計本体 CO計 CO計本体 AV計 検出器 AV計 検出器 変換器 変換器 計測盤(VI、CO、AV計) 計測盤(VI、CO、AV計) 2. 直接製作費 2. 直接製作費 表現を1-1 区分と 2-1. 機器単体費 2-1. 機器単体費 統一。手元開閉器を 機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。 機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。 追加。 ジェットファン(本体、吊り金具類、手元開閉器箱)、換気制御盤、VI計(煙霧透過率測定装置) ジェットファン本体、吊り金具類、換気制御盤、計測盤、煙霧透過率測定装置、一酸化炭素濃度計 測装置、風向風速測定装置、その他これらに類するもので積上げ積算しないもの。 、CO計(一酸化炭素濃度計測装置)、AV計(風向風速測定装置)、計測盤、その他これらに類す るもので積上げ積算しないもの。 3. 直接工事費 3. 直接工事費 3-1. 材料費 現行どおり 据付直接材料費 据付に使用するアンカーボルト等の部品をいい、積上げによるものとする。 3-2. 労務費 3-2. 労務費

1)標準据付工数

①ジェットファン本体部

ジェットファン本体の据付工数は、表一1.8.2を標準とする。

1)標準据付工数

①ジェットファン本体部

ジェットファン本体の据付工数は、表一6・2を標準とする。

### 表一6・2 ジェットファン本体部標準据付工数

| 口径      | 本体据付『アンカーボルト |       | 手元開閉器箱 | 総合試運転調整 | 職種別構成割合(%) |       |
|---------|--------------|-------|--------|---------|------------|-------|
| (mm)    | (人/基)        | (人/本) | (人/台)  | (人/基)   | 据付工        | 普通作業員 |
| 630     | 1. 88        |       |        |         |            |       |
| 1030    | 2. 63        | 0. 22 | 0.5    | 0.75    | 8 0        | 2 0   |
| 1 2 5 0 | 3. 50        |       |        |         |            |       |
| 1530    | 4. 13        |       |        |         |            |       |

- <注>1. 本体据付の範囲は、ジェットファン本体の据付、単独試運転調整及びそれに伴 う準備、後片付けまでとし、電気配線配管の据付は含まない。
  - 2. アンカーボルトの範囲は、アンカーボルトの打込み、吊り金具取付、引抜試験 及びそれに伴う準備・後片付けとする。
  - 3. 手元開閉器箱の範囲は、手元開閉器の据付、アンカーボルト打込み及びそれに 伴う準備・後片付けまでとし、電気配線・配管の据付は含まない。
  - 4. 総合試運転調整の範囲は、単独試運転調整後、一酸化炭素検出装置及び煙霧透 過率測定装置、風向風速測定装置等を連動させ全装置の総合試運転を行い、運 転状況を記録するものである。なお、総合試運転は自動運転及び手動運転の両 方を行うものとする。

#### ②換気制御盤·計測機器類

換気制御盤・計測機器類の据付工数は、表一6・3を標準とする。

表一6·3 換気制御盤·計測機器類標準据付工数

|       | - 1  | 0          | 17/1/1/11/1 | 1-1-11117 H | TINTING HE. | 754 1717 171 | 111 300 |        |
|-------|------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|--------|
| 制御盤   |      | V I 計(人/台) |             | CO計         | AV計         | 計測盤          | 職種別工    | 数割合(%) |
| (人/面) |      | 投光部        | 受光部         | (人/台)       | (人/台)       | (人/面)        | 据付工     | 普通作業員  |
| FΒ    | 2. 0 |            |             |             |             |              |         |        |
| FF    | 4. 0 | 1. 5       | 1. 5        | 3. 0        | 3. 0        | 2. 0         | 8 0     | 2 0    |
| ΑI    | 8. 0 |            |             |             |             |              |         |        |

<注> 1.標準工数の範囲は、各装置の据付、アンカーボルト打込み、単独試運転調 整及びそれに伴う準備、後片付けまでとし、電気配線・配管の据付及びト ンネル本体のはつりは含まない。なお、VI計のうち、光ファイバーケー ブルボックス、電源ボックスは含まない。

#### ③風量·騒音測定

風量・騒音測定にかかる標準工数は、表一6・4を標準とする。

表-6·4 風量·騒音測定標準工数

|       |        | · /=131 | M I M C M  | 1 //\ |  |  |
|-------|--------|---------|------------|-------|--|--|
|       | 準備·後片付 | 測 定     | 職種別構成割合(%) |       |  |  |
| (人/式) |        | (人/風量)  | 据付工        | 普通作業員 |  |  |
|       | 7. 0   | 1. 25   | 8 0        | 2 0   |  |  |

### 改 訂 (案)

表一1.8.2 ジェットファン本体部標準据付工数

| 口 径 本体据付 |       | アンカーホ゛ルト | 手元開閉器箱 | 総合試運転調整 | 職種別構成割合(%) |       |
|----------|-------|----------|--------|---------|------------|-------|
| (mm)     | (人/基) | (人/本)    | (人/台)  | (人/基)   | 据付工        | 普通作業員 |
| 630      | 1.88  |          |        |         |            |       |
| 1030     | 2.63  | 0. 22    | 0.5    | 0.75    | 8 0        | 2 0   |
| 1 2 5 0  | 3. 50 |          |        |         |            |       |
| 1530     | 4. 13 |          |        |         |            |       |

- <注>1. 本体据付の範囲は、ジェットファン本体の据付、単独試運転調整及びそれに伴う 準備、後片付けまでとし、電気配線配管の据付は含まない。
  - 2. アンカーボルトの範囲は、<u>本体据付に関る</u>アンカーボルトの打込み、吊り金具取 アンカーボルトの範囲を明 付、引抜試験及びそれに伴う準備・後片付けとする。
  - 3. 手元開閉器箱の範囲は、手元開閉器の据付、アンカーボルト打込み及びそれに伴 う準備・後片付けまでとし、電気配線・配管の据付は含まない。
  - 4. 総合試運転調整の範囲は、単独試運転調整後、一酸化炭素検出装置及び煙霧透過 率測定装置、風向風速測定装置等を連動させ全装置の総合試運転を行い、運転状 況を記録するものである。なお、総合試運転は自動運転及び手動運転の両方を行 うものとする。

確化

備考

現行どおり

|   | 現   | 行  |       | 訂 (案) |    |
|---|---|--|-------|-------|----|
| 表―6・5 ジ<br>機械器具名<br>高所作業車<br>ルーン付トラック<br>その他必要器具<br>雑器具損料 | エットファン小口径規格運転時間荷重1.7t3.5時間2t吊4t積0.5時間     | 行 は、表一6・5、表一6・6を標準とする。 (630、1030mm) 基当たり 供用日 摘 要 0.5日    助し、アンカー撤、ジェットファン解開 0.5日   機械器具×2% | 現行どおり | 訂(案)  | 備考 |
|   |   | (1250、1530mm) 基当たり   |       |       |    |
| 機械器具名 高所作業車   |   | 供用日摘要  |       |       |    |
| 一局別作業里<br>クレーン付トラック                                       | 荷重3.2t     3.5時間       2.9tR4t積     0.5時間 | 0.5日 <u> </u> <u> </u>   |       |       |    |
| その他必要器具   | 2. 2 clustolk   0. 2HJ [H]                | V. V. H  |       |       |    |
| 雑器具損料   |   | 機械器具×2%  |       |       |    |
|   |   |  |       |       |    |
|   |   |  |       |       |    |

基準の解説

# 平成21年度 機械設備積算基準(案) 解説【トンネル換気設備】対比表

| 第1 ジェットファン設備  1 血液素作  1 血液素作  1 動作  対域偏の関作工数は、「準成化減低」による。  別表 - I 若常ジェットファン本条選別が工数算定要傾  第2 法风磁器価  1 固接動作  1 国接動作  1 国接動作  1 国接動性  1 国接動性  2 計算機関及び付払金値に使用するボルト、ナットの標準質量は、透頻機構準質量の  1. 8% 対する。  別表 - 2 哲常遊園機及び付記装装面製作工数算定要換 | 現 行                                  | 改 訂 (案) | 備考 |
|--|--------------------------------------|---------|----|
| 1-1 製作工数     付属設備の製作工数は、「構成付属設備」による。  別表-1 標準ジェットファン本体部据付工数算定要領  第2 送風機設備  1 直接製作費  1-1 標準質量     送風機及び付属装置に使用するボルト、ナットの標準質量は、送風機標準質量の 1.8%とする。   |                                      | 現行どおり   |    |
| 付属設備の製作工数は、「構成付属設備」による。 別表-1 標準ジェットファン本体部据付工数算定要領  第2 送風機設備 1 直接製作費 1-1 標準質量 送風機及び付属装置に使用するボルト、ナットの標準質量は、送風機標準質量の 1.8%とする。   | 1 直接製作費                              |         |    |
| 第2 送風機設備  1 直接製作費  1-1 標準質量   送風機及び付属装置に使用するボルト、ナットの標準質量は、送風機標準質量の 1.8%とする。  |                                      |         |    |
| 1 直接製作費  1-1 標準質量  送風機及び付属装置に使用するボルト、ナットの標準質量は、送風機標準質量の 1.8%とする。   | 別表-1 標準ジェットファン本体部据付工数算定要領            |         |    |
| 1 直接製作費  1-1 標準質量  送風機及び付属装置に使用するボルト、ナットの標準質量は、送風機標準質量の 1.8%とする。   |                                      |         |    |
| 1-1 標準質量<br>送風機及び付属装置に使用するボルト、ナットの標準質量は、送風機標準質量の<br>1.8%とする。   | 第2 送風機設備                             |         |    |
| 送風機及び付属装置に使用するボルト、ナットの標準質量は、送風機標準質量の<br>1.8%とする。   | 1 直接製作費                              |         |    |
| 別表-2 標準送風機及び付属装装置製作工数算定要領  | 送風機及び付属装置に使用するボルト、ナットの標準質量は、送風機標準質量の |         |    |
|  | 別表-2 標準送風機及び付属装装置製作工数算定要領            |         |    |
|  |                                      |         |    |
|  |                                      |         |    |
|  |                                      |         |    |
|  |                                      |         |    |
|  |                                      |         |    |
|  |                                      |         |    |
|  |                                      |         |    |
|  |                                      |         |    |
|  |                                      |         |    |

第7章 トンネル非常用施設

第8章 消融雪設備

| 現行   | 改訂(最終案) | 備考 |
|--|---------|----|
| 第8章 消融雪設備  |         |    |
| 適用範囲 この基準は、消除管設備のうち消雪設備の製作、提付及びさく井に適用する。 1-1 区分及び構成 消雪設備の区分及び構成は、表-8・1 のとおりとする。 表-8・1 区分及び構成 区 分 標 成 立 く 井 掘削、ケーシング作業、砂利充填、孔内洗浄、電気検層、揚水試験 ボ ン ブ ボンブ、揚水管、散水上、液体整、刺卵盤、検知器、液量計、圧力計等 配 管 送水管、飲水管、胶水上、液体整、刺卵盤、検知器、液量計、圧力計等 付 属 設 備 ボンブ掛付架台、配管掛付架台 直接製作費 2-1 材料費 (1) 材料費の構成 材料費の構成は、次のとおりとする。     お材費 = 部材費 + 部品費 + 補助材料費 (2) 部材費 = 部材所要量 × 部材単価 2) 部材の所要量の算定及び部材単価は、「第1章 一般共通」に準ずる。 3) 部材費は、次式による。     部材費 = 部材所要量 × 部材単価 2) 部材の所要量の算定及び部材単価は、「第1章 一般共通」に準ずる。 3) 部は費の構度は、次式による。     市材費 + 部品費 | 現行のとおり  |    |

3 直接工事費

#### 3-1 材料費

(1) 据付材料費

送水管(150A以下)の材料費及び、散水ノズル、揚水管、各種弁類(逆止弁、仕切弁等)、圧力計、低水位用電極、井戸ふた、管継手(チーズ、エルボ、ソケット、カップリング等)等の部品費を積上げるものとする。

現行

(2) 据付補助材料費

据付補助材料費の積算は次式による。

据付補助材料費 = 据付労務費 × 据付補助材料費率 (%)

据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。

なお、据付補助材料費率は、表-8・2によるものとする。

表-8・2 据付補助材料費率 (%)

|      | 区 分      | 据付補助材料費率 |
|------|----------|----------|
| ポンプ、 | 送水管、散水管等 | 2 %      |

#### 3-2 ポンプ据付

(1) 据付工数

ポンプ据付工数は、次式による。

 $Y = y \times n$ 

Y:設備1施設当りの据付工数(人)

v:ポンプ1台当りの標準据付工数(人/台)

n:設備1施設当りのポンプ台数(台)

(2) 標準据付工数

ポンプ据付工数は、表-8・3を標準とする。

表-8・3 標準据付工数

|         |                        | 職種別構成割合(%) |       |  |
|---------|------------------------|------------|-------|--|
| 区 分     | 標準据付工数                 | 機械設備据付工    | 普通作業員 |  |
| ポンプ     | y = 0.05 x + 2.6 (人/台) | 6.0        | 4 0   |  |
| 操作盤・試運転 | y = 5. 6 (人/式)         | 8.0        | 4 0   |  |

- (注) 1. y は標準据付工数 (人/台)、x は揚水管長さ (m) である。
  - 2. 本工数は口径150mm以下かつ出力45kW以下の深井戸用水中モータポンプに適用する。
  - 3. ポンプ据付には、逆止弁、仕切弁、圧力計、揚水管、低水位用電極、制御用電 カケーブル、流量計、吐出曲管、空気弁、相フランジ、井戸ふた、支持バンド、 水中ケーブル、基礎ボルト、受台等の据付及び配線・配管を含むものとする。
  - 4. 操作盤、試運転は井戸用操作盤設置及び井戸用ポンプ設備の試運転をいう。
  - 5. 取水位置と制御盤の距離は10mを標準とし、それ以上の配管、配線については別途計上する。
  - 6. ポンプ室設置等の土木工事は本工数に含まない。
  - 7. 深井戸用水中ポンプ以外の場合、別途積上げることとする。

#### 3 直接工事費

3-1 材料費

(1) 据付材料費

送水管(150A以下)の材料費及び、散水ノズル、揚水管、各種弁類(逆止弁、仕切弁等)、圧力計、低水位用電極、井戸ふた、管継手(チーズ、エルボ、ソケット、カップリング等)等の部品費を積上げるものとする。

改訂(最終案)

(2) 据付補助材料費

据付補助材料費の積算は次式による。

据付補助材料費 = 据付労務費 × 据付補助材料費率 (%)

据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。

なお、据付補助材料費率は、表-8・2によるものとする。

表-8・2 据付補助材料費率 (%)

|      | 区 分      | 据付補助材料費率 |
|------|----------|----------|
| ポンプ、 | 送水管、散水管等 | 2 %      |

#### 3-2 ポンプ据付

(1) 据付工数

ポンプ据付工数は、次式による。

 $Y = y \times n$ 

Y:設備1施設当りの据付工数(人)

v:ポンプ1台当りの標準据付工数(人/台)

n:設備1施設当りのポンプ台数(台)

(2) 標準据付工数

ポンプ据付工数は、表-8・3を標準とする。

表-8・3 標準据付工数

| 衣 - 8 · 3 · 保华佑刊 工数 |                        |            |     |       |  |
|---------------------|------------------------|------------|-----|-------|--|
|                     |                        | 職種別構成割合(%) |     |       |  |
| 区 分                 | 標準据付工数                 | 機械設備据付工    | 電工  | 普通作業員 |  |
| ポンプ                 | y = 0.05 x + 2.6 (人/台) | 9.5        | 2.0 | 4.5   |  |
| 操作盤・試運転             | y = 5. 6 (人/式)         | 3 5        | 20  | 4 5   |  |

- (注) 1. yは標準据付工数 (人/台)、xは揚水管長さ(m)である。
  - 2. 本工数は口径150mm以下かつ出力45kW以下の深井戸用水中モータポンプに適用する。
  - 3. ポンプ据付には、逆止弁、仕切弁、圧力計、揚水管、低水位用電極、制御用電 カケーブル、流量計、吐出曲管、空気弁、相フランジ、井戸ふた、支持バンド、 水中ケーブル、基礎ボルト、受台等の据付及び配線・配管を含むものとする。
  - 4. 操作盤、試運転は井戸用操作盤設置及び井戸用ポンプ設備の試運転をいう。
  - 5. 取水位置と制御盤の距離は10mを標準とし、それ以上の配管、配線については別涂計上する。
  - 6. ポンプ室設置等の土木工事は本工数に含まない。
  - 7. 深井戸用水中ポンプ以外の場合、別途積上げることとする。

### 職種構成変更

備考

#### (3) 機械経費

機械経費の積算は、次式による。

機械経費 (トラッククレーン) = ポンプ据付労務費 × 機械経費率 (%) ポンプ据付労務費は、深井戸用水中ポンプの据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、深井戸用水中ポンプ以外の据付労務費は対象としない。 なお、機械経費率は、表-8・4によるものとする。

表-8・4 機械経費率

|               | 2 100.101     | 1111/1 |          |
|---------------|---------------|--------|----------|
| 機械器具名         | 標準規格          | 機械経費率  | 摘 要      |
| トラッククレーン[油圧式] | 4. 8~4. 9 t 吊 | 25%    |          |
| 雑器具損料         |               |        | 機械器具費×2% |

- (注) 1. 上記の規格以外のクレーンを使用する場合は、別途積上げるものとする。
  - 2. 「雑器具損料」とはジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具 等の損料である。
- 3-3 送水管、散水管据付
- (1) 据付工数

送水管、散水管据付工数は、次のとおりとする。

 $Y = y \times L \div 100$ 

Y:設備1施設当りの据付工数(人)

y:標準据付工数(人/100m)

L:設備1施設当りの施工延長 (m)

(2) 標準据付工数

送水管、散水管の据付工数は、表-8・5を標準とする。

表-8・5 標準据付工数

| 区分及び適用範囲 |                                      | ₩₩ II / L → ₩.           | 職種別構成割合(%) |       |
|----------|--------------------------------------|--------------------------|------------|-------|
|          |                                      | 標準据付工数<br>(人/100m)       | 機械設備据付工    | 普通作業員 |
| 送水管      | $\phi \le 150 A$                     | y = 0. $0.8 x + 7$ . 6   |            |       |
| 医水官      | $2\ 0\ 0\ A \le \phi \le 3\ 5\ 0\ A$ | y = 0. $0 0 4 x + 7$ . 1 | 5 0        | 5 0   |
| 散水管      | $\phi \le 150 \text{ A}$             | y = 0.08 x + 7.8         |            |       |

- (注) 1. y は標準据付工数 (人/100m)、x は鋼管呼径[JIS G 3452管の呼び方(A)] である。
  - 2. 適用範囲は、送水管の鋼管呼び径350A以下及び散水管の鋼管呼び径150 A以下のコンクリート埋設配管、土中埋設配管及び露出配管とする。なお、プレキャスト製品には適用しない。
  - 3. 上記算定式において、管径が150A以下は人力施工、200A以上は機械施工の歩係を示す。
  - 4. ダブル配管の場合には、それぞれの管について工数を算出する。
  - 5. 本工数は散水管、送水管及び配管架台の据付まで含むものとし、その他の付属 設備は含まないものとする。
  - 6. 掘削工、配筋工、コンクリート工等土木工事は本工数に含まない。

(3) 機械経費

機械経費の積算は、次式による。

機械経費(トラッククレーン) = ポンプ据付労務費 × 機械経費率 (%)ポンプ据付労務費は、深井戸用水中ポンプの据付に従事する機械設備据付工、電工、普通作業員の労務費をいい、深井戸用水中ポンプ以外の据付労務費は対象としない。なお、機械経費率は、表-8・4によるものとする。

表-8・4 機械経費率

| 機械器具名         | 標準規格          | 機械経費率 | 摘 要      |
|---------------|---------------|-------|----------|
| トラッククレーン[油圧式] | 4. 8~4. 9 t 吊 | 25%   |          |
| 雑器具損料         |               |       | 機械器具費×2% |

- (注) 1. 上記の規格以外のクレーンを使用する場合は、別途積上げるものとする。
  - 2. 「雑器具損料」とはジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。
- 3-3 送水管、散水管据付
- (1) 据付工数

送水管、散水管据付工数は、次のとおりとする。

 $Y = y \times L \div 1 \times 0$ 

Y:設備1施設当りの据付工数(人)

y:標準据付工数(人/100m)

L:設備1施設当りの施工延長 (m)

(2) 標準据付工数

送水管、散水管の据付工数は、表-8・5を標準とする。

表-8・5 標準据付工数

| 区分及び適用範囲 |                                      | Int Min let I I am Wi | 職種別構成割合(%) |     |       |
|----------|--------------------------------------|-----------------------|------------|-----|-------|
|          |                                      | 標準据付工数<br>(人/100m)    | 機械設備 据 付 工 | 配管工 | 普通作業員 |
| 送水管      | $\phi \le 150 A$                     | y = 0.08 x + 7.6      | 2 5        | 4.5 | 3 0   |
| 达水官      | $2\ 0\ 0\ A \le \phi \le 3\ 5\ 0\ A$ | y = 0. 004 x + 7. 1   |            | 4 5 | 30    |
| 散水管      | $\phi \le 150 \text{ A}$             | y = 0. 08 x + 7.8     | 3 5        | 3 5 | 3 0   |

- (注) 1. yは標準据付工数 (人/100m)、xは鋼管呼径[JISG3452管の呼び方(A)]
  - 2. 適用範囲は、送水管の鋼管呼び径350A以下及び散水管の鋼管呼び径150 A以下のコンクリート埋設配管、土中埋設配管及び露出配管とする。なお、プレキャスト製品には適用しない。
  - 3. 上記算定式において、管径が150A以下は人力施工、200A以上は機械施工の歩係を示す。
  - 4. ダブル配管の場合には、それぞれの管について工数を算出する。
  - 5. 本工数は散水管、送水管及び配管架台の据付まで含むものとし、その他の付属 設備は含まないものとする。
  - 6. 掘削工、配筋工、コンクリート工等土木工事は本工数に含まない。

職種構成変更

| 現行  | 改訂 (最終案) | 備考 |
|---|----------|----|
| 3) 機械経費 機械経費の積算は、次式による。 機械経費 = 送・散水管据付労務費 × 機械経費率 (%) 鋼管呼び径150A以下の管の据付は人力を標準とするが、現場条件によりクレーン等が必要な場合には別途計上するものとする。 鋼管呼び径200A以上の管の据付にかかわる機械経費率は、表-8・6を標準とする。  | 改訂(最終案)  | 備考 |
| 具等の損料である。  - 4 さく井 標準として積算に用いる工法はパーカッション工法とし、工期、現場条件等を勘案し て最も適した施工法を選択するものとする。  1) 材料費 ケーシング、充填砂利等の材料費及び、ストレーナ等の部品費を積上げるものとする。 なお、充填砂利の標準使用量は、表 - 8 ・ 7 によるものとする。  表 - 8 ・ 7 標準砂利充填量  ケーシング径 200A 250A 300A 350A 400A 400A 掘削径 (mm) 350 400 450 500 550 標準砂利充填量 (m³/m) 0.07 0.08 0.10 0.11 0.12  (注) 1.砂利は、標準として 6 ~ 10mmの豆砂利とする。 | 現行のとおり   |    |
| 2) さく井工数<br>1) さく井工数は表-8・8を標準とする。<br>表-8・8 標準さく井工数<br>区 分 標準さく井工数 (人) 職種別構成割合 (%)<br>特殊作業員 特殊作業員<br>さく井 y= (2.7a+0.067)x+16.6 50 50<br>(注) 1.yは標準さく井工数 (人)、xは掘削深度 (m)、aはm当り掘削日数 (日/m)である。<br>2.さく井工数には掘削、電気検層、ケーシング管設置、砂利充填、孔内洗浄、揚水試験を含むものとし、さく井機設置撤去の工数は表-8・10により別途加算する。   |          |    |

| 現行  | 改訂 (最終案) | 備考 |
|---|----------|----|
| 3. aの値は、各井戸の掘削速度 aから求めるものとし、次式による。 a = { L1 / a1 + L2 + L3 / a2 | 現行のとおり   |    |

|                                      | 現行                        |                      |  | 改訂(最終案) | 備考 |
|--------------------------------------|---------------------------|----------------------|--|---------|----|
| 4) 機械経費<br>1) さく井にかかる機械の新            | 且合せは、表-8・11を標準として         | 、計上するものと             | :する。   |         |    |
| 44 44 BB DD DD 44                    | 表-8・11 標準機械器具<br>標 準 規 格  | *4. F. +4:           | THE STATE OF THE S |         |    |
| 機 械 器 具 名<br>パーカッション式さく井機<br>[モータ駆動] | 保 埠 焼 恰                   | 数量 摘<br>1 台          | 要  |         |    |
| 掘削用ビット                               |                           | 1 台                  |  |         |    |
| 発動発電機 [ディーゼル駆動・排出ガス対策型]              |                           | 1 台                  |  |         |    |
| ベントナイトミキサ                            | 0. 2 m3× 1 槽<br>2. 2 k W  | 1台                   |  |         |    |
| ナンドポンプ                               | 口径80mm<br>揚程10m 3.7kW     | 1 台                  |  |         |    |
| <b> 電気溶接機</b>                        | 交流アーク溶接機<br>200~300A      | 1 台                  |  |         |    |
| <b>架井戸用水中モーターポンプ</b>                 | 実際に据え付けるポンプと同規格           | 1台 揚水試験              | 第  |         |    |
| トラック [クレーン装置付]                       | 4 t 積 2.9 t 吊             | 1台                   | Caso per life. La  |         |    |
| 、ラッククレーン [油圧式]<br>単器具損料              | 25t吊                      | 1 台 さく井機<br>1 式 機械器具 |  | 現行のとおり  |    |
|                                      | 表-8・12 さく井機選定 ケーシング径 (mm) |                      |  |         |    |
| 150 200                              | 250 300                   | 350                  | 400  |         |    |
|                                      |                           |                      |  |         |    |
| '   小                                | 形中形                       |                      |  |         |    |
| 100                                  |                           |                      |  |         |    |
| 150                                  | <del></del>               |                      | +  |         |    |
|                                      |                           |                      |  |         |    |
| 200                                  |                           |                      |  |         |    |
| 200                                  |                           |                      |  |         |    |
| 250                                  | *                         | 形                    |  |         |    |
| 200                                  |                           | 形                    |  |         |    |
| 200<br>a) 250                        | , t                       | 形                    |  |         |    |
| 200<br>a) 250                        | *                         | 形                    |  |         |    |
| 1) 250 250                           | *                         | ₩                    |  |         |    |
| 200                                  | *                         | 形                    |  |         |    |
| 200                                  | *                         | 形                    |  |         |    |

|   | 現行  |              | 改訂(最終案)           | 備考 |
|---|---|--------------|-------------------|----|
|   | は、表-8・13を標準として、計.<br>表-8・13 発電機規格                             | Lするものとする。    |                   |    |
| パーカッション<br>機 械 の 規 格  | 用発電機容量 掘削機容量  | 摘要           |                   |    |
| 小 形   | 35 kVA 15 kW  |              |                   |    |
| 中 形   | 4 5 2 2   |              |                   |    |
| 大 形   | 6 0 3 0   |              |                   |    |
| 2) さく井にかかる機械の   | 、マッドスクリーンを計上するもの。 運転日数は、表-8・14を標準と                            |              |                   |    |
|   | 長-8・14 標準機械器具   |              |                   |    |
| 機械器具名   | 標準運転日数(日)   | 運転時間( h / 日) |                   |    |
| く井機(パーカッション式)<br> 削用ビット   | (a + 0. 0 1 7) x + 2. 4                                       | _            |                   |    |
| 刑用ロット<br>動発電機[ディーゼル駆動]  | a x<br>(a+0.017) x+5.1  | 7.6          |                   |    |
| 動光电機 [ / イーヒル船動]<br>  ントナイトミキサ                                      | a x   | -            |                   |    |
| ンドポンプ   | a x   | _            | TRATE OF L. IN IN |    |
| 気溶接機  | (a + 0. 003) x + 0. 5   | 2. 4         | 現行のとおり            |    |
| 井戸用水中モーターポンプ  |   | _            |                   |    |
| ラック [クレーン装置付]   | 1.6   | 6. 3         |                   |    |
| ラッククレーン [油圧式]   | 小形さく井機の場合 2.4   | _            |                   |    |
|   | 中形さく井機の場合 2.9   |              |                   |    |
|   | 大形さく井機の場合 3.0   | _            |                   |    |
| (注) 1. x は掘削深度(m  |   |              |                   |    |
|   | <ul><li>・8 (注) 3」によるものとする。</li><li>削、電気検層、ケーシング管設置、</li></ul> |              |                   |    |
|   | 削、電気候層、ケーシンク量収置、1<br>設置撤去にかかる運転日数である。                         | 2种元填、孔内元律、物  |                   |    |
|   | プはケーシングの経費を別途計上する   | るものとする。      |                   |    |
| 3) ビット等の損耗品費は<br>損耗品費 = さ<br>さく井労務費は、さく<br>孔内洗浄、揚水試験に<br>(さく井機設置撤去等 |   | /グ管設置、砂利充填、  |                   |    |

| 現行  | 改訂(最終案) | 備考 |
|---|---------|----|
| 表-8・15 損耗品費率 (%)  区 分 損耗品費率  さく井 20%  (注)損耗品費率には、ノコチューブメタル、ベントナイト、粘土、ワイヤーロープ、酸素、アセチレン、溶接棒の使用料が含まれている。 | 現行どおり   |    |
| 消融雪設備 運用  | 現行どおり   |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |
|   |         |    |

基準の解説

| (2) 1   応信工事会  |   | 改訂(案) | 備考 |
|--|---|-------|----|
| (1) 基本管、散水管転付() る場合の横算は、次式による。  Y = Σ (y n×L n/100)  Y : 設備1 施設当りの取付工数 (メ/100 m) し、 : 各口径係の標準形付工数 (メ/100 m) し、 : 各口径係の標準形付工数 (メ/100 m) し、 : 各口径係の 標準以外は次式による。  2 - 2 さく井 (1) 材料費 基地の「3 - 4 さく井、表ー*・7 砂利光速量」は類例系=ケーシング呼低+150mm を標準としているので、標準以外は次式による。  Y = π/4× (D <sub>1</sub> * - D <sub>0</sub> *) × L×1・1  Y : 光度の利使用量 (m) D <sub>1</sub> : 採門屋 (m) D <sub>2</sub> : ケーシング径 (m) L : 砂利水塩延長 (m)  (2) 機械経費 (元) (2) 機械経費のうち、さく升機、トラック (クレーン装置付)等の運転子は 標準さく非上級に含まれているので別途計上しないものとする。 さく非典報企会よいかるトラッククレーン (油圧式)の運転日数は、小数点1位比めとして積落する。 (3) その他経費 現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。 1) 限別土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用及び処理費を別途計上する。 2) 汚水塩延むを変な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。 | 第8章 消融雪設備   |       |    |
| 1 1 法を発、数水管を指付ける場合の積算は、次式による。  Y = Σ (y n×L n / 100)  Y :設備1 施設当りの場付工数 (メ / 100 m) L :各日経修の権産制付工数 (メ / 100 m) L :各日経修の権産制付工数 (メ / 100 m) L :各日経修の施定制行工数 (メ / 100 m) L :各日経修の施定制行業 (ボ / 100 m) E  | 「解〕1 直接工事費  | 現行どおり |    |
| (複数の日移の透水管、散水管を採付ける場合の積算は、次式による。  Y= Σ (y n × L n / 1 0 0)  Y: 設備 1 施設当りの照付工数  y n : 各口格倍の減率銀行工数 ( / / 1 0 0 m)  L n : 各口格倍の減率銀行工数 ( / / 1 0 0 m)  L n : 各口格倍の減率銀行工数 ( / / 1 0 0 m)  |   |       |    |
| Y = Σ (y n × L n / 1 0 0)  Y : 設備1 施設当 9 の超付工数 y n : 各口径毎の極率超付工数 (人 / 1 0 0 m) L n : 各口径毎の極率超付工数 (人 / 1 0 0 m) L n : 各口径毎の施工延長 (m)  2-2 さく井 (1) 移料費  |   |       |    |
| Y : 設備 1 施設当りの担付工数 y n: 各口径毎の様正総付工数 (人/100 m) L n: 各口径毎の様正総長 (m)  2-2 さく非 (1) 材料費 基準の「3-4 さく井、表-8・7砂利充填造」は規削系=ケーシング呼径+150mmを標準としているので、標準以外は次式による。  Y = π/4× (D <sub>1</sub> ²-D <sub>2</sub> ²) ×L×1.1  Y : 充填砂利使用量 (m) D <sub>1</sub> : 提前径 (m) L : 砂利充填延長 (m)  (2) 機械経費 さく井にかかる機械経費のうち、さく井機、トラック (クレーン装置付)等の運転手は機能さく井にかかる機械経費のうち、さく井機 (カース) として (利用ないものとする。 さく井機設置散去にかかるトラッククレーン (油圧式) の運転日数は、小数点1位止めとして (積算する。 (3) その他経費 現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。 1) 海利土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。 2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及り地理費を別途計上する。  | 複数の口径の送水管、散水管を据付ける場合の積算は、次式による。                           |       |    |
|  | $Y = \Sigma  (y n \times L n / 1 0 0)$                    |       |    |
|  | V ・ 設備 1 施設 4 h の 提付 工 巻                                  |       |    |
| <ul> <li>Ln:各口径毎の施工延長(m)</li> <li>2-2 さく井 (1) 材料費 基準の「3-4 さく井、表-8・7砂利売填量」は掘削系=ケーシング呼径+150mm を標準としているので、標準以外は次式による。</li> <li>Y = π/4×(D<sub>1</sub><sup>2</sup>-D<sub>2</sub><sup>2</sup>)×L×1.1</li> <li>Y: 売域砂利使用量(m)</li> <li>D<sub>1</sub>: 規制径(m)</li> <li>D<sub>2</sub>: ケーシング径(m)</li> <li>L: 砂利売填延長(m)</li> <li>(2) 機械経費 さく井にかかる機械経費のうち、さく井磯、トラック(クレーン装置行)等の運転手は標準さく井工敷に含まれているので別途計上しないものとする。 さく井機設置微去にかかるトラッククレーン(油圧式)の運転日数は、小数点1位止めとして積算する。</li> <li>(3) その他経費 現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。</li> <li>1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。</li> <li>2) 汚水処理が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。</li> </ul>   |   |       |    |
| <ul> <li>(1) 材料費 基準の「3-4 さく井、表-8・7砂利充填量」は掘削系=ケーシング呼径+150mm を標準としているので、標準以外は次式による。</li> <li>Y = π/4×(D<sub>1</sub><sup>2</sup>-D<sub>2</sub><sup>2</sup>) ×L×1.1</li> <li>Y : 充填砂利使用量(m)</li> <li>D<sub>1</sub> : 掘削径(m)</li> <li>L : 砂利充填延長(m)</li> <li>(2) 機械経費 さく井にかかる機械経費のうち、さく井機、トラック (クレーン装置付)等の運転手は標準さく井工敬に含まれているので別途計上しないものとする。 さく井機設置撤去にかかるトラッククレーン (油圧式)の運転日数は、小数点1位止めとして積算する。</li> <li>(3) その他経費 現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。</li> <li>1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。</li> <li>2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。</li> <li>2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。</li> </ul>   | •   |       |    |
| <ul> <li>(1) 材料費 基準の「3-4 さく非、表-8・7砂利充填量」は掘削系=ケーシング呼径+150mm を標準としているので、標準以外は次式による。</li> <li>Y = π/4×(D<sub>1</sub><sup>2</sup>-D<sub>2</sub><sup>2</sup>) ×L×1.1</li> <li>Y : 充填砂利使用量(m)         D<sub>1</sub> : 掘削径(m)         D<sub>2</sub> : ケーシング径(m)         L : 砂利充填延長(m)</li> <li>(2) 機械経費 さく非にかかる機械経費のうち、さく非機、トラック (クレーン装置付)等の運転手は標準さく非工数に含まれているので別途計上しないものとする。         さく非機設置撤去にかかるトラッククレーン (油圧式)の運転日数は、小数点1位止めとして積算する。</li> <li>(3) その他経費 現場条件により、さく非にかかる次の経費を別途計上する。</li> <li>1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。</li> <li>2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。</li> <li>2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。</li> </ul>                   |   |       |    |
| 基準の「3-4 さく井、表 -8・7砂利充填量」は掘削系=ケーシング呼径+150mm を標準としているので、標準以外は次式による。  Y = π / 4 × (D <sub>1</sub> <sup>2</sup> - D <sub>2</sub> <sup>2</sup> ) × L × 1. 1  Y : 充填砂利使用量 (m <sup>2</sup> ) D <sub>1</sub> : 銀削径 (m) D <sub>2</sub> : ケーシング径 (m) L : 砂利充填延長 (m)  (2) 機械経費 さく井にかかる機械経費のうち、さく井機、トラック (クレーン装置付)等の運転手は標準さく井工数に含まれているので別途計上しないものとする。 さく井機設置撤去にかかるトラッククレーン (油圧式) の運転日数は、小数点1位止めとして積算する。  (3) その他経費 現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。  1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。 2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用をび処理費を別途計上する。  |   |       |    |
| <ul> <li>を標準としているので、標準以外は次式による。</li> <li>Y = π/4× (D<sub>1</sub><sup>2</sup>-D<sub>2</sub><sup>2</sup>) × L×1. 1</li> <li>Y : 荒墳砂利使用量 (nl)</li> <li>D<sub>1</sub> : 掘削径 (m)</li> <li>D<sub>2</sub> : ケーシング径 (m)</li> <li>L : 砂利充填延長 (m)</li> <li>(2) 機械経費</li> <li>さく井にかかる機械経費のうち、さく井機、トラック (クレーン装置付)等の運転手は標準さく井工数に含まれているので別途計上しないものとする。</li> <li>さく井様設置撤去にかかるトラッククレーン (油圧式)の運転日数は、小数点1位止めとして積算する。</li> <li>(3) その他経費</li> <li>現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。</li> <li>1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。</li> <li>2) 汚水処理が必要な場合は、ドラック等の費用及び処理費を別途計上する。</li> </ul>   |   |       |    |
| Y = π/4× (D <sub>1</sub> <sup>2</sup> -D <sub>2</sub> <sup>2</sup> ) × L×1. 1         Y : 充填砂利使用量 (m)         D <sub>1</sub> : 掘削径 (m)         D <sub>2</sub> : ケーシング径 (m)         L : 砂利充填延長 (m)         (2) 機械経費         さく井にかかる機械経費のうち、さく井機、トラック (クレーン装置付)等の運転手は標準さく井工数に含まれているので別途計上しないものとする。         さく井機設置撤去にかかるトラッククレーン (油圧式)の運転日数は、小数点 1位止めとして積算する。         (3) その他経費         現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。         1) 掘削土の運輸が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。         2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。   |   |       |    |
| Y :  | と标手としているがく、标中が下は吹がによる。                                    |       |    |
| D1: 掘削径 (m)         D2: ケーシング径 (m)         L: 砂利充填延長 (m)         (2) 機械経費         さく井にかかる機械経費のうち、さく井機、トラック (クレーン装置付) 等の運転手は標準さく井工数に含まれているので別途計上しないものとする。         さく井機設置撤去にかかるトラッククレーン (油圧式) の運転日数は、小数点1位止めとして積算する。         (3) その他経費         現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。         1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。         2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。   | $Y = \pi / 4 \times (D_1^2 - D_2^2) \times L \times 1. 1$ |       |    |
| D2 : ケーシング径 (m)         L : 砂利充填延長 (m)         (2) 機械経費         さく井にかかる機械経費のうち、さく井機、トラック (クレーン装置付)等の運転手は標準さく井工数に含まれているので別途計上しないものとする。         さく井機設置撤去にかかるトラッククレーン (油圧式)の運転日数は、小数点1位止めとして積算する。         (3) その他経費         現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。         1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。         2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。   | Y : 充填砂利使用量 (m³)  |       |    |
|  | D <sub>1</sub> : 掘削径 (m)                                  |       |    |
| (2) 機械経費 さく井にかかる機械経費のうち、さく井機、トラック (クレーン装置付)等の運転手は標準さく井工数に含まれているので別途計上しないものとする。 さく井機設置撤去にかかるトラッククレーン (油圧式)の運転日数は、小数点1位止め として積算する。  (3) その他経費 現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。  1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。 2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。   | $D_2$ : ケーシング径 $(m)$                                      |       |    |
| さく井にかかる機械経費のうち、さく井機、トラック(クレーン装置付)等の運転手は標準さく井工数に含まれているので別途計上しないものとする。 さく井機設置撤去にかかるトラッククレーン(油圧式)の運転日数は、小数点1位止め として積算する。  (3) その他経費 現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。  1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。 2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。  | L : 砂利充填延長 (m)  |       |    |
| さく井にかかる機械経費のうち、さく井機、トラック(クレーン装置付)等の運転手は標準さく井工数に含まれているので別途計上しないものとする。 さく井機設置撤去にかかるトラッククレーン(油圧式)の運転日数は、小数点1位止めとして積算する。  (3) その他経費 現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。  1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。 2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。   | (2)機械経費   |       |    |
| さく井機設置撤去にかかるトラッククレーン (油圧式) の運転日数は、小数点1位止めとして積算する。  (3) その他経費 現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。  1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。 2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。  |   |       |    |
| として積算する。 (3) その他経費 現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。  1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。 2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。  | 標準さく井工数に含まれているので別途計上しないものとする。                             |       |    |
| (3) その他経費<br>現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。<br>1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。<br>2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。   | さく井機設置撤去にかかるトラッククレーン(油圧式)の運転日数は、小数点1位止め                   |       |    |
| 現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。  1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。  2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。  | として積算する。  |       |    |
| 1) 掘削土の運搬が必要な場合は、トラック等の費用を別途計上する。<br>2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。   | (3) その他経費   |       |    |
| 2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。  | 現場条件により、さく井にかかる次の経費を別途計上する。                               |       |    |
| 2) 汚水処理が必要な場合は、バキュームカー等の費用及び処理費を別途計上する。  | 1) 掘削土の運搬が必要か場合は トラック等の費用を別途計上する                          |       |    |
|  |   |       |    |
|  |   |       |    |
|  | · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·                     |       |    |
|  |   |       |    |
|  |   |       |    |
|  |   |       |    |
|  |   |       |    |
| 230  |   | 000   |    |

| 現行  | 改訂(案) | 備考 |
|---|-------|----|
| 標準工数の範囲・図ー1参照。 ボンブ銀付には逆止弁、仕切弁、圧力計、揚水管、低水位用電極、制御用電力 ケーブル、流量計、吐出曲管、空気弁、相フランジ、井戸ふた、支持ベンド、<br>水中ケーブル、基準がし、受力等の部付及の配換・配管につ<br>取水位度と制御盤の距離は10mを構準とし、それ以上の配線・配管につ<br>いては別途計上する。ボンブ室設置等の上げることとする。<br>水中ボンブ以外の場合、別途積み上げることとする。<br>水中ボンブ以外の場合、別途積み上げることとする。 | 現行どおり |    |
| 標準ポンプ指付工数算定要値<br>区分 標準がンプ指付工数算定式<br>ボンプ y=0.05 x + 2.6<br>y : 標準指付工数 (人/台)<br>x : 揚水管長さ (加)<br>適用範囲: 1在150mm以下かつ<br>出力45k収以下の深井戸用<br>水中モータポンプ   |       |    |
| <br> <br> <br> <br> <br> <br> <br> <br> <br> <br> <br> <br> <br>  | 231   |    |

| 現行  | 改訂(案) | 備考 |
|---|-------|----|
| (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4  | 現行どおり |    |
| 別表 - 2   標準操作機・試工数算定要領<br>  連電影備形式   極作機・試電転用  <br>  地下水   操作艦・試運転工数   (人/式)  <br>  適用範囲:口径150mm以下かつ  <br>  出力45km以下の深井戸用  <br>  水中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本中モータボンブ  <br>  本田   本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br> <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田  <br>  本田 | 232   |    |

| 現行  | 改訂 (案) | 備考 |
|---|--------|----|
| 標準工数の範囲: 図 - 3 参照。<br>版 本管、送水管及び配管架台の掲付まで含み、その他の付属設備は含まない。<br>図 - 3<br>取 水 施 設 水 施 設  | 現行どおり  |    |
| <ul> <li>水管、散水管揺付工数算定式</li> <li>タ = 0.08 x + 7.6</li> <li>x の適用範囲: φ ≤ 150A</li> <li>y = 0.004 x + 7.1</li> <li>x の適用範囲: φ ≤ 150A</li> <li>y = 0.08 x + 7.8</li> <li>x の適用範囲: φ ≤ 150A</li> <li>x の適用範囲: φ ≤ 150A</li> <li>y : 標準 塩付工数 (人/100m)</li> <li>x : 鋼管呼び径 (A)</li> <li>(J1S G 3452管の呼び方)</li> <li>直J1S G 3452管の呼び方</li> <li>を水管: 鋼管呼び径150A以下</li> <li>センクリート理設配管、土中理設配管、土中理設配管、霧中流</li> <li>(ブレキャスト製品には適用しない)</li> <li>い)</li> </ul> |        |    |
| 1   1   2   2   2   4   4   4   5   5   5   5   5   5   5   | 233    |    |

| 現行   | 改訂(案) | 備考 |
|--|-------|----|
| 標準工数の範囲   図ー4参照。婚別、電気検醒、ケーシング管設置、砂利充填、孔内洗浄、                      | 現行どおり |    |
| <br> <br> <br> <br> <br> <br> <br> <br> <br> <br> <br> <br> <br> | 234   |    |

第9章 道路排水設備

第10章 共同溝付帯設備

第11章 駐 車 場 設 備

第12章 車両重量計設備

第13章 車両計測計設備

第14章 道路用昇降設備

第15章 ダム管理設備

第16章 遠方監視操作制御設備

# 平成 21 年度 機械設備積算基準 (案)【遠方監視操作制御設備】対比表

### 現行

### 第16章 遠方監視操作制御設備

# 改 訂 (案)

### 第16章 遠方監視操作制御設備

### 1 適用範囲

この基準は河川、道路に点在する機械設備の広域管理を目的として設置する遠方監視操作制御設備の製 1 適用範囲 作・据付に適用する。

### 1-1 区分及び構成

遠方監視操作制御設備の区分及び構成は、表-16・1のとおりとする。

表-16・1 区分及び構成

| 区分     | 構成  |
|--------|---|
| 操作制御設備 | データ処理装置、入出力装置、遠方監視操作制御設備、各種コントロー<br>ラ、記録装置等 |
| 監視設備   | 映像表示器(CCTV等)、映像制御装置、映像操作盤、音声警報装置等           |
| 情報管理設備 | 施設情報管理装置                                    |
| 伝送設備   | 伝送装置等                                       |
| 計測設備   | 計装機器等                                       |

### 2 直接制作費

### 2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は次のとおりとする。

データ処理装置、入出力装置、遠方監視操作制御盤、各種コントローラ、記録装置、映像表示器、映像 制御装置、映像操作盤、音声警報装置、施設情報管理装置、伝送装置、計装機器等

### 3 直接工事費

### 3-1 材料費

据付に使用する配線、配管材等の材料及び、管継手類等の部品は積上げ計上するものとする。

### 3-2 据付工数

据付・調整に要する必要工数を積上げるものとする。

### 3-3 機械経費

据付にかかる経費は、必要に応じてトラッククレーン等について積上げ計上するものとする。

現行どおり

### 1-1 区分及び構成

### 表-16・1 区分及び構成

|        | X 10 1 EXXX 0 H/X                                    |
|--------|--|
| 区分     | 構成   |
| 操作制御設備 | 遠方監視操作制御盤(卓)、データ処理装置、入出力装置、各種コントローラ、 <u>データサーバ</u> 等 |
| 監視設備   | CCTV 制御盤、CCTV カメラ装置、音声警報装置等                          |
| 伝送設備   | ハブ、ルータ等  |
| 計測設備   | 水位計、温度計、圧力計、振動計、開度計等                                 |

### 2 直接制作費

### 2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は次のとおりとする。

遠方監視操作制御盤(卓)、データ処理装置、入出力装置、各種コントローラ、データサーバ、CCTV制御 盤、CCTV カメラ装置、音声警報装置、伝送装置 (ハブ、ルータ)、計装機器 (水位計、温度計、圧力計、振 動計、開度計)等

現行どおり

基準の解説

# 平成 21 年度 機械設備積算基準 (案) 解説【遠方監視操作制御設備】対比表

|                                  |   |  |                                     |                               | 改 訂 (案)         |
|----------------------------------|---|--|-------------------------------------|-------------------------------|-----------------|
|                                  |   | 第16章                                   | 遠方監視操作                              | 制御設備                          | 第16章 遠方監視操作制御設備 |
| [解]1 直接工事費                       |   |  |                                     |                               |                 |
| 1-1据付・調整工<br>本設備の振               | 数の算出方法<br>居付歩掛りは、表一                           | 1、表-2、氢                                | 長-3を標準とす                            | <sup>-</sup> る。               | <u>削除。</u>      |
|                                  | 表-1 据付標                                       | 準工数                                    |                                     |                               |                 |
| 区分                               | 据付工数(人/面)                                     | 職種別構造                                  | 成割合(%)                              |                               |                 |
| 自立型デスク型                          | 4   | 1/H 1 7                                | P T T N N                           |                               |                 |
| スタント・型<br>壁掛け型                   | 2   | 80                                     | 20                                  |                               |                 |
| デスク型<br>(O A 卓)                  | 1   |  |                                     |                               |                 |
| にOA/<br>2. 工数に<br>(1)配線<br>(2)二次 | OA卓とはOA!<br>ペソコン等を置くで<br>次のものは含まれ<br>配管布設、計装機 | 卓に簡易なだけの場合<br>だけの場合<br>ないので別<br>後器の設置等 | 機器を収納する<br>は1面に数えた<br> 途積算するも<br> 。 | る場合は工数に含むが、既設のOA卓<br>ないものとする。 |                 |

## 平成 21 年度 機械設備積算基準 (案) 解説【遠方監視操作制御設備】対比表

|                                  | <b></b>  | 行                                       |
|----------------------------------|--|---|
| 1                                | <b>調整標準工数</b>                                  |   |
| 区分 調                             | 問整標準工数据 職種                                     | 種別構成割合(%)                               |
|                                  | (人/機器)   | 据付工                                     |
| 伝送装置(親)                          | 1  |   |
| 伝送装置(子)                          | 1  |   |
| V-タ、モテ゛ム <b>(親)</b>              | 1  |   |
| レータ、モデム(子)                       | 1  |   |
| 入出力制御盤                           | 1  | 100                                     |
| 入出力中継盤                           | 1  |   |
| 遠方監視操作盤                          | 1  |   |
| 無停電電源装置                          | 0. 4   |   |
| 司辺装置                             | 0.4  |   |
| なお、周辺装置とはノ                       |  |   |
| なお、周辺装置とは/<br>表一3<br>区分 入出       | パソコン、プリンタ<br>3 入出力確認標準<br>出力確認標準工数             | 、CRT等をいう。<br><sup>集工数</sup><br>職種別構成割合( |
| なお、周辺装置とは/<br>表一3<br>区分 入出<br>(人 | パソコン、プリンタ<br>3 入出力確認標準                         | 7、CRT等をいう。<br><sup>生工数</sup>            |
| なお、周辺装置とは/<br>表一3<br>区分 入出<br>(人 | パソコン、プリンタ<br>3 入出力確認標準<br>出力確認標準工数<br>人/入出力点数) | 、CRT等をいう。<br><sup>集工数</sup><br>職種別構成割合( |
| なお、周辺装置とは/<br>表一3<br>区分 入出<br>(人 | パソコン、プリンタ<br>3 入出力確認標準<br>出力確認標準工数             | で、CRT等をいう。<br>単工数<br>職種別構成割合(<br>据付工    |

第17章 河川浄化設備

改訂事項なし

第18章 鋼製付属設備

改訂事項なし

# 第19章 塗 装

|  |                                    | 現行   |                                    |                  |  |                      | 改訂 (案)  |         | 備考                           |
|--|------------------------------------|--|------------------------------------|------------------|--|----------------------|---|---------|------------------------------|
|  |                                    | 第19章 塗装  |                                    |                  |  |                      | 第19章 塗装   |         |                              |
|  |                                    |  |                                    | 1 適用筆            | 1 適用範囲   |                      |   |         | 1                            |
| この基準は、機械設備の工場塗装、工場塗替塗装、現場塗装、現場塗替塗装に適用する.   |                                    |  |                                    | この基準に            | は,機械設備   | 備の工場塗装,工             | 場塗替塗装,現場塗装,現場塗替塗装に適用する  |         |                              |
| 2 工場塗装   |                                    |  |                                    | 2 工場塗            | 金装   |                      |   |         |                              |
| 2-1 工場塗装<br>工場塗装   | 歩掛<br>歩掛は,表-19・                    | 1を標準とする.   |                                    | 2 - 1            | 工場塗装歩<br>工場塗装歩   | 掛は,表-19・1            | を標準とする.   |         |                              |
| 名     称       素     地調整       橋梁 強 装     ペイン       希     釈       計     コープ       2-2     工場素地調       (1)     工場素地調       工場素地     工場素地       工場素地     工場素地 | 単位 数量<br>費 式<br>工 人<br>ト kg<br>利 " | 工場塗装標準歩掛 (100㎡当り) 備 考   2-2項(表-19・2, 19・3) による   2-5項(表-19・5) による   1回当りペイント使用量×強装回数   2-4項(表-19・4) による   1回当りペイントを用量×強装回数   2-4項(表-19・4) による   1回目の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表 |                                    | 素 均稿 第 公 希 2 - 2 | 名 称<br>也 調 整 費 エ<br>イ ン ト<br>积 計<br>工場素地調調調<br>工場素地調調  | 単位 数量<br>式 人<br>kg n | 工場塗装標準歩掛 (100㎡当り)   |         |                              |
|  |                                    | 表-19・2 工場素地調整の程度及び使用用具   |                                    |                  |  |                      | 表-19・2 工場素地調整の程度及び使用用具  |         |                              |
| 素地訓  | 調整の程度                              | 素地調整面の状態   | 主要器具                               |                  | 素地調  | 整の程度                 | 素地調整面の状態  | 主 要 器 具 |                              |
| 1種ケレン  | 原板ブラスト                             | 加工前に表面処理し、その後プライマ処理を行う   | ショットブラスト機<br>サンドブラスト機<br>グリットブラスト機 |                  | ・レン  | 原板プラスト               | 加工前に表面処理し、その後プライマ処理を行う  | ブラスト機   | ブラスト機として統一                   |
| 1性グレン  | 製品ブラスト                             | ミルスケール, さび等を完全に除去し, 清浄な金属板<br>とする  | ショットブラスト機<br>サンドブラスト機<br>グリットブラスト機 | 1個グ              |  | 製品ブラスト               | ミルスケール, さび等を完全に除去し, 清浄な金属板<br>とする   | ブラスト機   |                              |
| 2種ケレン  |                                    | 途膜、ゆるんだ黒皮、錆、その他付着物を除去し、鋼肌を露出させたもの。ただし強固な黒皮は残したものであり旧途膜の劣化程度は、全面積に対しおおむね錆が30%以上及び、ふくれ、われ、はがれば30%以上発生したものであり、一般的には、点錆が進行し板状錆に近い状態になったものや特殊な条件に放置された場合に発生するこぶ状錆等の発生したものをいう                  | ショットブラスト機<br>サンドブラスト機<br>グリットブラスト機 | 2種ケ              | ・レン  |                      | 塗膜、ゆるんだ黒皮、錆、その他付着物を除去し、鋼<br>肌を露出させたもの。ただし強固な黒皮は残したもの<br>であり旧登膜の劣化程度は、全面積に対しおおむね錆<br>が30%以上及び、ふくれ、われ、はがれが30%以上発<br>生したものであり、一般的には、点錆が進行し板状錆<br>に近い状態になったもの学特殊な条件に放置された場<br>合に発生するこぶ状錆等の発生したものをいう | ブラスト機   |                              |
| (2) 工場素地記<br>工場素地記   |                                    | 9・3を標準とする.   |                                    | (2)              | 工場素地調工場素地調   |                      | )・3を標準とする.  |         | 1次案では工場素地調整はサンドブラストとしたが、再検討し |
|  | 表-19・3                             | 3 工場素地調整歩掛 (100㎡当り)  |                                    |                  |  | 表-19・3               | 3 工場素地調整歩掛 (100㎡当り)   |         | た結果現行とおりと                    |
| 項目 材 橋 梁 途   |                                    |  |                                    |                  | 素地調整<br>程度<br>(製品プラスト)     2種ケレン<br>(製品プラスト)       材料     ショット 60kg     ショット 40kg       橋梁 塗 装 工     5.5人     3.2人 |                      |   |         |                              |
|  |                                    |  |                                    |                  |  |                      |   |         |                              |

| 現行   | 改訂(案)   | 備考   |
|--|---|--|
| 2-3 ペイント使用量<br>ペイント使用量は、使用する塗料を適切に積上げるものとする.   | 2-3 ペイント使用量<br>ペイント使用量は、使用する塗料を適切に積上げるものとする.  |  |
| 2-4 希釈剤使用量<br>塗料類の希釈剤使用量(質量)は表-19・4を標準とする.   | 2-4 希釈剤使用量<br>塗料類の希釈剤使用量(質量)は表-19・4を標準とする.  |  |
| 表-19・4 希釈剤使用量  エアレススプレー強 は け 強  ベイント用及びプライマ用 ベイント使用量×11% ベイント使用量×6% ミ ス ト コ ー ト 用 ベイント使用量×50% ベイント使用量×50%  (注) 1. 希釈剤の比重は、0.85とする. 2. 希釈剤使用率には、使用機器の洗浄用希釈剤を含む。 | 表-19・4 希釈剤使用量       エアレススプレー強     は け 強       ベイント使用量×9%     ベイント使用量×9%       ミ ス ト コ ー ト 用 ベイント使用量×50%     ベイント使用量×50%       (注) 1. 希釈剤の比重は、0.85とする。       2. 希釈剤使用率には、使用機器の洗浄用希釈剤を含む。   | 希釈剤使用量の変更<br>エアレス<br>11%→9%<br>はけ<br>6%→9% |
| 2-5 工場塗装工歩掛<br>工場塗装工歩掛は,表-19·5を標準とする.  | 2-5 工場塗装工歩掛<br>工場塗装工歩掛は、表-19・5を標準とする.   |  |
| 表 - 19 · 5 工場塗装工標準多掛 (人/100 m/回)   | 表-19・5 工場塗装工標準多掛       (人/100㎡/回)         作業区分       頻発強楽工       備 考         ブライマ処理       1.4         エアレススプレー館       1.4         はけ強       2.1         (注) 1. 工場塗装は、エアレススプレー塗を標準とするが、設備の形状等により、はけ塗としてよいものとする。         2. 鋳物類は、プライマ処理を行わないものを標準とする。 |  |

| 現行  | 改訂(案)   | 備考 |
|---|---|----|
| 現場塗装  | 3 現場塗装  |    |
| - 1 現場塗装歩掛<br>現場塗装歩掛は、表-19・6を標準とする.   | 3-1 現場塗装歩掛<br>現場塗装歩掛は、表-19・6を標準とする.   |    |
| 表-19・6 現場塗装標準歩掛     (100㎡当り)       名 称     単位     数量     備     考       素 地 調 整 費 式     3-3項(表-19・9, 19・10, 19・11) による     はよろ       橋 梁 釜 装 工 人     3-2項(表-19・7, 19・8) による       ベ イ ン ト kg     1回当りベイント使用量×塗装回数       香 釈 剤 "     2-4項(表-19・4) による       諸 雑 費 式     3-4項(表-19・12) による | 表-19・6 現場塗装標準歩掛 (100m当り) 名 称 単位 数量 傷 考 素 地 調 整 費 式 3-3項(表-19・9, 19・10, 19・11) による 橋 梁 塗 装 エ 人 3-2項(表-19・7, 19・8) による ベ イ ン ト kg 1回当りベイント使用量×塗装回数 希 釈 剤 " 2-4項(表-19・4) による 諸 雑 費 式 3-4項(表-19・12) による 計 |    |
| - 2 現場塗装工歩掛<br>(1) 現場塗装工歩掛<br>現場塗装工歩掛は、表-19・7を標準とする.  | 3-2 現場塗装工歩掛<br>(1) 現場塗装工歩掛<br>現場塗装工歩掛は、表-19・7を標準とする。  |    |
| 表-19・7 現場塗装工標準歩掛 (人/100㎡/回)   | 表-19・7 現場塗装工標準歩掛 (人/100㎡/回)   |    |
| 作業区分 橋梁塗装工 備 考  ブライマ処理 1.4  エアレススプレー塗 1.4 はけ 塗 2.8  (注) 1. 準備補修工数は、標準歩掛に含まれているので計上しないものとする. 2. 現場塗装は、はけ塗を標準とするが、現場条件、設備の形状等によりエアレススプレー塗とすることができる.   | 作業区分     橋梁塗装工 備 考       ブライマ処理     1.4       エアレススプレー塗     1.4       はけ塗     2.8       (注) 1. 準備補修工数は、標準歩掛に含まれているので計上しないものとする。       2. 現場塗装は、はけ塗を標準とするが、現場条件、設備の形状等によりエアレススプレー塗とすることができる。           |    |
| (2) 歩掛補正<br>表-19.7に示す現場塗装工標準歩掛は、作業条件に応じて次式により補正するものとする.<br>現場塗装工歩掛 (人/100㎡/回)<br>=現場塗装工標準歩掛 (人/100㎡/回) × (1+現場塗装工補正率)<br>現場塗装工補正率は、表-19・8のとおりとする.   | (2) 歩掛補正表-19.7に示す現場塗装工標準歩掛は,作業条件に応じて次式により補正するものとする.<br>現場塗装工歩掛(人/100㎡/回)<br>= 現場塗装工標準歩掛(人/100㎡/回)×(1+現場塗装工補正率)<br>現場塗装工補正率は,表-19・8のとおりとする.  |    |
| 表-19・8 現場塗装工補正率   | 表-19・8 現場塗装工補正率   |    |
| 区分     プライマ処理,エアレススプレー塗,はけ塗       密閉部内部     0.5   | 区 分 プライマ処理, エアレススプレー塗, はけ塗 密閉部内部 0.5  |    |
|   |   |    |

#### 現行 備考 (案) 改訂 現場途替素地調整 3-3 現場途替素地調整 現場途替素地調整程度 (1) 現場塗替素地調整程度 現場塗替素地調整の程度及び使用用具は表-19・9のとおりとする. 現場塗替素地調整の程度及び使用用具は表-19・9のとおりとする. 表-19・9 現場塗替素地調整の程度及び使用用具 表-19・9 現場塗替素地調整の程度及び使用用具 素地調整の程度 素地調整面の状態 主要器具 表地調整の程度 表地調整面の北能 主要器具 塗膜, 黒皮, 錆, その他付着物を十分に除去し, 清浄な金属 種ケレン 途膜、黒皮、錆、その他付着物を十分に除去し、清浄な金属 サンドブラスト機 種 ケ レ : ナンドブラスト機 途膜、ゆるんだ黒皮、錆、その他付着物を除去し、金属面を サンドブラスト機 塗膜、ゆるんだ黒皮、錆、その他付着物を除去し、金属面を 種ケレン 新 ケ レ ' サンドブラスト機 塗膜の活膜部は残すが、それ以外の塗膜不良部 (錆われ、ふ 塗膜の活膜部は残すが、それ以外の塗膜不良部 (錆われ、 くれ、浸食部等)の除去は、2種の素地調整を行ったもの (れ、浸食部等)の除去は、2種の素地調整を行ったもので あり、3 種のなかでも旧塗膜の劣化程度がひどく全面的に対 あり、3 種のなかでも旧塗膜の劣化程度がひどく全面的に欠し、おおむね錆が15~30%及びふくれ、われ、はがれが30% し,おおむね錆が15~30%及びふくれ,われ,はがれが30% 以上発生したものであり、一般的には点錆がかなり点在し 以上発生したものであり、一般的には点錆がかなり点在して いる状態のものをいう いる状態のものをいう 塗膜の活膜部は残すが, それ以外の塗膜不良部 (錆われ, ふ 途膜の活膜部は残すが、それ以外の途膜不良部(錆われ、る くれ、浸食部等)の除去は、2種の素地調整を行ったもの (れ、浸食部等)の除去は、2種の素地調整を行ったもので あり、3 種A と3 種C の中間的なものをいい旧塗膜の劣化程 あり、3 種A と3 種C の中間的なものをいい旧塗膜の劣化程 度は、全面積に対し、おおむね錆が 5~15%及びふくれ、わ ディスクサンダー ディスクサンダー 度は、全面積に対し、おおむね錆が 5~15%及びふくれ、わ れ,はがれが5~30%程度発生したものであり,一般的には れ、はがれが 5~30%程度発生したものであり、一般的には サンドペーパー 点錆が少し点在している状態のものをいう 点錆が少し点在している状態のものをいう サンドペーパー 途膜の活膜部は残すが、それ以外の途膜不良部(錆われ、3 塗膜の活膜部は残すが、それ以外の塗膜不良部 (錆われ、ふ くれ、浸食部等)の除去は、2種の素地調整を行ったもので くれ、浸食部等)の除去は、2種の素地調整を行ったもので あり、3種のなかでも旧塗膜の劣化程度は少なく全面積に対 あり、3種のなかでも旧塗膜の劣化程度は少なく全面積に対 し、おおむね錆が 5%以下、及びふくれ、われ、はがれが 0 ~30%程度発生したものであり、一般的には点錆がほんの少 し, おおむね錆が 5%以下, 及びふくれ, われ, はがれが ~30%程度発生したものであり、一般的には点錆がほんの少 し点在している状態のものをいう 点在している状態のものをいう 旧途膜に付着した塵埃、油脂類その他付着物をていねいに除 旧塗膜に付着した塵埃、油脂類その他付着物をていねいに除 種ケレン (2) 現場塗替素地調整歩掛 (2) 現場途替素地調整歩掛 現場途替素地調整歩掛は、表-19・10を標準とする。 現場塗替素地調整歩掛は、表-19・10を標準とする. 表-19・10 現場塗替素地調整標準歩掛 (100㎡当り) 表-19・10 現場塗替素地調整標準歩掛 (100㎡当り) 素地調整 3種ケレン 素地調整 1種ケレン 2種ケレン 4種ケレン 備考 程度 1種ケレン 9種ケレン 4種ケレン 備 老 В 項目 まナギル サンド3900kg サンド3700kg 材料 サンド3900kg サンド3700kg 橋梁塗装工 1.9人 橋梁逾装工 7.8人 1.9人 6.2人 3.6人 3.1人 3-4項 (表-19· -4項(表-19・ 一式 諸雑費 一式 一式 一式 一式 一式 送雑費 一式 一式 - <del>-</del> + -7 2) による (注) 1. 3種ケレンについては、タッチアップ作業を含むものとする. (注) 1. 3種ケレンについては、タッチアップ作業を含むものとする. 2種ケレン及び4種ケレンについては、タッチアップ作業を含まないものとする。 2. 2種ケレン及び4種ケレンについては、タッチアップ作業を含まないものとする.

#### (3) 補正歩掛

表 $-19 \cdot 11$ に示す現場塗替素地調整標準歩掛は,作業条件に応じて次式により補正するものとする.

現行

現場塗替素地調整歩掛(人/100㎡/回)

=現場塗替素地調整標準歩掛(人/100㎡/回)× (1+現場塗替素地調整補正率)現場塗替素地調整補正率は、表-19・11のとおりとする.

表-19・11 現場途替素地調整補正率

| 種別    | 第1種   | 第2種  |   | 第3種 | 第4種 |       |  |
|-------|-------|------|---|-----|-----|-------|--|
| 割増条件  | 9511里 | 外21里 | A | В   | С   | 外141里 |  |
| 密閉部内部 | 1.0   |      |   |     |     |       |  |

#### 3-4 諸雑費

諸雑費の計上は、次式による.

諸雑費=橋梁塗装工労務費×諸雑費率

諸雑費率は、表-9・12を標準とする.

表-19・12 諸雑費率

(%)

|       | 現 場 塗 装          | 現場塗替素地調整 |       |  |
|-------|------------------|----------|-------|--|
|       | プライマ・エアレススプレー・はけ | 1種・2種    | 3種・4種 |  |
| 開 放 部 | 5                | 23       | 5     |  |
| 密閉部内部 | 8                | 13       | 7     |  |

- (注) 1. 現場塗装の諸雑費には、工器具(エアレススプレー機,発動発電機,はけ等,及び 密閉部内作業の送風機、照明設備等)の損料を含む.
  - 2. 現場塗替素地調整の諸雑費にはブラスト機,発動発電機,空気圧縮機,ディスクサンダー密閉部内作業の送風機,照明設備の損料を含む.

#### 3-5 現場塗替水洗い清掃

現場塗装及び現場塗替塗装における素地調整前の水洗い清掃に適用する.

(1) 対象範囲

水門設備の扉体外面及び扉体内面の塗装施工箇所を対象とする.

水洗い清掃は、3種ケレン及び4種ケレンで、油脂、泥等が付着している場合にて計上する.また、2種ケレン時においては、塩分濃度制限 100mg/m² (NaCl 換算) 以上付着している場合に計上するものとする.

なお,塩分濃度測定については別途積上げるものとする.

(2) 水洗い清掃歩掛

水洗い清掃歩掛は、表-19・13を標準とする.

表-19・13 水洗い清掃標準歩掛 (水洗い清掃1㎡当り)

|   |   |   | 21 | . 10 10 | バル・カーボーシュ  | (カバルレッド) 南 1111 コ ファ |
|---|---|---|----|---------|------------|----------------------|
|   | 名 | 称 | 単位 | 数量      | 備          | 考                    |
| 労 | 務 | 費 | 式  |         | 表-19・14による |                      |
| 諸 | 雑 | 費 | 式  |         | 労務費の7%以内   |                      |
|   | 計 |   |    |         |            |                      |

- (注) 1. 諸雑費は、高圧洗浄機・発動発電機等の機械を含む。
  - 2. 水洗い清掃は、素地調整前の1回のみ計上する.

(3) 補正歩掛

表-19・10に示す現場塗替素地調整標準歩掛は、作業条件に応じて次式により補正するものと ける

改訂 (案)

現場途替素地調整歩掛(人/100㎡/回)

=現場塗替素地調整標準歩掛(人/100㎡/回)×(1+現場塗替素地調整補正率)現場塗替素地調整補正率は、表-19・11のとおりとする。

| 表-19・11 | 現場塗替素地調整補正率 |
|---------|-------------|
|         |             |

| 種別    | 第1種 | 第2種   |     | 第3種 | 第4種 |        |
|-------|-----|-------|-----|-----|-----|--------|
| 割増条件  | 労1性 | 95.4年 | A   | В   | С   | 95.41生 |
| 密閉部内部 | •   |       | 1.0 |     |     |        |

#### 3-4 諸雑費

諸雑費の計上は、次式による.

諸雑費=橋梁塗装工労務費×諸雑費率

諸雑費率は、表-9・12を標準とする.

表-19・12 諸雑費率

(%)

|       | 現 場 塗 装          | 現場塗替  | 素地調整  |
|-------|------------------|-------|-------|
|       | プライマ・エアレススプレー・はけ | 1種・2種 | 3種・4種 |
| 開 放 部 | 5                | 23    | 5     |
| 密閉部内部 | 8                | 13    | 7     |

- (注) 1. 現場塗装の諸雑費には、工器具(エアレススプレー機,発動発電機,はけ等、及び 密閉部内作業の送風機、照明設備等)の損料を含む。
  - 2. 現場塗替素地調整の踏雑費にはプラスト機,発動発電機,空気圧縮機,ディスクサンダー密閉部内作業の送風機、昭明設備の相料を含む。
- 3-5 現場途替水洗い清掃

現場塗装及び現場塗替塗装における素地調整前の水洗い清掃に適用する.

(1) 対象範囲

水門設備の扉体外面及び扉体内面の塗装施工筒所を対象とする.

水洗い清掃は、3種ケレン及び4種ケレンで、油脂、泥等が付着している場合にて計上する. また、1種ケレン及び2種ケレン時においては、塩分濃度制限 100mg/㎡ (NaC1 換算) 以上

付着している場合、土砂の堆積により素地調整に影響が考えられる場合に 計上するものとする.

なお、塩分濃度測定については別途積上げるものとする.

- (2) 水洗い清掃歩掛
  - 水洗い清掃歩掛は、表-19・13を標準とする.

・1種ケレンの追加

備考

・土砂堆積の場合 を追加

表-19・13 水洗い清掃標準歩掛 (水洗い清掃1㎡当り)

|   |   |   |   | 3  | ₹-19 • 13 | 水洗い清掃標準歩掛  | (水洗い清掃IM当り) |
|---|---|---|---|----|-----------|------------|-------------|
|   | 名 | 称 |   | 単位 | 数量        | 備          | 考           |
| 労 | 殺 | Ş | 費 | 式  |           | 表-19・14による |             |
| 諸 | 雑 | Ė | 費 | 式  |           | 労務費の7%以内   |             |
|   | 計 | - |   |    |           |            |             |

- (注) 1. 諸雑費は、高圧洗浄機・発動発電機等の機械を含む、
  - 2. 水洗い清掃は、素地調整前の1回のみ計上する.

#### 現行 備考 改訂 (案) 表-19・14 水洗い清掃工歩掛 (人/100㎡) 表-19・14 水洗い清掃工歩掛 (人/100㎡) 作業区分 普通作業員 備 老 作業区分 普通作業員 水 洗 い 清 掃 水 洗 い 清 掃 (注) 1. 計上する面積は、水洗い清掃面積とする. (注) 1. 計上する面積は、水洗い清掃面積とする. 3-6 現場素地調整材料処分費 3-6 現場素地調整材料処分費 現場塗替素地調整における素地調整材料の処分に適用する. 現場途替素地調整における素地調整材料の処分に適用する. 現場塗替素地調整に使用したブラスト材料(サンド)の処分費は、産業廃棄物処理を行うものとする。 現場塗替素地調整に使用したプラスト材料(サンド)の処分費は、産業廃棄物処理を行うもの とする. 素地調整材料処分費の積算は次式による. (1) 素地調整材料処分費 素地調整材料処分費=素地調整材料処分量×処分単価+運搬費 素地調整材料処分費の積算は次式による. 1. 運搬費は、現場から処分場までの費用を積上げるものとする. 素地調整材料処分費=素地調整材料処分量×処分単価+運搬費 2. 処分する材料の集積に要する費用は素地調整歩掛に含まれる. 1. 運搬費は、現場から処分場までの費用を積上げるものとする. 3. 処分単価は各地区の単価を採用する. 2. 処分する材料の集積に要する費用は素地調整歩掛に含まれる. (2) 素地調整材料処分量 3. 処分単価は各地区の単価を採用する. (2) 素地調整材料処分量 素地調整材料処分量は、次式による. 素地調整材料処分量=素地調整材料使用量×処分率 素地調整材料処分量は、次式による. 素地調整材料処分率は、表-19・15を標準とする. 素地調整材料処分量=素地調整材料使用量×処分率 素地調整材料処分率は、表-19・15を標準とする. 表-19・15 処分率 処分材料 処 分 率 表-19・15 処分率 80% 処 分 率 処分率は現場作業における材料の飛散等を除いたものである. 処分率は現場作業における材料の飛散等を除いたものである。

基準の解説

[解]1 ペイント使用量

ペイント使用量は、表一1を標準とする。

現行

| 表-1 ペイント標準使用量[上                        |  |           |          | ,下段:標 |     | m)]                                     |  |
|--|--|-----------|----------|-------|-----|---|--|
| 塗装名                                    |  | エアレススプレー塗 |          |       | はけ塗 |   |  |
| 主权也                                    | 下塗   | 中塗        | 上塗       | 下塗    | 中塗  | 上塗                                      |  |
| 一般さび止めペイント                             | 18   | -         | _        | 14    | _   | -                                       |  |
| 放といます。ペーント                             | 35   | _         | -        | 35    | -   | -                                       |  |
| 鉛系さび止めペイント                             | 17   | -         | -        | 15    | -   | -                                       |  |
| 哲系での正のパイント                             | 35   | _         | _        | 35    | _   | _                                       |  |
| こう・ククロス しきがよめる ひょし                     | 18   | -         | -        | 14    | -   | -                                       |  |
| ジンククロメートさび止めペイント                       | 35   | _         | _        | 35    | _   | _                                       |  |
|  | 50   | -         | -        | 38    | -   | -                                       |  |
| エポキシ樹脂塗料(水中部用)                         | 100  | _         | -        | 100   | _   | -                                       |  |
| _ 10 b > 1410b (Add / 1 (= 40.00))     | 40   | -         | -        | 31    | -   | -                                       |  |
| エポキシ樹脂塗料(大気部用)                         | 80   | -         | -        | 80    | -   | -                                       |  |
|  | -  | 22        | 20       | _     | 18  | 17                                      |  |
| エポキシ樹脂塗料                               | _  | 40        | 40       | _     | 40  | 40                                      |  |
|  | 50   | -         | -        | 40    | -   | -                                       |  |
| 変性エポキシ樹脂塗料(水中部用)                       | 100  | _         | _        | 100   | _   | _                                       |  |
| —————————————————————————————————————— | 30   | -         | -        | 24    | -   | -                                       |  |
| 変性エポキシ樹脂塗料(大気部用)                       | 60   | _         | _        | 60    | _   | _                                       |  |
|  | 25   | 25        | 25       | 23    | 23  | 23                                      |  |
| タールエポキシ樹脂塗料                            | 80   | 80        | 80       | 80    | 80  | 80                                      |  |
|  | 45   | -         | -        | 34    |     | -                                       |  |
| タールエポキシ樹脂塗料(厚膜)                        | 150  |           |          | 150   | _   | *************************************** |  |
|  | 130  | 16        | 14       | 130   | 12  | 11                                      |  |
| 長油性フタル酸樹脂塗料                            |  | 30        | 25       |       | 30  | 25                                      |  |
|  | <del>                                     </del> |           |          |       | 12  | 12                                      |  |
| フェノール樹脂塗料                              |  | 16<br>30  | 16<br>30 |       | 30  | 30                                      |  |
|  | _  | 22        | 17       |       | 18  | 14                                      |  |
| ポリウレタン樹脂塗料                             |  |           |          |       |     |   |  |
|  | _  | 40        | 30       |       | 40  | 30                                      |  |
| ふっ素樹脂塗料                                |  | 22        | 17       |       | 18  | 14                                      |  |
|  | -  | 40        | 30       | -     | 40  | 30                                      |  |
| 塩化ゴム塗料                                 | 25   | 18        | 18       | 20    | 17  | 15                                      |  |
|  | 45   | 30        | 30       | 45    | 30  | 30                                      |  |
| フェノールM10塗料                             |  | 30        |          | _     | 25  |   |  |
|  | -  | 40        | -        | _     | 45  | -                                       |  |
| エポキシM10塗料                              |  | 35        |          |       | 27  |   |  |
|  | -  | 60        | -        | -     | 60  | -                                       |  |
| アルミニウム                                 | _  | _         | 12       | _     | _   | 9                                       |  |
|  | -  | _         | 20       | -     | -   | 20                                      |  |
| 有機ジンクリッチペイント                           | 65   |           |          | 50    | _   |   |  |
|  | 75   | -         |          | 75    | -   | -                                       |  |
| 無機ジンクリッチペイント                           | 65   | _         |          | 50    | _   | _                                       |  |
|  | 75   |           | _        | 75    |     | -                                       |  |
| 有機ジンクリッチプライマ                           |  | 20        |          |       | 15  |   |  |
|  | 1  | 15        |          | 15    |     |   |  |
| 無機ジングリッチプライマ                           |  | 20        |          |       | 15  |   |  |
| /m /24 / / / / / / / / ·               | ļ  | 15        |          |       | 15  |   |  |
| 長曝型エッチングプライマ                           |  | 14        |          |       | 11  |   |  |
| 以味エーノ/ンノノノート                           |  | 15        |          |       | 15  |   |  |
| ミストコート(エポキシ樹脂)                         | 16   | _         |          | 12    | _   |   |  |
| スペレコ ド(エハイン関加)                         | _  | -         | _        | -     | _   | -                                       |  |

<sup>(</sup>注) 上表の数値は、塗装作業中に飛散したものや、残余塗料で使用不能等になった塗料の口 ス分を含んだものである。

改訂(最終案) [解]1 ペイント使用量

ペイント使用量は、表一1を標準とする。

| <b>塗装名</b>  | エア             | レススプレ         | 一塗            | はけ塗            |               |               |
|---|----------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 坐表右   | 下塗             | 中塗            | 上塗            | 下塗             | 中塗            | 上塗            |
| 加ナスグルはいのハー  | 18             | -             | -             | 14             | -             | -             |
| 一般さび止めペイント  | 35             | _             | _             | 35             | -             | _             |
| An - 1-01 1 0 6 1                                 | 17             | _             | _             | <del>15</del>  | _             | _             |
| <del>鉛系さび止めペイント</del>                             | 35             | _             | _             | 35             | _             | _             |
| No. 6 6 7 1 1 2 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 18             | -             | -             | 14             | -             | -             |
| ジンククロメートさび止めペイント                                  | 35             | _             | _             | 35             | -             | _             |
|   | 50             | -             | -             | 38             | -             | -             |
| エポキシ樹脂塗料(水中部用)                                    | 100            | _             | _             | 100            | -             | _             |
| エポナン 掛昨会型 / 土信如田 /                                | 40             | -             | -             | 31             | -             | -             |
| エポキシ樹脂塗料(大気部用)                                    | 80             | _             | _             | 80             | -             | -             |
| <br>エポキシ樹脂塗料                                      | -              | 22            | 20            | -              | 18            | 17            |
| エハイン倒胎坐科  | -              | 40            | 40            | _              | 40            | 40            |
| 亦性エポナシ.掛昨冷刈(火力が円)                                 | 50             | -             | -             | 40             | -             | -             |
| 変性エポキシ樹脂塗料(水中部用)                                  | 100            | _             | -             | 100            | -             | _             |
| 亦性エポナシ、掛形徐刺(十年前甲)                                 | 30             | -             | -             | 24             | -             | -             |
| 変性エポキシ樹脂塗料(大気部用)                                  | 60             | _             | _             | 60             | _             | _             |
| タールエポキシ樹脂塗料                                       | <del>25</del>  | <del>25</del> | <del>25</del> | 23             | 23            | 23            |
| <del>タールエホイン側指塗料</del>                            | 80             | 80            | 80            | 80             | 80            | 80            |
| 5 リージャン株形を収/原礎)                                   | 45             | _             | _             | 34             | _             | _             |
| タールエポキシ樹脂塗料(厚膜)                                   | <del>150</del> | <del>=</del>  | <del>=</del>  | <del>150</del> | <u>=</u>      | _             |
| E 油井 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1          | -              | 16            | 14            | -              | 12            | 11            |
| 長油性フタル酸樹脂塗料                                       | _              | 30            | 25            | _              | 30            | 25            |
| フェノール樹脂塗料   | -              | 16            | 16            | -              | 12            | 12            |
| ノエノール側胎坐科   | _              | 30            | 30            | -              | 30            | 30            |
| ポリウレタン樹脂塗料  | -              | 22            | 17            | -              | 18            | 14            |
| ハリフレダン側 旧坐科                                       | -              | 40            | 30            | _              | 40            | 30            |
| ふっ素樹脂塗料   | -              | 22            | 17            | -              | 18            | 14            |
| かり糸側加坐村   | -              | 40            | 30            | -              | 40            | 30            |
| 塩化ゴム塗料  | <del>25</del>  | 18            | 18            | <del>20</del>  | <del>17</del> | <del>15</del> |
| <del>塩化コム坐料</del>                                 | 45             | <del>30</del> | <del>30</del> | <del>45</del>  | <del>30</del> | <del>30</del> |
| フェノールM10塗料  | -              | 30            | -             | -              | 25            | -             |
| フェノールMTO室科  | -              | 40            | -             | -              | 45            | -             |
| エポキシM10塗料   | -              | 35            | -             | -              | 27            | -             |
| エハイノ(  10空付                                       | -              | 60            | -             | _              | 60            | _             |
| アルミニウム  | _              | _             | 12            | _              | _             | 9             |
| , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,             | -              | -             | 20            | -              | -             | 20            |
| 有機ジンクリッチペイント                                      | 65             | _             | _             | 50             |               |               |
| 日放フンプラブ・ビンド                                       | 75             | -             | -             | 75             | -             | _             |
| 無機ジンクリッチペイント                                      | 65             | _             | _             | 50             |               | _             |
| 無版フンプラブ・ペーント                                      | 75             | -             | -             | 75             | -             | _             |
| 有機ジンクリッチプライマ                                      |                | 20            |               |                | 15            |               |
| 行 1成 ノン ブリッテン ノイマ                                 |                | 15            |               |                | 15            |               |
| 無機ジングリッチプライマ                                      |                | 20            |               | 15             |               |               |
|   |                | 15            |               |                | 15            |               |
| 長曝型エッチングプライマ                                      |                | 14            |               |                | 11            |               |
| 又際主エッテンソファイマ                                      |                | 15            |               |                | 15            |               |
| ミストコート(エポキシ樹脂)                                    | 16             | _             | _             | 12             | _             | _             |
| <b>マハーコード(エハイン例)</b> 加/                           | _              | _             | _             | _              | I –           | _             |

<sup>(</sup>注) 上表の数値は、塗装作業中に飛散したものや、残余塗料で使用不能等になった塗料の口 ス分を含んだものである。

塗装要領の見直し に伴い削除した塗 料については、調 査結果からも使用 実態が無い事を踏 まえ【基準書・解 説】から削除す

備考

| 現行   | 改訂(最終案) | 備考 |
|--|---------|----|
| 現行  「解] 2  1種ケレンの原板プラストによる素地調整には、工場管理費が含まれていない単価である。 | 現行どおり   | 備考 |

第Ⅱ編 機械設備点検・整備積算基準

# 第1章 一般共通

改訂事項なし

第2章 水門設備

# 現 行 改 訂 (案) 備 考

### 第2章 水門設備

#### 1 適用範囲

この基準は、水門設備の点検・整備に適用する。

1-1 区分及び構成

水門設備の区分及び構成は、表-2・1のとおりとする。

表-2・1 区分及び構成

|    | 区                            | 分              | 構成   |  |  |  |  |
|----|------------------------------|----------------|--|--|--|--|--|
| 河川 | 河川用                          | 鋼製ゲート          | 扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備等                                    |  |  |  |  |
|    | 水門・堰                         | ゴム引布製<br>起伏ゲート | 袋体、取付金具、起伏装置、操作制御設備等                                   |  |  |  |  |
| 設備 | 樋門樋管ク                        | デート            | 扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備等                                    |  |  |  |  |
| ダム | 放流設備 ローラゲート<br>(主放流・ ラジアルゲート |                | 扉体、戸当り、開閉装置、基礎材、空気管、充水装置、操作<br>制御設備等                   |  |  |  |  |
| 用用 | 非常用 放流)                      | 高圧スライド<br>ゲート  | 扉体又は弁体、ボンネット、ケーシング、又は弁胴、ボンネットカバー、開閉装置、空気管、充水装置、操作制御装置等 |  |  |  |  |
| 水門 | ゲート・バルブ                      |                | 扉体又は弁体、ボンネット、ケーシング、又は弁胴、ボンネットカバー、開閉装置、空気管、充水装置、操作制御装置等 |  |  |  |  |
| 設  | 制水設備                         |                | 扉体、戸当り、開閉装置、基礎材、空気管、充水装置、操作<br>制御設備等                   |  |  |  |  |
| 備  | 取水設備                         |                | 扉体、戸当り、開閉装置、整流装置、スクリーン、取水塔、<br>操作制御設備等                 |  |  |  |  |

## 第2章 水門設備

#### 1 適用範囲

この基準は、水門設備の点検・整備に適用する。

1-1 区分及び構成

水門設備の区分及び構成は、表-2・1のとおりとする。

表-2・1 区分及び構成

|     | 区                           | 分                | 構成   |  |  |  |  |
|-----|-----------------------------|------------------|--|--|--|--|--|
| 河川  | 河川用                         | 鋼製ゲート            | 扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備等                                    |  |  |  |  |
| 用水門 | 水門・堰                        | ゴム引布製<br>起伏ゲート   | 袋体、取付金具、起伏装置、操作制御設備等                                   |  |  |  |  |
| 設備  | 樋門樋管 /                      | デート<br>・スライドゲート) | 扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備等                                    |  |  |  |  |
| ダ   | 放流設備 ローラゲート<br>(主放流・ラジアルゲート |                  | 扉体、戸当り、開閉装置、基礎材、空気管、充水装置、操作<br>制御設備等                   |  |  |  |  |
| 用用  | 非常用 放流)                     | 高圧スライド<br>ゲート    | 扉体又は弁体、ボンネット、ケーシング、又は弁胴、ボンネットカバー、開閉装置、空気管、充水装置、操作制御装置等 |  |  |  |  |
| 水   | ゲート・バルブ                     |                  | 扉体又は弁体、ボンネット、ケーシング、又は弁胴、ボンネットカバー、開閉装置、空気管、充水装置、操作制御装置等 |  |  |  |  |
| 門設  | 制水設備                        |                  | 扉体、戸当り、開閉装置、基礎材、空気管、充水装置、操作<br>制御設備等                   |  |  |  |  |
| 備   | <b>市</b> 取水設備               |                  | 扉体、戸当り、開閉装置、整流装置、スクリーン、取水塔、<br>操作制御設備等                 |  |  |  |  |

#### 現 備考 行 改 訂 (案) 1-2 適用規格 1-2 適用規格 この基準を適用する機種の規格は表-2・2を標準とする。 この基準を適用する設備の規格は表-2・2を標準とする。 表-2・2 適用規格 表-2・2 適用規格 区 分 適 用 規 格 区 分 適 用 規 格 普通ローラゲート 開閉装置がワイヤロープウインチ式を標準とする。 普通ローラゲート 開閉装置がワイヤロープウインチ式を標準とする。 河|河川用 シェルローラゲート 河|河川用 シェルローラゲート 水門•堰 $\prod$ Ш 用 用 起伏ゲート 開閉装置が油圧シリンダ式を標準とする。 水門・堰│起伏ゲート 開閉装置が油圧シリンダ式を標準とする。 水 水 門 門 ゴム引布製起伏ゲート ゴム引布製起伏ゲート 起伏方式が空気式を標準とする。 起伏方式が空気式を標準とする。 設 設 備 樋門樋管ゲート 樋門・樋管に設置されたゲートで、開閉装置がスピ 備 樋門樋管ゲート 樋門・樋管に設置されたゲートで、開閉装置がスピ (RG, SG)ンドル式またはラック式のものを標準とする。 (ローラゲート・スライドゲート) ンドル式またはラック式のものを標準とする。 ローラ 油圧式 主放流または中位放流設備を標準とする。 ローラ 油圧式 主放流または中位放流設備を標準とする。 放流設備 放流設備 ダ ダ ゲート ワイヤー式 ゲート ワイヤー式 (主放流 クレストゲートを標準とする。 (主放流 クレストゲートを標準とする。 •非常用 ・非常用 ラジアル 油 圧 式 $\Delta$ ラジアル 油 圧 式 L 放流) 主放流または中位放流設備を標準とする。 放流) 主放流または中位放流設備を標準とする。 用 ゲート 用 ワイヤー式 クレストゲートを標準とする。 ゲート ワイヤー式 クレストゲートを標準とする。 水 水 高圧スライドゲート 主放流または中位放流設備を標準とする。 高圧スライドゲート 主放流または中位放流設備を標準とする。 門 小容量放流設備用ゲート・バルブ 小容量放流管に付随するゲート・バルブ(主・副) 小容量放流管に付随するゲート・バルブ(主・副) 小容量放流設備用ゲート・バルブ とする。 とする。 設 設 制水設備 主放流または中位放流設備の予備・修理用ゲートで 制水設備 主放流または中位放流設備の予備・修理用ゲートで 備 備 開閉装置がワイヤロープウインチ式を標準とする。 開閉装置がワイヤロープウインチ式を標準とする。 取水設備 選択 (表面) 取水設備で開閉装置がワイヤロープウ 取水設備 選択(表面)取水設備で開閉装置がワイヤロープウ インチ式を標準とする。 インチ式を標準とする。 2 点検原価 2 点検原価 2-1 点検工数 2-1 点検工数 点検工数は、「(1)標準点検工数」により求めた値を「(3)工数補正」、 点検工数は、「(1)標準点検工数」により求めた値を「(3)工数補正」、 「(4)加算工数 | 及び「(5)施設間の移動に伴う拘束時間 | により補正して算出 「(4)加算工数」及び「(5)施設間の移動に伴う拘束時間」により補正して算出 するものとする。 するものとする。

(1) 標準点検工数

1) 河川用水門及びダム放流設備 河川用水門及びダム放流設備の標準点検工数は、表-2・3を標準とする。 1) 河川用水門及びダム放流設備 河川用水門及びダム放流設備の標準点検工数は、表-2・3を標準とする。

(1) 標準点検工数

現 行 改 訂 (案) 備 考

表-2・3 標準点検工数

(時間/門)

|          | 区   |               | 分              | 標準点検工数          |                 |  |  |
|----------|---|---------------|----------------|-----------------|-----------------|--|--|
|          |   |               | 7J             | 目 視 月 点 検       | 年 点 検           |  |  |
| 河        |   | 普通ローラゲート      |                | Y = 0.02 x + 6  | Y = 0.19 x + 14 |  |  |
| Щ        | 河川用   | シェルロー         | ーラゲート          | Y = 0.03 x + 6  | Y = 0.11 x + 36 |  |  |
| 用        | 水門・堰  | 起伏ゲー          | <b>\</b>       | Y = 0.01 x + 6  | Y = 0.17 x + 16 |  |  |
| 旓        |   | ゴム引布製起伏ゲート    |                | Y = 0.08 x + 5  | Y = 0.12 x + 20 |  |  |
|          | 樋門樋管  | <b>4.4.</b>   | 電動式            | Y = 4           | Y = 9           |  |  |
| 設        | ゲート<br>(RG、<br>SG)  | 動力式           | エンジン式          | Y = 3           | Y = 6           |  |  |
| 備        | SG)   | 手動式           |                | Y = 2           | Y = 4           |  |  |
| ダ        | 北太池地  | ローラ           | 油圧式            | Y = 0.04 x + 11 | Y = 0.19 x + 59 |  |  |
| グ<br>  ム | 一<br>の<br>に<br>を<br>を<br>を<br>に<br>を<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に | 放流設備  ケート ワーク |                | Y = 0.04 x + 5  | Y = 0.10 x + 36 |  |  |
| 用用       | 放流)   | ラジアル          | 油圧式            | Y = 0.07 x + 10 | Y = 0.02 x + 64 |  |  |
| 1        |   | ゲート           | ワイヤ式           | Y = 0.01 x + 9  | Y = 0.10 x + 49 |  |  |
| 川門       | 水 小容量放流設備用ゲート・バルブ   |               | Y = 2.53 x + 4 | Y = 10.8 x + 23 |                 |  |  |
| 設        | 制水設備  |               |                | Y = 0.05 x + 8  | Y = 0.24 x + 43 |  |  |
| 備        | 取 水備  | 円形・半円         | 円形多段式          | Y = 14.9        | Y = 0.06 x + 79 |  |  |
| 7/用      | 取 1佣  | 多段式ローラゲート     |                | Y = 0.03 x + 13 | Y = 0.13 x + 51 |  |  |

- (注) 1. Yは標準工数(時間/門)、xは1門当り(各構成毎)扉体面積(㎡) である。ただし、小容量放流設備用ゲート・バルブにあっては口径(m)、円形・半円形多段式にあっては最大口径(m)×全伸長(m)、多段式ローラゲートにあっては純径間(m)×全伸長(m)とする。
  - 2. 扉体面積とは扉体の有効幅(純径間)×有効高である。
  - 3. 2段扉の場合は、扉体の全面積をxに代入してYを求めるものとする。
  - 4. 作業区分別工数は、次式によるものとする。 作業区分別工数(H/門)=全体工数(H/門)×作業区分別工数比率(%) 作業区分別工数比率は、表-2・4及び表-2・5のとおりとする。
  - 5. 標準工数は、点検整備工による点検を標準とする。
  - 6. 標準工数の点検範囲は、施設全般の目視点検、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の点検、目視点検後の確認運転、準備、後片付けまでとし、以下の作業は含まないので、、必要な場合は別途積み上げるものとする。
  - (1) 不具合原因の調査・検討、設備の劣化診断、並びに修繕等の計画案の作成。
  - (2)油脂類の交換は別途「2-2 整備工数」により別途積上げるものとする。 ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の油脂類の補給は、標準点検工数に含まれる
  - (3) 点検における施設間の移動のための作業員の拘束時間は、「(5)施設間の移動に伴う拘束時間」により、別途積み上げるものとする。

|       | 区  |            | 分          |                          | 標準               | 点 検 工 数                |                                 |
|-------|--|------------|------------|--------------------------|------------------|------------------------|---------------------------------|
|       |  |            |            | <b> <b> </b> </b>        | 目視月点検            | 年 点 検                  |                                 |
| 河     | 河川用  | 普通ローラゲート   |            |                          | Y = 0.02 x + 5.4 | $Y = 0.03 \times +5.6$ | Y = 0.19 x + 14                 |
| 刊     | 刊川市  | シェルロ       | ーラゲー       | ート                       | 1                | Y = 0.04 x + 5.7       | Y = 0.13 x + 34                 |
| 用用    | 水門・堰   | 起伏ゲー       | - <b>ト</b> |                          | 1                | Y = 0.01 x + 6         | Y = 0.17 x + 16                 |
| 水     |  | ゴム引布製起伏ゲート |            |                          | Y = 0.08 x + 5   | Y = 0.12 x + 20        |                                 |
| 門     | 樋門樋管   |            | 電動式        | <u>X≧10m²</u>            |                  | _                      | $\underline{\mathbf{Y}} = 13.0$ |
| 設     | 畑につ畑一百   | 動力式 動力式    | 电别式        | $X \leq 10 \mathrm{m}^2$ | Y = 3.5          | Y = 4.0                | Y = 9.0                         |
| 備     |  |            | エンジン       | /式                       | _                | Y = 3.0                | Y = 6.0                         |
| 7/用   |  | 手動式        |            |                          |                  | Y = 2.0                | Y = 4.0                         |
| ダ     | 45次到借  | ローラ        | 油圧式        | 弋                        | _                | Y = 0.04 x + 11        | Y = 0.19 x + 59                 |
| X   A | 放流設備<br>・<br>・<br>技流<br>・<br>放流<br>・<br>放流<br>・<br>対流<br>)<br>が<br>、<br>対流<br>対流<br>対<br>が<br>に<br>対<br>が<br>に<br>が<br>に<br>が<br>に<br>が<br>に<br>が<br>に<br>が<br>に<br>が<br>に<br>が<br>に | 売製畑   ゲート  |            | ヤ式                       | _                | Y = 0.04 x + 6.5       | $Y = 0.13 \times +35$           |
| 月用    | 放流)  | ラジアル       | 油圧式        | 弋                        |                  | Y = 0.07 x + 10        | Y = 0.02 x + 64                 |
| 水     |  | ゲート ワイヤ式   |            | 中式                       | _                | Y = 0.01 x + 9         | Y = 0.10 x + 49                 |
| 門     | Ⅰ小容量放流設備用ゲート・バルブ Ⅰ   |            | _          | $Y = 2.74 \times +4.8$   | Y = 12.9 x + 18  |                        |                                 |
| 設     | 制水設備   | <b></b>    |            | _                        | Y = 0.09 x + 7.6 | Y = 0.34 x + 45        |                                 |
| 一位    | 取 水  | 円形・半       | 4円形多       |                          |                  | Y = 14.9               | Y = 0.06 x + 79                 |

表-2・3 標準点検工数

(時間/門)

Y = 0.13 x + 51

- (注) 1. Yは標準工数(時間/門)、xは1門当り(各構成毎)扉体面積(㎡) である。ただし、小容量放流設備用ゲート・バルブにあっては口径(m)、円形・半円形多段式にあっては最大口径(m)×全伸長(m)、多段式ローラゲートにあっては純径間(m)×全伸長(m)とする。
  - 2. 扉体面積とは扉体の有効幅(純径間)×有効高である。
  - 3. 2段扉の場合は、扉体の全面積をxに代入してYを求め、表2-6の補正係数で補正して算出する。

Y = 0.03 x + 13

- 4. 作業区分別工数は、次式によるものとする。 作業区分別工数(時間/門)=全体工数(時間/門)×作業区分別工数比率 作業区分別工数比率は、表-2・4及び表-2・5のとおりとする。
- 5. 標準工数は、点検整備工による点検を標準とする。
- 6.標準工数の点検範囲は、施設全般の目視点検、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の点検、目視点検後の確認運転<u>(全開全閉を行う総合操作の機能確認及び調整)</u>、準備、後片付けまでとし、以下の作業は含まないので、必要な場合は別途積み上げるものとする。
- (1) 不具合原因の調査・検討、設備の劣化診断、並びに修繕等の計画案の作成。
- (2) <u>潤滑油</u>類の交換は別途「2-2 整備工数」による。 ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の<u>潤滑油</u>類の補給は、標準点検工数 に含まれる。
- (3) 点検における施設間の移動のための作業員の拘束時間は、「(5)施設間の移動に伴う拘束時間」による。

備

設備

多段式ローラゲート

| 7. 月点検は、以下のとおり分類される。<br>(1)目視月点検  |   |   |
|---|---|---|
|   | 7. 月点検は、以下のとおり分類される。  |   |
|   | (1)目視月点検  |   |
| 目視月点検の内容は、主として分解を伴わず、外部から目視等による点検を行   | 目視月点検の内容は、主として分解を伴わず、外部から目視等による点検を行   |   |
| い、その後システム全体の機能確認を目的として、確認運転を行うことを標準と  | い、その後必要に応じてシステム全体の機能確認を目的とした確認運転を実施す  |   |
| する。   | る点検をいう。   |   |
| (2)管理運転点検   | (2)管理運転点検   |   |
| 管理運転点検は、主として管理運転による点検を行い、設備全体の機能、状態の  | 管理運転点検は、原則として可能な限りの実負荷状態において試運転を行い、   |   |
| 把握と機能保持を目的に行う点検をいう。なお、管理運転点検による月点検を行う   | 設備全体の機能、状態の把握と機能保持を目的に行う点検をいう。なお、標準点  |   |
| 場合の点検工数は、別途積上げるものとする。   | <u>検工数の設定がない設備で</u> 管理運転点検による月点検を行う場合の点検工数は、                                    |   |
| 0. 左上校の中央は、記供と見如よさの日知による上校からがり知される中がの日  | 別途積み上げるものとする。   |   |
| 8. 年点検の内容は、設備を外部からの目視による点検および分解を伴う内部の目<br>視点検のほか、点検用器具(テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、 | 8. 年点検の内容は、設備を外部からの目視による点検および分解を伴う内部の目<br>視点検のほか、点検用器具(テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、 |   |
| りまた。  | 祝点機のほか、点機用器具(アストハンマー、メルーアスタ、マイクロメーター、<br>シックネスゲージ、塗膜厚計等)で点検し、簡易な給油脂を行った後、確認運転   |   |
| (全開全閉を行う総合操作の機能確認及び調整)を行うことを標準とする。  | ンググネスグーン、室膜序前等)で原模し、  |   |
| 9. 制水設備とは、主放流設備、中位放流設備に付随する修理用ゲートや流水遮断  | 9. 制水設備とは、主放流設備、中位放流設備に付随する修理用ゲートや流水遮断  |   |
| 機能をもった予備ゲートをいう。   | 機能をもった予備ゲートをいう。   |   |
| 10. 樋門樋管ゲートを除く各設備の標準工数は、開閉装置(起伏装置)の動力が電   | 10. 樋門樋管ゲートを除く各設備の標準工数は、開閉装置(起伏装置)の動力が電   |   |
| 動式を標準とする。   | 動機を標準とする。   |   |
| 11. 普通ローラゲートの標準工数は扉体が単葉扉で開閉装置が1M1Dもしくは1   | 11. 普通ローラゲートの標準工数は扉体が単葉扉で開閉装置が1モータ1ドラムも   |   |
| M 2 Dのものとする。  | しくは1 モータ2 ドラムのものとする。  |   |
|   | 12. 普通ローラゲートの開閉装置がラック・スピンドル式の場合は樋門樋管ゲートの工数による。                                  |   |
| 12. シェルローラゲートの標準工数は扉体が単葉扉で開閉装置が2M2Dのものと   | 13. シェルローラゲートの標準工数は扉体が単葉扉で開閉装置が2エータ2ドラム   |   |
| する。   | のものとする。   |   |
| 13. 起伏ゲートは油圧シリンダ駆動とする。  | <u>14</u> . 起伏ゲートの <mark>開閉方式は</mark> 油圧シリンダ駆動 <mark>方式</mark> とする。             |   |
| 14. 小容量放流設備用ゲートとは、リングシールゲート、高圧スライドゲート、  | 15. 小容量放流設備用ゲートとは、リングシールゲート、高圧スライドゲート、  |   |
| ジェットフローゲート、リングホロワゲートとする。  | ジェットフローゲート、リングホロワゲートとする。  |   |
| 15. 小容量放流設備用バルブとは、ホロージェットバルブ、コーンスリーブバルブ、  | 16. 小容量放流設備用バルブとは、ホロージェットバルブ、コーンスリーブバルブ、  |   |
| フィックストコーンバルブ、スルースバルブとする。  | フィックストコーンバルブ、スルースバルブとする。  |   |
| 16. 制水ゲートは高圧ローラゲートとする。なお高圧スライドゲート及びキャタピ   | 17. 制水ゲートは高圧ローラゲートとする。なお高圧スライドゲート及びキャタピラゲートは含まない。                               |   |
| ラゲートは含まない。<br>17. 制水設備の開閉装置は、ガントリークレーンを含まない。                                    | フケートは含まない。<br>18. 制水設備の開閉装置 <u>に</u> は、ガントリークレーンを含まない。                          |   |
| 18. 取水設備の点検工数には、予備ゲートまたは修理用ゲートは含まないので別途   | 19. 取水設備の点検工数には、予備ゲートまたは修理用ゲートの工数は含まないの   |   |
| 加算すること。   | で別途加算すること。  |   |
| 19. 主放流設備の高圧スライドゲートは小容量放流設備用ゲート・バルブの工数に   | 20. 主放流設備の高圧スライドゲートは小容量放流設備用ゲート・バルブの工数に   |   |
|   | ~~  |   |
| よる。   | よる。   |   |
|   |   |   |
|   |   |   |
|   |   |   |
|   |   |   |
|   |   |   |
|   |   |   |
|   |   | 1 |

現 行

#### (2) 作業区分別工数比率

1)河川用水門設備 河川用水門設備の作業区分別工数比率は、表-2・4を標準とする。

表-2·4-1 河川用水門·堰設備作業区分別工数比率(%)

| 作 業 区 分            |     | 普通          | シェル     | 起伏    | <b>ヺ</b> 起引奔 |
|--------------------|-----|-------------|---------|-------|--------------|
| 機械名                | 数量  | <b>デー</b> ト | デート アート | ゲート   | <b>季</b> 作八  |
| 全 般                | 1門分 | 6           | 1 1     | 3     | 5            |
| 扉 体 (袋体)           | 1 門 | 1 4         | 1 5     | 2 0   | 1 8          |
| 戸当り・固定部 (取付金具)     | 1門分 | 8           | 6       | 9     | 1 0          |
| 開閉装置・油圧ユニット (起伏装置) | 1門分 | 4 5         | 4 7     | 4 4   | 3 7          |
| 機側操作設備             | 1門分 | 9           | 7       | 8     | 1 1          |
| 管理運転               | 1門分 | 1 8         | 1 4     | 1 6   | 1 9          |
| 計                  | 1門分 | 100         | 100     | 1 0 0 | 100          |

- (注) 1. 標準工数は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
  - 2. 開閉装置主動力がエンジン式の場合は、「開閉装置・油圧ユニット(起伏装置)」及び機側操作設備を適宜補正するものとする。
  - 3. 管理運転は、ゲートの全開全閉操作を行うものとする。
  - 4. 全般とは、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視点検及び準備・後片付けとする。

表-2・4-2 樋門樋管ゲート設備作業区分別工数比率(%)

| 作業区分   |     | ローラゲー | ローラゲート、スライド |     |  |
|--------|-----|-------|-------------|-----|--|
| 機械名    | 数量  | 電動式   | エンジン式       | 手動式 |  |
| 全 般    | 1門分 | 1 2   | 1 0         | 8   |  |
| 扉 体    | 1 門 | 1 6   | 2 4         | 2 6 |  |
| 戸当り    | 1門分 | 1 1   | 1 8         | 1 7 |  |
| 開閉装置   | 1門分 | 2 4   | 3 4         | 3 3 |  |
| 機側操作設備 | 1門分 | 1 8   | _           | _   |  |
| 管理運転   | 1門分 | 1 9   | 1 4         | 1 6 |  |
| 計      | 1門分 | 100   | 100         | 100 |  |

- (注) 1. 確認運転はゲート全開全閉操作を行うものとする。
  - 2. 全般とは、施設全般の目視点検及び準備・後片付けとする。
  - 3. 付属設備の目視点検は全般に含む。

改 訂 (案)

備考

(2) 作業区分別工数比率

各設備の作業区分別工数比率は次のとおりとする。

1)河川用水門設備

河川用水門設備の作業区分別工数比率は、表-2・4を標準とする。

表 $-2 \cdot 4 - 1$  河川用水門·堰設備作業区分別工数比率(%)

| 作 業 区 分           |      | 普二通           | <u> </u>    | 起伏  | ゴム引<br>布製起伏 |
|-------------------|------|---------------|-------------|-----|-------------|
| 構成機器。多等           | 数量   | ゲーイ           | ゲート         | ゲート | 罗圣华代        |
| 全 般               | 1門分  | $\frac{1}{2}$ | 98          | 3   | 5           |
| 扉 体(袋体)           | 1 門  | 1.7           | 16          | 2 0 | 1 8         |
| 戸当り・固定部(取付金具)     | 1門分  | 8             | 88          | 9   | 1 0         |
| 開閉装置・油圧ユニット(起伏装置) | 1 門分 | 3.7           | 3.7         | 4 4 | 3 7         |
| 機側操作設備            | 1 門分 | 1.0           | 1.6         | 8   | 1 1         |
| 確認運転              | 1門分  | 1.7           | 1 4<br>~~~~ | 1 6 | 1 9         |
| 計                 | 1 門分 | 1 0 0         | 1 0 0       | 100 | 100         |

- (注) 1. 区分別工数比率は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
  - 2. 開閉装置主動力がエンジン、の場合は、「開閉装置・油圧ユニット(起伏装置)」 及び「機側操作設備」は別途考慮するものとする。
  - 3. 確認運転は、ゲートの全開全閉運転を行うものとする。
  - 4. 付属設備の目視点検は全般に含む。
  - 5. 全般とは、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視点検及び準備・後片付けとする。
  - 6. 普通ローラゲートの開閉装置がラック・スピンドル式の場合は、樋門樋管ゲートの作業区分別工数比率による。

表-2・4-2 樋門樋管ゲート設備作業区分別工数比率(%)

| 作 業 区 分                                       |     | ローラゲート、スライドゲート         |                          |       |       |  |
|---|-----|------------------------|--------------------------|-------|-------|--|
| <b>提 比                                   </b> | 数量  | 電勇                     | 动 式                      | エンジン式 | 手動式   |  |
| <b>人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人</b>   | 数 里 | $X \ge 10 \text{ m}^2$ | $X \leq 10 \mathrm{m}^2$ | エンシン氏 | 一一则八  |  |
| 全 般   | 1門分 | 16                     | 1.7                      | 21    | 1.0   |  |
| 扉 体   | 1 門 | 1.7                    | 1.7                      | 21    | 21    |  |
| 戸当り   | 1門分 | 11                     | 1.0                      | 14    | 14    |  |
| 開閉装置  | 1門分 | 3.0                    | 2.7                      | 2.7   | 3.6   |  |
| 機側操作設備  | 1門分 | 9}                     | 14                       |       |       |  |
| <b>確認</b> 運転                                  | 1門分 | 1.7                    | 15                       | 1.7   | 1.9   |  |
| 計   | 1門分 | 1 0 0                  | 100                      | 1 0 0 | 1 0 0 |  |

- (注) 1. 確認運転はゲート全開全閉運転を行うものとする。
  - 2. 全般とは、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視点検及び準備・後片付けとする。
  - 3. 付属設備の目視点検は全般に含む。

現 行

#### 2) ダム放流設備

ダム放流設備の作業区分別工数比率は、表-2・5を標準とする。

表-2・5-1 ダム用水門設備作業区分別工数比率(%)

| /r 类 豆      | ^    |       | 放 流  | 設 備   |      | 制水   |
|-------------|------|-------|------|-------|------|------|
| 作業区         | 分    | ローラ   | ゲート  | ラジアバ  | レゲート | 設備   |
| 機械名         | 数量   | 油圧式   | ワイヤ式 | 油圧式   | ワイヤ式 | ワイヤ式 |
| 全 般         | 1門分  | 2     | 2    | 3     | 4    | 3    |
| 扉 体         | 1 門  | 1 9   | 2 0  | 1 6   | 1 7  | 1 8  |
| 戸当り・固定部     | 1 門分 | 8     | 6    | 5     | 8    | 7    |
| 開閉装置・油圧ユニット | 1 門分 | 3 9   | 4 8  | 3 6   | 4 2  | 4 4  |
| 充水装置·空気管    | 1 門分 | 2     | _    | 3     | _    | _    |
| 放流管·整流板     | 1 門分 | 6     | _    | 3     | _    | _    |
| 機側操作設備      | 1 門分 | 8     | 1 0  | 1 3   | 1 4  | 1 0  |
| 管理運転        | 1門分  | 1 6   | 1 4  | 2 1   | 1 5  | 1 8  |
| 計           | 1 門分 | 1 0 0 | 100  | 1 0 0 | 100  | 100  |

- (注) 1. 標準工数は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
  - 2. 開閉装置主動力がエンジン式の場合は、「開閉装置・油圧ユニット(起伏装置)」及び機側操作設備を適宜補正するものとする。
  - 3. 管理運転は、ゲートの全開全閉操作を行うものとする。
  - 4. 全般とは、設備周辺の目視点検及び準備・後片付けとする。

表-2・5-2 ダム用水門設備作業区分別工数比率(%)

| 作 業 区       | 分   | 小容量放流設備用ゲートバルブ |
|-------------|-----|----------------|
| 機械名         | 数量  | 油圧式・スピンドル式     |
| 全 般         | 1門分 | 4              |
| 扉体・本体       | 1 門 | 2 0            |
| 開閉装置・油圧ユニット | 1門分 | 4 1            |
| 充水装置·空気管    | 1門分 | 3              |
| 放流管・導水管     | 1門分 | 6              |
| 機側操作設備      | 1門分 | 1 1            |
| 管理運転        | 1門分 | 1 5            |
| 計           | 1門分 | 100            |

- (注) 1. 標準工数は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
  - 2. 開閉装置主動力がエンジン式の場合は、「開閉装置・油圧ユニット(起伏装置)」及び機側操作設備を適宜補正するものとする。
  - 3. 管理運転は、ゲートの全開全閉操作を行うものとする。

改 訂 (案)

備考

2) ダム放流設備

ダム放流設備の作業区分別工数比率は、表-2・5を標準とする。

表-2・5-1 ダム用水門設備作業区分別工数比率(%)

| /r: #: \tau   | ^   |       | 放 流      | 設 備     |      | 制水           |
|---------------|-----|-------|----------|---------|------|--------------|
| 作業区           | 分   | ローラ   | ゲート      | ラジアルゲート |      | 設備           |
| <b>携成機器名等</b> | 数量  | 油圧式   | ワイヤ式     | 油圧式     | ワイヤ式 | ワイヤ式         |
| 全 般           | 1門分 | 2     | 9        | 3       | 4    | <del>7</del> |
| 扉 体           | 1 門 | 1 9   | 1.5      | 1 6     | 1 7  | 1.8          |
| 戸当り・固定部       | 1門分 | 8     | <i>₹</i> | 5       | 8    | <u>6</u>     |
| 開閉装置・油圧ユニット   | 1門分 | 3 9   | 3.0      | 3 6     | 4 2  | 3.1          |
| 充水装置·空気管      | 1門分 | 2     |          | 3       | _    | _            |
| 放流管·整流板       | 1門分 | 6     | _        | 3       | _    | _            |
| 機側操作設備        | 1門分 | 8     | 12       | 1 3     | 1 4  | 9            |
| <b>確認</b> 運転  | 1門分 | 1 6   | 2.7      | 2 1     | 1 5  | 29           |
| 計             | 1門分 | 1 0 0 | 100      | 100     | 100  | 1 0 0        |

- (注) 1. 区分別工数比率は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
  - 2. 開閉装置主動力がエンジン、の場合は、「開閉装置・油圧ユニット 及び「機側操作設備」は別途考慮するものとする。
  - 3. 確認運転は、ゲートの全開全閉運転を行うものとする。
  - 4. 全般とは、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視点検及び準備・進行付けとする。

表-2・5-2 ダム用水門設備作業区分別工数比率(%)

| 作 業 区       | 分   | 小容量放流設備用ゲートバルブ |
|-------------|-----|----------------|
| <u> </u>    | 数量  | 油圧式・スピンドル式     |
| 全 般         | 1門分 | 10             |
| 扉体・本体       | 1 門 | 19             |
| 開閉装置・油圧ユニット | 1門分 | 3.2            |
| 充水装置·空気管    | 1門分 | 7              |
| 放流管・導水管     | 1門分 | 5              |
| 機側操作設備      | 1門分 | 11             |
| 確認運転        | 1門分 | 1.6            |
| 計           | 1門分 | 1 0 0          |

- (注) 1. 区分別工数比率は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
  - 2. 開閉装置主動力がエンジンの場合は、「開閉装置・油圧ユニット 及び「機側操作設備」は別途考慮するものとする。
  - 3. 確認運転は、ゲートの全開全閉運転を行うものとする。

現 行

- 4. 全般とは、設備周辺の目視点検及び準備・後片付けとする。
- 5. 主放流設備の高圧スライドゲートは小容量放流設備用ゲート・バルブの工数による。

表-2・5-3 ダム用水門設備作業区分別工数比率(%)

| 作 業 区 分      |     | 取 水        | 設 備       |
|--------------|-----|------------|-----------|
| 機械名          | 数量  | 円形・半円形シリンダ | 多段式ローラゲート |
| 全 般          | 1門分 | 4          | 5         |
| <b>扉体・本体</b> | 1 門 | 1 1        | 1 4       |
| 戸当り・固定部      | 1門分 | 6          | 6         |
| 取水塔体・スクリーン   | 1門分 | 1 0        | 4         |
| 開閉装置         | 1門分 | 4 0        | 4 9       |
| 機側操作設備       | 1門分 | 9          | 1 2       |
| 管理運転         | 1門分 | 2 0        | 1 0       |
| 計            | 1門分 | 1 0 0      | 1 0 0     |

- (注) 1. 標準工数は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
  - 2. 開閉装置主動力がエンジン式の場合は、「開閉装置・油圧ユニット(起伏装置)」及び機側操作設備を適宜補正するものとする。
  - 3. 管理運転は、ゲートの全開全閉操作を行うものとする。
  - 4. 全般とは、施設全般の目視点検及び準備・後片付けとする。
  - 5. 扉体・本体には、取水蓋、リフティング装置を含む。
  - 6. 戸当たり、固定部にはローラレールを含む。
  - 7. 戸当たり・固定部・塔体、スクリーン等の点検は水中部を除く箇所の点検とする。
  - 8. 扉体・本体は引き上げての点検を標準とする。

#### (3) 工数補正

点検工数は、設備の規模、設備の内容を検討し、作業区分別工数比率等を参考に補 正するものとする。

#### 1) 河川用水門設備

河川用水門設備の工数補正は次を標準とする。

- (イ) 扉体形式及び開閉装置形式による補正は、表-2・6「扉体・開閉装置形式補正 係数(河川用水門設備)」による。
- (ロ) 各補正係数は、「(2) 作業区分別工数比率」の各表の作業区分の該当部分のみ 補正を行うものとする。
- (ハ) 作業区分別工数の補正方法は次による。

補正工数=標準工数×作業区分別工数比率×補正係数

改 訂 (案)

備考

- 4. 全般とは、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の貝視点検及び準備・、後片付けとする。
- 5. 主放流設備の高圧スライドゲートは小容量放流設備用ゲート・バルブの<u>作業区分</u> <u>別工数比率</u>による。

表-2・5-3 ダム用水門設備作業区分別工数比率(%)

| 作 業 区 分    |     | 取 水           | 設 備       |
|------------|-----|---------------|-----------|
| 構成機器名等     | 数 量 | 円形・半円形シリンダゲート | 多段式ローラゲート |
| 全 般        | 1門分 | 4             | 5         |
| 扉体・本体      | 1 門 | 1 1           | 1 4       |
| 戸当り・固定部    | 1門分 | 6             | 6         |
| 取水塔体・スクリーン | 1門分 | 1 0           | 4         |
| 開閉装置       | 1門分 | 4 0           | 4 9       |
| 機側操作設備     | 1門分 | 9             | 1 2       |
| 確認運転       | 1門分 | 2 0           | 1 0       |
| 計          | 1門分 | 1 0 0         | 1 0 0     |

- (注) 1. 区分別工数比率は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
  - 2. 開閉装置主動力がエンジン、の場合は、「開閉装置・油圧ユニット、 及び「機側操作設備」は別途考慮するものとする。
  - 3. 確認運転は、ゲートの全開全閉運転を行うものとする。
  - 4. 全般とは、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視点検及び準備・後片付けとする。
  - 5. 扉体・本体には、取水蓋、リフティング装置を含む。
  - 6. 戸当たり、固定部にはローラレールを含む。
  - 7. 戸当たり・固定部・<u>取水塔</u>、スクリーン等の点検は水中部を除く箇所の点検とする。
  - 8. 扉体・本体は引き上げて休止状態での点検を標準とする。

#### (3) 工数補正

点検工数は、設備の規模、設備の<mark>構成</mark>を検討し、作業区分別工数比率等を参考に補 正するものとする。

#### 1)河川用水門設備

河川用水門設備の工数補正は次を標準とする。

- (イ) 扉体形式及び開閉装置形式による補正は、表-2・6 「扉体・開閉装置形式補正 係数 (河川用水門設備)」による。
- (ロ) 各補正係数は、「(2) 作業区分別工数比率」の各表の作業区分の該当部分のみ 補正を行うものとする。
- (ハ) 作業区分別工数の補正方法は次による。

補正工数=標準工数×作業区分別工数比率×<u>屏体</u>·開閉装置形式補正係数(河川用水門)

現 行

#### 表-2·6 扉体·開閉装置形式補正係数(河川用水門設備)

|      | 作     | 業     | 区            | 分     |              |    |    | 普ロゲー |      | シェル               |
|------|-------|-------|--------------|-------|--------------|----|----|------|------|-------------------|
| 扉体形式 |       | 機     | 械            | 名     |              | 数  | 量  | ゲー   | - F  | シェル<br>ローラ<br>ゲート |
| 単葉扉  | 扉体    |       |              |       |              | 1  | 門  | 1.   | 0    | 1. 0              |
|      | 戸当り・国 | 固定部   |              |       |              | 1門 | 分  | 1.   | 0    | 1. 0              |
|      | 開閉装置  |       |              |       |              | 1門 | 分  | 1.   | 0    | 1. 0              |
|      | 管理運転  |       |              |       |              | 1門 | 分  | 1.   | 0    | 1. 0              |
| 2段扉  | 扉体    |       |              |       | 1            | 門  | 1. | 2    | 1. 2 |                   |
|      | 戸当り・国 | 固定部   |              |       |              | 1門 | 分  | 1.   | 1    | 1. 1              |
|      | 開閉装置  | 1 M 1 | D · 11       | M 2 D |              | 1門 | 分  | 1.   | 0    |                   |
|      | 州内农但  | 1 M 2 | $D \times 2$ | 2 M 2 | $D \times 2$ | 1門 | 分  | 1.   | 2    | 1. 3              |
|      | 管理運転  | 1 M 1 | D • 11       | M 2 D |              | 1門 | 分  | 1.   | 2    |                   |
|      | 日生建牧  | 1 M 2 | $D \times 2$ | 2 M 2 | $D \times 2$ | 1門 | 分  | 1.   | 3    | 1. 3              |

#### (注) 1. 主原動機は電動式とする。

2. 2 段扉の場合の工数算出は上下段扉全体の扉体面積を x に代入して標準工数を 算出した後に補正係数を掛けるものとする。

#### (4) 加算工数

#### 1)河川用水門設備

河川用水門設備に付帯する設備において標準工数に含まれていない機器等の工数は、 表-2・7を標準とする。

表-2・7 河川用水門加算工数 (時間)

| 作 業          | 区 分   |      | 河川用水門 | 樋門樋管 |
|--------------|-------|------|-------|------|
| 機            | 戒 名   | 数量   | • 堰   | ゲート  |
| 水位計等         |       | 1 式  | 1. 9  | 0. 7 |
| 遠方操作設備       | 1 式   | 3. 3 | 1. 3  |      |
| 自家発電設備       | 予備電源用 | 1 式  | 3. 3  | 0.8  |
| 受変電設備 (低圧受電) |       |      | 1. 3  | _    |

#### (注) 1. 水位計等とは、水位計などの計測機器類をいう。

2. 自家発電設備の区分は次のとおりである。

予備電源用:常用は商用電源で非常時の電源供給が自家発電設備の方式とする。

3. 河川用水門・堰の自家発電設備の発電容量は、250KVAまでを標準とする。

#### 2) ダム用水門設備

ダム用水門設備に付帯する設備において標準工数に含まれていない機器等の工数は、 表-2・8を標準とする。

改 訂 (案)

備考

表-2·6 扉体·開閉装置形式補正係数(河川用水門設備)

|      | 作            | 業             | <u>X</u> | 分              |     |      | 普ログート | シェル               |  |
|------|--------------|---------------|----------|----------------|-----|------|-------|-------------------|--|
| 扉体形式 |              | <b>携</b> 、戍、機 | ~ 器 多    | <del>、</del> 等 | 数   | 量    | ゲート   | シェル<br>ロート<br>ゲート |  |
| 単葉扉  | 扉体           |               |          |                | 1   | 門    | 1. 0  | 1. 0              |  |
|      | 戸当り・固        | 固定部           |          |                | 1 門 | 月分   | 1. 0  | 1. 0              |  |
|      | 開閉装置         |               |          |                | 1 門 | 月分   | 1. 0  | 1. 0              |  |
|      | <b>確認</b> 運転 |               |          |                | 1 門 | 月分   | 1. 0  | 1. 0              |  |
| 2段扉  | 扉体           |               |          | 1              | 門   | 1. 2 | 1. 2  |                   |  |
|      | 戸当り・固        | 戸当り・固定部       |          |                | 1門  | 月分   | 1. 1  | 1. 1              |  |
|      | 開閉装置         | 1 M 1 D       | · 1 M 2  | 2 D            | 1 門 | 月分   | 1. 0  |                   |  |
|      | 用闭表但         | 1 M 2 D       | × 2 、 2  | 2 M 2 D × 2    | 1 門 | 月分   | 1. 2  | 1. 3              |  |
|      | <b>施</b> 到语起 | 1 M 1 D       | · 1 M 2  | 2 D            | 1 門 | 月分   | 1. 2  |                   |  |
|      | 確認運転         | 1 M 2 D       | × 2 、 2  | 2 M 2 D × 2    | 1 門 | 月分   | 1. 3  | 1. 3              |  |

#### (注) 1. 開閉装置主動力は電動機とする。

2. 2段扉の場合の工数算出は上下段扉全体の扉体面積をxに代入して標準工数を 算出した後に補正係数を掛けるものとする。

#### (4) 加算工数

#### 1)河川用水門設備

河川用水門設備に付帯する設備において標準工数に含まれていない機器等の工数は、 表-2・7を標準とする。

表-2・7 河川用水門加算工数 (時間)

| 作業       | 区 分   |      | 河川用水門 | 樋門樋管 |
|----------|-------|------|-------|------|
| 機        | 是     | 数量   | • 堰   | ゲート  |
| 水位計      | 1 式   | 1. 9 | 0. 7  |      |
| 遠方操作監視設備 | 1 式   | 3. 3 | 1. 3  |      |
| 自家発電設備   | 予備電源用 | 1 式  | 3. 3  | 0.8  |
| 受変電設備(低戶 | 1 式   | 1. 3 | _     |      |

#### (注) 1. 水位計以外の計測機器類は別途積み上げるものとする。

2. 自家発電設備の区分は次のとおりである。

予備電源用:常用は商用電源で非常時の電源供給が自家発電設備の方式とする。

- 3. 河川用水門・堰の自家発電設備の発電容量は、250KVAまでを標準とする。
- 4. 遠方操作監視設備は水門施設側の点検とし、事務所・管理所側及び通信確認等は 別途積み上げるものとする。、 5.分解等を伴う詳細点検を実施する場合は別途積み上げるものとする。

#### 2) ダム用水門設備

ダム用水門設備に付帯する設備において標準工数に含まれていない機器等の工数は、 表 $-2 \cdot 8$ を標準とする。

現 行

#### 表-2・8 ダム用水門加算工数 (時間)

| 作業      | 区   | 分 |     | ダム用放流設備 ダム用取 | 小容量放流べ |
|---------|-----|---|-----|--------------|--------|
| 機       | 戒 名 |   | 数量  | 水設備          |        |
| 凍結防止装置  |     |   | 1 式 | 1. 4         | 0.3    |
| 流量計     |     |   | 1 式 | _            | 2. 1   |
| 水位計・濁度計 |     |   | 1 式 | 1. 5         | _      |

- (注) 1. 流量計は小容量放流設備用ゲート・バルブに付随するものである。
  - 2. 水位計・濁度計は取水設備に付随するものである。
- 3) 上記 1)、2)の記載以外の機器等は適宜積上げ加算するものとする。 なお工数外の機器類は、遠方操作設備、CCTV(ITV)設備、運転管理装置とする。
- (5) 施設間の移動に伴う拘束時間 点検における複数の施設間の移動に伴う作業員の拘束時間は次による。
  - 1) 樋門樋管ゲート
    - 1業務当たりの移動に伴う延べ拘束時間

=1業務当たりの樋門樋管総点検工数×0.08

2) その他の設備 点検工数に含まれているので計上しない。

#### 2-2 整備工数

(1) 潤滑油交換工数

潤滑油交換工数は表-2・9を標準とする。

表-2・9 潤滑油交換工数

| E 1/   | 標準工数                       | - 本 - 西                             | 構成    | 割合    |
|--------|----------------------------|-------------------------------------|-------|-------|
| 区分     | 標準工数                       | 摘    要                              | 点検整備工 | 普通作業員 |
| 減速機    | y=0.0284 x +1.91<br>(時間/台) | x:1台当たり潤滑油量<br>(L/台)                |       |       |
| 動力切換装置 | y = 1 (時間/台)               |                                     | 8 5 % | 15%   |
| ワイヤロープ | y=0.0024x+5.36<br>(時間/門)   | x:ロープ径(mm) ×<br>1 門当たりロープ長<br>(m/門) |       |       |

- (注) 1. 潤滑油交換工数の適用範囲は、潤滑油交換に伴う準備、交換作業、清掃、後片づけまでとする。
  - 2. 減速機の潤滑油交換作業にはフラッシングは含まない。
  - 3. ワイヤロープ油の交換作業は、旧油除去、洗浄及び新油塗布とし、ゲート操作を行いながらの作業を標準とする。(足場等が必要な場合は、別途費用を計上する。)
  - 4. ワイヤロープ長は、ドラムの捨て巻を含む全長とする。

改 訂 (案)

#### 表-2・8 ダム用水門加算工数 (時間)

| 作 業 区   | 分   | ダム用  | ダム用        | 小容量放流だ |
|---------|-----|------|------------|--------|
| 機       | 数量  | 放流設備 | 取水設備       |        |
| 凍結防止装置  | 1 式 | 14   | <u>_14</u> | 0.3    |
| 流量計     | 1 式 | ~    | 18         | 2. 1   |
| 水位計・濁度計 | 1 式 | ~    | 15         | _      |

- (注) 1. 流量計は小容量放流設備用ゲート・バルブに付随するものである。
  - 2. 水位計・濁度計は取水設備に付随するものである。
  - 3. 分解等を伴う詳細点検を実施する場合は別途積み上げるものとする。
- 3) 上記 1)、2)の記載以外の機器等は適宜積上げ加算するものとする。 なお工数外の機器類は、、、CCTV(ITV)設備、運転管理装置とする。
- (5) 施設間の移動に伴う拘束時間

<u>複数施設を同日に点検する場合、施設間の移動に伴う</u>作業員の拘束時間は<u>それぞれ</u> 次による。

1) 樋門樋管ゲート

1業務当たりの移動に伴う延べ拘束時間

 $=2.9591 \,\mathrm{x}^{0.3463}$ 

x:1業務当たりの樋門樋管総点検工数

備考

2) 河川用水門・堰、ダム用水門設備 必要に応じて別途積み上げるものとする。

#### 2-2 整備工数

(1) 潤滑油類交換工数

潤滑油類交換工数は表-2・9を標準とする。

表-2·9 潤滑油<mark>類</mark>交換工数

| 区 八    | 標準工数                       | 摘    要                                | 構成     | 割合     |
|--------|----------------------------|---------------------------------------|--------|--------|
| 区分     |                            | 摘    要                                | 点検整備工  | 普通作業員  |
| 減速機    | y=0.0284 x +1.91<br>(時間/台) | x:1台当たり潤滑油量<br>(L/台)                  | 8 5 %  | 15%    |
| 動力切換装置 | y = 1 (時間/台)               |                                       | 0 0 /0 | 1 0 /0 |
| ワイヤロープ | y=0.0024 x +5.36<br>(時間/門) | x:ロープ径(mm) ×<br>1門当たりファウ<br>ープ長 (m/円) | 1.0.0% | ~0.%   |

- (注) 1. 潤滑油<mark>類</mark>交換工数の適用範囲は、潤滑油<mark>類</mark>交換に伴う準備、交換作業、清掃、後片づけまでとする。
  - 2. 減速機の潤滑油交換作業にはフラッシングは含まない。
  - 3. ワイヤロープ油の交換作業は、旧油除去 及び新油塗布とし、ゲート操作を行いながらの作業を標準とする。(足場等が必要な場合は、別途費用を計上する。)
  - 4. ワイヤロープ長は、ドラムの捨て巻を含む全長とする。
  - 5. 廃油等の処分費は別途計上するものとする。

基準の解説

#### 現 行 改 訂 (案) 備考 1 点検原価 1 点検原価 1-1 点検工数 1-1 点検工数 点検工数算出にあたって、起伏ゲート、ゴム引布製起伏ゲート及び2段ゲートの 点検工数算出にあたって、起伏ゲート、ゴム引布製起伏ゲート及び2段ゲートの 扉体面積は次のとおりとする。 **扉体面積は次のとおりとする。** (1) 河川用水門設備の起伏ゲートの扉体面積は、純径間に扉体を起立させた状態の (1) 河川用水門設備の起伏ゲートの扉体面積は、純径間に扉体を起立させた状態の 有効高を乗じた面積とする。 有効高を乗じた面積とする。 (2) 河川用水門設備のゴム引布製起伏ゲートの扉体面積は、純径間に扉体を起立さ (2) 河川用水門設備のゴム引布製起伏ゲートの扉体面積は、純径間に扉体を起立さ せた状態の有効高を乗じた面積とする。 せた状態の有効高を乗じた面積とする。 (3) 河川用水門設備の普通ローラゲート、シェルローラゲートの2段ゲートの扉体 (3) 河川用水門設備の普通ローラゲート、シェルローラゲートの2段ゲートの扉体 面積は、純径間に上段扉の有効高と下段扉の有効高を加えた高さを乗じた面積と 面積は、純径間に上段扉の有効高に下段扉の有効高を加算した高さを乗じた面積 する。 とする。 1-2、管理運転点検工数 標準点検工数の設定がない設備の管理運転点検工数は積み上げを原則とするが、 表-1を参考に算出してもよい。 表一1 水門設備における管理運転点検工数 点、検、工、数、(時間/門)、 区......分 シェルローラゲート Y = 0.03 x + 6河 河川用 起伏ゲート Y = 0.01 x + 6水門・堰 ゴム引布製起伏ゲート Y = 0.08 x + 5設 樋門樋管ゲート 動力式 エンジン式 Y = 3.0 **美動式** Y = 2.0<u>(注)1.管理運転点検は、主として確認運転による点検を行い、設備全体の機能、状態の</u> 把握と機能保持を目的に行う点検をいう。 2. 管理運転点検には、以下の作業が含まれないので、必要な場合は別途積み上げる (1) 不具合原因の調査・検討、設備の劣化診断、並びに修繕等の計画案の作成。 (2) 潤滑油類の交換は 「2-2 整備工数」による。 ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の油脂類の補給は、標準点検工数に (3) 点検における施設間の移動のための作業員の拘束時間は、「(5)施設間の移動 に伴う拘束時間」による。

第 3 章 揚排水ポンプ設備 第 1 揚排水ポンプ設備

|           | 現  行   | 改 訂(案)   |
|-----------|--|--|
| 第3章 揚排水   | ポンプ設備  |  |
| 1 適 用 範   | 揚排水ポンプ設備の点検設備に適用する。  | 第1 揚排水ポンプ設備  1 適 用 範 囲  この基準は、揚排水ポンプ設備の点検設備に適用する。ただし、水中ポンプの点検整備には適用できない。 |
| 揚排水       | ポンプ設備の区分及び構成は、表-3・1を標準とする。                                     | 現行どおり  |
|           | 表-3・1 区分及び構成   |  |
| 区分        | 構 成  |  |
|           | 主ポンプ設備,主配管用弁,吸吐出管,主配管継手等<br>可動翼装置                              |  |
| 主ポンプ 駆動設備 | 主駆動原動機,流体継手,クラッチ,歯車減速機,複合減速機,減速機架台等                            |  |
| 系統機器 設 備  | 燃料系統設備 (燃料小出槽含む),冷却水,潤滑水系統設備 (軸封等込み),<br>始動系統設備,満水系統設備,管内クーラー等 |  |
| 監視操作制御設備  |  |  |
| 電源設備      | 自家発電設備,受変電・配電設備,直流電源設備等  |  |
| 除塵設備      | スクリーン, 除塵機, 搬送設備, 貯留設備等  |  |
| 付属設備      | 天井クレーン装置, 換気設備, 貯油槽(地下・屋外), 屋内排水設備,<br>角落し設備等                  |  |
| 付帯施設      | 吐出樋門等  |  |
|           |  |  |

### 現 行 改 訂(案) 備 考

#### 1-2 適用規格

この基準を適用するポンプの規格は、表-3・2を標準とする。

表-3・2 適用規格

| 区 分   | 適用規格                             |
|-------|----------------------------------|
| 立軸ポンプ | ポンプロ径は 400mm から 4,600mm までを標準とする |
| 横軸ポンプ | ポンプロ径は 500mm から 2,000mm までを標準とする |

#### 2 点検原価

#### 2-1 点検工数

点検工数は、「(1)標準点検工数」により求めた値を「(3)工数補正」及び「(4)加算工数」により補正して算出するものとする。

- (1) 標準点検工数
  - 1) 揚排水ポンプ設備

揚排水ポンプ設備の点検工数は、表-3・3を標準とする。

表-3・3 標準点検工数

| 区分     |         | 標準点検工数(H/2 台分)  |                  |
|--------|---------|-----------------|------------------|
|        |         | 目視月点検           | 年 点 検            |
| 立軸ポンプ・ | オープンピット | V 0 000 1 40    | Y = 0.08x + 116  |
|        | クローズピット | Y = 0.023x + 40 | Y = 0.074x + 148 |
| 横軸     | ポンプ     | Y = 0.022x + 34 | Y = 0.081x + 98  |

- (注) 1. 月点検は、以下のとおり分類される。
  - (1) 目視月点検

目視月点検の内容は、主として分解を伴わず、外部から目視等による点検を行い、そ の後システム全体の機能確認を目的として、確認運転を行うことを標準とする。

#### 1-2 適用規格

この基準を適用するポンプの規格は、表 $-3 \cdot 2, 3$ を標準とする。

表-3・2 適用規格(年点検・目視月点検)

| 区分    | 適 用 規 格                                   |  |
|-------|---|--|
| 立軸ポンプ | ポンプ1台当りの計画吐出量が 0.2m³/s から 50m³/s までを標準とする |  |
| 横軸ポンプ | ポンプ1台当りの計画吐出量が 0.2m³/s から 10m³/s までを標準とする |  |

#### 表-3・3 適用規格(管理運転点検)

| 区 分      | 適 用 規 格                                |
|----------|--|
| 立軸・横軸ポンプ | 1機場当りの計画吐出量が 5m³/s から 100m³/s までを標準とする |

#### 2 点検原価

#### 2-1 点検工数

点検工数は、「(1)標準点検工数」により求めた値を「(3)工数補正」及び「(4)加算工数」により補正して算出するものとする。

- (1) 標準点検工数
  - 1) 年点検・目視月点検

揚排水ポンプ設備の $\underline{\mathsf{r}}$  生点検、及び目視月点検の点検工数は、表 $-3\cdot \underline{\mathsf{4}}$  を標準とする。

表-3・4 標準点検工数 (年点検・目視月点検)

| 区分    |         | Y:標準点検工数(時間/2台分)                |                                 |
|-------|---------|---------------------------------|---------------------------------|
|       |         | 目視月点検                           | 年 点 検                           |
| 立軸ポンプ | オープンピット | Y=16.21 x <sup>0.4781</sup> +40 | $Y = 56.39 \times 0.4781 + 116$ |
|       | クローズピット |                                 | $Y = 52.16 \times 0.4781 + 148$ |
| 横軸ポンプ |         | $Y = 15.51 \times 0.4781 + 34$  | $Y = 57.09 \times 0.4781 + 98$  |

- (注) 1. 目視月点検の内容は、主として分解を伴わず、<u>外部から目視等による点検を行い、管理</u> 運転を行わないことを標準とする。
  - 2. 年点検の内容は、設備を外部からの目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほか、点検用器具(テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、シックネスゲージ、塗膜厚計等)で点検し簡易な給油脂を行った後、機器の単独運動、総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。

| 現  行   | 改 訂(案)   | 備考 |
|--|--|----|
| (2) 管理運転点検                                   | 3. Y は標準工数、x は <mark>ポンプ 1 台当りの計画吐出量(m³/s)</mark> である。 |    |
| 管理運転点検は,主として管理運転による点検を行い,設備全体の機能,状態の把握       | 4. 標準工数は、主ポンプ設備が2台の場合とする。                              |    |
| と機能保持を目的に行う点検をいう。なお、管理運転点検による月点検を行う場合の点      | 5. 標準工数は、主原動機がディーゼルエンジン駆動とする。                          |    |
| 検工数は、別途積上げるものとする。                            | 6. 標準工数は、点検整備工による点検とする。                                |    |
| 2. 年点検の内容は、設備を外部からの目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほ   | 7. 標準工数の点検範囲は、施設全般 <u>の目視点検</u> 、主ポンプ設備、主ポンプ駆動設備、系統    |    |
| か、点検用器具(テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、シックネスゲージ、    | 機器設備、監視操作制御設備、電源設備、除塵設備、付属設備の点検、管理運転、準備、               |    |
| 塗膜厚計等) で点検し簡易な給油脂を行った後,機器の単独運転,総合操作の機能確認及    | 跡片づけまでとし、以下の作業は含まないので、必要な場合は別途積上げるものとする。               |    |
| び調整を行うことを標準とする。                              | (1) 不具合原因の検討、調査、設備診断、並びに改造案・補修案等の計画書作成                 |    |
| 3. Yは標準工数,xは主ポンプロ径(mm)である。                   | (2)油脂類の交換は「2-2 整備工数」により別途積上げるものとする。ただし、点               |    |
| 4. 標準工数は主ポンプ設備が2台の場合とする。                     | 検時に行う軸受給油等の少量の油脂類の補給は、標準工数に含まれる。                       |    |
| 5. 標準工数は主原動機がディーゼルエンジン駆動とする。                 | (3) 確認運転に必要な水位確保のため、点検着手前までに行う貯水準備作業や、仮設               |    |
| 6. 標準工数は、点検整備工による点検とする。                      | の設置・撤去   |    |
| 7. 標準工数の点検範囲は、施設全般の目視点検、主ポンプ設備、主ポンプ駆動設備、系統   | (4) クラッチ機能を具備しておらず、主原動機単独運転のために必要な継手類の切り               |    |
| 機器設備,監視操作制御設備,電源設備,除塵設備,付属設備の点検,管理運転,準備,     | 離し及び接続作業   |    |
| 跡片づけまでとし、以下の作業は含まないので、必要な場合は別途積上げるものとする。     | (5) 定格出力が 2,000kw <u>以上の</u> ガスタービンの点検                 |    |
| (1) 不具合原因の調査・検討,設備の劣化診断,並びに修繕等の計画案の作成        | (6) ボアスコープを用いたガスタービンの点検                                |    |
| (2) 油脂類の交換は別途「2-2 整備工数」により別途積上げるものとする。       | 8. オープンピットとは吸込部で自由水面をもつ構造のものをいい、クローズピットとは吸             |    |
| ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の油脂類の補給は、標準点検工数に含まれ        | 込部で自由水面をもたない構造で吸水部の形状が傘形、ベンド形等のコンクリートまた                |    |
| <b>ర</b> ం                                   | は鋼製ケーシングのものをいう。  |    |
| (3) 確認運転に必要な水位確保のため、点検着手前までに貯水準備作業が必要な場合の    | 9. 標準工数に含まれる監視操作制御設備は中央操作・制御設備、各種機側操作・制御設備、            |    |
| 工数や仮設物が必要な場合の設置・撤去工数                         | 補助継電器設備、水位計等の計装設備とし、運転支援装置、CCTV設備、遠方操作・                |    |
| (4) クラッチ機能を具備しておらず、主原動機単独運転のために必要な継手類の切り離    | 監視設備は含まない。なお、 <mark>運転支援装置、</mark> CCTV設備、遠方操作・監視設備は別途 |    |
| し及び接続作業                                      | 積上げるものとする。   |    |
| (5) 定格出力が 2,000kw 以上のガスタービンの点検               | 10. 除塵設備は、スクリーン、除塵機までとし、水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベ             |    |
| 8. オープンピットとは吸込部で自由水面をもつ構造のものをいい, クローズピットとは吸  | ヤ、貯留設備は含まない。   |    |
| 込部で自由水面をもたない構造で吸水部の形状が傘形,ベンド形等のコンクリートまたは     | 11. 付属設備のうち標準点検工数に含まれるのは、燃料貯油槽、天井クレーン装置、換気             | ī  |
| 鋼製ケーシングのものをいう。                               | 設備、照明設備、消火設備、屋内排水設備とし、角落し設備は除くものとする。                   |    |
| 9. 標準工数に含まれる監視操作制御設備は中央操作・制御設備,各種機側操作・制御設備,  | 12. 作業区分別工数比率は,表-3・ <u>7、8</u> のとおりとする。                |    |
| 補助継電器設備,水位計等の計装設備とし,運転支援装置,CCTV 設備,遠方操作・監視   |  |    |
| 設備は含まない。なお,運転支援装置がある場合は「(4) 加算工数」の表-3・10 により |  |    |
| 加算することとし、CCTV 設備,遠方操作・監視設備は別途積上げるものとする。      |  |    |
| 10. 除塵設備は,スクリーン,除塵機までとし,水平ベルトコンベヤ,傾斜ベルトコンベヤ, |  |    |
| 貯留設備は含まない。                                   |  |    |
| 11. 付属設備のうち標準工数に含まれるのは,燃料貯油槽,天井クレーン装置,換気設備,  |  |    |
| 照明設備、消火設備、屋内排水設備とし、角落し設備は除くものとする。            |  |    |
| 12. 作業区分別工数比率は、表一3・4のとおりとする。                 |  |    |

## 平成 21 年度 機械設備積算基準 (案) 【機械設備点検・整備 (揚排水ポンプ設備)】対比表

| 現 行 |                        | 改 訂(案)                             |                                       | 備            |
|-----|------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|--------------|
|     | 2) 管理運転点検              |                                    |                                       |              |
|     | 揚排水ポンプ設備の管理運転点         | 「検の点検工数は、次式に                       | こよる。なお、標準点検日数は表一                      | 3・5、標        |
|     | 準点検構成人員は表-3・6を標        | 準とする。                              |                                       |              |
|     | <u>管理運転点検標準点検工数</u> =標 | 準点検日数×(標準点検                        | e構成人員×補正係数)                           |              |
|     | 表-3・                   | 5 標準点検日数(管理運転                      | <u>云点検)</u>                           |              |
|     | 区 分                    | 区 分 標準点検日数(日)                      |                                       |              |
|     | 立軸・横軸ポンプ               | x < 30 (m³/s)                      | x ≧30 (m³/s)                          |              |
|     | (主ポンプ設備:2台)            | 1.                                 | 2                                     |              |
|     | 立軸・横軸ポンプ               | x < 20 (m³/s)                      | x ≥20 (m³/s)                          |              |
|     | (主ポンプ設備: 3~4台)         | 1_                                 | 2_                                    |              |
|     | 立軸・横軸ポンプ               | $x \leq 50 \text{ (m}^3\text{/s)}$ | 左記以外                                  |              |
|     | (主ポンプ設備:5台以上)          | <u>2</u>                           | 積上げ                                   |              |
|     |                        | 、主として管理運転によ                        | る点検を行い、設備の運転機能の確<br>を目的に行う点検をいう。なお、質  |              |
|     |                        |                                    | <u> 体の機能や状態の把握を行うのに+</u>              |              |
|     | 転時間が確保できる場合            | うを標準とする。                           |                                       |              |
|     | 2. 標準日数及び構成人員          | は、主ポンプ設備が2台                        | の場合とする。なお、台数による補                      | 正係数          |
|     |                        |                                    | の場合は別途積上げとする。                         |              |
|     | 3. xは1機場当りの計画          |                                    |                                       | - AT 9194 -  |
|     |                        |                                    | ルエンジン駆動とする。なお、原動<br>なる原動機形式が混在している機場  |              |
|     | 積上げとする。                | , 14 // C40 // C U、共               | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | TINE I       |
|     | 5. 標準日数及び構成人員          | は、点検整備工による点                        | 検とする。                                 |              |
|     |                        |                                    | <br>検構成人員と実態に大きな乖離が見                  | <u>16113</u> |
|     | 場合は、実態に応じて利            |                                    |                                       | 1            |

## 平成 21 年度 機械設備積算基準 (案) 【機械設備点検・整備 (揚排水ポンプ設備)】対比表

| 現 行 | 改 訂(案)                                       | 備 | 考 |
|-----|--|---|---|
|     | 7. 管理運転点検には、以下の作業は含まないので、必要な場合は別途積上げるものとする。  |   |   |
|     | ①施設全般、付属設備の目視点検。なお、管理運転点検による一連の作業で点検される      |   |   |
|     | 設備は、標準点検工数に含まれるものとする。                        |   |   |
|     | ②管理運転点検以外に行う不具合箇所や老朽箇所の目視点検。                 |   |   |
|     | ③不具合原因の検討、調査、設備診断、並びに改造案・補修案等の計画書作成          |   |   |
|     | ④油脂類の交換は「2-2 整備工数」により別途積上げるものとする。ただし、点検時     |   |   |
|     | に行う軸受給油等の少量の油脂類の補給は、標準工数に含まれる。               |   |   |
|     | ⑤管理運転に必要な水位確保のため、点検着手前までに行う貯水準備作業や、仮設の設      |   |   |
|     | <u>置・撤去</u>                                  |   |   |
|     | ⑥設備全体の機能や状態の把握を行うのに十分な運転時間が確保できない場合に行う、      |   |   |
|     | <u>管理運転点検以外の目視点検</u>                         |   |   |
|     | ⑦クラッチ機能を具備しておらず、主原動機単独運転のために必要な継手類の切り離し      |   |   |
|     | 及び接続作業                                       |   |   |
|     | 8. 標準工数に含まれる監視操作制御設備は、管理運転により点検を行う中央操作・制御設備、 |   |   |
|     | 各種機側操作・制御設備、補助継電器設備、水位計等の計装設備とし、運転支援装置、C     |   |   |
|     | CTV設備、遠方操作・監視設備は含まない。                        |   |   |
|     | なお、運転支援装置、CCTV設備、遠方操作・監視設備は別途積上げるものとする。      |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |
|     |  |   |   |

(2) 作業区分別工数比率

揚排水ポンプ設備の作業区分別工数比率は、表-3・4を標準とする。

現

表-3・4 作業区分別工数比率(%)

行

|              | 作業区分          |      | 立軸ス         | ポンプ         |       |                          |
|--------------|---------------|------|-------------|-------------|-------|--------------------------|
| 機械名          |               | 数量   | オープン<br>ピット | クローズ<br>ピット | 横軸ポンプ | 摘要                       |
| 全            | 般             | 1 式  | 3           | 3           | 4     |                          |
| 主ポンプ         | 主 ポ ン プ       | 2 台  | 7           | 6           | 9     |                          |
| き 備          | 主配管・弁類        | 2 台分 | 4           | 4           | 5     | 吐出弁がない場合は<br>工数を 0.9 倍する |
| 駆 動          | 主 原 動 機       | 2 台分 | 14          | 15          | 13    |                          |
| 設 備          | 動力伝達装置        | 2 台分 | 6           | 5           | 5     |                          |
| 系 統          | 機器設備          | 1 式  | 12          | 15          | 14    |                          |
|              | 中 央           | 1 式  | 5           | 3           | 5     |                          |
| 監視操作<br>制御設備 | 機 側           | 1 式  | 5           | 4           | 5     |                          |
|              | 計 装 設 備       | 1 式  | 2           | 3           | 4     |                          |
|              | 受配電設備         | 1 式  | 3           | 4           | 3     |                          |
| 電源           | 自家発電設備        | 1 式  | 11          | 11          | 10    |                          |
|              | 直流電源設備        | 1 式  | 2           | 2           | 2     |                          |
| 除            | 塵 設 備         | 2 台分 | 7           | 5           | 5     |                          |
|              | 燃料貯油槽         | 1 式  | 2           | 1           | 2     |                          |
| 付 属          | 天 井 ク レ ー ン   | 1 式  | 3           | 4           | 2     |                          |
| 設 備          | 換気·照明設備       | 1 式  | 2           | 3           | 1     |                          |
|              | 消火・屋内排水設備     | 1 式  | 1           | 1           | 2     |                          |
| 確            | 認 運 転         | 2 台分 | 11          | 11          | 9     |                          |
|              | <del>] </del> | 2 台分 | 100         | 100         | 100   |                          |

(3) 作業区分別工数比率

#### 1)工数比率(年点検)

揚排水ポンプ設備の年点検の作業区分別工数比率は、表-3・7元を標準とする。

改

表-3·7 作業区分別工数比率 (年点検) (%)

訂(案)

備考

|                | 作 業 区 分   |      | 立軸ス         | ポンプ         |       |                          |
|----------------|-----------|------|-------------|-------------|-------|--------------------------|
| į              | 機械名       |      | オープン<br>ピット | クローズ<br>ピット | 横軸ポンプ | 摘要                       |
| 全              | 般         | 1 式  | 3           | 3           | 4     |                          |
|                | 主ポンプ      | 2 台  | 7           | 6           | 9     |                          |
| 主ポンプ設備         | 主配管・弁類    | 2 台分 | 4           | 4           | 5     | 吐出弁がない場合は<br>工数を 0.9 倍する |
| 駆動設備           | 主 原 動 機   | 2 台分 | 14          | 15          | 13    |                          |
| 网区到70文7闸       | 動力伝達装置    | 2 台分 | 6           | 5           | 5     |                          |
| 系 統            | 機器設備      | 1 式  | 12          | 15          | 14    |                          |
| E0.10 10 16    | 中央        | 1 式  | 5           | 3           | 5     |                          |
| 監視操作<br>制御設備   | 機 側       | 1 式  | 5           | 4           | 5     |                          |
| 15.1 EL BY MIL | 計 装 設 備   | 1 式  | 2           | 3           | 4     |                          |
|                | 受配電設備     | 1 式  | 3           | 4           | 3     |                          |
| 電源設備           | 自家発電設備    | 1 式  | 11          | 11          | 10    |                          |
|                | 直流電源設備    | 1 式  | 2           | 2           | 2     |                          |
| 除              | 題 設 備     | 2 台分 | 7           | 5           | 5     |                          |
|                | 燃料 貯油 槽   | 1 式  | 2           | 1           | 2     |                          |
| 付属設備           | 天 井 ク レーン | 1 式  | 3           | 4           | 2     |                          |
| 门周叹闸           | 換気・照明設備   | 1 式  | 2           | 3           | 1     |                          |
|                | 消火・屋内排水設備 | 1 式  | 1           | 1           | 2     |                          |
| 確言             | 忍 運 転     | 2 台分 | 11          | 11          | 9     |                          |
|                | 計         | 2 台分 | 100         | 100         | 100   |                          |

## 平成 21 年度 機械設備積算基準 (案) 【機械設備点検・整備 (揚排水ポンプ設備)】対比表

| 現 行  | 改訂(案)  | 備考 |
|--|--|----|
| (注) 1. 主配管・弁類で逆止弁,吐出弁のうち,吐出ゲートは除くものとし,作業区分別工数を | (注) 1. 主配管・弁類で逆止弁,吐出弁のうち,吐出ゲートは除くものとし,作業区分別工数を |    |
| 訂正した後に別途加算するものとする。ただし、クローズピットの場合は吐出ゲートを標       | 訂正した後に別途加算するものとする。ただし、クローズピットの場合は吐出ゲートを標       |    |
| 準とする。  | 準とする。  |    |
| なお,加算工数は「② 水門設備」参照のこと。                         | なお,加算工数は「② 水門設備」参照のこと。                         |    |
| 2. 系統機器設備は、燃料系統、冷却水系統、潤滑水系統、始動系統、満水系統、潤滑油系     | 2. 系統機器設備は、燃料系統、冷却水系統、潤滑水系統、始動系統、満水系統、潤滑油系     |    |
| 統等とする。   | 統等とする。   |    |
| 3. 燃料系統は燃料貯油槽を除くものとする。                         | 3. 燃料系統は燃料貯油槽を除くものとする。                         |    |
| 4. 除塵設備の標準工数は除塵機までとし、水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベヤ、貯     | 4. 除塵設備の標準工数は除塵機までとし、水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベヤ、貯     |    |
| 留ホッパは含まない。                                     | 留ホッパは含まない。                                     |    |
| なお、水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベヤ、貯留ホッパがある場合は「(3)工数       | なお、水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベヤ、貯留ホッパがある場合は「(3) 工数      |    |
| 補正」の表-3・8により補正する。                              | 補正」の表 $-3 \cdot 14$ により補正する。                   |    |
| 5. 付属設備は,燃料貯油槽,天井クレーン設備,換気設備,照明設備,消火設備,屋内排     | 5. 付属設備は,燃料貯油槽,天井クレーン設備,換気設備,照明設備,消火設備,屋内排     |    |
| 水設備とし、角落し設備は含まない。                              | 水設備とし、角落し設備は含まない。                              |    |
| 6. 確認運転とは、実負荷運転もしくはそれに近い状態での設備全体の総合操作の機能確認     | 6. 確認運転とは、実負荷運転もしくはそれに近い状態での設備全体の総合操作の機能確認     |    |
| をいう。なお,クラッチを切っての原動機単体運転や短時間のポンプ空転運転は,機器の       | をいう。なお、クラッチを切っての原動機単体運転や短時間のポンプ空転運転は、機器の       |    |
| 単独運転に含まれる。                                     | 単独運転に含まれる。                                     |    |
|  |  |    |
|  |  |    |

|  |               | 改    | て 訂     | (案)         |         |                        |
|--|---------------|------|---------|-------------|---------|------------------------|
| 2)工数比率(F<br>揚排水ポンフ   |               | 乍業区分 | 別工数比率   | は,表-3・      | 8 を標準とす | る。                     |
| 揚排水ポンプ設備の年点検の作業区分別工数比率は、表-3・8 を標準とする。<br>表-3・8 作業区分別工数比率(目視月点検)(%) |               |      |         | ······      |         |                        |
|  | 作業区分立軸ポンプ     |      |         |             |         |                        |
|  | 機械名数量         |      | オープンピット | クローズ<br>ピット | 横軸ポンプ   | 摘要                     |
| 全  | 般             | 1 式  | 3       | 3           | 4       |                        |
| 3-12   | 主 ポ ン プ       | 2 台  | 8       | 7           | 10      |                        |
| 主ポンプ =<br>設備 <u>=</u>  | 主配管・弁類        | 2 台分 | 5       | 5           | 6       | 吐出弁がない場合<br>は工数を0.9倍する |
| 3  | 主 原 動 機       | 2 台分 | 16      | 17          | 15      |                        |
| 駆動設備   | 動力伝達装置        | 2 台分 | 7       | 6           | 6       |                        |
| 系 統 機  | 幾 器 設 備       | 1 式  | 14      | 17          | 16      |                        |
|  | 中 央           | 1 式  | 6       | 4           | 5       |                        |
| 監視操作 制御設備  | 機 側           | 1 式  | 6       | 5           | 5       |                        |
| NIE.   | 計装設備          | 1 式  | 2       | 3           | 4       |                        |
| <u> </u>   | 受配電設備         | 1 式  | 3       | 4           | 3       |                        |
| 電源設備   | 自家発電設備        | 1 式  | 12      | 12          | 11      |                        |
| Ū  | 直流電源設備        | 1 式  | 2       | 2           | 2       |                        |
| 除塵   | 設備            | 2 台分 | 8       | 6           | 6       |                        |
| <u></u>  | 燃料 貯油 槽       | 1 式  | 2       | 1           | 2       |                        |
| 付属設備   | 天 井 ク レ ー ン   | 1 式  | 3       | 4           | 2       |                        |
| 1  | 換 気 · 照 明 設 備 |      | 2       | 3           | 1       |                        |
|  | 消火・屋内排水設備     | 1 式  | 1       | 1           | 2       |                        |
|  | 計             | 2 台分 | 100     | 100         | 100     |                        |

現 行 改 訂 (案) 備 考

#### (4) 工数補正

点検工数は、設備の規模、設備の内容を検討し作業区分別工数比率等を参考に補正するものとする。

- 1) 各補正係数は、「(2) 作業区分別工数比率」の作業区分の該当部分のみ補正を行うものとする。
- 2) 作業区分別工数の補正方法は次による。

補正工数=標準工数×作業区分別工数比率×補正係数

3) 各工数補正は次を標準とする。

#### イ 主ポンプ台数補正

主ポンプ台数による工数補正は表-3・5「主ポンプ台数補正係数」による補正を行う。

表-3・5 主ポンプ台数補正係数

|     |       | 作   | 業        | 区       | 分   |      |      | 主ポン | プ台数  |      |
|-----|-------|-----|----------|---------|-----|------|------|-----|------|------|
|     |       | 機材  | 或 名      |         |     | 数量   | 1台   | 2台  | 3台   | 4 台  |
| 全   |       |     |          |         | 般   | 1 式  | 1.0  | 1.0 | 1.0  | 1.0  |
| 主ポ設 | ポンプ 備 | 主力管 | ポンプ<br>・ | 及び<br>弁 | 主配類 | 2 台分 | 0. 5 | 1.0 | 1.5  | 2.0  |
| 駆設  | 動備    | 動力主 | 万伝達<br>原 | 装置,     | 及び機 | 2 台分 | 0. 5 | 1.0 | 1.5  | 2. 0 |
| 系   | 統     | 機   | 器        | 設       | 備   | 1 式  | 0.8  | 1.0 | 1. 1 | 1.2  |
| 監   | 視     | 操   | 作        | 設       | 備   | 1 式  | 1.0  | 1.0 | 1.0  | 1.0  |
| 電   | Ì     | 原   | 設        |         | 備   | 1 式  | 1.0  | 1.0 | 1.0  | 1.0  |
| 除   | J.    | 塵   | 設        |         | 備   | 2 台分 | 0.6  | 1.0 | 1.4  | 1.9  |
| 付   | J     | 禹   | 設        |         | 備   | 1 式  | 1.0  | 1.0 | 1.0  | 1.0  |
| 確   |       | 認   | 運        |         | 転   | 2 台分 | 0.6  | 1.0 | 1.2  | 1.6  |

#### (5) 工数補正

点検工数は、設備の規模、設備の内容を検討し作業区分別工数比率等を参考に補正するものとする。

- 1) 各補正係数は、「(2) 作業区分別工数比率」の作業区分の該当部分のみ補正を行うものとする。
- 2) 作業区分別工数の補正方法は次による。 補正工数=標準工数×作業区分別工数比率×補正係数
- 3) 各工数補正は次を標準とする。

#### イ 主ポンプ台数補正

主ポンプ台数による工数補正は、<u>年点検及び目視月点検は</u>表-3・<u>9</u>「主ポンプ台数補正係数 (年点検・目視月点検)」により、管理運転点検は表-3・10「主ポンプ台数補正係数(管理運 転点検)」による補正を行う。

表-3・9 主ポンプ台数補正係数 (年点検・目視月点検)

|       |     |     |          |         |     |      |      | 主ポン  | プ台数  |      |
|-------|-----|-----|----------|---------|-----|------|------|------|------|------|
| 機械名数量 |     |     |          |         |     | 数量   | 1台   | 2 台  | 3 台  | 4 台  |
| 全     |     |     |          |         | 般   | 1 式  | 1.0  | 1.0  | 1.0  | 1.0  |
| 主ポ設   | ンプ備 | 主力管 | ポンプ<br>・ | 及び<br>弁 | 主配類 | 2 台分 | 0. 5 | 1.0  | 1.5  | 2. 0 |
| 駆設    | 動備  | 動力主 | 万伝達<br>原 | 装置<br>動 | 及び機 | 2 台分 | 0. 5 | 1.0  | 1.5  | 2. 0 |
| 系     | 統   | 機   | 器        | 設       | 備   | 1 式  | 0.8  | 1.0  | 1. 1 | 1. 2 |
| 監     | 視   | 操   | 作        | 設       | 備   | 1 式  | 1.0  | 1.0  | 1.0  | 1. 0 |
| 電     | ì   | 原   | 設        |         | 備   | 1 式  | 1. 0 | 1.0  | 1.0  | 1. 0 |
| 除     | J.  | 塵   | 設        |         | 備   | 2 台分 | 0.6  | 1. 0 | 1. 4 | 1. 9 |
| 付     |     | 禹   | 設        |         | 備   | 1 式  | 1. 0 | 1.0  | 1. 0 | 1. 0 |
| 確     | 1   | 忍   | 運        |         | 転   | 2 台分 | 0.6  | 1.0  | 1. 2 | 1.6  |

#### 表-3・10 主ポンプ台数補正係数(管理運転点検)

| 16 日     |      |     | 主ポンプ台 | 安义  |              |
|----------|------|-----|-------|-----|--------------|
| <u>埋</u> | 1. 鱼 | 2 拉 | 3. 1  | 4 拉 | <u>5 台以上</u> |
| 点検構成人員   |      | 1.0 | 1.0   | 1.0 | 1. 25        |

#### 現 備 考 行 改 訂(案) ロ 原動機形式補正 口 原動機形式補正 原動機の形式による工数補正は、年点検及び目視月点検は表-3・11「主原動機形式補正係数(年 原動機の形式による工数補正は表-3・6「主原動機形式補正係数」による補正を行う。 点検・目視月点検)」により、管理運転点検は表-3・12「主原動機形式補正係数(管理運転点検)」 表-3・6 主原動機形式補正係数 る補正を行う。 作 業 区 分 原動機区分 表-3・11 主原動機形式補正係数(年点検・目視月点検) DE 駆動 機械名 ガスタービン 電動機 (標準工数) 作 業 区 分 原動機区分 主ポンプ 動力伝達装置 2台分 1.0 0.9 0.6 DE 駆動 ガスタービン 機械名 電動機 駆動設備 主 原 動 機 2 台分 (標準工数) 1.0 1.2 0.3 主ポンプ 動力伝達装置 2台分 系統機器 立 軸 ポンプ 1 式 1.0 0.5 0.4 1.0 0.9 0.6 駆動設備 主 原 動 機 2 台分 設 備 横 軸 ポ ン プ 1.0 1.2 0.3 1 式 1.0 1.1 0.4 系統機器 立 軸 ポンプ 1 式 1.0 0.5 0.4 認運 転 2 台分 1.0 0.8 0.6 設備横軸ポンプ (注) 系統機器は機場の機器構成に応じて適宜補正を行うこと。 1 式 1.0 1.1 0.4 転 2 台分 0.8 1.0 0.6 (注) 系統機器は機場の機器構成に応じて適宜補正を行うこと。 表-3・12 主原動機形式補正係数(管理運転点検) 主原動機の形式 項目 DE 駆動 ガスタービン 電動機 (標準工数) 点検構成人員 1.0 0.75 1.0

#### ハ 減速機形式補正

減速機の形式による工数補正は表-3・7「減速機形式補正係数」による補正を行う。

表-3・7 減速機形式補正係数

| 作 業 区 分 |       | ポンプ          |        |
|---------|-------|--------------|--------|
| 機械名     | 減速機のみ | 油圧クラッチ<br>付き | 流体継手付き |
| 動力伝達装置  | 1.0   | 1.1          | 1.2    |

#### 二 除塵設備構造補正

除塵設備の構造による工数補正は表-3・8「除塵設備構造補正係数」による補正を行う。

表-3・8 除塵設備構造補正係数

| 作業区。機械名 | 数量   | 除塵機のみ | 除塵機+<br>搬送設備 | 除塵機+<br>搬送設備+<br>貯留設備 |
|---------|------|-------|--------------|-----------------------|
| 除塵設備    | 2 台分 | 1. 0  | 1.2          | 1. 4                  |
| 確 認 運 転 | 2 台分 | 1.0   | 1. 1         | 1.2                   |

#### ホ 天井クレーン形式補正

天井クレーン形式による工数補正は表-3・9「天井クレーン形式補正係数」による補正を行う。

表-3・9 天井クレーン形式補正係数

| 作業区       | 分  | <b>電動力1</b> 1/2 | 工動力1   |  |
|-----------|----|-----------------|--------|--|
| 機械名       | 数量 | 電動グレーン          | 手動クレーン |  |
| 天 井 ク レーン | 1式 | 1.0             | 0.3    |  |

ハ 減速機形式補正(年点検・目視月点検)

減速機の形式による工数補正は表-3・13 「減速機形式補正係数」による補正を行う。

#### 表-3・13 減速機形式補正係数 (年点検・目視月点検)

| 作業区分   |       | ポンプ          |        |
|--------|-------|--------------|--------|
| 機械名    | 減速機のみ | 油圧クラッチ<br>付き | 流体継手付き |
| 動力伝達装置 | 1.0   | 1.1          | 1.2    |

ニ 除塵設備構造補正 (年点検・目視月点検)

除塵設備の構造による工数補正は表-3・14「除塵設備構造補正係数」による補正を行う。

#### 表-3・14 除塵設備構造補正係数<u>(年点検・目視月点検)</u>

| 作業区 |     |     | 分   |    | 除塵機のみ | 除塵機+<br>搬送設備 | 除塵機+<br>搬送設備+<br>貯留設備 |
|-----|-----|-----|-----|----|-------|--------------|-----------------------|
|     | 機械名 |     |     | )量 |       |              |                       |
| 除   | 塵   | 設 備 | 2 - | 台分 | 1.0   | 1. 2         | 1. 4                  |
| 確   | 認   | 運車  | 2 - | 台分 | 1. 0  | 1.1          | 1. 2                  |

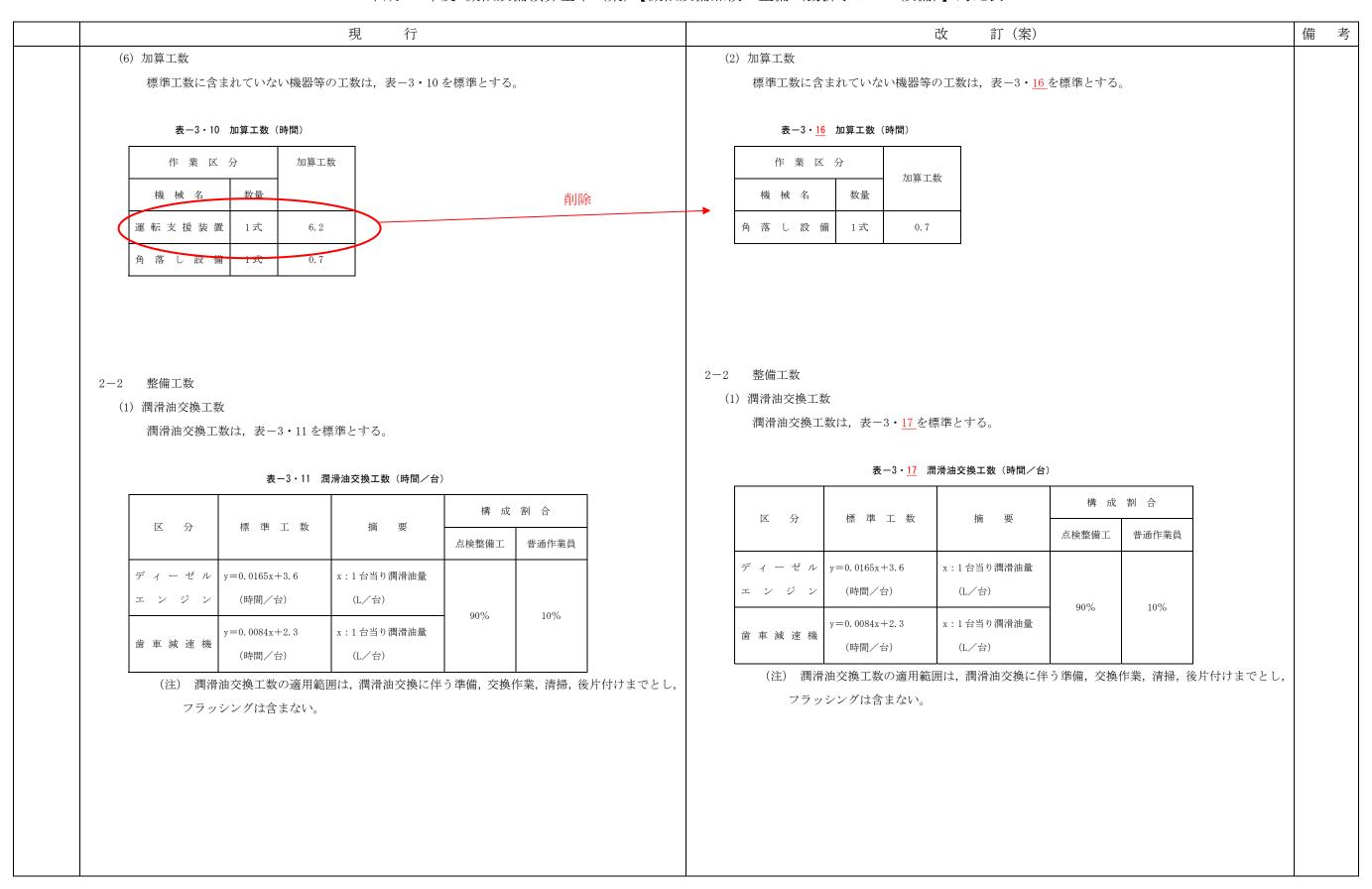
ホ 天井クレーン形式補正 (年点検・目視月点検)

天井クレーン形式による工数補正は表 $-3 \cdot \frac{15}{15}$ 「天井クレーン形式補正係数」による補正を行う。

#### 表-3・15 天井クレーン形式補正係数

| 作業区       | 分  | <b>電動力1</b> 1/2 | 手動クレーン |  |
|-----------|----|-----------------|--------|--|
| 機械名       | 数量 | 電動クレーン          |        |  |
| 天 井 ク レーン | 1式 | 1.0             | 0.3    |  |

#### 平成21年度機械設備積算基準(案)【機械設備点検・整備(揚排水ポンプ設備)】対比表



基準の解説

## 平成 21 年度 機械設備積算基準 (案) 解説 【機械設備点検・整備 (揚排水ポンプ設備)』対比表

| 現 行  | 改 訂 (案)  | 備考 |
|--|--|----|
| 1 点検原価 1-1 点検圧数  具種口径ポンプの算出方法は、作業区分の数量が一式の項目については全ポンプ の平均口径、台敷の項目については各々の口径より求めた標準点検上数を各作業区 分別工数比率により算出するものとする。但し、各作業区分別工数比率は台数補正を行うものとする。 | 図 おり(条)  1 適用範囲 月点検は原則として管理運転点検とし、管理運転ができない場合は、目視月点検として設備条件に適合した内容で工数を算出するものとする。  2 点検原価 2-1 点検工数 (年点検・目視月点検) 異なる吐出量のボンブの第出方法は、作業区分の数量が一式の項目については全ボンブの平均吐出量、対象の項目については各々の吐出量より求めた標準点検工数を各作業区分別工数比率により算出するものとする。但し、各作業区分別工数比率は台数補正を行うものとする。 |    |

第3章 揚排水ポンプ設備 第2 コラム形水中ポンプ設備(救急排水ポンプ設備)

#### 平成21年度 機械設備積算基準(案) 【機械設備点検・整備(救急排水ポンプ設備)】対比表

#### 第2 救急排水ポンプ設備

#### 1 適用範囲

この基準は、救急排水ポンプ設備の点検・整備に適用する。

現行

#### 1-1 区分及び構成

救急排水ポンプ設備の区分及び構成は、表-3・12による。

表-3・12 区分及び構成

| 区 分     | 構 成                   |
|---------|-----------------------|
| ポンプユニット | ポンプ本体、付属品             |
| 電源・操作設備 | 発電装置(操作盤搭載)等、接地端子箱    |
|         | ケーブル、ケーブルリール、保護装置、接続盤 |
|         |                       |
| コラムパイプ、 | コラムパイプ、吐出弁、吐出管        |
| 配管・弁類   |                       |
| 水位計     | 水位計                   |
| 除塵設備    | 除塵機                   |
| 付属設備    | スクリーン、照明設備、補助燃料タンク    |

#### 2 点検・整備原価

- 2-1 補助材料費 補助材料費率は、「第3章第1 揚排水ポンプ設備」に準ずる。
- 2-2 直接経費 直接経費率は、「第3章第1 揚排水ポンプ設備」に準ずる。
- 2-3 点検工数 点検工数は、表-3・13を標準とする。

#### 第2 コラム形水中ポンプ設備

1 適用範囲

この基準は、コラムパイプに水中モータポンプを取り付けて排水を行うコー対象を明示 ラム形水中ポンプ設備の点検・整備に適用する。

改訂 (案)

1-1 適用条件

この基準が適用できるポンプ形式、ポンプロ径、計画吐出量及び揚 程節囲は表-3・12を標準とする。

表-3・12 ポンプ形式・ポンプロ径、計画叶出量及び揚程範囲

| <u>ポンプ形式</u>                   | <u>ポンプロ径</u> | 計画吐出量        | <u>揚程範囲</u>          |
|--------------------------------|--------------|--------------|----------------------|
| <u>コラム形着脱式立軸斜流水中</u><br>モータポンプ | <u>700mm</u> | <u>1 텡/s</u> | $6 \sim 9 \text{ m}$ |

#### 1-2 区分及び構成

コラム形水中ポンプ設備の区分及び構成は、表-3・13による。

表-3・13 区分及び構成

| 区 分        | 構成                               |
|------------|----------------------------------|
| ポンプユニット    | ポンプ本体、付属品                        |
| 電源・操作設備    | 発電装置( <u>原動機、交流発電機、内蔵燃料槽、始動用</u> |
|            | <u>蓄電池、充電器、発電機盤、操作盤</u> )、接地端子箱、 |
|            | ケーブル、ケーブルリール、保護装置、接続盤            |
| コラムパイプ、    | コラムパイプ、吐出弁、吐出管 <u>、継手</u>        |
| 配管・弁類      |                                  |
| 水位計        | 水位計                              |
| 除塵設備       | 除塵機                              |
| 付属設備       | スクリーン、照明設備、補助燃料タンク               |
| (注) ※重壮器 か | 、ら独立して設置する場体般は電酒・場作設備に今ねむ。       |

(注)発電装置から独立して設置する操作盤は電源・操作設備に含むもの 独立型操作盤について とする。

現行通り

2-3 点検工数

- 点検工数は、表−3・<u>14</u>を標準とする。

等を削除し、具体的に 記載

備考

名称を改訂

適用範囲を明示

名称を改訂

#### 平成21年度 機械設備積算基準(案) 【機械設備点検・整備(救急排水ポンプ設備)】対比表

| 現行               |       |                 |            |      |  |  |  |
|------------------|-------|-----------------|------------|------|--|--|--|
| 表一3・13 点検・整備標準工数 |       |                 |            |      |  |  |  |
| 区分及び認            | 1.供力  | 単位              | 点検・整備工数(H) |      |  |  |  |
| <b>四方及い</b> 記    | 文/佣/石 | 平 1年            | 年点検        | 月点検  |  |  |  |
| 全般               |       | 1機場当り           | 2. 3       | 1. 3 |  |  |  |
| ポンプユニット          | 格納庫点検 | ポンプ1台当り         | 6.4        | 2. 6 |  |  |  |
| 機場点検             |       | ポンプ1台当り         | 7. 0       | 2. 9 |  |  |  |
| 電源・操作設備          |       | 発電装置1台<br>当り    | 7. 1       | 2. 7 |  |  |  |
| コラムパイプ、<br>配管・弁類 |       | コラムパイプ<br>1 基当り | 1. 8       | 0.9  |  |  |  |
| 水位計              |       | 水位計1台当り         | 1. 3       | 0. 4 |  |  |  |
| 除塵設備             |       | 除塵機1台当り         | 5. 7       | 1. 9 |  |  |  |
| 管理運転             |       | ポンプ1台当り         | 4. 7       | 1. 9 |  |  |  |
| 設置・撤去            |       | ポンプ1台当り         | 2 5        | . 1  |  |  |  |

- (注) 1. 全般には、付属設備等の点検を含む。
  - 2. ポンプユニットは、点検を行う場所に応じ、格納庫点検・機場点検 のいずれかを計上する。
  - 3. 設置・撤去は、可搬式設備を機場において管理運転する場合に適用する。
  - 4. 設置・撤去の職種構成比は、点検整備工80%、普通作業員20% とする。
  - 5. 管理運転は実排水運転を伴う作業の場合に適用する。
  - 6. 管理運転に伴う主ポンプ、電源・操作設備等の格納庫と機場間の運 搬費は、共通仮設費(運搬費)として別途計上する。
  - 7. 設置・撤去に伴う機械経費(トラッククレーン等)は、直接経費として必要に応じ別途計上する。
- 2-4 共通仮設費

共通仮設費率は、「第3章第1 揚排水ポンプ設備」に準ずる。

2-5 点検・整備工間接費

点検・整備工間接費率は、「第3章第1 揚排水ポンプ設備」に準ずる。

| 表-3· <u>14</u> 標準 <u>点検</u> 工数                            |            |                 |              |        |  |
|---|------------|-----------------|--------------|--------|--|
| マ分及が割   | 区分及び設備名    |                 | <u>標準</u> 点検 | _工数(H) |  |
| 四月及○前   | C VIII /LI | 単位              | 年点検          | 月点検    |  |
| 全般  |            | 1機場当り           | 2. 3         | 1. 3   |  |
| ポンプユニット   | 格納庫点検      | ポンプ1台当り         | 6.4          | 2. 6   |  |
|   | 機場点検       | ポンプ1台当り         | 7. 0         | 2. 9   |  |
| 電源・操作設備   | 電源・操作設備    |                 | 7. 1         | 2. 7   |  |
| コラムパイプ、<br>配管・弁類<br>水位計<br>除塵設備<br><b>確認</b> 運転<br>取付・取外し |            | コラムパイプ<br>1 基当り | <u>1. 9</u>  | 0. 9   |  |
|   |            | 水位計1台当り         | <u>1.4</u>   | 0.4    |  |
|   |            | 除塵機1台当り         | 5. 7         | 1. 9   |  |
|   |            | ポンプ1台当り         | <u>5. 1</u>  | 1. 9   |  |
|   |            | ポンプ1台当り         | 2 5          | . 1    |  |

改訂 (案)

(注) 1. 全般には、付属設備 の点検を含む。

- 2. ポンプユニットは、点検を行う場所に応じ、格納庫点検・機場点検のいずれかを計上する。
- 3. <u>取付・取外しは、可搬設備(ポンプ本体、電源・操作設備)</u>を機場において確認運転する場合に適用する。
- 4. <u>取付・取外し</u>の職種構成比は、点検整備工80%、普通作業員20%とする。
- 5. 確認運転は実排水運転を行い設備全体の機能確認を行うものとする。
- 6. 確認運転に伴う\_\_ポンプ本体、電源・操作設備\_\_の格納庫と機場間 の運搬費は、共通仮設費(運搬費)として別途計上する。
- 7. <u>取付・取外し</u>に伴う機械経費(トラッククレーン等)は、直接経費として必要に応じ別途計上する。

現行通り

2-5 点検 整備 間接費

点検\_整備\_間接費率は、「第3章第1 揚排水ポンプ設備」に準ずる。

管理運転点検における 管理運転と間違えるこ とから、区分を確認運 転とする

備考

語句修正

製作・据付と記載をそ ろえる

等を削除

具体的に記載

具体的に記載 等を削除

語句修正

第4章 トンネル換気設備・非常用施設

第5章 道路排水設備

第Ⅲ編 機械設備設計業務委託積算基準

## 第1章 一般共通

第2章 水門設備

第3章 揚排水ポンプ設備

第4章 ダム施工機械設備

第 5 章 トンネル換気・排常用旋段

# 第6章 消融雪設備

第7章 道路排水設備

第8章 共同溝付帯設備

第 9 章 遠方監視操作制御設備